# 神戸市地域防災計画

## 共　通　編

令和８年３月

神 戸 市 防 災 会 議

神　　戸　　市

# 目次

■　総則---------- 1

**第１章　計画の目的 ----------1**

**第２章　計画の構成と内容 ----------2**

**第３章　基本理念　～自己決定力の向上～----------5**

**第４章　課題と教訓 ----------11**

４－１　取り組むべき視点 ---------- 11

４－２　地震・津波災害の課題と教訓 ---------- 12

４－３　風水害の課題と教訓 ---------- 22

**第５章　神戸市の概況 ----------24**

**第６章　災害想定 ----------28**

６－１　地震・津波災害の想定 ---------- 28

６－２　風水害の想定 ---------- 41

６－３　大規模事故災害の想定 ---------- 47

**第７章　市民・事業者・市の自己決定力の向上に向けて----------53**

７－１　市民の取組み ---------- 53

７－２　事業者の取組み ---------- 60

７－３　市の取組み ---------- 63

■　防災組織計画---------- 68

**第１章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱----------68**

**第２章　神戸市防災会議組織 ----------74**

**第３章　防災に関する組織 ----------77**

３－１　災害対策（警戒）本部設置までの流れ ---------- 77

３－２　市長及び副市長の出動体制 ---------- 79

３－３　職員配備計画 ---------- 79

３－４　災害対策（警戒）本部等の設置 ---------- 85

■　予防計画---------- 97

**第１章　防災・減災の基本的な取組み ----------98**

１－１　防災体制を強化するための取組み ---------- 99

１－２　地域防災力を高めるための取組み ----------102
１－３　防災意識を高めるための取組み ----------103

**第２章　情報収集・伝達・広報体制の整備----------104**
２－１　情報ネットワークの構築 ----------105
２－２　情報収集伝達システム ----------106
２－３　広報関係の応援協定 ----------112

**第３章　広域連携・応援体制の整備 ----------113**
３－１　災害支援 ----------114
３－２　災害受援 ----------116
３－３　災害応援の仕組み ----------118

**第４章　救急医療体制の整備 ----------125**
４－１　兵庫県域における災害救急医療システムの整備 ----------126
４－２　医薬品・医療資機材の備蓄 ----------128
４－３　災害時医療体制の整備 ----------128
４－４　災害時救急医療の研修・教育、市民等の災害時応急手当等 ----------128

**第５章　市民・事業者の自主防災活動の支援----------129**
５－１　防災福祉コミュニティの役割と支援 ----------130
５－２　災害時の関係団体等との連携 ----------132
５－３　地区防災計画 ----------134

**第６章　避難計画 ----------136**
６－１　避難行動 ----------137
６－２　緊急避難場所および避難所の指定 ----------142
６－３　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 ----------146
６－４　土砂災害における避難計画 ----------148
６－５　洪水浸水想定区域等における避難計画 ----------150
６－６　高潮浸水想定区域等における避難計画 ----------151
６－７　津波浸水想定区域等における避難計画 ----------152

**第７章　救援・救護に関する整備 ----------154**
７－１　災害時要援護者の支援に向けた平常時からの取組み ----------155
７－２　高齢者・障害者対策 ----------158
７－３　災害対策要員の確保計画 ----------160
７－４　災害用機械器具の確保計画 ----------160
７－５　災害時空地管理システム ----------161
７－６　学校施設における防災に関する体制整備 ----------161
７－７　避難所における仮設トイレの整備 ----------162

７－８　避難所における防災資機材の整備 ----------164
７－９　被災ペット動物救護対策 ----------164

**第８章　帰宅困難者対策 ----------165**
８－１　帰宅困難者の定義 ----------166
８－２　帰宅困難者対策の取組み ----------167

**第９章　備蓄・供給体制の整備 ----------171**
９－１　飲料水・生活用水の備蓄・供給体制 ----------172
９－２　食料の備蓄・供給体制 ----------174
９－３　物資の備蓄・供給体制 ----------177
９－４　災害時要援護者用物資の備蓄・供給体制 ----------179

**第１０章　ライフライン機関の施設の強化----------180**
１０－１　電力施設の強化(関西電力および関西電力送配電) ----------181
１０－２　都市ガス施設の強化(大阪ガスネットワーク) ----------189
１０－３　通信施設の強化(ＮＴＴ西日本) ----------191

**第１１章　交通規制・緊急輸送に関する整備----------193**
１１－１　交通規制に関する整備 ----------194
１１－２　緊急輸送道路ネットワークの整備 ----------195
１１－３　緊急道路啓開に関する整備 ----------196
１１－４　ヘリコプターの活用に関する整備 ----------197
１１－５　海上輸送の確保に関する整備 ----------200

**第１２章　ボランティア活動の体制整備 ----------201**
１２－１　ボランティアの教育・育成 ----------202

**第１３章　被災者生活の安定・再建に関する事前対策----------203**
１３－１　罹災証明書の発行に関する事前準備 ----------204
１３－２　被災者生活再建支援システムの導入 ----------204
１３－３　被災者支援の仕組みの整備 ----------205

防災データベースの参照については、下記のように略記する。

| 資料項目 | 略記 |
|---|---|
| 防災 DB　共通編 総則資料 | 防災 DB　共総則 |
| 共通編 防災組織計画資料 | 防災 DB　共防災組織 |
| 共通編 予防計画資料 | 防災 DB　共予防 |
| 地震・津波対策編 応急対応計画資料 | 防災 DB　地応急 |
| 風水害対策編 応急対応計画資料 | 防災 DB　風応急 |
| 風水害対策編 土砂災害関連データ資料 | 防災 DB　風土砂 |
| 大規模事故災害対策編 予防・応急対応計画資料 | 防災 DB　大予応 |
| 防災 DB　協定関連　大都市との相互応援協定資料 | 防災 DB　協大都市 |
| 協定関連　自治体との相互応援協定資料 | 防災 DB　協自治体 |
| 協定関連　消防組織に係る応援協定資料 | 防災 DB　協消防 |
| 協定関連　防災関連機関等との相互応援協定資料 | 防災 DB　協防災関連 |

# ■　総則

## 第１章　計画の目的

### (1) 計画の目的

神戸市地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、神戸市の地域における災害に係わる神戸市の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて、総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、身体、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とする。

### (2) 作成機関等

本計画の作成機関及び庶務担当機関は、以下のとおりである。

① 作成機関　　神戸市防災会議

② 庶務担当機関　　神戸市危機管理局

# 第２章　計画の構成と内容

本計画の構成と内容は、以下のとおりである。

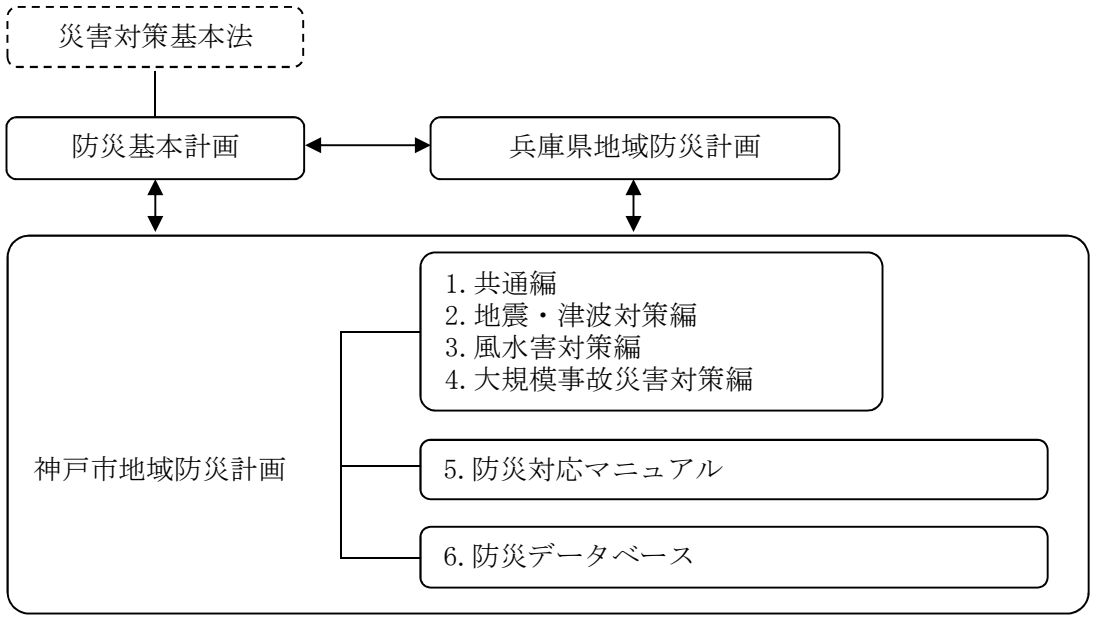


図 2-1　神戸市地域防災計画の構成

## １．共通編

共通編は、総則、組織計画、予防計画で構成する。

### (1) 総則

本計画の基本理念、課題と教訓、災害想定、市民・事業者・市の取組み等について定める。

主に、７章を中心に市民・事業者が防災・減災を進める上での方針や確認しておくべき事項をとりまとめている。

### (2) 組織計画

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、神戸市防災会議の組織、防災に関する組織について定める。防災に関する組織では、災害が発生又は、発生する恐れがある場合の市の組織体制、初動体制、配備計画についてとりまとめている。

### (3) 予防計画

災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合にもその被害を可能な限り軽減するための予防計画を定める。

なお、南海トラフ地震に関する予防計画については、本計画の「南海トラフ地震防災対策推進計画」による。

### ２．地震・津波対策編

地震・津波対策編は、応急対応計画、災害復旧計画、南海トラフ地震防災対策推進計画で構成する。

#### (1) 応急対応計画

地震・津波災害が発生し、また発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的対応を行う等災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

#### (2) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本方針を定める。

また、本計画の内容については、地域での「地区防災計画」の作成など、市民の主体的な参加のもとに、生活圏の広がりに応じた防災計画を作成することにより、その充実を図る。

#### (3) 南海トラフ地震防災対策推進計画

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項について定める。

### ３．風水害対策編

風水害対策編は、応急対応計画、災害復旧計画で構成する。

#### (1) 応急対応計画

洪水災害、土砂災害などの風水害が発生し、また発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的対応を行う等災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

#### (2) 復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本方針を定める。

### ４．大規模事故災害対策編

大規模事故災害対策編は、予防・応急対応計画、災害復旧計画で構成する。

#### (1) 応急対応計画

大規模火災、鉄道事故災害、航空事故災害、原子力等事故災害等の各種事故災害の態様別に、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

#### (2) 復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本方針を定める。

### ５．防災対応マニュアル

災害対策を実行する担当部局別・災害事象別に、具体的行動指針や行動内容を時系列的に、わかりやすく、使いやすい形態に取りまとめている。

### ６．防災データベース

防災対策を実施するうえで必要な各種データを一元的に構築・整備し、各種防災施策を実施するための基本的なデータベースとして取りまとめている。

### ７．計画の修正と習熟

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められる時は、速やかに修正を行うこととする。また、本計画は、防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、市民・事業者にも理解を得ることとする。

# 第３章　基本理念　～自己決定力の向上～

本章では、阪神・淡路大震災以降の本市における防災計画の経緯を整理し、東日本大震災や近年激化する自然災害など新たな課題と教訓を踏まえ、本市が目指すべき神戸らしい防災・減災対策を推進するための基本理念を定める。

## １．阪神・淡路大震災からの復興

平成７年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・損壊により多数の尊い命が失われたほか、神戸港をはじめ、道路や鉄道、ライフラインなど社会活動を支える都市基盤施設が壊滅的な被害を受け、その影響によるライフラインの途絶や延焼火災を引き起こし、甚大な被害をもたらした。

本市では、ただちに「安全都市づくり」の推進を大きな柱として神戸市復興計画及び第４次神戸市基本計画（以下、復興計画等という。）を策定するとともに、平成８年３月、地域防災計画地震対策編の抜本改定を行った。

抜本改定にあたっては、防災会議に地震対策部会及び３つの分科会を設置し、実際の震災対応の中で生じた問題点、課題を明らかにしたうえ、それらに対する解決方法を検討する方式で審議を重ねた。これにより、震災の実態を踏まえた計画となっていることが特徴である。

翌平成９年には、復興計画等の部門別計画として「安全都市づくり推進計画」を策定した。

安全都市づくり推進計画は、事業間の連携や中・長期的な視点を持つことで効率的かつ着実に安全都市づくりを推進すること、また、安全都市づくりの考え方等の情報を提供し、市民・事業者・市の協働による防災まちづくりを推進することを目的としている。

さらに、平成 10 年には、市民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行した。

条例では、①市民・事業者・市が、それぞれの役割を果たし、協働して安全なまちづくりを進める、②自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむ、③災害等の教訓を日常生活の中に生かし、非常時に備えるとともに、後の世代に継承していくことを基本理念としている。

また、復興の歩みを定期的に確認するため、震災から５年と 10 年を迎える平成 11 年度、15 年度の２度「復興の総括と検証」を行った。

平成 15 年度の総括と検証では、「防災」に「減災」の思想を取り入れること、また、「自律」した市民が「連帯」する市民社会を構築することが教訓として整理され、これからの神戸づくりの基本姿勢として「協働と参画のまちづくり」が位置づけられた。

以上のような震災と復興過程の経験・教訓・検証を踏まえ、平成 23 年２月、2025 年（平成 37 年）を目標年次とする第５次神戸市基本計画「神戸づくりの指針」を策定した。

そのなかで、「まちの安全を確保する」ため、①市民・事業者・市が協働で、平時からの備えを十分に行い、それぞれの役割を非常時に果たせる仕組みづくりをめざす、②減災の視点から、ソフト・ハード両面の対策を着実に進めることで、被害を最小限に抑えるまちをめざす、③「自分たちの安全（まち）は自分たちで守る」という意識を持って的確な行動がとれるような自律性の高いまちをめざすことを位置づけている。

## ２．新たな課題と教訓への対応

### (1) 東日本大震災の課題と教訓

阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、地域では自助・共助の意識が広く普及し、防災福祉コミュニティ活動など、協働と参画による取り組みが進展するなか、平成 23 年３月、東日本大震災が発生し、想定をはるかに超える地震規模、広域かつ甚大な津波被害など、新たな課題が突き付けられることとなった。

これを受けて、国では、様々な視点からの検証を踏まえて、災害対策基本法等の法改正がなされ、災害対策の基本理念として被害の最小化及び迅速な回復を図る「減災」の考え方が位置づけられた。また、兵庫県では南海トラフ巨大地震・津波想定の見直しがなされた。

このような動きのなかで、本市では、阪神・淡路大震災後以来となる、防災会議に専門部会を設置し、南海トラフ地震・津波に対する防災・減災対策についての審議がなされ、平成 26 年３月、報告書として提言がまとめられた。

報告書では、日頃からの備えと災害時の行動について、市民・事業者・市それぞれの立場から、自ら考えて、判断し、行動する「自己決定力の向上」に取り組んでいくことが重要であり、「自己決定力の向上」を基本理念として掲げ、市民・事業者・市のそれぞれの役割を明確にし、神戸市民の強みを生かしながら、協働と参画による取り組みを伸ばしていく、神戸らしい防災・減災対策を推進していくことが求められた。これを受け、平成 26 年 12 月に南海トラフ地震防災対策推進計画を新たに作成し、地域防災計画に位置付けた。

### (2) 令和６年能登半島地震

令和６年能登半島地震では、地理的条件、高齢化、インフラの脆弱性など、複数の要因が重なったことで、災害対応の難しさが浮き彫りになった。この教訓を踏まえて、災害対策基本法が一部改正され、防災基本計画および兵庫県地域防災計画が修正されるなど、災害対策の強化が図られた。

本市においては、これらの能登半島地震で顕在化した初動・応急期の課題に加え、阪神・淡路大震災後の経時的な社会情勢の変動やテクノロジーの進展等も踏まえて、特に初動・応急期に係る災害対策について、全市をあげて神戸市災害対策総点検を実施した。今後も引き続き、災害対策の実効性の確保と災害レジリエンスの強化に確実につなげていく。

### (3) 激化する自然災害の課題と教訓

気象庁によると 1976～2021 年で、１時間降水量が 50 ㎜以上（非常に激しい雨）及び 80 ㎜以上（猛烈な雨）の年間観測回数が明瞭に増加傾向にあることが報告されるなど、近年、局地的な集中豪雨が頻発しており、本市でも平成 20 年に発生した都賀川の水難事故では、10 分間で川の水位が 1.3ｍも上昇し、児童を含む５人の尊い命が失われた。

また、気象庁では、東日本大震災や平成 23 年の台風第 12 号による大雨災害等において、警報により重大な災害への警戒を呼びかけたものの、適時的確な避難情報の発令や迅速な避難に必ずしも結びつかなかった教訓を踏まえ、平成 25 年８月 30 日より、「特別警報」の運用を開始した。

気象の特別警報は、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の６種類があり、数十年に一度の大雨などにより、最大限の警戒が必要な場合に発表されるものである。運用開始から２週間の９月 16 日には、日本に接近し上陸した台風第 18 号の影響により、京都府などの３府県に大雨特別警報が発表された。

また、平成 25 年 10 月の台風第 26 号では、伊豆半島で 1 時間 100㎜ を超える猛烈な雨が数時間にわたって降り続き、大規模土砂災害が発生した。この時、気象庁と東京都は共同で土砂災害警戒情報を発表したが、避難勧告等の発令に活かされず、その運用と対応に課題を残した。

そのため、内閣府において、避難の考え方を再整理し、避難勧告等の発令基準や市町村の防災体制等を見直し、平成 26 年４月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定した。

ガイドラインでは、避難勧告等は空振りをおそれず、早めに出すことを基本に判断基準を分かりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示すなど、激化する自然災害等に対して、命を守ることを最優先に的確な避難行動の選択と速やかな行動を促すため、防災体制強化が求められている。

さらに、平成 28 年の台風第 10 号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかった。

これを受け内閣府は平成 29 年１月に「避難勧告等に関するガイドライン」(「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から名称を変更）を改定し、避難情報の名称について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急)」に変更を行い、また避難勧告等を受ける立場に立った情報提供の在り方や、要配慮者の避難の実効性を高める方法、躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築などについて内容が充実され、更なる防災体制の強化が求められることとなった。

平成 30 年７月豪雨では、自治体から避難勧告が発令されたにも関わらず、住民の避難行動に結びつかず、逃げ遅れが発生した。

これを受け、内閣府は平成 31 年３月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、気象庁等が発表する防災気象情報や市町村が発令する避難情報について、それぞれの情報の意味を直感的に分かりやすくし、住民等の自主的な避難判断を支援するため、新たに５段階の「警戒レベル」を導入するとともに、災害が実際に発生したことを伝えるため、「災害発生情報」を新設した。

令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)では、１都 12 県 309 市区町村に大雨特別警報が発表され、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。これらの災害で住民避難で課題が残るとともに、警戒レベル４の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられわかりにくいとの課題も顕在化した。

このため、内閣府は災害対策基本法を改正するとともに「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」として改定した。警戒レベル３を「高齢者等避難」と名称変更され、警戒レベル４の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化しこれまで避難勧告を発令していたタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル５を「緊急安全確保」とし、災害発生・切迫の状況で直ちに安全確保を促すことができるようになるなど避難情報が改善された。

## ３．基本理念

本市では、阪神・淡路大震災の教訓として、生命や財産を守る役割を担うハードの施設は、大規模災害に対して万全ではないことを知り、生命など絶対に守らなければならないものはしっかり守り、被害をできるだけ少なくする「減災」の思想をいち早く取り入れている。

しかし、東日本大震災では、ハード対策への過信と限界によって、一部の地域では被害が拡

大した可能性があり、改めて、減災の考えを再認識するとともに、過ちを繰り返さないためにも、更なる防災・減災対策を推進する必要がある。

神戸市民は、阪神・淡路大震災において、その発災直後の避難・救助活動からその後の避難生活、復旧・復興の過程の中で、人と人とがお互いに助け合い、また、国内外から多くの温かい支援を受け、地域を中心とした絆の大切さ、防災における自助、共助の重要性を、身を以て経験した。

また、この経験をもとに、自主防災組織として防災福祉コミュニティが結成され、継続的に防災訓練などを行い、地域防災力の向上に取り組むとともに、地域に根差した企業との合同訓練を実施するなど、地域コミュニティの醸成を進めることで、「自分たちの安全は自分たちで守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」自主防災・地域防災の考えが根付いている。

そこで、これまで培ってきた神戸市民の強みを生かしながら、「自己決定力の向上」を基本理念とし、以下のとおり、防災・減災の更なる推進に取り組む。

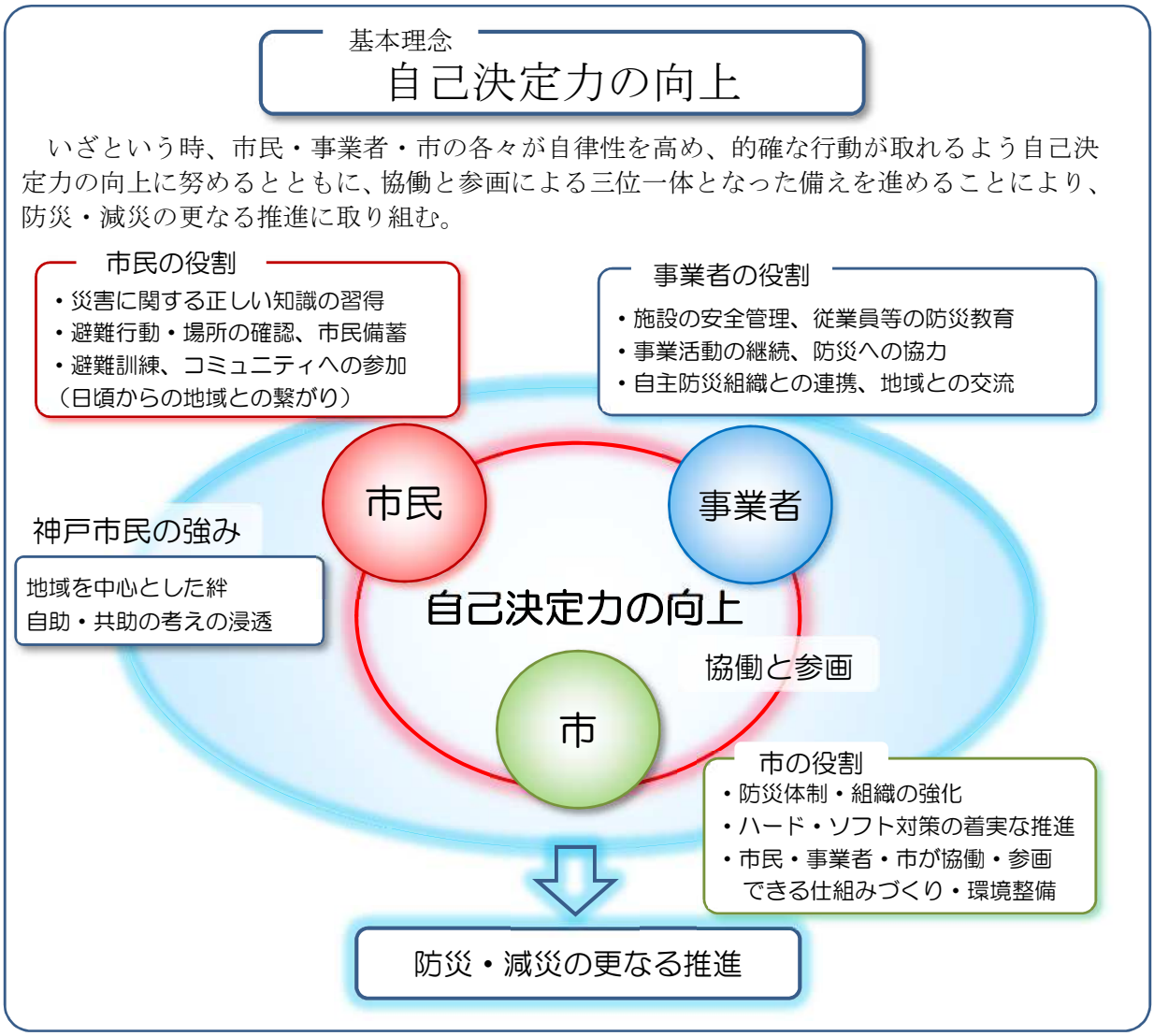


## ４．基本理念の実現に向けて

### (1) 市民・事業者・市の役割

自己決定力の向上とは、市民・事業者・市それぞれの役割を明確にしたうえで、自ら考えて備え、判断し、行動することである。さらには、それぞれの主体が、協働と参画により相互に

助けあえる関係づくりが重要である。

ついては、市民・事業者・市の担うべき役割について、次のとおりとする。

**（市民の役割）**

市民は、自らの命を守ることを最優先とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化し、自律性を高めるとともに、地域での相互交流を深め、地域防災力の向上に努める。

そのためには、災害に関する正しい知識の習得、避難行動・避難場所の確認、市民備蓄など個人での取り組みに加え、避難訓練や地域コミュニティの参加など、日頃からの地域との繋がりを大切にする。

**（事業者の役割）**

事業者は、従業員、顧客等の安全確保に加え、その能力を生かし、積極的に市民の安全確保や日常生活の早期回復に貢献するよう努める。

そのためには、事業所の防災対策・避難訓練、従業員の防災教育に加え、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、市の防災施策への協力、自主防災組織との連携及び地域との交流についても積極的に参加する。

**（市の役割）**

市は、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、事業者の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には確実に各々の力が発揮できるよう多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努める。

そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進するとともに、市民・事業者への安全に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や科学的調査・研究などに加え、要配慮者や女性、性的マイノリティの視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・事業者の意見を反映できる仕組みづくりや平時から交流を深められる環境整備を推進する。

### (2) 神戸市の姿勢と使命

本市は、阪神・淡路大震災の教訓として、震災により浮き彫りになった様々な課題に対し、実際に行った対応を検証し、それらから導き出される次なる課題への取り組みや改善を PDCA サイクルにより実践してきた。

市民がより安全でより安心できるまちを目指すためには、必要な改善を速やかに行う不断の努力を続ける姿勢を貫き、将来起こり得る災害への備えを進めていかなければならない。

また、震災経験の継承・発信については、防災福祉コミュニティを中心に防災訓練や防災体験教育などを通じた地域による取り組み、市民、ボランティア、NPO、事業者、行政等の協働による「阪神・淡路大震災 1.17 のつどい」などの行事を通じた取り組み、被災地への応援職員の派遣や震災対応を直に経験した市職員による研修といった行政による取り組みなど、様々な形で続けられている。

しかしながら、時間の経過とともに震災を経験していない世代が増え、震災の記憶は、復興による街並みの変化とともに人々の記憶から薄れてきていることも事実である。

［総則］３．基本理念　～自己決定力の向上～

本市の阪神・淡路大震災からの復興は、国内外からの多くの支援の上に成り立ったものであり、震災経験を持つ神戸が、これらの経験や教訓を風化させることなく、次世代への継承と発信を継続して取り組んでいくことが本市の使命である。

# 第４章　課題と教訓

災害対策は、発生した災害から浮き彫りとなった課題への対応を検証し、必要な改善を速やかに行う不断の努力が重要である。

本市では、阪神・淡路大震災などの経験を活かし、その経験から浮き彫りとなった様々な課題を整理し、その課題を解決する方法を検討する方式で地域防災計画を見直している。

本章では、これまでの課題と教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震などを想定した大規模広域災害や近年激化する自然災害、多様化する事故災害などにおける新たに取り組むべき視点や災害事象ごとの課題と教訓を整理し、防災・減災対策の更なる向上のための基礎とする。

## ４－１　取り組むべき視点

大規模広域災害や近年激化する自然災害、多様化する事故災害などにおいて取り組むべき視点を以下に示す。

### １．市民・事業者の参画と自己決定力の向上

阪神・淡路大震災では、行政機関にも大きな被害が及び、発災直後の避難や救助活動、その後の避難生活、復旧・復興過程の様々な課題に対して、市民や企業の自主的な活動が大きな役割を担い、人や地域のつながりが大きな力を生むことを学び、現在の神戸の強みである自主防災組織の地域活動や地域に根ざした企業の防災活動の参画に取り組んでいるところである。

東日本大震災においては、津波からの避難など生命・身体を守る上で、自己の判断力が問われた。また、阪神・淡路大震災と同様に市民・事業者の地域コミュニティへの参画や絆が平時・非常時に問わず欠かすことのできない重要な役割を担っていることが再確認されている。

これらのことから、市民・事業者・市の役割を明確にし、阪神・淡路大震災の経験で培われた「自助・共助・公助」の取り組みを強化するとともに、それぞれの主体が協力、連携し一体となった防災・減災対策を推進する。また、完全に防ぐことが困難な大規模災害などに対し、それぞれの立場で判断を迫られる場面において、生命・身体を守る上での「自己決定力の向上」を図る。

### ２．多様な視点からの防災・減災の取組み

阪神・淡路大震災では、要配慮者や外国人の対応が遅れたことから、情報収集・発信の体制強化や避難施設におけるユニバーサルデザインの推進などの改善に取り組んでいる。

しかし、東日本大震災では、避難所の運営をはじめ、男女のニーズの違い、時間とともに変化するニーズへの対応が不十分であったとの指摘があった。

要配慮者や女性、性的マイノリティの視点など様々な視点から防災対策を考え、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応し、また実行性のある対策を目指す必要がある。

### ３．大規模・広域災害（南海トラフ地震）への対応

東日本大震災を受け、科学的に予見しうる最大の災害を念頭に想定を行うことが求められており、国では災害対策基本法等の法改正がなされ、兵庫県では、近い将来発生が確実視されている南海トラフ巨大地震・津波の想定の見直しがなされた。

本市でも、様々な立場の有識者から専門的な意見を聴取するため、神戸市防災会議に「南海トラフ地震・津波対策専門部会」を設置し、平成 26 年３月に報告書として提言がまとめられた。

これらの背景のもと、南海トラフ地震における想定の見直し、最大クラスの地震（レベル２）への対策、業務継続マネジメント（BCM）の推進や他都市・他機関との広域連携の強化などに対応する必要がある。

### ４．都心部の特性を踏まえた災害対応

大規模災害時に都市部が抱える課題については、阪神・淡路大震災が早朝に発生したため、さほど顕在化しなかったが、東日本大震災では、首都圏において、地震により鉄道が運行を停止し、多くの帰宅困難者が発生した。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、神戸の都心部は津波浸水想定区域に含まれるため、地区の特性を踏まえ、来街者などに配慮した津波避難計画や帰宅困難者対策などを検討する必要がある。

### ５．多様化する災害への対応強化

近年、激化する自然災害に対し、特別警報の運用開始や「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が見直され、より迅速な対応が求められている。また、東日本大震災による福島の原子力発電所事故では、広域的な対応も求められている。

このような激化・多様化による災害に対しては、的確な避難行動の選択と速やかな行動が極めて重要であり、それを啓発・支援する体制の強化について検討する必要がある。

## ４－２　地震・津波災害の課題と教訓

### １．災害の想定・災害対策の基本的な考え方

#### （災害の想定）

地震・津波の想定は、過去に経験してきた地震・津波を再現することを基本としてきたが、東日本大震災では、未曾有の被害をもたらし、また、複合災害の発生など、想定外の状況に直面することとなった。

災害の想定に関する教訓としては、本市では、阪神・淡路大震災級の直下型地震、及び南海トラフ地震などの津波を伴う海溝型地震を想定した災害対応を基本とし、科学的に予見しうる最大の災害や、起こりうる複合災害等を念頭に災害想定を行うことが挙げられる。

#### （災害対策の基本的考え方）

阪神・淡路大震災やその後の復興の取り組みを通じて、ハード対策である施設整備などの被害抑止対策のみでは、大規模な災害においては、限界があることを認識し、神戸市では災害対策にあたっては協働と参画の理念とともに、被害軽減の思想を組み入れた防災・減災対策の推進に取り組んできたところである。

東日本大震災では、防波堤や防潮堤などの構造物だけでは自然災害を防ぎきることができず、ハード施設整備などの被害抑止対策には限界があることが明らかになった。また、ハザードマップの浸水想定区域より広い範囲まで津波が到達するなど、災害想定を超えて被害が拡大した箇所もある。

災害対策の基本的考え方に関する教訓としては、人命を最優先し、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせるとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、さまざまな「命を守る」対策を講じ、加えて、熊本地震や能登半島地震では災害関連死の課題が顕著

化したことから、災害関連死などに備える「命をつなぐ」対策も推進していくことが挙げられる。

さらに、被災した市民が従前の生活を取り戻すため、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

## ２．災害に強いまちづくり

### （災害に対する都市構造）

阪神・淡路大震災では、相当数の市民が圧死及び窒息死となったことから、住宅構造の耐震力が問題となり、また延焼火災の多くが老朽木造家屋密集地域・住工混在地域で発生したことから住環境整備上の問題、さらには避難空間の不足、道路交通上の問題、災害情報の収集・伝達の問題など、災害に対する都市構造上の問題点が指摘された。

また、東日本大震災では、最大震度７となった本震や余震でも強い揺れがあったが、耐震化が進んでいた学校施設などの被害は少なく、建築物や土木構造物の耐震設計や耐震補強の有効性が証明された。

災害に対する都市構造に関する教訓としては、災害に強いまちづくりに向けて、防災力の強い都市構造の構築、自然と共生した災害対策の推進、市街地域における地震対策の推進、防災空間の確保、都市空間の耐火性の向上、安全な避難路・避難空間の体系的整備、拠点構造物の防災力強化、交通ネットワークの防災性能の強化、災害に強いライフラインの構築、災害に強い情報網の構築などが挙げられる。

### （津波防護対策）

東日本大震災では、防波堤や防潮堤などによって津波を完全に防ぐことができず、ハード対策の限界が指摘されたが、一方で、津波の陸地への到達を遅らせるなどの一定の効果を発揮した。津波防護対策に関する教訓としては、越流したとしても、破堤しないような粘り強い構造とするなど、津波に対する海岸保全施設の在り方について検討する必要がある。

## ３．市民・事業者の防災活動

### （防災訓練・市民啓発）

阪神･淡路大震災では､犠牲者の多くが家具の下敷きになるなど自宅内で死亡したことから、平常時からの家庭内防災の重要性が浮き彫りになった。また、市民レベルの非常用飲料水や食料などの備蓄の必要性も認識された。

防災訓練・市民啓発に関する教訓としては､「日頃から」「身近なところから」「出来ることから」取り組むこと、防災訓練や防災意識向上のための啓発についても継続的に行うことが挙げられる。

### （市民・事業者の自主的防災活動）

阪神・淡路大震災では、行政機関自らも被災するなど、行政だけでこの激甚災害に対応するには限界があった。一方、市民の協力による初期消火活動や救助・救出活動がなされ、市民や被災者自身が避難所の運営や避難生活の改善活動に携わり活躍した。また、事業者も、人材や物資を提供するなど、災害対策活動に貢献した。

市民・事業者の自主的防災活動に関する教訓としては、災害時の市民、事業者の役割を明確にし、自主防災組織の育成と強化、備蓄の推進、企業の防災活動の参画など、それぞれの自主

的な防災活動を推進することが挙げられる。

**（地域コミュニティ活動への参画）**

阪神・淡路大震災では、発災直後の避難や救助活動、その後の避難生活、復旧・復興過程における地域での助け合いから、人と人のつながりの大切さを強く認識し、地域において日頃から非常時に助け合えるような人間関係を築くことが重要であることを学んだ。

東日本大震災でも、避難行動、避難所や応急仮設住宅での暮らしにおいて、被災者が孤立しないように、地域の絆・コミュニティが被災者の生活にとって欠かすことのできない重要な役割を担っていることが再認識された。

地域コミュニティ活動への参画に関する教訓としては、防災という枠組みにとらわれず、地域の様々なコミュニティ活動へ日頃から自発的に参画し、地域とのつながりを持続できる仕組みづくりや環境整備が挙げられる。

**（事業者の事業継続）**

東日本大震災では、被災した民間企業の事業停止が影響し，その産業へ広く影響が生じる例が多かった。サプライチェーンの途絶、燃料供給の停滞などがあったことから，事業継続の重要性が再確認された。

事業者の事業継続に関する教訓としては、災害時に重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させるため、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定と合わせて、その運用・改善を含めた事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の促進が挙げられる。

**４．要配慮者・外国人、男女共同参画の視点**

**（要配慮者等への対応）**

阪神・淡路大震災では、障害者・高齢者などの要配慮者及び外国人への対応が遅れた。

東日本大震災でも、同様に要配慮者等への情報提供、避難、避難生活などの点において、対応が不十分な場面があった。また、個人情報保護の観点から要援護者等の名簿が有効に活用されなかった。さらに、避難所、応急仮設住宅等がバリアフリー化されていないことも問題となった。

要配慮者等への対応に関する教訓としては、要配慮者等への迅速な対応の強化や災害時要援護者の支援などが挙げられる。

（男女共同参画の視点）

東日本大震災では、避難所の運営等、災害現場での意思決定に女性がほとんど参画していなかったこともあり、女性用の物資の不足、物干し場、更衣室、授乳室等の配慮など男女のニーズの違いを踏まえた対策が不十分であった。また、長引く避難生活や生活不安などの影響により、女性に対する暴力の深刻化や男性の孤立化が見られた。

男女共同参画の視点に関する教訓としては、災害対応に関わる意思決定の場への女性の参画、備蓄物資の充実などが挙げられる。

## ５．防災体制・防災活動

（防災体制）

阪神・淡路大震災では、被災した地方自治体や、政府における初動体制の遅れが生じた。これは、被災自治体の職員動員基準の一部不徹底、職員自身の被災、市役所庁舎の被災といった防災拠点の機能障害、交通途絶による職員の登庁の遅れや初期情報の不足による状況把握の遅れなどが要因としてあげられる。

防災体制に関する教訓としては、災害発生時の初動体制や職員配備体制を確立するなど、災害体制の明確化を図ることが挙げられる。

（大規模広域災害への対応）

東日本大震災では、一部の市町村において、首長が欠け、役場が壊滅的被害を受け、行政執行機能を喪失するなど、これまでの想定を越える大規模かつ広域にわたる甚大な被害が発生した。

大規模広域災害への対応に関する教訓としては、今後は予見しうる最大限の想定をもとに、行政機能の維持等に関して、国・県や地方公共団体等との連携強化や役割の見直しが挙げられる。

## ６．情報収集・伝達・広報

阪神・淡路大震災では、被災自治体は電話の輻輳や無線設備の機能障害等により、情報収集が困難となった。神戸市では、広報紙、あじさいネットやマスコミを活用し、市民への広報活動に努めたが、大量の情報需要への即時対応と時系列に変化する被災者ニーズにあったきめ細かな情報を提供できなかった。

情報収集・伝達・広報に関する教訓としては、災害時に有効に機能するよう、同報無線などの情報発信システムや情報収集・伝達システムを整備、さらには、マスコミ機関との連携強化、避難所など救助拠点への情報伝達方法の整備、広報紙・インターネットの活用方策などが挙げられる。

## ７．広域連携、応援・受援

（応援・受援）

阪神・淡路大震災では、被害状況の把握が遅れたことにより、迅速な応援要請に支障が生じ、また広域応援要請を受けた他自治体や関係機関の応援部隊の宿舎・食料の手配、道案内、駐車場や活動拠点の提供、配備、オペレーションに、混乱と遅れが生じた。

東日本大震災では、全国の行政機関、公共機関が、被災地における救命救急、災害復旧・復興のため前例のない大規模な活動を行ったが、被災地外の後方支援拠点として、岩手県遠野市が非常に効果的な役割を果たした。一方、長期間の活動を支援するには不十分な状況もみられた。

応援・受援に関する教訓としては、自衛隊、海上保安庁等関係機関への早期派遣要請、各種

広域応援要請、協定の広域化、応援部隊や災害ボランティアの受入れ態勢の整備、平常時からの空地管理と災害時における空地の有効活用、さらには、広域応援の連携強化や本市における業務継続計画の策定などが挙げられる。

**（海外からの受援）**

阪神・淡路大震災では、海外からの救助隊の対応に混乱と遅れが生じたことから、国際救助隊等、海外部隊の受入態勢の改善が課題として浮き彫りとなった。

東日本大震災では、被災直後の混乱の中で被災地の被害状況が明らかになるまでに時間がかかり人的支援のマッチングが難しかったうえ、海外からの輸送にも時間を要するため、日々変化する被災地のニーズに合った支援物資の供給が出来なかった。

派遣国に対しては、「自己完結」体制を要請したが、国によって準備状況に大きく違いがあり、また、コミュニケーション能力や受け入れ手続きや事故等の対応、医療に係る国内法の問題等も海外支援活動の支障となった。

海外からの受援に関する教訓としては、時間差を考慮した要求型の支援要請や海外からの支援受入れ体制の整備などが挙げられる。

## ８．救助・救急・医療

**（救助・救急・医療体制）**

阪神・淡路大震災では、救助・救急事象の把握や病院情報を的確に収集できずに救急体制に支障が生じたこと、さらに病院や診療所自体が被害を受けたことにより、大量の負傷者や病人を受入れる体制が整わず、医療拠点としての機能を十分に発揮することができなかった。

また、避難所等に救護所が設置されたが、具体的な運営方法等が構築されていなかったことから、現場において混乱が生じた。

東日本大震災ではDMATが派遣されるなど、災害応急期における体制整備が図られてきたところであるが、慢性疾患への対応、想定より長期間の活動、医療チーム間の引継ぎが十分でない事例があった。

救助・救急・医療体制に関する教訓としては、消防、医療機関等が連携した災害時の医療体制、救急医療情報の収集・伝達体制、医薬品・医療機器の備蓄・調達体制、救護所の設置・運営体制の整備、道路規制の徹底、さらには、長期間の体制や健康確保などが挙げられる。

**（応援医療の受け入れ体制）**

阪神・淡路大震災では、全国から急遽応援に入った医療班等の受入れや配備に手間取り、混乱を招き、広域医療の受け入れ体制の整備が課題となった。

東日本大震災では、ＤＭＡＴやＪＭＡＴを始めとした多数の医療チームが現地へ派遣され、応急医療活動が展開されたが、医師や看護師の重複配置など医療チームの配置等のコーディネート機能が十分ではなかった。

応援医療の受入れ体制に関する教訓としては、応援医療関係機関との連携強化について検討する必要がある。

（心のケア）

阪神・淡路大震災では、避難生活を強いられた被災者や家族を亡くされた遺族等のメンタルケアの需要が増大し、災害時におけるメンタルケアのあり方が問われた。

東日本大震災の復旧・復興段階では、うつ病、不安障害等の予防・治療などが重要となった。さらに、救助に当たった消防職団員、警察官、自衛隊員、地方公共団体職員等や遺族に対しても、心のケアが必要となった。また、生活不活発病や心の不調を訴える被災者への保健師による巡回保健指導や、心のケアチームによる相談支援も行われた。

心のケアに関する教訓としては、被災者のみならず幅広いメンタルケアや時期に応じた適切な対応が挙げられる。

（応急処置）

阪神・淡路大震災では、大量の負傷者が発生し、病院や診療所等による迅速な救急対応ができず、初期の段階で適切な応急処置が受けられないことが問題となった。

応急処置に関する教訓としては、市民への応急手当普及の推進が挙げられる。

９．地震火災対策

阪神・淡路大震災では、同時多発火災が発生したが、消火栓の使用不能、消防施設の被災、地震直後の情報混乱等から消火活動は困難を極めた。また、地震発生後、119 回線への通報が殺到し、地震の影響による回線異常も重なり震災通報にもトラブルが生じた。

地震火災対策に関する教訓としては、ハード対策として、消防署等施設の耐震化、耐震性防火水槽の設置など震災対応の消防水利の整備と総合的な消防力の強化、ソフト対策として、震災時における消防体制の見直し、情報収集システムの改善、災害時交通規制の徹底、広域応援体制の見直し、さらには、消防団の強化と資機材の備蓄の充実を図るなど、地域の防災力強化などが挙げられる。

１０．避難

（避難行動）

阪神・淡路大震災では、想像を超える被害が発生し、神戸市内において最大で 23 万人の被災者が学校や集会所等の避難所に避難した。一瞬に広範囲で被害が発生したことにより、的確な避難誘導や避難勧告の発令・伝達方法に問題が生じた。併せて従前の地域防災計画における震災時の避難計画も不十分であった。

東日本大震災では、一時的に難を逃れる場所としての機能と、長期にわたっての居住空間を提供する場所としての機能を峻別して、被災者を避難させることができなかった。

避難行動に関する教訓は、地震災害時の避難行動の情報発信、避難場所・避難路の整備、避難指示の発令・伝達体制の整備、緊急避難場所と避難生活を送る場所を峻別して明示することなどが挙げられる。

（津波からの避難）

東日本大震災では、津波警報の第１報で発表した予想より、実際の地震の規模や津波の高さが大きく上回り、更新報では、津波の高さが段階的に引き上げられたが、停電などにより、被災地に十分に伝わらなかったため、被害が大きくなったとの指摘がある。

津波警報等に従って高台等へ避難して多くの者が助かった一方、地震後すぐに避難しなかっ

たり、避難後に再度戻ったりしたことにより犠牲になった者も多かった。また、津波避難ビルの一部では、３～４階の高さまで津波が押し寄せ、避難場所として機能しなかった。さらには、指定避難所に避難したため、そこで犠牲になった者もいた。

津波からの避難に関する教訓としては、津波情報の的確かつ確実な伝達、適切な緊急避難場所の明示・広報、訓練などが挙げられる。

**（避難所運営）**

阪神・淡路大震災では、避難所の運営・管理計画がなく、多くのトラブルが発生し、避難所運営体制の整備が課題となった。

東日本大震災では、障害者用トイレが必要な者や少人数での居室が必要な者がいたが、これらに対応できない避難所が多く、栄養管理や健康管理も十分に出来ず、避難生活の改善が遅れた。また、避難所として指定のない場所や、ライフラインの途絶した場所に避難所が設けられ、救援物資の供給等の支援が十分に行われなかった。また、女性の視点では、授乳場所がない、着替えができない、洗濯物が干せない、見知らぬ人の横で就寝するなど、プライバシーがなく、我慢や危険な環境を強いられる生活を余儀なくされた。

避難所運営に関する教訓としては、避難所の機能改善、要配慮者や被災者ニーズへの対応、意志決定における女性の参画、日頃からの避難所運営訓練など、避難所の在り方について検討する必要がある。

**（帰宅困難者）**

東日本大震災では、広範囲な地震動が生じたことから、首都圏において、鉄道の多くが運行を停止したこと等により、多くの帰宅困難者が発生した。また、多くの人がすぐに帰宅を開始したため、駅周辺や路上等において混雑・混乱が発生した。

帰宅困難者に関する教訓としては、都心部における帰宅困難者対策について検討する必要がある。

## １１．備蓄・物資の供給

**（備蓄の不足）**

東日本大震災では、避難所施設に、避難所に必要な設備や、食料、水、燃料等の備蓄があらかじめ十分に備わっていないことが問題となった。

備蓄に関する教訓としては、災害想定に応じた飲料水・食料・物資等の必要量、保管場所の確保などが挙げられる。

**（物資の供給、物流）**

阪神・淡路大震災では、道路渋滞により物資の輸送に障害が生じるとともに、物資の受入・配分体制も不十分であった。

東日本大震災では、荷さばき・在庫管理のノウハウを持たない行政職員が支援物資の集配送を対応したこともあり、避難所等への配送が滞った。

物資の供給、物流に関する教訓としては、NPO やボランティア等も含めた民間の力を活用した体制の整備について検討する必要がある。

（物資のニーズと対応）

東日本大震災では、避難所、避難者の状況把握に時間を要し、災害対応のフェーズに応じて変化する被災者の生活用品へのニーズの変化を十分汲み取った供給を適切なタイミングで行うことができなかった。

この教訓を踏まえ、被災者の生活用品へのニーズ把握とその対応の在り方について検討する必要がある。

## １２．ライフラインの確保・復旧

阪神・淡路大震災では、地震が発生し、ガス、上下水道、工業用水道、電気、電話等のライフライン施設に甚大な被害が発生し途絶した。この結果、市民の生活や防災対策に大きな影響を与え、復旧に関する市民への情報伝達も遅れが生じた。

また、ライフライン復旧のための資機材置場、駐車場が不足し、復旧活動に支障が生じた。

東日本大震災では、発電所やライフラインの主要設備が津波や地震動により被災し、復旧まで長期間を要した。また、製油所、油槽所及びサービスステーションが多数被災し、物流網が途絶したことから、被災地への燃料の供給が停滞した。

さらに、燃料を確保すべき優先順位及び燃料不足が及ぼす社会全体や応急活動への影響についての事前の認識・準備不足があった。

各ライフラインの事業者間の相互応援により、ライフラインの復旧の促進が図られたが、事業者の事務所が被災し、施設管理用図面・データを全て消失したこと等が、復旧活動遅れの要因となった。

ライフラインの確保・復旧に関する教訓としては、ライフライン施設の耐震化、早期復旧対応、応急給水の整備、迅速な情報の提供、復旧拠点の提供、ライフライン相互間の連携などが挙げられる。

## １３．交通・輸送

阪神・淡路大震災では、地震発生後、鉄道や地下鉄等の公共交通機関が途絶し、橋や高速道路等の施設が崩落した結果、道路渋滞が発生し緊急車両や代替バスの通行に支障が生じた。

空からの緊急輸送手段としてヘリの活用を図ったが、ヘリポートや空路等の確保、災害時の航空管制等に支障が生じた。また、海からの輸送として、旅客船やフェリーの活用を図ったが、港湾施設が大きな被害を受け、海上輸送にも障害が発生した。

交通・輸送に関する教訓としては、交通規制の整備、緊急輸送道路の確保、代替交通体制の整備、災害時空路・海路確保の検討などが挙げられる。

## １４．被災地安全確保

（危険物・有毒物取扱施設）

阪神・淡路大震災では、東灘区の高圧ガス製造施設の低温ＬＰＧタンクからガスの漏洩事故が発生し７万人に避難勧告が出された、こうした危険物・有毒取扱い施設に対する防災対策の重要性が再認識された。

この教訓を踏まえ、危険因子を把握した被災地の安全確保が挙げられる。

**（被災建物の調査）**

阪神・淡路大震災では、多数の建物が被害を受け、居住者や沿道の安全性確保のため、建物の危険度を早期に判定する必要があり、全国からの応援を受けて応急危険度判定調査が実施されたが、市民へのＰＲ不足、判定士の絶対数の不足、り災証明の家屋被害判定との混同等問題が指摘された。

被災建物の調査に関する教訓としては、被災建築物応急危険度判定を早期に実施する体制整備、他都市等との応援体制強化などが挙げられる。

**（災害廃棄物処理）**

阪神・淡路大震災では、災害から数日が経過した段階から、崩壊建物の撤去作業や被災した家の片付けが始まり、ほこりや粉塵の発生や大量のゴミが道路に散乱し、被災地の衛生環境の低下がみられた。

東日本大震災では、各市町村が災害廃棄物の処理を行ったが、膨大な量の処理に時間を要した。また、被災地内の災害廃棄物の集積場所では、有機性の廃棄物の発酵や腐敗性のある廃棄物によって、火災、悪臭、害虫等が発生し、周辺住民の生活環境に悪影響を与えた。

災害廃棄物処理に関する教訓としては、被災地復旧課程における環境改善、災害廃棄物の仮置き場等の整備などが挙げられる。

**１５．行方不明者捜索、遺体の埋火葬**

阪神・淡路大震災では、多数の死者を出し、遺体安置所や火葬場の手配等に混乱を招く結果となった。

東日本大震災では、発災後、１万人を超える多数の行方不明者が発生した。被災３県の警察は、全国から寄せられる被災者の親族等からの行方不明者に係る相談に対応するため、「行方不明者相談ダイヤル」を開設し、その電話番号をウェブサイト、新聞等に掲載するなどして周知を図るとともに、衛星電話を活用するなどして相談受理体制を強化した。しかし、同一の行方不明者について複数の県警察に相談がなされた場合に申請様式に違いがあったため、情報の重複を長期間解消できない問題など生じた。

行方不明者捜索、遺体の埋火葬に関する教訓としては、行方不明者の捜索、遺体の埋火葬の体制について検討する必要がある。

**１６．保健・防疫・衛生**

阪神・淡路大震災では、地震直後から避難所の被災者等へ弁当や食品が配給されたが、食品をはじめ避難所の衛生管理が課題となった。

東日本大震災では、避難所生活などの長期化に伴う、インフルエンザ、ノロウイルス等の集団感染なども一部みられた。

保健・防疫・衛生に関する教訓としては、災害時における保健管理体制の整備、避難所での防疫対策・衛生対策の徹底などが挙げられる。

## １７．ボランティア活動

阪神・淡路大震災では、災害発生直後から、多くのボランティアが被災地に入り活動をはじめた。しかし、活動調整の対応に遅れ、活動に必要な情報の収集・提供や、効果的な活動要請を行うことができず、混乱が生じた。行政の災害対策活動への支援や団体の自律的活動の展開、潜在層の活動参加など、ボランティア活動は高く評価されたが、支援活動のあり方や専門的人材の必要性などが問われた。

東日本大震災でも、地元団体の被災により被災地のニーズの把握・発信が容易にできない等、ボランティアの受入れ体制が速やかに整えられなかった。また、支援側も被災地情報の不足や車両の燃料不足等もあり、その活動方針や連携体制が速やかに整えられなかった。

ボランティア活動に関する教訓としては、平常時からボランティア教育の推進、活動を支援する専門的人材の養成、組織のネットワーク、災害時の活動支援や活動環境の整備などが挙げられる。

## １８．被災者支援・生活安定

### （被災者支援）

阪神・淡路大震災では、避難生活が長引き、避難所として使われていた学校教育の再開遅延が課題となった。

全国から多くの義援金が寄せられ、被災者に配分されるとともに、県市の見舞金が支給されたが、対象者が多数であったため、時期や配付方法が不明瞭であった。

東日本大震災では、被害認定から支援までの手続がかかり、り災証明の発行、被災者生活再建支援金、災害弔慰金及び義援金の支給が総じて遅かった。住家の被害認定に当たっては、被災地方公共団体に大きな事務負担が発生したことや一部にばらつきもみられた。

令和６年能登半島地震では、避難所生活での過度のストレスや環境変化、医療体制の不備など間接的な要因で死亡する災害関連死が、地震や津波などの直接的な被害による直接死よりも多くなった。

被災者支援の教訓としては、避難の長期化に伴う教育再開方策、義援金配分方法、災害見舞金等の支給方法、被災後の経済秩序安定方策の検討、支援手続の簡素化・平準化による被災者の早期支援制度、救急救命の強化、ライフライン、インフラ等の早期復旧・機能維持、避難生活の質の確保、災害ケースマネジメントなどが挙げられる。

### （避難所生活、応急仮設住宅）

阪神・淡路大震災では、住居に被害を受けた多数の避難者の生活安定のために、応急仮設住宅が建設されたが、用地の確保や被災者ニーズへの対応等に問題が生じた。

東日本大震災では、被災地の地形上やむを得ない面もあったが、砂利道の不便さ、室内の寒さ、玄関や風呂のバリアフリー、部屋の広さなど、改善課題が残った。

また、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として活用する場合の地方公共団体と不動産業者との間のルールが不明確であったり、建設された応急仮設住宅と比べて民間賃貸住宅の活用は、避難者の居住場所が分散するため、官民の支援を行いにくい面があった。

避難所生活、応急仮設住宅に関する教訓としては、被災者のニーズに対応した応急仮設住宅の供与・改善や応急仮設住宅の在り方について検討することなどが挙げられる。

### １９．二次災害防止

阪神・淡路大震災では、地震の後、梅雨時期を迎え、山崩れや崖崩れの発生、情報伝達や避難の問題等、二次災害防止が重要な課題となった。

二次災害防止に関する教訓としては、応急対策や防災工事の促進はもちろん、集中豪雨や余震による二次災害の発生に関する市民への情報伝達、また二次災害発生予想箇所の情報伝達体制の整備、避難体制の確立と避難所の安全確保など、地震後に予測される二次災害への対応などが挙げられる。

### ２０．教訓の継承、教育・訓練

東日本大震災では、「此処より下に家を建てるな」等と刻まれた石碑の教訓を守り高台に住んでいた住民は助かった事例や、日頃からの防災教育に基づき中学生が小学生の避難を助け、また、中学生等の避難行動がきっかけとなって周囲の住民も避難し、被害を最小限に抑えた事例があった。一方、過去の災害の教訓が時間の経過とともに忘れ去られ、多くの者が犠牲になった地域もある。

これらは、過去の教訓を忘れることなく継承し、地道な防災教育や訓練が地域の防災力を高めることを証明している。

教訓の継承、教育・訓練に関する教訓としては、過去の災害から学んだ教訓を生かした防災・減災対策を講ずるとともに、地域や世代への防災教育・避難訓練等の推進や災害対応に関係する公務員に対する防災教育・訓練の実施が挙げられる。

## ４－３　風水害の課題と教訓

### １．風水害に対する事前対策

本市域には、六甲山地から端を発する河川をはじめ、非常に急峻な河川が多く、六甲山地の南側では、人口の７割が集中する市街地が沿岸から山裾まで展開しており、一度、水害、土砂災害が発生した場合、甚大な被害が想定される。

過去には、昭和 13 年の阪神大水害をはじめとし、梅雨前線や台風の影響により、河川の氾濫や土石流が発生し、市街地の水道、道路、鉄道はいたるところで破壊され、都市の機能が奪われる大災害が発生している。

これらの教訓を基に、国、県、市が協力し、河川護岸や砂防施設の整備、六甲山グリーンベルト事業など、様々なハード対策が進められている。

しかしながら、令和７年８月末時点、本市内には、1,034 箇所（土石流 86 箇所、急傾斜地 948 箇所）の土砂災害特別警戒区域と、2,352 箇所（土石流 482 箇所、急傾斜地 1,839 箇所、地すべり 31 箇所）の土砂災害警戒区域や明石川をはじめとする浸水想定区域の指定など、水害、土砂災害、高潮と警戒すべき災害事象も多く、ハード対策のみでは、風水害による被害を完全に防ぐことは難しい状況であり、ハード対策と合わせて、ソフト対策が極めて重要である。

本市においては、まず、水害、土砂災害などの危険区域の住民に対して、様々なツールを活用して危険性の周知を徹底し、避難行動や避難場所などの正しい知識の習得、適切な避難行動をとるための情報提供などの日頃からの備えを中心とした取組みをこれまで以上に推進する必要がある。さらに、被災した市民が従前の生活を取り戻すため、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

## ２．激化する自然災害への対応

台風の接近や梅雨前線の停滞などによる風水害は、地震災害と違い、気象情報や過去の気象事例などにより、ある程度の予想ができるため、気象庁や各関係機関と連携し、事前の警戒体制を取っている。

しかし、依然として風水害による被害が頻発しており、平成 26 年８月の台風・豪雨による福知山市、丹波市、広島市を襲った洪水害・土砂災害、平成 28 年８月の台風第 10 号による東北地方・北海道を襲った水害、平成 29 年６月・７月の梅雨前線・台風による九州北部を襲った水害・土砂災害、平成 30 年７月の前線の停滞による中国・近畿地方を中心とした水害・土砂災害、令和元年 10 月に静岡県や関東地方、甲信越地方、東北地方を襲った台風第 19 号による水害・土砂災害など、激甚災害が発生している。本市においても、平成 10 年・11 年の新湊川の氾濫による浸水被害、平成 16 年の４度の台風接近による神戸港から国道２号周辺での高潮被害、平成 20 年の都賀川での水難事故、平成 30 年７月の記録的大雨による土砂災害、平成 30 年９月の台風 21 号による神戸港での高潮被害などが発生している。

気象庁や内閣府は、こういった状況を踏まえ、平成 25 年８月から特別警報の運用を開始するとともに、令和３年５月に「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」と改定し、災害時には関係機関からの情報や自ら収集した情報等により的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令することを求めている。これを受け、本市においても災害に対する警戒体制の強化や住民への災害情報や避難情報の発令にかかる迅速で分かりやすい情報発信などに引き続き取り組んでいく。

# 第５章　神戸市の概況

本章では、災害想定の前提となる、神戸市の地勢や地質、気象条件など、神戸市の概況を示す。

## １．神戸市の地勢

神戸市は、兵庫県の南部に位置し、東端は東灘区深江南町１丁目（東経 135° 18’ 23”）、西端は西区岩岡町古郷（東経 134° 54’ 46”）、南端は垂水区平機３丁目福田川口（北緯 34° 37’ 24”）、北端は北区長尾町上津（北緯 34° 53’ 46”）であり、東は芦屋市、西宮市、宝塚市、北は三田市、三木市、西は稲美町、明石市と市境を接している。

市域は、東西に連なる六甲山地により南北に二分されており、大阪湾に面する南側は、六甲山地に端を発する住吉川、石屋川、新湊川、妙法寺川等の表六甲河川の運んだ土砂によってつくられた東西に細長い山麓台地や海岸低地からなっている。この六甲山地の南側は、幾つもの谷を含む急斜面となって市街地に接し、山麓部の諏訪山断層を境として沖積地に連なっている。市の人口の約７割が住む市街地はここに展開している。

一方、六甲山地の北側は、流紋岩や第三紀層の地質からなる標高 300m 以上の丘陵地が波状に展開し、西部一帯は、伊川、櫨谷川、明石川により造られた第四紀層からなる低い台地になって、播州平野に続いている。

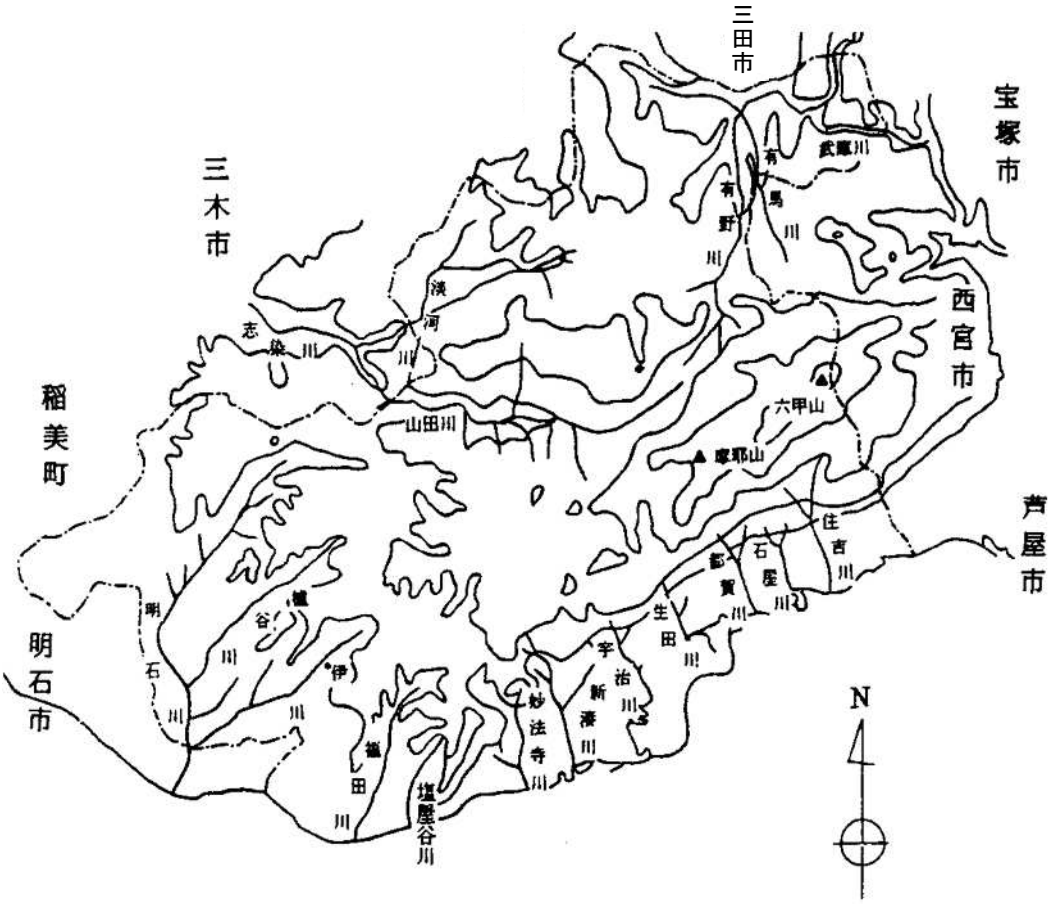


図 5-1-1　地勢図

## ２．神戸市域の地質

神戸市街地は、六甲変動と呼ばれる地殻変動によって隆起しつつある六甲山地と、第四紀と呼ばれる約 200 万年前以降の地質時代から沈降している大阪湾との境界部分に位置する。そのため、市街地の表層地盤は山地より供給される扇状地堆積物と、気候変動で起こった海水面の上下作用によって形成された海浜性の堆積物が混じり合って複雑な構成となっている。

神戸周辺の地質は神戸地域の地質年代表（表 5-1-1）に示されるように、六甲山地に露出する花崗岩類などの中生代白亜紀以前(約 7,000 万年前)に形成された基盤岩類と、新生代第三紀以降(約 3,000 万年前)に基盤岩類を覆って堆積した被覆層に大別される。基盤岩類は、主に六甲花崗岩、布引花崗閃緑岩などの花崗岩類などより成り、一部の地域には、流紋岩質凝灰岩類や変成岩などが分布している。

一方、被覆層は形成時期の古い方から、約 3,000 万年前の神戸層群、約 300 万～20 万年前の大阪層群、約 20 万～２万年前の上部洪積層(段丘層および段丘相当層)、そして２万年前以降に堆積した沖積層に区分される。被覆層のうち、神戸層群は神戸市域西部から西側におもに分布し、また、市域中部より東側の丘陵地や平野の地下には、大阪層群より新しい地層が分布している。基盤岩を覆って分布する大阪層群は、砂礫、砂、粘土などのような固結していない土砂より成り、50 枚以上の火山灰や、粘土のうちでも海に堆積した 12 枚の海成粘土層が挟まれている。大阪層群の上位には、段丘面を形成する地層として段丘層、さらに沖積低地から河川沿いの低地を構成する地層として沖積層などが分布する。

地質構造的には、概観すると、須磨断層や諏訪山断層などの活断層と、そのすぐ南東側に位置する仮屋沖断層・大倉山断層などの伏在活断層を含む“淡路－六甲活断層系”と、この断層系からおよそ５㎞南側に位置する“大阪湾断層系”に分けられる。大阪湾断層は、大阪湾の中西部を北北東から南南西方向に延びており、その北側はポートアイランド沖付近まで確認されているが、それより北東側では断層は不明瞭になる。また、和田岬の東端付近には、大阪湾断層から北北西に分岐すると考えられる和田岬断層があり、この断層はさらに北東方向に延び、神戸市灘区から東灘区付近で“淡路－六甲活断層系”と合流するようである。

その他、六甲西部には高塚山断層、六甲山地北部や帝釈山地周辺にも“有馬－高槻構造線”の西方延長にあたる六甲断層や柏尾谷断層などが存在する。しかし、全般的には六甲山地北部や西部の活断層は、第四紀後半以降において六甲山地南麓のものに比べて活動性は低く、顕著な動きの認められないものが多い。

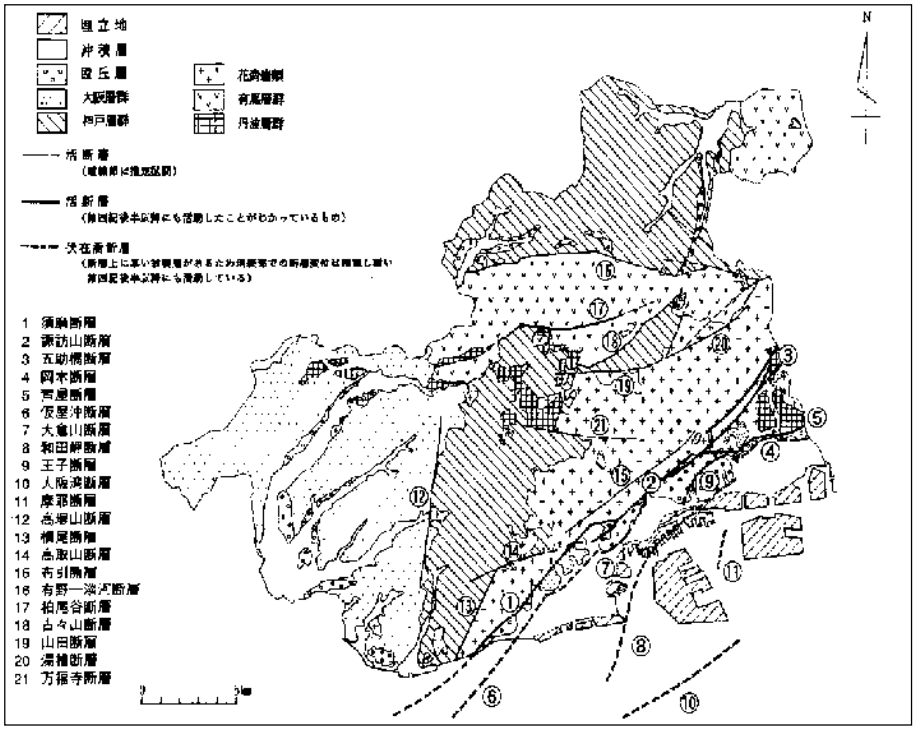


※　東灘区から須磨区までの市街地部及び表六甲部は、神戸市地域活断層調査の成果による。その他は、「兵庫の地質」(1996)をもとに作成した。

図 5-1-2　神戸市の地質図

表 5-1-1　神戸地域の地質年代表

| 年代 | 地質時代 | | | 地質種類 | | | 主な出来事 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0.01 | 新生代 | 第四紀 | 完新世 | 沖積層 | | 被覆層 | 沖積平野の形成 |
| | | | 更新世 後期 | 低位段丘 | | | 段丘の形成 |
| | | | 更新世 中期 | 中位段丘 | | | |
| | | | 更新世 前期 | 高位段丘 | | | |
| 1.64 | | 新第三紀 | 鮮新世 | 大阪層群 | 上部亜層群 | | 第二瀬戸内時代<br>人類の誕生 |
| | | | 中新世 | | 中部亜層群 | | 第一瀬戸内時代 |
| 23.3 | | 古第三紀 | 漸新世 | | 下部亜層群 | | 古神戸湖の時代 |
| | | | 始新世 | | | | |
| | | | 暁新世 | 神戸層群 | | | |
| 65.0 | 中生代 | 白亜紀 | | 六甲花崗岩<br>有馬層群<br>布引花崗閃緑岩 | | 基盤岩類 | 花崗岩、火山岩の生成 |
| 146 | | 先白亜紀 | | 丹波層群 | | | |
| 百万年前 | | | | | | | |

出典：「阪神・淡路大震災と神戸の地盤」神戸市（1999）

## ３．神戸市の気象（防災 DB 共総則 資料 5-1）

神戸市は、全般的には瀬戸内海型の気候に区分される。このため六甲山系の南側は、瀬戸内海の影響をうけて比較的温暖な気候であるが、北側は海抜高度もあり、これに比べてやや寒冷である。

六甲山地は市民の憩いの場であるが、気象学的には低気圧や前線の前面で上昇気流を助長させ、時として豪雨をもたらす場合がある。

風向は、12 月から２月は西の風が多く、季節風によるものであり、４月から５月と９月から 11 月は東北東の風が主で、六甲山地に平行して吹く風である。６月から８月は南西から西南西の風が多い。 風速は年平均 3.6m/s(1991～2020 年の平均値)である。

## ４．社会的条件

### (1) 人口・世帯

令和７年 10 月時点の本市の推計人口は 1,486,083 人、世帯数は 756,115 世帯となっている。

### (2) 住宅

本市の総住宅数は約 820,100 戸で、このうち木造家屋は、全体の 35%にあたる約 287,000 戸である。(平成 30 年住宅・土地統計調査)

### (3) 危険物

令和７年４月１日時点で、指定数量以上の危険物を製造、貯蔵及び取扱う施設は、製造所が 30 施設、貯蔵所が 2,121 施設、取扱所（給油、第一種販売、第二種販売、移送、一般）が 808 施設、製造所等保有事業所が、1,145 施設である。

また、少量危険物取扱所が、5,082 施設、指定可燃物取扱所が 1,738 施設にのぼっている。さらに、石油コンビナート等特別防災区域には、東部第１・２工区、西部第１工区の一部が指定されており、そのなかに、石油コンビナート等災害防止法の適用をうける事業所として第一種事業所が５事業所、第二種事業所が３事業所含まれている。

### (4) 火薬類

平成 29 年度から火薬取締法（以下「火取法」という。）に関する事務・権限が兵庫県から神戸市に移譲し、規制対象施設等に対し、指導を行っている。令和７年４月１日時点で、火取法に基づく施設は、火薬庫３施設、販売所 36 施設、火薬庫外火薬類貯蔵場所 46 施設である。

### (5) 高圧ガス

平成 30 年度から高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に関する事務・権限が兵庫県から神戸市に移譲し、規制対象施設等に対し指導を行っている。令和６年４月１日時点で、高圧法に基づく施設は、製造施設 1,090 施設（第一種製造者 165 施設、第二種製造者 925 施設）第一種貯蔵所 25 施設、第二種貯蔵所 195 施設、販売所 643 施設、特定高圧ガス消費者 31 施設、容器検査所 23 施設である。また、液石法に基づく施設は、販売事業者 26 施設、保安機関 25 施設、特定供給設備８施設、貯蔵設備１施設、充塡設備８施設及び特定液化石油ガス設備工事事業者 108 施設である。

# 第６章　災害想定

本章では、本市地域防災計画の前提となる災害想定について定める。災害想定は、過去の災害履歴と本市において科学的に予見しうる最大規模の災害を踏まえ設定する。

## ６－１　地震・津波災害の想定

### １．災害想定の考え方

#### (1) 想定する地震の種類と被害特性

地震・津波災害は、活断層の食い違いにより都市の直下で局地的な激震を引き起こす「内陸部直下型地震」と、海洋プレートの跳ね返りにより広範囲に渡る揺れや津波を引き起こす「海溝型地震」に大別される。

1995 年に阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震は内陸部直下型地震であり、短周期の波が卓越する地震であったが、今後発生が予想される南海トラフ地震等の海溝型地震では、周期の長い長周期型の地震波が神戸市を襲うことが考えられる。

こうした長周期の大きな揺れが発生すると、阪神・淡路大震災の短周期型の地震では被害が軽微であった超高層建物や歩道橋等の被害やタンクのスロッシング(タンクの共振現象)等、長周期地震動特有の被害が発生することが考えられる。また、海域で発生する規模の大きな地震のため、津波による浸水や震源から離れた場所での地盤の液状化などの被害が発生するおそれがある(表 6-1-1 参照)。

そこで、これら２種類の地震・津波災害について、東日本大震災の教訓を踏まえ、過去の地震災害の被害状況や国及び兵庫県の被害想定に基づき、今後起こりうる最大規模の災害を想定し、その予防・応急・復旧に係る対応を計画する必要がある。

内陸部直下型地震の想定は、兵庫県南部地震の被害状況と兵庫県地域防災計画の被害想定との比較により決定する。

また、海溝型地震の想定は、これまで 100 年に１度発生すると言われてきた東南海・南海地震を想定の基本としてきたが、今後は 1000 年に一度かそれよりも低い頻度で起こりうると考えられている南海トラフ巨大地震も想定する必要がある。

表 6-1-1　地震の種類と被害特性

| 地震の種類 | 被害特性 |
|---|---|
| 内陸部直下型地震 | ・エネルギーの減衰が少なく、直上の都市構造物に水平方向に加え垂直方向にも大きな速度、加速度が加わり、激甚な被害を与える。<br>・局地的に被害が集中する。<br>・震源域によっては津波を発生させる可能性がある。<br>・液状化の可能性のある場所では、地盤沈下や地下埋設物等の浮き上がりなどの現象を発生させる可能性がある。 |
| 海溝型地震 | ・被害は広範囲に及び、周辺都市からの応援が困難な状況が考えられる。<br>・津波を伴うことがあり、浸水被害等が発生する可能性が高い。<br>・超高層建築物等、固有周期の長い構造物との共振現象による被害が発生する可能性がある。<br>・液状化の可能性のある場所では、地盤沈下や地下埋設物等の浮き上がりなどの現象を発生させる可能性がある。 |

### (2) 地震の連続発生の想定

平成 28 年４月に発生した熊本地震では、最大震度７の地震が２日の間に連続して発生した。また、南海トラフ地震の特徴の一つとして、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性が指摘されている。これらをふまえ、内陸部直下型地震及び海溝型地震のいずれにおいても、同規模の地震が数時間から数日間の時間差をおいて連続して発生する可能性があることも想定する。

## ２．内陸部直下型地震の想定

### (1) 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）による被害の概要

#### 1) 兵庫県南部地震の特徴

① 神戸市を含む阪神地域で発生した大都市直下型地震であった（マグニチュード 7.3)。

② 震源が深さ 16km という比較的浅い部分で発生し、長さ 50km ほどで、上下方向に地表近くから深さ 15km 程度の鉛直な長方形に近い破壊面ができ、大きなエネルギーが一挙に開放されるタイプで、地震の継続時間が短い反面、揺れの振幅が 18cm と観測史上最大になるという強い地震であった。このため、過去に経験したことのない大災害となった。(防災 DB 共総則 資料 6-1-2)

#### 2) 被害の特徴

① 市内の死者 4,571 人、行方不明者２人、負傷者 14,678 人、家屋の全・半壊 122,566 棟となるなど、関東大震災以来の大きな被害をもたらした。

② 大都市を直撃した地震のため、電気、上・下水道、ガス、電話などの被害が広範囲になるとともに、道路や鉄道も途絶されるなどライフラインに壊滅的な打撃を与えた。

③ 古い木造住宅の密集した地域において、地震による広範囲な倒壊、火災が発生し、兵庫区、長田区などでは火災が同時多発した。

④ 設計上、想定していた地震をはるかに上回る揺れのため、大規模構造物にも甚大な被害が発生した。

⑤ 市役所(２号館)や病院、消防署等の施設が被害を受けたほか、市場、商店街、工場、事務所等の倒壊・焼失により、経済基盤に大きな影響を与えた。

表 6-1-2　兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）による主な被害（神戸市）

| | | |
|---|---|---|
| ① 市内震度の最大値 | | 震度７ |
| ② 人的被害 | 死者 | 4,571人 |
| | 不明 | ２人 |
| | 負傷者 | 14,678人 |
| | 避難者数（ピーク時) | 236,899人 |
| ③ 建物被害<br>揺れによる建物倒壊数 | 全壊 | 67,421棟 |
| | 半壊 | 55,145棟 |

※被害の詳細については、「阪神・淡路大震災被災状況及び復興への取り組み状況」（神戸市）参照

なお、兵庫県南部地震(阪神･淡路大震災)の詳細な被害状況については、「防災 DB 共総則 資料 6-1-2」に示す。

図 6-1-1　兵庫県南部地震による震度分布

出典：兵庫県地域防災計画 地震対策編
図 6-1-2　兵庫県南部地震による震度７の分布

### (2) 兵庫県地域防災計画の内陸型地震想定

兵庫県地域防災計画では、県内において震度５強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象としている。(表 6-1-3、図 6-1-3 参照)

表 6-1-3　Ｍ７程度以上の地震規模が予想される活断層における 30 年以内の地震発生確率

| 最大発生確率 | 県内にある断層 | 県外にある断層 |
|---|---|---|
| 3%以上 | | ○上町断層<br>○中央構造線断層帯（四国側）<br>○奈良盆地東縁断層帯 |
| 0.1～3% | ○六甲・淡路島断層帯（六甲山地南縁-淡路島東岸）<br>○山崎断層帯（主部北西部）<br>○中央構造線断層帯（鳴門海峡-紀淡海峡） | ○山崎断層帯（那岐山断層帯）<br>○生駒断層帯<br>○中央構造線断層帯（紀伊半島側）<br>○中央構造線断層帯（四国側）<br>○三峠・京都西山断層帯（京都西山断層帯）<br>○三峠・京都西山断層帯（三峠断層）<br>○三方・花折断層帯（中南部） |
| 0.1%未満 | ○有馬－高槻断層帯<br>○大阪湾断層<br>○山崎断層帯（主部南東部） | ○中央構造線断層帯（四国側）（※４） |
| ほぼ 0%<br>（※１） | ○山崎断層帯（草谷断層）<br>○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）<br>○六甲・淡路島断層帯（先山断層） | ○山田断層帯（郷村断層帯）<br>○木津川断層帯<br>○中央構造線断層帯（紀伊半島側） |
| 不明<br>（※２） | ○山田断層帯（主部）<br>○御所谷断層（※３）<br>○養父断層（※３） | ○三峠・京都西山断層帯（上林川断層）<br>○鳥取地震（鹿野断層）（※３）<br>○中央構造線断層帯（紀伊半島側）（※４） |

※１　発生確率が 0.001%未満
※２　平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。
※３　地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

※４　中央構造線断層帯（四国側）は６断層区間（内４区間反映）、中央構造線断層帯（紀伊半島側）は３断層区間（内３区間反映）から成り、断層区間によって発生確率が異なるため、表中に複数記載

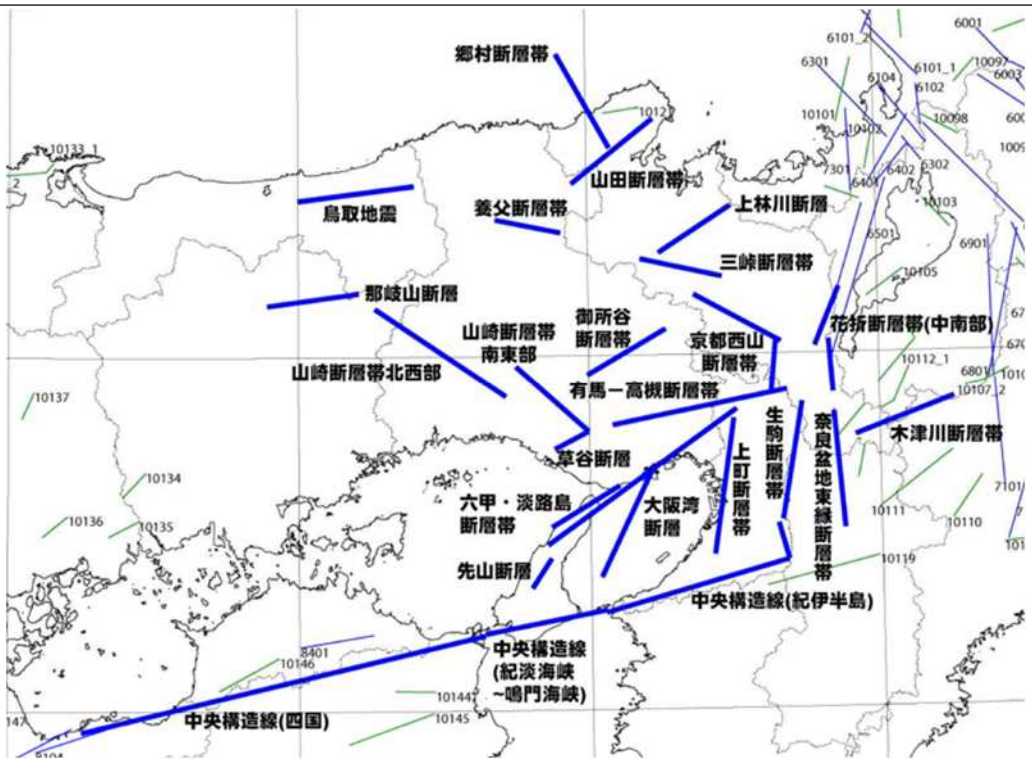


〔その他の活断層〕
想定される伏在断層による地震（想定M6.9）（41 地震）
・M6.9 の地震を、県下全域 250m 四方ごとに震源を設定して地震動、液状化危険度予測を実施。
・代表ケースとして、各市町役場直下で発生する場合を選定（41 ケース）。

図 6-1-3　検討対象とした県内外の活断層地震

### (3) 災害想定

#### 1) 基本的な考え方

内陸部直下型地震については、兵庫県地域防災計画において、注意すべき代表的な地震として、山崎断層帯地震、上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震、養父断層帯地震について詳細な地震被害想定を実施している。（表 6-1-4 参照）

表 6-1-4　想定地震の概要

| 想定地震 | 想定震源地 | 想定規模 |
|---|---|---|
| 山崎断層帯地震 | 山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部） | Ｍ８．０ |
| 上町断層帯地震 | 上町断層帯 | Ｍ７．５ |
| 中央構造線断層帯地震 | 中央構造線断層（紀淡海峡-鳴門海峡） | Ｍ７．７ |
| 養父断層帯地震 | 養父断層 | Ｍ７．０ |

そのうち、本市の被害が限定的である養父断層帯地震を除く３地震と、兵庫県南部地震（阪

神・淡路大震災）を比較し、被害が最も大きい兵庫県南部地震を想定地震とする。

表 6-1-5　対象地震による被害想定（神戸市）

| 想定地震 | | | 山崎<br>断層帯地震<br>（Ｍ８．０） | 上町<br>断層帯地震<br>（Ｍ７．５） | 中央構造線<br>断層帯地震<br>（Ｍ７．７） | 兵庫県<br>南部地震<br>（Ｍ７．３） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 市内震度の最大値 | | | ６強 | ６強 | ６強 | 7 |
| ② 人的被害 | 建物倒壊による死傷者数（冬５時） | 死者 | 約260人 | 約120人 | 約40人 | 4,571人 |
| | | 負傷者 | 約4,900人 | 約3,400人 | 約1,500人 | 14,678人 |
| | 避難者数（震災直後） | | 約161,300人 | 約132,800人 | 約60,900人 | 236,899人 |
| ③ 建物被害（揺れによる建物倒壊数） | | 全壊 | 約4,200棟 | 約2,100棟 | 約600棟 | 67,421棟 |
| | | 半壊 | 約19,900棟 | 約15,500棟 | 約7,500棟 | 55,145棟 |

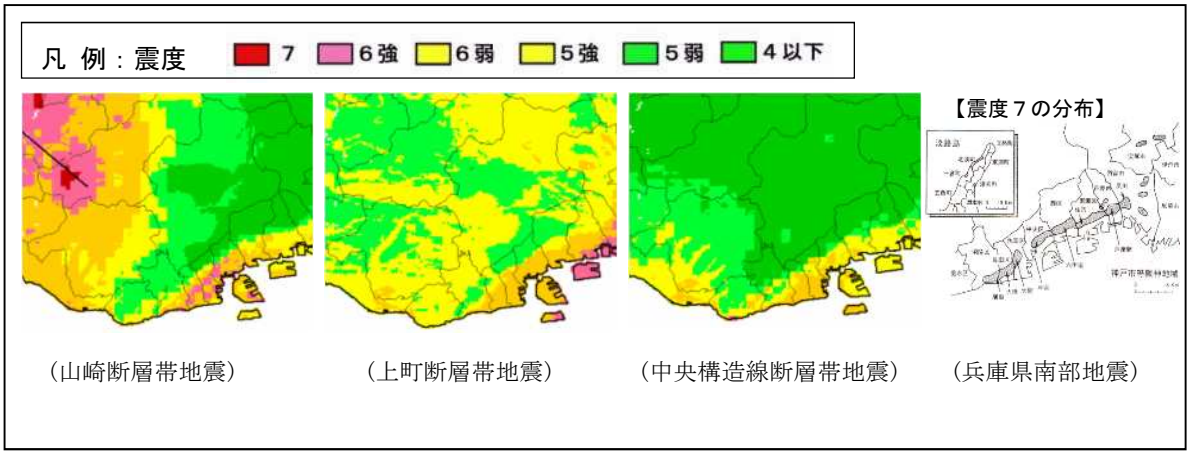


出典：兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）

図 6-1-4　対象地震による震度分布

### 2）地震発生の季節及び時間

兵庫県南部地震は冬期に発生したが、地震発生の季節によって災害事象は変化すると考えられる。また、地震発生の時間についても、昼間か夜間によって被害の様相も大きく異なると考えられる。異なる季節や時間帯での災害の想定を行い、それに対する必要な対象を検討する必要がある。（防災 DB 共総則 資料 6-1-7、6-1-8）

## ３．海溝型地震の想定

### (1) 南海トラフ地震について

駿河湾から九州にかけての太平洋沿岸では、海側のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートなど大陸側のプレートが接し、プレート境界には南海トラフが形成されている。

フィリピン海プレートは、毎年北西に３～５cm 程度の速さで、南海トラフから大陸側のプレートの下に潜り込んでおり、大陸側のプレートの端が引きずり込まれることにより徐々に歪が蓄積される。その歪が限界に達し、元に戻ろうとするとき破壊が起こり、巨大なエネルギーが一気に放出され海溝型の巨大地震が発生する。こうした海溝型の巨大地震は、歴史的にもかなり規則正しく概ね一定の間隔で発生しており、前兆から発生までのメカニズムも比較的よく分かっている。駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね 100～150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している（図 6-1-5）。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 80 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性は高まっている。

過去に南海トラフで起きた大地震は多様性があるため、次に発生する地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難である。そのため、南海トラフをこれまでのような南海･東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を１つの領域として考え、この領域では大局的に 100～200 年で繰り返しＭ８～９クラスの地震が起きていると仮定し、災害の想定を行う必要がある。

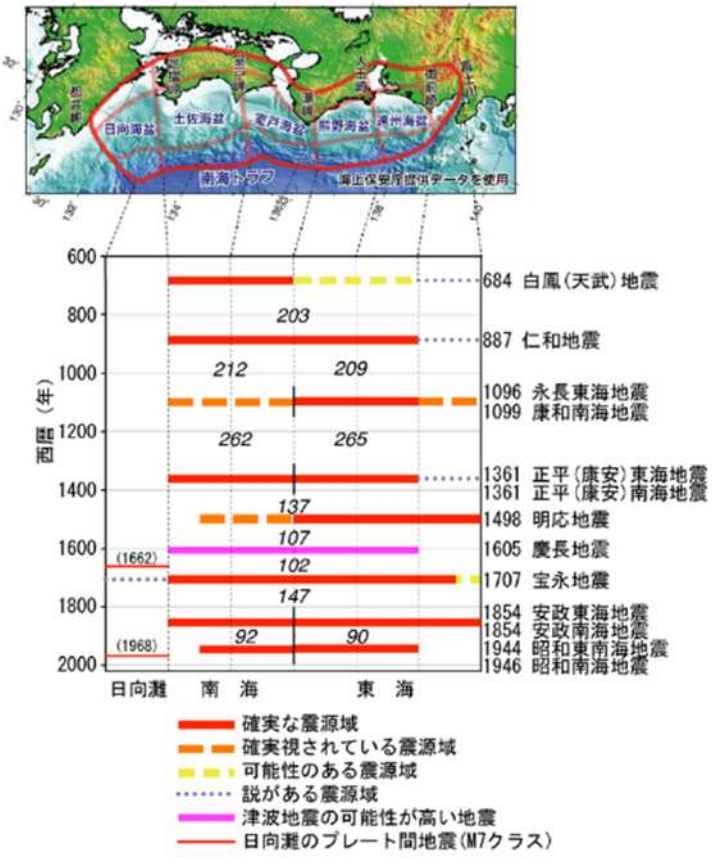


図 6-1-5　南海トラフ地震等の歴史

## (2) 南海トラフ地震の災害想定

### 1) 想定される南海トラフ地震・津波

東日本大震災後の平成 23 年４月、国において「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置され、同年９月に報告がとりまとめられている。防災対策で対象とする地震・津波の考え方として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討すること、また、津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波の考え方として、以下に示す「レベル１」「レベル２」の２つのレベルの津波を想定する。

① レベル１：発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす地震・津波
概ね 100 年に一度程度発生してきた地震・津波。従来、内閣府の 2003 年想定や兵庫県津波被害想定調査（2000 年）等で想定されてきた、M8 クラス。

② レベル２：発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波
あらゆる可能性を考慮した最大クラスとして、内閣府が想定した南海トラフにおける M9 クラスの想定。1,000 年に一度かそれより低い頻度。

表 6-1-6　レベル１とレベル２の地震・津波の比較

| 比較項目 | レベル１ | レベル２ |
|---|---|---|
| 発生頻度 | 比較的**高い**<br>（**100 年に一度**程度） | **極めて低い**<br>（**1,000 年に一度**かそれ以下） |
| 地震規模 | 過去に発生してきた<br>**M8クラス** | あらゆる可能性を考慮した<br>**M9クラス** |
| 想定被害 | **大きな**被害をもたらす | **甚大な**被害をもたらす |

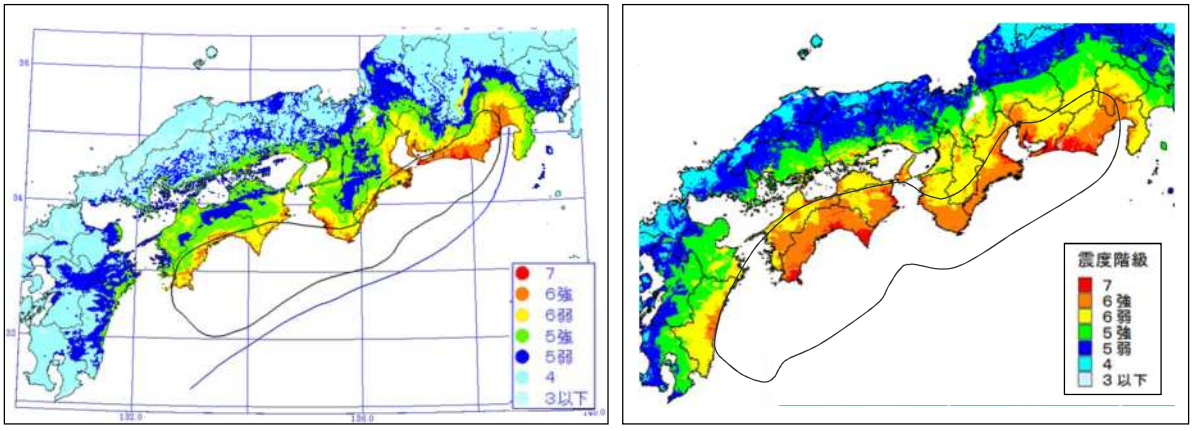


レベル１（2003 年想定、３連動）　　レベル２（最大クラス、最大震度重ね合わせ）

図 6-1-6　レベル１、レベル２の推定震度分布・震源域の比較（内閣府資料より）

### 2) レベル１の想定

レベル１の地震・津波に関する被害想定としては、以下のものが公表されている。

① 兵庫県津波被害想定調査（以下、「県想定」という。）（防災 DB 共総則 資料 6-1-3）
・実施主体－兵庫県津波災害研究会・公表年月日－平成 12 年３月

② 東南海、南海地震に関する報告(以下、「国想定」という。)（防災 DB 共総則 資料 6-1-4）
・実施主体－中央防災会議 東南海､南海地震等に関する専門調査会･公表年月日－平成 15 年 12 月

以上を踏まえ、レベル１の想定は、神戸市域における震度、津波高さが最大となる、東南海・南海地震同時発生時とし、地震による揺れ、津波の高さ、及びこれに伴う被害想定を以下のとおりとする。

#### ⅰ）地震の揺れの特徴（国想定による）

・神戸市域では最大震度６弱、全域で震度５弱以上の揺れが発生する。
・海溝型の巨大地震の特徴である、長周期型の地震波が神戸市を襲うため、ゆっくりとした大きな揺れが約１～２分間継続する。

表6-1-7 各区別最大震度（レベル１）

| 区 | 最大震度 |
|---|---|
| 東灘区 | ６弱 |
| 灘区 | ５強 |
| 中央区 | ５強 |
| 兵庫区 | ５強 |
| 北区 | ５強 |
| 長田区 | ５強 |
| 須磨区 | ５強 |
| 垂水区 | ６弱 |
| 西区 | ６弱 |

（出典：東南海、南海地震に関する報告 H15.12）

#### ⅱ）津波の特徴（県想定による）

・津波の最短到達時間※は、地震発生後、最も早い垂水区で約 80 分、最も遅い東灘区では約 110 分である。（※最短到達時間は、津波が初期水位より１ｍ上昇する時間）
・津波は 50～60 分間隔で何度も来襲し、少なくとも５～６時間は異常な潮位変動がみられる。
・最大津波が満潮に重なった場合、東灘区から長田区で T.P.（平均潮位からの高さ）＋2.5～2.0m程度、須磨区・垂水区で T.P.＋2.0～1.7m程度まで潮位が上昇する。

表 6-1-8 各区の津波想定（レベル１）

| | 最高津波水位（m） | 最短到達時間（分） |
|---|---|---|
| 東灘区 | ２．５ | １１２ |
| 灘区 | ２．０ | １０９ |
| 中央区 | ２．４ | ９５ |
| 兵庫区 | ２．５ | ８５ |
| 長田区 | ２．４ | ８２ |
| 須磨区 | ２．０ | ８１ |
| 垂水区 | １．７ | ７６ |
| 神戸港沖 | ２．３ | ８７ |

※防災 DB 共総則 資料 6-1-3 図 津波評価点における津波高さ時系列変化図参照
（出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査（兵庫県津波災害研究会）、平成 12 年 3 月）

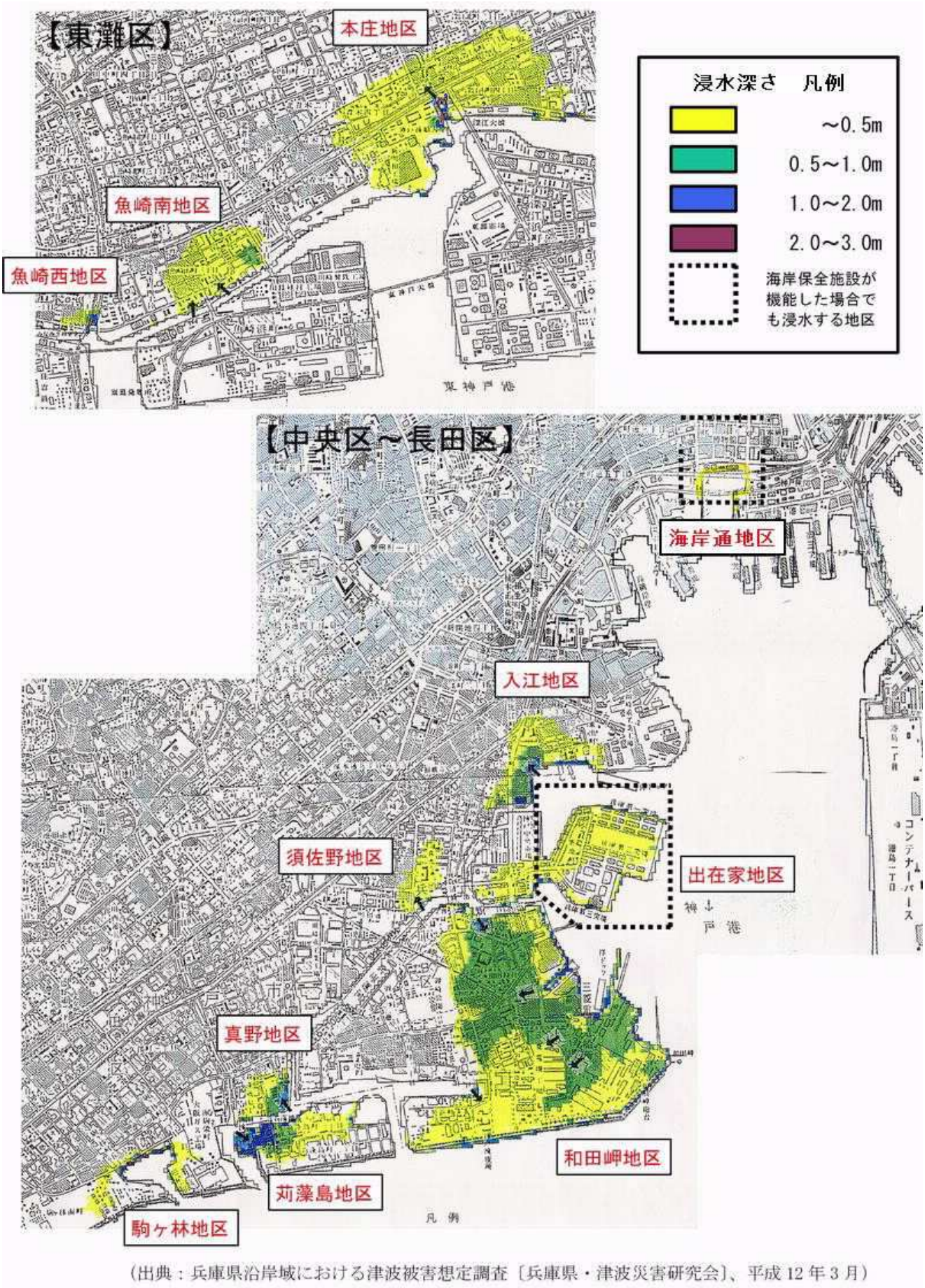


（出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査〔兵庫県・津波災害研究会〕、平成 12 年 3 月）

図 6-1-7　兵庫県津波被害想定調査による浸水予想図

### 3）レベル２の想定

南海トラフを震源とする地震については、国において、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波の検討が行われ、平成 24 年３月に震度分布・津波高が、８月に浸水想定図が示された。また、平成 24 年８月と平成 25 年３月には、国による被害想定が公表されている。（防災 DB 共総則 資料 6-1-5）

兵庫県においては、国の検討結果を踏まえ、地震動による防潮堤等の沈下などを考慮した県独自の津波浸水シミュレーションを実施し、平成 25 年 12 月、平成 26 年２月に浸水想定図を公表した。また、国による被害想定を踏まえつつ、県の浸水想定に基づいて地域特性を考慮した被害想定を平成 26 年６月に公表している。（防災 DB 共総則 資料 6-1-6）

以上を踏まえ、レベル２の想定については、県の想定を基本とし、地震動、津波の高さ及びこれに伴う被害想定、シナリオを以下に示す。

#### ⅰ）地震の揺れの特徴（国想定による）

・神戸市域では最大震度６強（垂水区、西区）、全域で５強以上の揺れが発生する。
・長周期型の地震動のため、ゆっくりとした揺れが３分程度継続する。

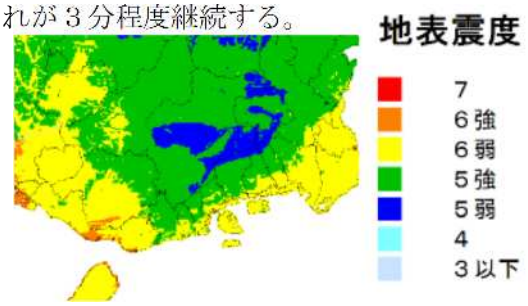


図6-1-8　地表震度分布

表6-1-9　各区別最大震度（レベル２）

| 区 | 最大震度 |
|---|---|
| 東灘区 | ６弱 |
| 灘区 | ６弱 |
| 中央区 | ６弱 |
| 兵庫区 | ６弱 |
| 北区 | ５強 |
| 長田区 | ６弱 |
| 須磨区 | ６弱 |
| 垂水区 | ６強 |
| 西区 | ６強 |

#### ⅱ）津波の特徴（県想定による）

・津波の最短到達時間※は、地震発生後、最も早い垂水区で約 80 分、最も遅い東灘区では約 110 分である。（※最短到達時間は、津波が初期水位より１m上昇する時間）
・神戸市域沿岸で発生する津波高さの最大は、最も高い中央区で T.P.＋3.9m、最も低い垂水区で T.P.＋2.6m に達する。

表 6-1-10　各区の津波想定（レベル２）

| | 最高津波水位（m） | 最短到達時間（分） |
|---|---|---|
| 東灘区 | ３．３ | １１０ |
| 灘区 | ３．２ | １０９ |
| 中央区 | ３．９ | ９１ |
| 兵庫区 | ３．５ | ８９ |
| 長田区 | ２．７ | ８８ |
| 須磨区 | ３．０ | ８５ |
| 垂水区 | ２．６ | ８３ |

（兵庫県 津波浸水想定 H26.2）

【神戸市 東部】

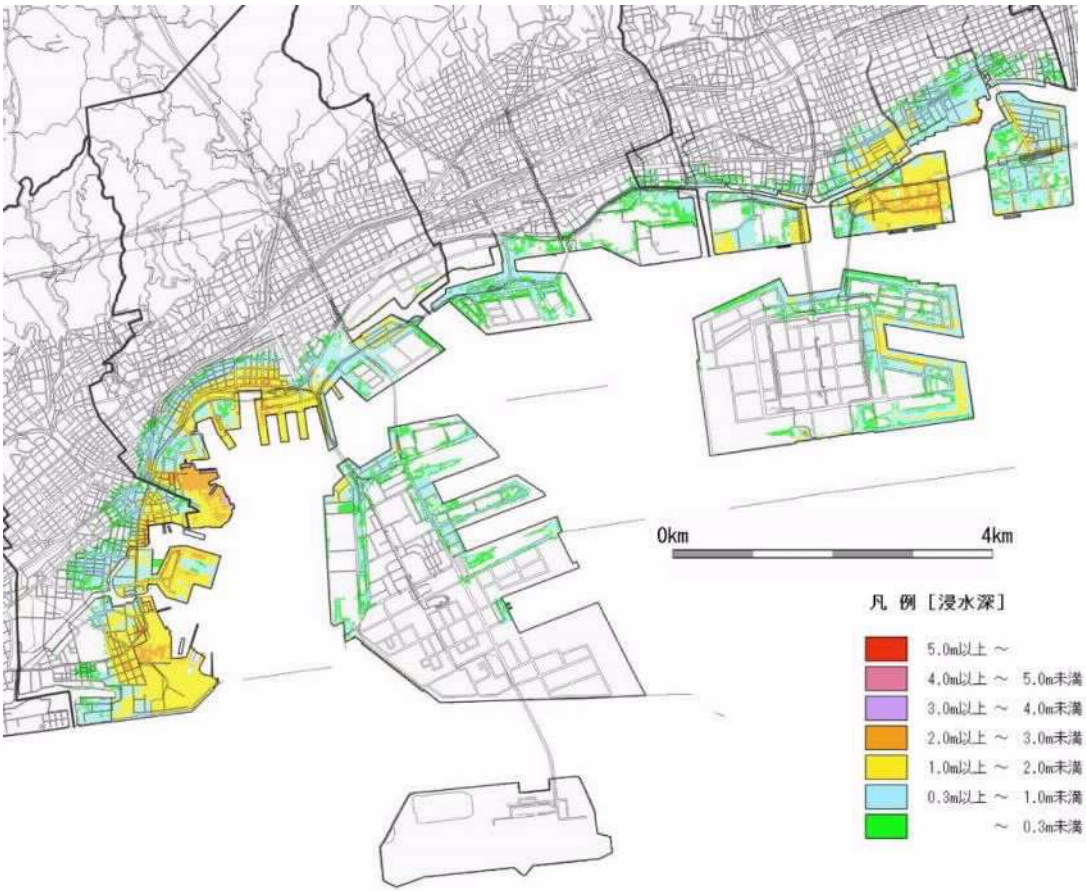


【神戸市 西部】

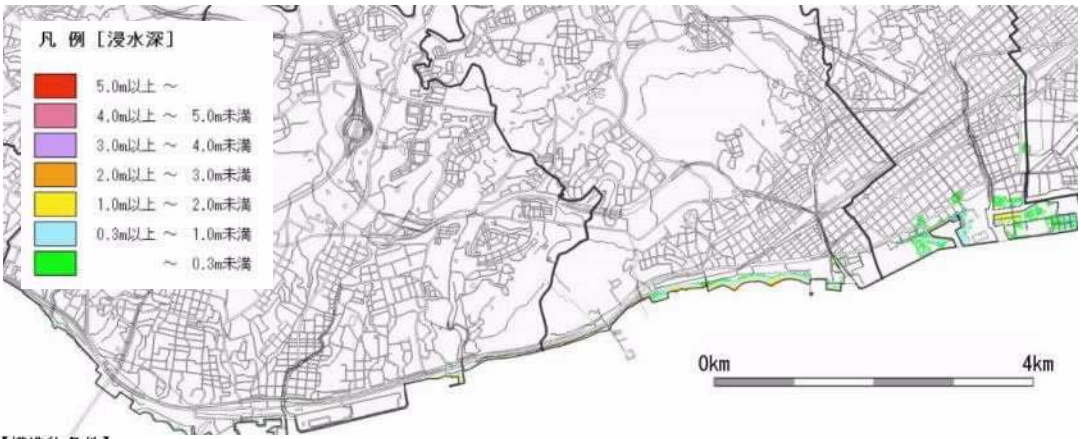


【構造物条件】

条件：施設あり、地震動による沈下あり、天端越流破堤あり

※ 強震動に伴い防潮堤等の防潮施設は沈下し、さらに、津波が天端を越流したら破堤するとした場合（防潮門扉、水門は全開）

※ 常時閉鎖されている、あるいは、耐震性を有し、自動化され、津波が到達するまでに閉鎖が完了できる施設は「開」条件とする

| 海岸保全施設<br>河川管理施設 | 地殻変動に伴う沈下 | 地震動による沈下 | 防潮門扉<br>水門の開閉 | 津波が施設天端を越流した場合 |
|---|---|---|---|---|
| あり | 沈降のみ考慮 | 考慮 | 一部閉鎖 | 破堤 |

出典：兵庫県 津波浸水想定図 平成 26 年２月

図 6-1-9　南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図（レベル２）

### (3) 被害シナリオ

| | 地震 | 津波 |
|---|---|---|
| 地震の発生＞ | ・小刻みな揺れの後、大きな船に乗っているような、ゆったりとした大揺れが３分程度続く<br>・神戸市域の最大震度６強、全域で震度５弱以上の強い揺れに襲われる<br>・木造建物では壁や柱の破損、倒壊するおそれがある。また、鉄筋コンクリート造建物では壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂の発生や、壁、柱破壊のおそれがある。<br>・長周期の地震波により、超高層建物や歩道橋等の被害、タンクのスロッシング(液面揺動)や地盤の液状化による地下埋設物の浮き上がり現象等が生じる<br>・路面の亀裂や陥没など道路被害が発生し、沿道の建築物の倒壊などによる道路閉塞箇所も多数にのぼる<br>・急傾斜地や林地の崩壊等が発生する<br>・沿岸の住宅密集地域を中心に火災が発生し、初期消火が困難なことから延焼も起きる<br>・沿岸部では津波避難指示の発令に伴い、住民が一斉に緊急避難場所への避難を始める。津波到来まで80分～110分程度の時間が見込まれることから、徒歩だけでなく、自動車で避難しようとする人もいて、渋滞などの交通混乱が生じる<br>・停電、ガス供給停止、断水、下水道支障などライフラインの停止が広範囲に及ぶ<br>・山陽新幹線全線、在来線が広範囲に不通になるほか、高速道路の一部区間も不通になる | |
| 津波の到達＞ | | ・津波の最短到達時間※は、地震発生後、最も早い垂水区で約80分、最も遅い東灘区では約110分である。（※最短到達時間は、津波が初期水位より１ｍ上昇する時間）<br>・7割程度の人は緊急避難場所などに逃れるが、全壊家屋内の閉じ込めや逃げ遅れによる死者が多数発生する<br>・海岸では海水浴客等海浜利用者の避難で混乱が生じる<br>・いったん避難所等に逃れた人の中には、津波の第一波が収まったのをうけて自宅や職場の状況を見に戻り、繰り返し来襲する第二波以降の津波に巻き込まれる人もいる<br><br>**■レベル１（Ｍ８クラス）の場合**<br>・東灘～長田区でT.P.＋2.0～2.5m程度の津波が押し寄せる<br>・防潮堤が機能し、防潮扉等が閉鎖できなかった場合、東灘、中央、兵庫、長田区の一部が浸水する<br>・防潮堤、防潮扉等が機能した場合でも、中央区、兵庫区の一部区域が浸水する<br>・先行する地震で防潮堤が損壊した場合、沿岸部の低地盤地において、可能性は低いものの浸水の恐れがある<br>・堤外地、自然海浜は、いずれの状況でも浸水する<br><br>**■レベル２（Ｍ９クラス）の場合**<br>・沿岸部全域でT.P.＋2.6～3.9m程度の津波が押し寄せる<br>・防潮堤や堤防は地震動により沈下等の被害を受けており、沿岸部で津波が越流し、沿岸部を中心に広範囲にわたって浸水する<br>・ポートアイランドでは津波によりアクセスが一時制限される |
| 約３時間後＞ | ・余震が発生し、建物被害が生じるおそれがある | ・最大浸水域が判明<br>・津波警報が解除されるまでは警戒が必要<br><br>**■浸水時に予想される被害**<br>・津波によって堆積した家屋のガレキや自動車などの可燃物の中に、漂流するうちに気化したガソリンなどが充満し、一部は引火して延焼が起きる<br>・津波により小型船は陸上に乗揚げ、大型船は港内を漂流・座礁するほか、荷役装置が損壊し大量の浮遊物が発生するとともに、浮遊物による火災が発生する<br>・防潮堤，防潮扉等が機能しなかった場合、地下鉄の一部の駅や地下街の一部が浸水する |

| | 地震 | 津波 |
|---|---|---|
| １日後＞ | ・建物の倒壊、浸水、余震への恐怖、ライフラインの途絶などにより、多数の住民が避難所へ押し寄せる<br>・公共交通機関を利用して遠方から通勤・通学する人が多いことから、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる<br>・揺れや浸水の被害により営業できない小売店が発生するほか、営業を継続している店舗でもすぐに在庫がなくなり、入荷の見通しが立たない。<br>・事業所の被災、ライフライン途絶や港湾被害、全国的な燃料不足などにより、事業所における生産活動の停止が広範囲で生じる。<br>・救出・救助活動、消火活動が本格化するが、全国的な被害発生により十分な応援が得られない<br>・津波が収束したあとには、海底から巻き上げられたヘドロなどの津波堆積物や放置自動車などが大量に残っており、断水や資機材・人員の不足からその除去は容易に進まない。このため、日常生活や、応急復旧作業の車両通行に支障が生じる<br>・多数の人が避難所で夜を明かす。避難所で食料や飲料水が不足する<br>・負傷者の治療や緊急避難場所へ待避している人の救出、遺体収容作業が本格化し、被災地内の病床だけでは足りず、患者の広域搬送が本格化する。<br>・住民が帰宅することが当面困難で早期復旧の対象外となった地域を除き、多くの地域で停電が解消するが、断水や下水道支障の多くは継続する。<br>・津波が収束するが、ゼロメートル地帯では自然排水できず、浸水が継続する。取り残された住民の救助や堤防等の応急復旧、排水が開始される<br>・本震で液状化が起こったところでは地盤が傷んでおり、比較的小さな余震によっても建物被害が生じるおそれがある | |
| ３日～<br>１週間後＞ | | |

なお、平成 26 年６月に兵庫県が発表した「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」について防災 DB 共総則 資料 6-1-6 に示す。

## ６－２　風水害の想定

### １．災害想定の考え方

風水害には、洪水害、高潮害、土砂災害、風害などがあるが、山と海に囲まれ、急峻な地形を有する神戸市では、いずれの災害も発生する可能性が高い。風水害をもたらす原因は、主に梅雨前線の停滞や台風の接近による豪雨や強風であることから、これらの過去の被災の状況を踏まえるとともに、近年増加傾向にある局地的な集中豪雨等の事例も参考に、神戸市内で発生しうる風水害の想定を行う。

### ２．過去の風水害による被害状況

#### (1) 梅雨前線による集中豪雨

**① 昭和 13 年梅雨前線豪雨**

７月３日から５日にかけ梅雨前線の北上に伴い神戸市内で雨が降り続き、５日は 270.4㎜の豪雨となり、総雨量は 461.8㎜に達した。六甲山系では土石流が発生し、岩石・流木･土砂の流出が著しく、全市にわたり道路、耕地の埋塞、橋梁の流失が続出した。

**② 昭和 36 年梅雨前線豪雨**

６月 24 日から 27 日にかけ県下南部に大雨が降り、総雨量では 472.1㎜と昭和 13 年豪雨の 461.8㎜を上まわったが、１時間当たりの降雨量が 13 年の 60.8㎜に比べ 44.7㎜だったため被害は遥かに少なかった。しかし、傾斜地における宅地造成工事中の崖崩れ、土砂流出による局地的被害が大きかった。

**③ 昭和 42 年梅雨前線豪雨**

台風第７号から変わった温帯低気圧に刺激されて、西日本に停滞していた梅雨前線は７月９日朝から活発な活動をはじめ、同日夜までに各地に記録的な集中豪雨を降らせた。この集中豪雨は、九州北西部を襲った後、低気圧の進路に沿って雨域を次第に中国、四国、近畿、東海と拡め、被害は東へ進むにつれ、大きくなった。本市は、９日午後４時頃になって雷をともなう集中豪雨にみまわれ、市内全域にわたって甚大な被害をうけた。９日の雨量は 319.4㎜を記録した。

この猛烈な豪雨のために市内は、河川の氾濫により広範囲にわたり、浸水、山手地帯では、急激な出水等による崖くずれ、家屋の倒壊等が生じ、甚大な被害の発生をみた。

#### (2) 台風による風水害

**① 室戸台風**

昭和９年の室戸台風は、室戸岬のすぐ西方に上陸し、高知県東部から徳島県、淡路島を経て、神戸市中央部を通過し、京都市付近を経て日本海に抜けた。神戸市内での最低気圧は 954.6hPa、最大瞬間風速は 33.0m/s に達し、阪神間は高潮と暴風雨のため海岸地帯は浸水に見舞われた。

**② ジェーン台風**

ジェーン台風は昭和 25 年８月 28 日に硫黄島付近で発生し、室戸岬東方から神戸を通過し、若狭湾へ抜けた。神戸市内での気圧は 964.0hPa で、最大瞬間風速は 47.6m/s に達した。室戸台風と類似した経路を取り同程度、同性質の被害(風害と高潮、浪害)をひきおこした。神戸市内では港湾施設の被害が特に大きかった。

表 6-2-1　市内での風水害の発生状況

| | 災害の名称 | 死者（人） | 負傷者（人） | 家屋全半壊（戸） | 浸水（床上･床下）（戸） | 最低気圧（hPa） | 最大瞬間風速（m/sec） | 総雨量（mm） | 総雨量（期間） | 最大日降水量（mm） | 1時間最大降水量（mm/h） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 梅雨前線 | 昭和13年 梅雨前線豪雨 | 616 | 1,011 | 8,653 | 79,652 | － | － | 461.8 | 7/3～7/5 | 270.4 | 60.8 |
| | 昭和36年 梅雨前線豪雨 | 26 | 33 | 388 | 19,369 | － | － | 472.1 | 6/24～6/27 | 195.2 | 44.7 |
| | 昭和42年 梅雨前線豪雨 | 84 | 35 | 737 | 37,521 | － | － | 361.6 | 7/7 18：50～7/10 00：28 | 319.4 | 75.8 |
| 台風 | 昭和９年 室戸台風 | 6 | 23 | 200 | 10,466 | 954.6 | 33.0 | 81.3 | 9/21 | 81.3 | 26.5 |
| | 昭和25年 ジェーン台風 | 1 | 17 | 3,269 | 3,269 | 964.0 | 47.6 | 84.5 | 9/3 0：10～18：30 | 84.5 | 21.4 |

※過去に発生した風水害の詳細は「防災 DB 共総則 資料 6-2-1」参照

※気象観測値は、神戸測候所（昭和 14 年 10 月以前）または神戸海洋気象台（昭和 14 年 11 月以降）の観測による。（出典：気象要覧及び気象庁ホームページ、他）

### (3) その他近年発生した水害等

#### ①　新湊川水害（平成 10、11 年）

平成 10 年９月 22 日、台風第７号の集中豪雨により、震災復旧の工事中であった新湊川が洗心橋付近であふれ、付近の土地が低いところに浸水被害が起きた。

翌平成 11 年６月 29 日にも梅雨前線の豪雨で洗心橋付近があふれ、東山商店街を中心に被害が生じた。

| 年月 | 日雨量 | 1時間当たりの最高雨量 |
|---|---|---|
| 平成10年9月22日 | 122.0mm | 55.0mm |
| 平成11年6月29日 | 179.5mm | 45.0mm |

観測地点：神戸地方気象台

図 6-2-1　平成 11 年水害の様子

#### ②　台風による高潮害（平成 16 年）

平成 16 年の台風第 16 号、18 号など４つの台風が神戸港に高潮をもたらした。これらの高潮は、冠水被害をもたらし、新港地区の高潮事業着手のきっかけとなった。

図 6-2-2　平成 16 年台風第 18 号 新港地区冠水状況図

図 6-2-3　２号線冠水の様子

**③　都賀川水難事故（平成 20 年）**

平成 20 年７月 28 日、都賀川周辺での突発的、局所的な集中豪雨により、川の水位が 10 分間で 1.34ｍも上昇した。

水遊びなどで都賀川や河川敷にいた 16 人が急激な水位上昇により流され、うち 11 人は消防隊員や他の民間人によって救助されたが、児童３人を含む５人の死者が発生した。

図 6-2-4　左写真：平常時の都賀川の様子　　右写真：事故発生時の都賀川の様子

**④　豪雨による土砂災害（平成 30 年）**

平成 30 年７月５日から７日にかけて、停滞した前線や４日に温帯低気圧に変わった台風第７号の影響により、西日本を中心に記録的な大雨となった（平成 30 年７月豪雨）。

これにより、市内で 100 件を超える土砂災害が発生。灘区篠原台では、６日、民間所有地の崩土が私道および沿道宅地敷地内に流入する土砂災害が発生、200 余世帯が居住する区域に避難指示（緊急）を発令した。

**⑤　台風による高潮害（平成 30 年）**

平成 30 年９月４日、猛烈な風雨を伴う台風第 21 号が神戸市に上陸し、観測史上最大となる高潮が発生した。これにより神戸港では港湾施設等の破損に加え、上屋や港島トンネルの浸水、コンテナの流出、浸水によるコンテナや車両の火災が発生した。また、臨海部で 240 件の床上及び床下浸水被害を受けた。

## ３．風水害の危険性

### (1) 梅雨前線の停滞による風水害

梅雨前線による豪雨のうち、六甲山地の南斜面に降った場合、都市化が進んでいるうえ、地形的にも山と海が迫り傾斜が急なことから、最も甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。そのうち、昭和 13 年、36 年、42 年の災害のときの気象条件をみてみると、いずれも梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し、前線の活動が活発化しているなど共通点が多く、今後も同様の気象条件になれば、警戒が必要である。

### (2) 台風による風水害

台風は、1991 年から 2020 年まで（30 年）の平均で年に 25.1 個発生し、うち 11.7 個が日本に接近、3.0 個が上陸しており、ひとたび接近・上陸すると大きな被害をもたらす。台風には風台風、雨台風と呼ばれているものがあるが、台風自体がそういう性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が進行方向前面にあるときには、前線の活動が活発になり大雨をもたらすケースが多い。また、室戸台風の最大瞬間風速が神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s を記録したように、台風が北東に進んだ場合、進路の東側で強くなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進したときには南の風が吹き込んで市内の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。

高潮と高波は、台風が 980hPa ぐらいまでの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離が長くなるほど波が高くなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり長時間にわたることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うか否かで大きく異なってくる。神戸阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こり得るので、特に注意が必要である。

### (3) 局地的な集中豪雨による風水害

平成 20 年７月の都賀川水難事故の例を見ても分かるように、神戸市を流れる河川は山地から海までの距離が短く、非常に急流な河川であるとともに、山すそまで市街化が進んだ都市構造が原因となり、下流域では雨が少ない状況でも、上流域に局地的、集中的に降った雨によって、短時間のうちに川の水位が上昇し、河川敷で散策や水遊びをする住民が流されるような事故が起こるおそれがある。

## ４．風水害の被害の特徴

### (1) 水害

梅雨前線による豪雨は、過去の事例をみると、山麓部において特に危険性が高い。また、台風による大雨はコース、前線の有無や位置による違いが大きい。河川改修により河川の氾濫は減少しているが、中小河川があふれる等の被害はよく見られる。特に、都市部などでは開発による保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂流出などが起きやすくなり、河川などの外水氾濫や下水道や側溝からの内水氾濫に注意が必要である。そのため、市内各地域とも河川の氾濫等による床上・床下浸水、道路や耕地の浸水などの被害が考えられる。

また、地震により被災した河川では、流域が震災により荒れているうえ、急流な河川が多いことから、洪水による被害に特に注意が必要である。

### (2) 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるが、都市部では谷あいまで宅地化が進んでいることもあり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。地すべりについては、神戸層群など地すべりが起きやすい地域が存在する。また、山崩れ、崖崩れなどの斜面崩壊については、六甲山地など基岩の風化が進み、かつ急斜面の多い地域で発生の頻度が高い。また、地震災害により、山腹などで崩壊が発生した場合、これに豪雨が加わると相当量の土石が流出し、災害が発生する恐れがあるため、地震災害発生後は、斜面が安定するまでの数年間は特に注意を払う必要がある。

### (3) 高潮、高波による被害

高潮、高波も風害の一つの形態である。台風や低気圧に伴う気圧降下と強風のため、天文潮位に比べて海面が異常に上昇する現象が高潮である。気圧１hPa 低下で海面が約１㎝上昇する。また、大阪湾のような水深の浅い湾では、強風による吹き寄せ効果が大きくなる。

例えば、950hPa の台風が接近すれば、気圧のみで海面は 60㎝上昇する（標準気圧 1,010hPa－950hPa)。これに加えて、強風による吹き寄せによって、被害が広がりやすい。

神戸港での高潮の最大高さは、2018 年９月４日の台風第 21 号による T.P.＋2.33ｍである。

### (4) 風害

強風による被害としては、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが考えられる。過去平均風速が 30m/s を超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

## ５．災害の想定

過去に発生した豪雨、台風による災害状況や近年発生した局所的集中豪雨の事例に鑑み、神戸市域で発生する災害想定としては、洪水害、高潮害、土砂災害（斜面崩壊、土石流、地すべり）を対象とし、災害規模としては過去の被害として最も大きい、昭和 13 年の梅雨前線豪雨程度を想定するとともに、以下に示す水害や土砂災害、高潮害の危険箇所等への対応を考慮する。

### (1) 水害

#### ①　洪水浸水想定区域

平成 27 年７月の水防法の改正等に基づき、兵庫県により新たな「洪水浸水想定区域図」等が作成された（令和２年５月に神戸市内公表完了)。

作成されたのは、「想定し得る最大規模の降雨（概ね 1,000 年以上に１回程度の降雨)」による「洪水浸水想定区域」、「浸水継続時間」、「家屋倒壊等氾濫想定区域」及び「計画規模の降雨（河川整備の目標とする降雨で概ね 100 年に１回程度の降雨)」による「洪水浸水想定区域」である。

避難情報を発令する対象区域は、想定の根拠としている降雨などの発生頻度などを鑑み、従来通り計画規模降雨による洪水浸水想定区域とする。

計画規模降雨による洪水浸水想定区域から被害が広がることが予想される場合には、各種情報や状況を勘案して個別に避難情報の発令を検討する。

区域の詳細については、防災 DB 共総則 資料 6-2-2 を参照のこと。

#### ②　内水氾濫区域

下水道（雨水管）や側溝の排水能力を超える大雨や河川や海水の水位上昇により、雨水の排水が困難となり、地盤が低い地域が浸水する内水氾濫に対し、神戸市は氾濫シミュレーションを実施し、内水氾濫による浸水区域を想定している。（令和４年６月更新）

### (2) 土砂災害

兵庫県では、土砂災害防止法第六条に基づき、土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりなどの土砂災害が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域を、発生原因ごとに土砂災害警戒区域として指定している。本市においても、土石流、急傾斜地及び地すべりにおける警戒区域や特別警戒区域が指定されている。これらの指定状況については、防災 DB 風土砂 資料 2、3、4 を参照のこと。

### (3) 高潮

平成 27 年 7 月の水防法の改正等に基づき、兵庫県では、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を指定し、高潮浸水想定区域図（浸水深）及び高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）を公表している。(防災 DB 共総則 資料 6-2-3 を参照)

なお、発生頻度などを鑑み、朔望平均満潮位（T.P+0.80）に昭和 34 年の伊勢湾台風級の台風が昭和９年の室戸台風のコースを通過した場合の最大潮位偏差 2.00ｍを考慮した潮位を基本とする災害想定とする。(設計高潮位：T.P+2.80)

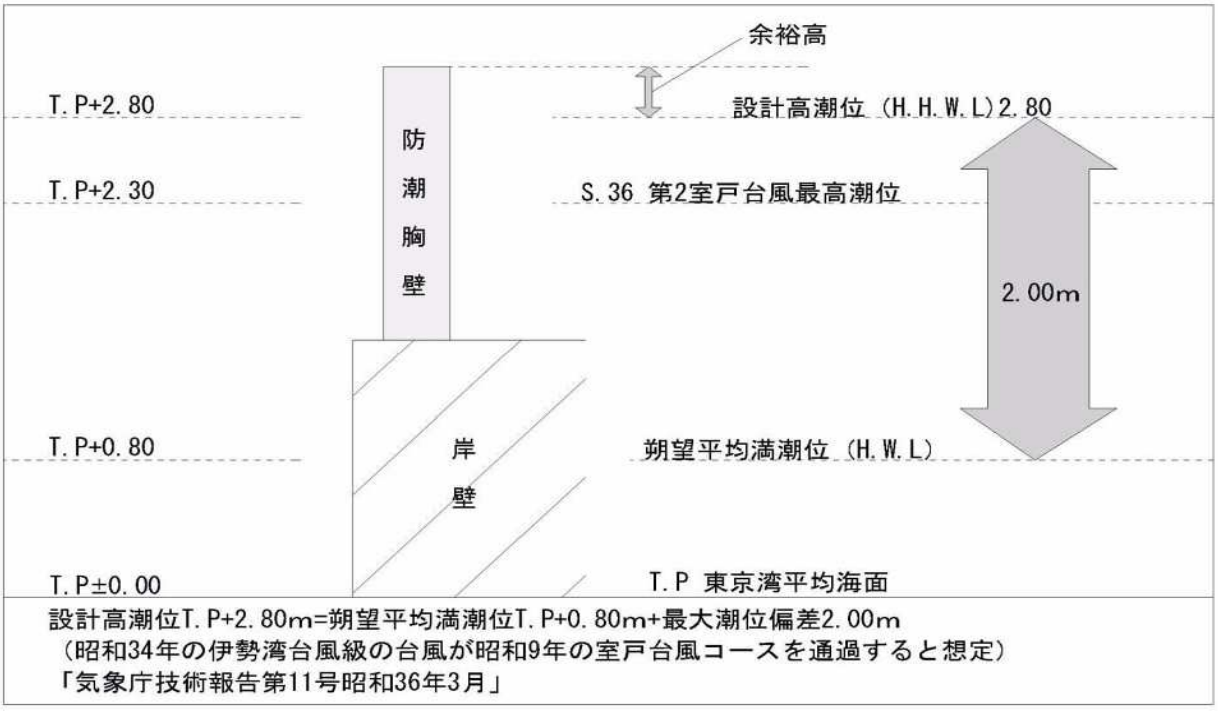


図 6-2-5　高潮の潮位の想定

## ６－３　大規模事故災害の想定

### １．災害想定の考え方

現代社会においては、経済の発展による人口増加や都市化、科学の進歩による交通手段の多様化や高度化、原子力といった新エネルギーの利活用など利便性が増す一方で、都市部での人口過密や交通機関の複雑化などに起因する自然災害に匹敵するような事故災害が多発している。

本市においても、人口が集中する都市構造を有し、高速道路、鉄道、港、空港といった多様な交通網が整備され、大規模事故災害が起こりうる環境にあり、想定しうる事故災害に応じた対策を講ずる必要がある。

大規模事故災害の想定にあたっては、過去に神戸市内で発生した事故災害や他都市の事例などを踏まえ、態様別に災害を想定する。

### ２．過去の事故災害

これまで神戸市内で発生した主な事故災害は、以下のとおりである。

#### ①　中央区脇浜町１丁目火災

昭和 51 年３月８日午前２時 58 分木造トタン葺平屋建 20 ㎡の空屋から出火し、大火災となり同５時５分鎮火した。当地区は都市公園予定地に建ったバラック街で住宅密集地帯となっており、内部は狭い道路が迷路のように入り組み、従来から火災に対して危惧されていた地域であり、105 世帯が全焼した。

#### ②　中央区脇浜海岸通（生田川尻）火災

昭和 56 年４月 27 日午後２時 57 分木造トタン葺平屋建 16.5 ㎡の家屋から出火し、大火災となり同４時 22 分鎮火した。当地区は生田川尻の寄洲に建ったバラック街で住宅密集地帯となっており、内部は狭い道路が迷路のように入り組み、従来から火災危険地域として指定されていた地域であり、104 世帯が全焼した。

### ３．災害想定

#### (1) 大規模火災

本市では、昭和 50 年代に住宅密集地帯で大規模な火災が発生し、100 世帯以上が全焼する大規模な火災の経験を有しており、大規模な火災発生に伴い、多数の死傷者等が発生する事態が想定される。特に、強風、乾燥時に発生した火災は、大火につながりやすく、フェーン現象や異常気象に伴い大規模な火災に発展することも考えられる。

また、地下街、高層ビルなど、これまでの大規模火災とは異なる条件下で火災が発生することにより、被害が拡大することも考えられる。一方、林野火災では、通常の火災と異なり広範囲かつ大規模に発生する特徴があり、その特徴を考慮した対応が必要となる。

#### (2) 海上事故災害

本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する事態が想定される。また、重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶという事故も考えられる。

なお、本市に係る被害の想定は、以下に掲げる災害又は事案が発生した場合とする。

表 6-3-1　想定する海上事故災害

| 種類 | 内容 |
|---|---|
| 海難による人身事故 | 沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生に因り、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合 |
| 重油等の流出事故 | 重油等が大量流出するなどに因り、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合 |

### (3) 鉄道事故災害

市内には、西日本旅客鉄道（以下、「JR 西日本」という。）の在来線（貨物車も走行）である神戸線のほか、山陽新幹線も通過している。更に、阪急電鉄、阪神電鉄、山陽電鉄、神戸電鉄、神戸高速鉄道、市営地下鉄、神戸新交通があり、市民の重要な大量輸送機関となっている。

鉄道交通における事故は、各種の保安設備の整備など総合的な安全対策が実施されてきた結果、長期減少傾向にあるが、列車の高速化等に伴い、一度事故が発生すると、多数の死傷者を生じる危険性があり、平成 17 年４月 25 日には JR 西日本福知山線の尼崎市内で大事故が発生している。

鉄道における事故に関しては、特に多数の死傷者が生じるおそれのある衝突、脱線、転覆、火災、爆発などによる事故のほか、列車からの危険物等の流出による事故災害などが想定される。また、高架上やトンネル内などで発生する場合も考えられ、これらの場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

### (4) 道路事故災害

市内には、自動車専用道路、有料道路として山陽自動車道、中国縦貫自動車道、神戸淡路鳴門自動車道、阪神高速道路（３号神戸線・５号湾岸線・７号北神戸線・31 号神戸山手線・32 号新神戸トンネル)、第二神明道路、六甲有料道路、六甲北有料道路、山麓バイパス、ハーバーハイウェイがあり、鉄道と同様に重要な交通手段であり、搭載貨物も多種多様である。

道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、道路構造物（トンネル、橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とする事故、自動車の火災又は爆発、危険物等の流出、大きな交通事故などによる災害が想定される。また、道路トンネル内などの事故の場合では、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

### (5) 航空事故災害

市内には、神戸空港及び神戸消防ヘリポート場外がある。また、その他にも兵庫県内には、大阪国際空港、但馬空港があり、多数の航空機やヘリコプターが市内を飛行している状況にある。

航空事故の特徴としては、旅客機の大型化に伴い、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれが大きくなっていること、特に局所的に甚大な人的被害が発生するおそれがあることが挙げられる。

本市における航空事故としては、市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合

が考えられ、市街地へ墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること、搭載貨物も多種多様であること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救急・救助活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

### (6) 原子力等事故災害

放射線は、直接五感で感知することができないため、災害が発生した場合、火災や海洋油汚染等の災害と比較して、適切に行動することが困難となるおそれがあり、市民への影響に配慮が必要である。

#### ① 放射性物質事故災害

放射線は、直接五感で感知することができないため、災害により放射性物質に関する事故災害が発生した場合、火災や海洋油汚染等の災害と比較して、適切に行動することが困難となるおそれがあり、市民への影響に配慮が必要である。

放射性物質の取扱い事業所に対する指導、監督は、防災対策を含めて、原子力規制庁の所管であるが、地震による災害発生場所としては、許可施設等以外においても発生する可能性がある。

放射性物質事故災害は、次の場所・内容・規模で発生し、市民の生活及び健康への危険性が高まった場合を想定する。

| | ア）放射性物質の輸送 | イ）放射性物質取扱施設 | ウ）放射性物質の不法廃棄等 |
|---|---|---|---|
| 災害の発生場所 | 神戸市内 | 放射性物質取扱施設 | 想定は困難 |
| 災害の内容 | 輸送中の事故、自然災害による被災等による放射能の容器外への漏えい | 自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく者の発生 | 管理区域外における放射性物質の発見、故意の廃棄、まきちらし等 |
| 災害の規模 | 原子力緊急事態に至る災害 | 施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模 | 想定は困難 |

#### ② 原子力発電所事故災害

ア　被害想定の対象

神戸市に対する危険性の観点から、福井県内の原子力発電所において大規模な災害が発生した場合を想定する。

イ　原子炉施設で想定される放射線の放出

原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているほか、大規模な自然災害や火災・内部溢水・停電等によるシビアアクシデントを防止するために、津波防護壁や防潮扉の設置、非常用電源の強化などの対策が

とられている。さらに、万一シビアアクシデントが発生しても、炉心損傷の防止、格納容器の閉じ込め機能等の維持、放射性物質の拡散抑制のための対策がとられている。これらの深層防護が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

ウ　本計画が前提とする災害

原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域（ＰＡＺ※１及びＵＰＺ※２）は市内に存在しないが、不測の事態にも対処できるよう、予期されない事態によって原子力施設の格納容器等の大規模な損壊に至る事態を仮定して本計画を作成する。

| | |
|---|---|
| 災害の発生場所 | 福井県内の原子力発電所 |
| 災害の内容 | 何らかの原因で原子力発電所から大量の放射性物質が環境中に放出される事態 |
| 災害の規模 | 市内において飲食物の摂取制限、屋内退避等の緊急防護措置を講じる必要が生じる規模 |

※１：ＰＡＺ（予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね５㎞が目安）
急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、ＥＡＬ（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から即時避難などの予防的な防護措置を準備する区域

※２：ＵＰＺ（緊急時防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね30㎞が目安）
確率的影響のリスクを低減するため、ＥＡＬ、ＯＩＬ（運用上の介入レベル）に基づき、屋内や区域外への避難など緊急時防護措置を準備する区域

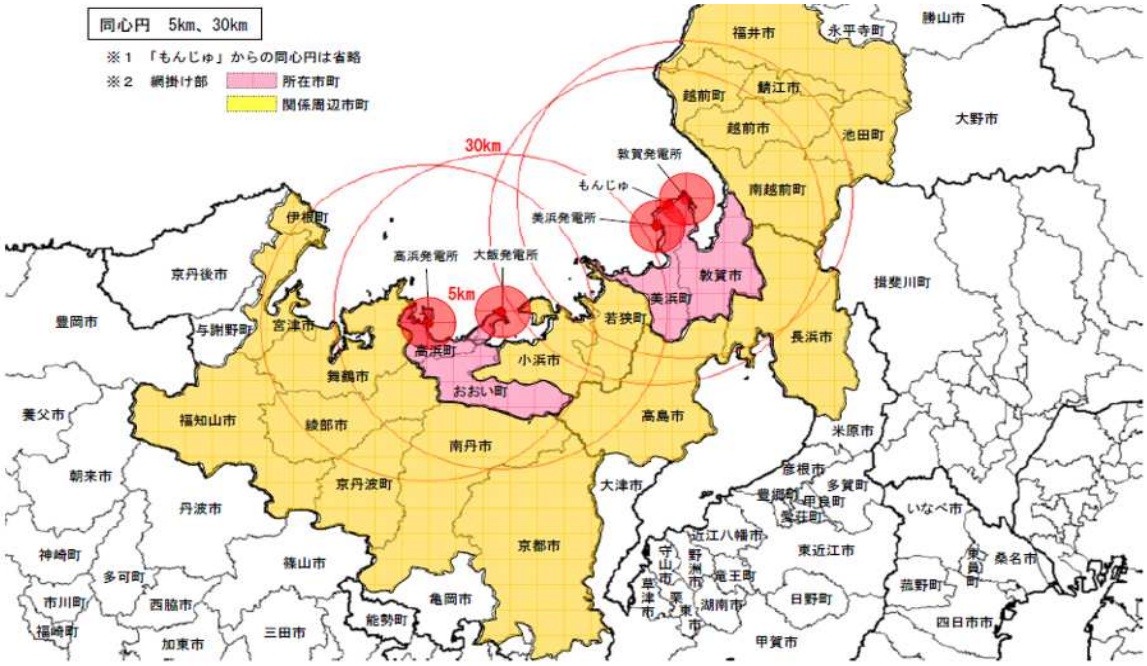


出典：関西防災・減災プラン　原子力災害対策編（関西広域連合）

図 6-3-1　原子力発電所等の位置

表 6-3-2　原子力発電所等の施設一覧

| 事業者名 | 施設名 | 所在地 | 設備 No. |
|---|---|---|---|
| 関西電力(株) | 美浜発電所 | 福井県<br>美浜町丹生 | １号 |
| | | | ２号 |
| | | | ３号 |
| | 高浜発電所 | 福井県<br>高浜町田ノ浦 | １号 |
| | | | ２号 |
| | | | ３号 |
| | | | ４号 |
| | 大飯発電所 | 福井県<br>おおい町大島 | １号 |
| | | | ２号 |
| | | | ３号 |
| | | | ４号 |
| 日本原子力発電(株) | 敦賀発電所 | 福井県<br>敦賀市明神町 | １号 |
| | | | ２号 |
| (国研)<br>日本原子力<br>研究開発機構 | 高速増殖原型炉<br>もんじゅ | 福井県敦賀市白木 | － |
| | 新型転換炉原型炉<br>ふげん | 福井県<br>敦賀市明神町 | － |

出典：原子力災害に係る広域避難ガイドライン

表 6-3-3　高浜原発・大飯原発からの距離（参考）

| | 最も近い地点<br>（北区、大岩岳） | 最も近い<br>人家のまとまり<br>（北区道場町塩田） | 市役所 | 最も遠い地点<br>（垂水区海岸通） |
|---|---|---|---|---|
| 高浜原発 | 73.7km | 75.5km | 96.7km | 108.3km |
| 大飯原発 | 80.3km | 82.6km | 103.4km | 116.0km |

国土地理院 HP「電子国土 WEB」上で測定。

### (7) その他の事故災害

その他の事故災害としては、石油コンビナートでの事故災害、危険物等による事故災害が想定される。

#### ①　石油コンビナート災害

石油コンビナートでの事故災害の想定は、兵庫県石油コンビナート等防災計画での想定に基づくものとする。市内の石油コンビナート等特別防災区域において、石油、高圧ガス等による火災（タンク単独火災、防油堤内火災、タンク類焼火災）、油の海上流出、爆発、可燃性ガス及び毒性ガスの漏出拡散、静電気災害が発生することが考えられる。

#### ②　危険物等事故災害

これまで危険物施設における大規模な事故の事例はないが、事故発生に伴い大惨事につながる恐れがある。爆発事故等の大規模事故が発生した場合は、一度に多数の死傷者を伴う恐れがあり、非常に大きな被害が予想される。

# 第７章　市民・事業者・市の自己決定力の向上に向けて

本市の基本理念とする「自己決定力の向上」は、日頃からの備えと災害時の行動について市民・事業者・市それぞれの立場から、自ら考えて備え、判断し、行動することである。

そのためには、日頃から災害に対する知識の習得や備えなどを行い、災害が発生又は発生する恐れがある場合に、適切な判断をし、迅速に行動することが求められる。さらには、地域や組織において、相互に助けあえる関係を築くことで、多くの命を守ることにつながる。

市民・事業者・市が、それぞれの役割のもと、この「自己決定力の向上」に向けて、取り組むべき事項を以下に示す。

## ７－１　市民の取組み

### １．日頃から取り組むべきこと

#### (1) 災害に関する正しい知識を習得する

地震・津波、水害、土砂災害などの災害について、日頃から正しい知識を身に付け、災害が発生した時にまずすべきことや情報収集、避難方法などを事前に確認しておき、いざという時のための心の備えをする。

住まいや就業先、就学先等の危険箇所（津波災害、水害、土砂災害）を事前に確認しておき、いざ発災、発災する恐れがある場合に迅速な避難行動が取れるようにする。

神戸市では、毎年出水期前に、「くらしの防災ガイド」を発行しており、様々な災害から身を守るための防災情報を発信している。

この防災ガイドには、災害に関する情報、防災情報の入手方法、災害に応じた避難行動、ハザードマップ、避難所などを掲載している。

#### (2) 気象情報の確認

大雨、強風などの気象現象によって生じる災害については、気象庁が発表する気象予報などから、ある程度の予測が可能であるため、日頃から台風や大雨などの気象情報を確認する習慣をつけ、余裕をもった事前の準備を心がける。

地震・津波や風水害などに備えるためには、確認すべき情報は何かを知ることが重要である。テレビ・ラジオ・インターネット・携帯端末などで注意報・警報といった気象情報や河川の水位情報、防災行政無線などで発信される防災情報、避難指示など、状況に応じて複数の手段での情報収集を心がける。

また、電池式のラジオなど、停電した場合でも、情報を入手できる手段を確保する。

### (3) 家庭内防災の取組み

地震発生時の家具などの落下・転倒から身を守るため、家具の固定や寝室の家具の安全な配置などを行う。また、地震の揺れによる自宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準の住宅については、耐震診断を受診して安全性を確認し、耐震性が不足している場合は耐震改修等に取り組む。

風雨により、自宅の周りやベランダに置いた鉢植えや物干し竿などが飛ばないようにする。側溝や雨どいなどに詰まりがあると、雨により溢れてしまうおそれがあるため、普段から掃除をしておく。

**【すまいの耐震化３原則】**

**①すまい方を工夫する**

阪神・淡路大震災では、住宅そのものの被害が少なかった場合でも、家具などが転倒・散乱してけがをしたり、出口や逃げ道を塞がれたため、避難や救助が遅れたことが報告されている。

神戸市では、家具の配置の工夫や固定方法等について、機会をとらえて広報・啓発に取り組んでいる。

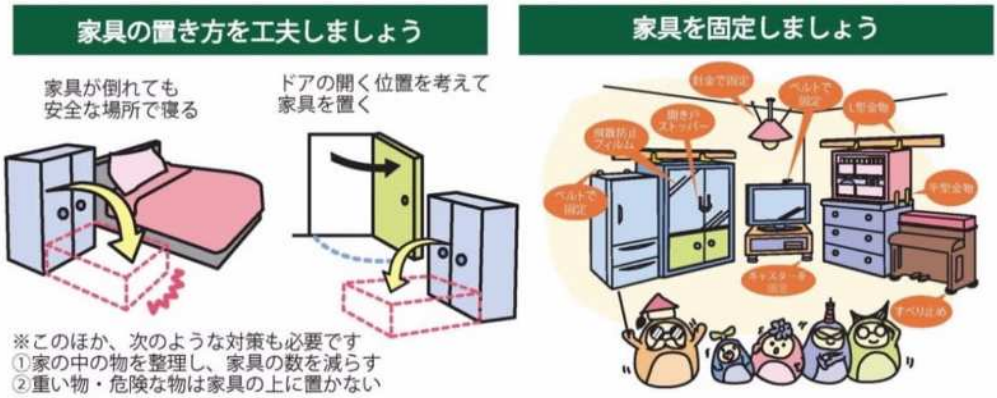


**②自分のすまいを知る**

阪神・淡路大震災では、地震による直接的な犠牲者のうち、約９割が住宅・建築物の倒壊等により亡くなられたとされている。昭和56年５月31日以前に着工された住宅は、建築基準法の旧基準で建てられており、耐震性が不足している建物が多いため、耐震診断を受けて住宅の安全性を確認する。

神戸市では、これらの住宅を対象に無料で耐震診断員を派遣し、調査やアドバイスなどを行っている。

**③すまいを丈夫にする**

耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合には、耐震改修工事を行い住宅の地震に対する強度を高める。

神戸市では、耐震改修等の取組みを支援するために、耐震改修に関する補助制度を導入している。

### (4) 避難行動・避難場所の確認

災害によっては、対処方法や避難場所が必ずしも同じではないため、災害ごとの避難行動を事前に確認しておく。

また、住まいや就業先、就学先等の生活に関わる地域における災害ごとの緊急避難場所（身の安全を確保できる一時的な避難場所）を確認しておく。

警報等が解除されたのち、災害の影響で自宅が倒壊するなど、自宅へ戻れず避難生活が必要となった時の避難先となる避難所を確認しておく。（複数の避難所と避難ルートを確認しておく。）

家族や地域で話し合い、予め避難する場所を決めるなど、日頃からの認識を高めておく。

**【段階避難方式】**

避難は、生命の安全確保を第一とした緊急的な避難（**１次避難**）と、自宅等の被災により帰れない場合に避難生活を送るための避難（**２次避難**）の段階避難があり、１次避難の避難先として緊急避難場所、２次避難の避難先として避難所などがある。

**【避難場所の種類】**

避難場所には、大きく次の２種類がある。

① **緊急避難場所**（**指定緊急避難場所**）：災害発生時又は発生する恐れがある場合に、命を守ることを最優先とし、その被害から緊急的に避難する場所（**１次避難先**）

② **避難所**（**指定避難所**）：警報等が解除されたのち、自宅が被災して帰れない場合に、避難生活を送る場所（**２次避難先**）

※水害、土砂災害といった災害では、緊急避難場所と避難所が同一施設の場合もある。

※高齢者や障害者などの特別な配慮の必要な方々のための「福祉避難所」が開設される場合もある。

**【夜間等の避難への備え】**

夜間や停電の場合に備え、予め避難先と避難ルートを確認しておく。また、ヘッドライトや懐中電灯などを日頃から準備しておく。

**【津波時の避難方法】**

地震に伴い津波が発生した場合の避難は、地盤の高いエリア（津波浸水想定区域外）へ速やかに移動する**水平避難**（立ち退き避難）を基本とする。

ただし、逃げ遅れた場合や怪我人や要配慮者等の津波到達時間までに水平避難ができない場合は、近隣の堅牢な建物の３階以上に移動し、一時的に津波から身を守る**垂直避難**（屋内安全確保）も有効な手段である。

なお、津波からの避難は、**徒歩を原則**とする。

**【風水害時の避難方法】**

台風や大雨により浸水や土砂災害の影響を受ける可能性がある場合の避難は、浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外の緊急避難場所や親戚・知人宅、ホテル・旅館など安全な場所へ移動する**立ち退き避難**により行い、既に安全性の高い建物にいる場合などは、浸水や土砂流入の恐れのない建物内の安全な場所や上層階への退避、その場に留まることによる**屋内安全確保**を行う。なお、逃げ遅れた場合でも、近隣の安全性の高い場所や建物など、今いる場所より相対的に安全な場所へ緊急的に移動することにより安全を確保する。

### (5) 市民備蓄の推進

大規模災害に備え、家庭内備蓄として、最低３日分、できれば７日分の食料と水を確保する。感染症対策としてのマスク、消毒液や生理用品、乳幼児用品、衛生用品等についても備蓄しておく。

災害時に避難する時のために、飲料水、携帯ラジオ、着替え、生理用品など非常持ち出し品としてすぐに持ち出せる場所に準備しておき、そのうち点検が必要な非常食や薬、電池などは定期的に確認する。

特に夜間の災害に備え、ヘッドライトや懐中電灯、乾電池等をすぐに持ち出せる場所に用意する。

**【家庭内備蓄の例】**

### (6) 地域コミュニケーションの充実

防災の知識だけでは、いざというときに行動できないことが多く、災害が発生した時に落ち着いて行動できるよう、防災福祉コミュニティの実施する防災訓練に積極的に参加するなど、十分に訓練を積んでおく必要がある。

また、地域の人たちとコミュニケーションを取り、要配慮者がいる家庭や地域の人たちの状況を把握し、災害時における各人の役割を明確にしておくことが大切である。日頃から声をかけ合い、消火方法や病人・ケガ人の避難方法などを決めておくとともに、地域における防火用水、飲料水の確保、物資の備蓄の有無なども確認しておく必要がある。

それから、夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、防災関係者とともに緊急避難場所や避難所の開け方（鍵の管理）、非常用電源の位置、電話、連絡網等を予め確認しておく必要がある。

自分自身の身を守る「自助」を第一とし、近所の人たちと協力しながら地域の安全を守る「共助」についても、出来る範囲で協力する。防災福祉コミュニティは、地域コミュニティの力が発揮される典型的な「共助」による組織であり、これらの活動に参加することも共助の一環である。

**【防災福祉コミュニティの活動例】**

### (7) 災害時要援護者の支援

災害時に支援を必要とされる方に対する地域活動は、災害時だけでなく、平常時からの活動も重要である。近所にお住まいの要援護者を把握し、災害が発生した際の支援の方法をあらかじめ地域で決めておく。

本市では、災害時に手助けが必要な方を支援していくための条例「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」を制定し、地域の皆さんの支援活動を実践していくための具体的な運用をガイドラインとしてとりまとめている。

### (8) 生活再建に向けた事前の保険・共済等への加入

家屋等が被災した場合、復旧に要する費用は多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合に備え、必要に応じて、保険・共済等に加入しておく。

### (9) 災害時におけるペットの対策

災害時に市が担う役割は、一義的には被災者の救護であり、災害時におけるペットの対策は、飼い主による「自助」が基本である。そのため、飼い主は、日常からの適正飼養や避難生活で必要となる物資の備蓄を行うなど、災害の発生に備えておく。

## ２．災害発生時に対応すべきこと

### (1) 発災直後は身を守る

自宅で地震に遭った場合には、あわてて外へ飛び出さず、頭を保護するため丈夫な机の下などに隠れるなど、安全確保を心掛ける。家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

屋外で地震に遭った場合には、ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、看板や割れたガラスの落下に注意し、高い建物のそばから離れる。山やがけの近くでは、落石やがけ崩れに注意して、安全な場所に待避する。

がけ崩れ等の二次的な災害が発生する恐れがあると判断した場合や、消防署・警察署等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

**【地震発災直後の行動例】**

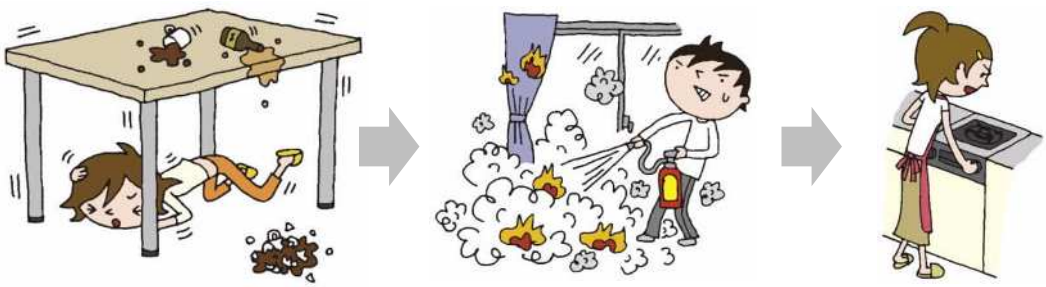

家具の転倒から身を守る　　初期消火に努める　　安全を確認して避難

### (2) 継続的な情報収集と安全確保

災害直後の速報だけでなく、更新報などにも留意して最新の情報を収集し、避難行動などに役立てるとともに、デマや誤報に惑わされないように注意する。

特に津波災害では、第一波が去った後も、第二波、第三波と繰り返し津波におそわれる危険性があるため、常に確実な情報を得て最善の行動につなげる。

### (3) 避難行動の自己決定

自分や家族の命を守るため、自らの判断で行動しなければならない状況が発生した場合、日頃から備えた知識、収集した情報、今置かれている状況をよく整理し、これから起こりうることをしっかりイメージして、最善の行動が取れる自己決定力を養うことが必要である。

### (4) 避難行動時の助け合い

自らや家族の安全を確保した上で、隣近所に声を掛け、互いの安否を確認し、必要に応じて救出活動を行う。特に、高齢者や障がい者などの要援護者のみの世帯には積極的に声をかける。

**【避難時の助け合いのイメージ】**

災害時要援護者の支援訓練の様子

### (5) 避難所生活の助け合い

避難所は譲り合い、助け合って生活していく場である。食事、トイレ掃除、水汲み、物資の配布などは、特定の性別や立場の人に偏らないよう、男女を問わずできる人で分担し、女性用品（生理用品、下着等）の配布にあたっては女性が配布するよう努めるなど、男女双方のニーズに配慮した避難所運営とする。起床・就寝・食事の時刻、飲酒・喫煙などの共同生活のルールを相談して決め、みんなが快適な避難所生活を送れるように努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など、要配慮者のスペースや食事を優先するなど、互いに助け合いながら避難所生活を送る。

## ７－２　事業者の取組み

### １．日頃から取り組むべきこと

#### (1) 事業所内の防災対策の実施

地震の揺れに伴う建物の倒壊を防ぐため、耐震性が低い建築物については耐震化を進める。また、備品・機材などの落下・転倒から身を守るため、備品・機材の固定を進めるとともに、安全に避難出来るように、日頃から避難路になる廊下や出入口に障害となる物を置かないよう心掛ける。

地震の揺れや風害等に備えて、事業所の周囲にいる人や通行人に被害が及ばないよう、ガラスの飛散防止、屋外工作物やブロック塀の転落・落下防止を進める。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）により耐震診断が義務付けられた大規模建築物（対象 150 件）について、神戸市ホームページにおいて耐震診断結果を公表するとともに、耐震化の推進のための補助制度を実施している。

また、それ以外の建築物についての耐震化促進のための施策として「神戸市中規模多数利用建築物等耐震化助成事業」がある。

#### (2) 避難計画の策定及び周知

想定される災害に応じた防災対策の実施体制を構築し、いざという時に各自が自主的に行動できるよう、発動基準（震度、警報の発表状況等）や共通の行動指針、具体的な対策の実施手順等を避難計画として作成する。

避難計画は、「誰が何をするのか」を、事業所で働く人たちに明確に周知しておくために必要であり、的確かつ柔軟に対応できるよう、研修や訓練で内容を確認しながら、いざという時に役立つ避難計画として見直していくことが重要である。

#### (3) 事業継続計画（BCP）の策定

いざというときに備え、「事業継続計画（BCP)」を策定することにより、発災後の事業復旧のための費用や労力、時間を大幅に軽減することが可能となる。

また、BCP の策定と合わせて、その運用にあたって、従業員への浸透を図るとともに、訓練や検証を重ね、その都度、改善を行う「事業継続マネジメント（BCM)」を進めることも重要である。

**■ 事業継続計画（BCP ： Business Continuity Plan）とは**

何らかの災害、事件、事故に遭った場合においても、中核事業の中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業価値の低下などから企業を守るため、あるいは、万一事業活動が中断した場合においても、残存する能力で目標とする復旧時間までに重要な事業を早期に再開させるための方法や手段をとりまとめた計画である。

**■ BCP に記載する主な内容**

・災害発生後に優先する事業について
・優先して継続させる事業の目標復旧時間の設定について
・事業を続けていくために最低限必要となる資源の洗い出しについて
・資源の被害状況を想定し、課題を抽出について
・具体的な対策を検討と実施について

### (4) 従業員等への防災教育

周辺地域で想定される災害情報を収集し、災害が発生した時にはどのような状況に陥るのか、各事業所の現状を従業員と共有する。

災害発生時の従業員、顧客の安全確保のための応急対応や被害を軽減するための日頃からの取組みや安全点検について教育する。

### (5) 防災訓練の実施・検証

災害発生時に、各自が適切に行動するためには、日頃の訓練により緊急事態に備え、いざというときにとるべき行動を体で覚えておくことが重要である。そのためには、定期的に事業所全体で防災訓練を実施する必要がある。

事前に災害による被害をきちんと想定し、避難計画にある各自の行動を踏まえた訓練シナリオを作成することにより、短時間で効果的な防災訓練が可能となる。訓練後に反省点を話合い、シナリオや避難計画を見直すことで、事業所の防災力向上にもつながる。

### (6) 事業者備蓄の推進

災害発災後、事業所としてのサービスの継続やいち早い復旧を図るため、また、発災直後の一斉帰宅により帰宅困難者が大量に発生することによる混乱を避けるため、従業員等を一定期間事業所内に留めておく必要がある。

このため、事業所は、従業員等の３日分以上の飲料水、食料や生活物資の備蓄に努める。この場合において、飲料水、食料等の賞味期限がある物資を備蓄するときは、期限に留意し、定期的に更新する必要がある。

特に集客施設を有する事業所は、顧客の一時的な滞在を想定した備蓄を検討する必要がある。また、従業員や来客以外の帰宅困難者の受入れに協力する事業所は、市や周辺地域の備蓄状況を踏まえ、必要な物資の備蓄について検討する。

### (7) 地域との交流、自主防災組織活動との連携

事業所の恒例行事や記念行事を地域の行事に合わせて協働で開催したり、記念事業の内容を地域防災に役立つものにしたりするなど、学校や防災福祉コミュニティが行う防災活動に協力する。

また、建築物・設備や商品の提供、救助活動、消火活動、復旧活動等、地域のために貢献できるよう、市や地域と協定を結ぶこと等により、地域との協力体制を構築し、災害発生時に緊急避難場所や資機材を提供することで、地域の防災力向上に貢献する。

神戸市では、逃げ遅れた人や要配慮者のために、津波から緊急的に避難する次善の策とする施設を「津波緊急待避所」として、地域で選定・指定を行っており、多数の事業所が「津波緊急待避所」に指定されている。

## ２．災害発生時に対応すべきこと

### (1) 発災直後の自己防衛

発災直後は、顧客、従業者などの安全確保を第一とする。負傷者が出た場合には、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

万が一、火災が発生してしまった場合には、初期消火を行う。

危険物等を取り扱う施設では、危険物等の種類に応じた適切な対応に努める。

### (2) 情報収集および伝達

災害直後の速報だけでなく、災害の情報を継続的に収集し、正しい情報を持った上で、顧客、従業員の安全確保に努める。特に津波災害では、第一波がさった後も、第二波、第三波と繰り返し津波におそわれる危険性があるため、確実な情報を得て次の行動につなげる。また、緊急放送等により速やかに従業員、顧客に情報を発信し、災害によるパニックを抑制し、落ち着いた行動をとる。

### (3) 避難誘導

災害発生時には、顧客や従業員の安全を確保するため、的確な避難誘導を実施する必要がある。そのためには、あらかじめ避難計画を作成し、災害の発生状況に応じた避難方法を従業員が共有しておく必要がある。

また、状況に応じて、屋内に留まることも有効な避難となるため、状況や情報をもとに、的確な行動に努める。

なお、集客施設や都心部の事業所においては、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の一時受入れ場所の確保に努める。

## ７－３　市の取組み

ここでは、本市の主な取組みと協働と参画に関する事項を示す。

本市の防災に関する取り組み及び体制の詳細については、共通編の組織計画、予防計画及び地震・津波対策編、風水害編、大規模事故対策編等を参照のこと。

### １．防災体制・組織の更なる強化

気象災害に対する警戒体制の強化、様々な災害に応じた初動体制、職員配備体制の整備、発災後の応急対策拠点となる防災施設などの整備・充実、危機管理体制の強化、さらには、応援協定などによる広域連携体制の強化を図っている。

しかし、東日本大震災で明らかとなった新たな課題や教訓などを基に、今後起こりうる最大クラスの災害想定、激化する自然災害や時勢の変化に応じて、不断の努力を欠かすことなく、本市の体制の見直しや対応力の強化を図っていく。

### ２．ハード・ソフト対策の着実な推進

本市では、過去の震災、風水害、事故等から得られた教訓を活かし、総合的な視点から想定される災害への防災力の強化、危機管理能力の向上を目指し、かつ、中長期的な視点から着実に進める安全都市づくりを推進している。

#### (1) ハード対策

・住環境、交通、ライフライン、自然環境などの災害に強い安全都市づくり
・防災拠点および緊急輸送道路ネットワークの整備
・公共施設等の耐震化の更なる推進
・災害想定に応じた防災施設等の計画及び整備

**【危機管理センターの整備】**

危機管理局や消防局など、本市における危機管理の中枢機能を集約し、あらゆる危機に対応する拠点として危機管理センターを整備している。

危機管理センターは、免震構造、非常用電源装置を備え、災害時にも安定かつ継続的に機能を維持し、迅速で確実な危機管理体制を構築する。

危機管理センター

学校における児童生徒の安全確保と災害時における地域の防災拠点であることから、阪神・淡路大震災の翌年の平成８年度に実施した「渦が森小学校」の耐震改修を皮切りに、市立の学校施設の耐震化を進めており、耐震化率 100%を確保している。

実施に当たっては、神戸市型の耐震補強工法（外壁外付けブレース）を開発し、主としてその工法を活用し補強を行っている。

小学校の耐震改修例

### (2) ソフト対策

・危機管理体制の強化と地域とのネットワークの構築
・職員の危機対応力の強化のための継続的な教育・訓練の実施
・市民・事業者に向けた防災意識の普及・啓発及び人材育成
・様々なツールを活用した防災情報の発信
・消防団、防災福祉コミュニティなどの自主防災組織との連携

本市では、防災福祉コミュニティなどの自主防災組織や消防団が中心となって、地域の津波避難を検討する「地域津波防災計画」の作成を支援し、市内 18 地区において策定が完了している。

## ３．市民・事業者・市が協働・参画できる仕組みづくり・環境整備

### (1) 協働と参画の更なる推進

本市では、多様化する市民ニーズ、地域課題に的確に対応するため、市民・地域の力を最大限発揮できる協働と参画の仕組みづくりとして、①神戸市民の意見提出手続に関する条例、②神戸市民による地域活動の推進に関する条例、③神戸市行政評価条例の「協働・参画３条例」を制定しており、それらを有効に活用した市民や地域が一体となった取り組みを推進する。

### (2) 自主防災組織・防災リーダー等の育成

本市では、防災福祉コミュニティを全市 192 地区で結成し、防災のみならず、福祉や日頃の地域活動に大きく貢献しており、活動を通じて地域の事業者・学校・その他団体などと多くのネットワークを築いている。これらの特性を活かした様々な活動を推進するために、本市では、訓練実施に伴う必要経費や防災資機材の更新費用などの活動資金の一部を助成するほか、技術的なアドバイスや訓練指導、各種防災情報の提供などを継続的に実施していく。

また、研修や講習を通じて、災害時に自主的に地域の先頭に立って活躍する防災リーダーや市民救命士の養成を進める。

**【防災福祉コミュニティの活動例】**

防災福祉コミュニティの活動を通じて、防災ジュニアチームの育成研修や地域との協同による防災学習などの活動を支援している。

防災ジュニアチームの育成・研修の様子

### (3) 事業者との連携

本市は、事業者の能力や資源を地域の安全で安心なまちづくりに活用できるよう、防災福祉コミュニティなどを通じた連携を支援する。また、事業者に対して、パンフレットの作成、各種団体を通じた広報によって、地域貢献の啓発を行う。

### (4) 要援護者支援のための仕組みづくり

本市は、非常時の支援にも対応できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、日常的な活動、施設整備等を通じて安心して暮らせる環境づくりを推進する。

また、平成 25 年に制定した「神戸市における災害時の要援護者の支援に関する条例」に基づき、災害時の迅速な避難支援と安否確認を行うための平時からの取組みや支援団体や事業者との情報共有などの対策を進める。

**【「こうべ・だれでもトイレタウン」計画】**

神戸市では、「ユニバーサルデザイン」の考えを取り入れたあらゆる人にとって使いやすい快適なトイレ「多機能・多目的トイレ」の整備を進めており、だれもが安心して快適に過ごせるまちづくりを推進している。

だれでもトイレの例

### (5) 生活再建に向けた事前の保険・共済等への加入の促進

家屋等が被災した場合、復旧に要する費用は多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、市民の保険・共済等への加入について、普及啓発を行う。

## ４．震災教訓の継承及び教育・訓練

阪神・淡路大震災や東日本大震災の課題と教訓を活かし、将来起こりうる災害への備えとして、震災を経験していない世代へ継承していくことが非常に重要である。また、東日本大震災の事例からも分かるように、地道な防災教育・訓練の有効性が実証されている。

震災以来、市民・事業者・市が一体となって、行事や震災教訓の継承、学校や自主防災組織が中心となって防災教育や日頃の訓練に継続的に取り組んでおり、本市は、これらの取組みのさらなる促進を図る必要がある。

### (1) 様々な行事・取組みを通じた震災教訓の発信

震災経験を風化させることなく、次世代や全国に発信することが本市の使命であり、様々な行事や施設、行政活動を通じて、震災から学んだ教訓の継承を推進する。

阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」は、戦後わが国で初めて社会経済的な諸機能が高度に集積する大都市を直撃した直下型地震である阪神・淡路大震災の教訓を後世に残し、震災とその復興過程から得られた知識や知恵を発信する役割を担う。

人と防災未来センター外観

震災からの復興の展示

震災を語り継ぐコーナー

### (2) 「生きる力」を育む防災教育の推進

神戸市では、阪神・淡路大震災後、多くの学校が防災教育をテーマとした総合学習の実施や被災地支援や交流などを通じて、様々な防災教育が展開されている。平成 25 年には、新たな神戸の防災教育検討委員会により「神戸発「生きる力」を育む防災教育の推進」として、これまでの防災教育の成果と課題の検証や東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育の方針についてとりまとめられており、防災教育カリキュラムや防災マニュアルの見直しなどを推進する。

**【副読本「幸せ運ぼう」の改訂】**

「幸せ運ぼう」は、阪神・淡路大震災の教訓や体験を共有し、「生きる力」を育む防災教育を進めるための副読本として、教職員により開発されたものである。

この「幸せ運ぼう」は、東日本大震災などの教訓や新しい防災教育の題材を盛り込むなど、随時改訂を加え、現在に至っている。

### (3) 防災訓練

災害対策基本法に基づき神戸市総合防災訓練と各区総合防災訓練を実施し、計画及びマニュアルの習熟と検証を行うとともに、他機関が主催する訓練にも積極的に参加し、市、防災関係機関、事業者、市民の連携力と危機対応力の向上を図る。

①神戸市総合防災訓練

神戸市災害対策（警戒）本部の強化を目的に、災害時の初動対応における庁内体制の確認や関係機関との連携強化等の訓練を、年１回実施する。

②各区総合防災訓練

区災害対策（警戒）本部として避難所運営を含めた区における災害対応の総合調整を担う区役所の防災力強化を目的に、区本部における初動対応訓練や避難所開設・運営訓練等の訓練を、年１回実施する。

また、防災福祉コミュニティを中心とした地域での防災訓練を継続的に実施しているが、地域がより一体となって協力できる関係を築くためにも、事業者や児童、保護者、要配慮者など、幅広い世代や様々な立場の人が参加できる訓練などをさらに推進する。

**【学校をきっかけとする地域防災コミュニティの活性化】**

学校が中心となり、児童、保護者、教職員、防災福祉コミュニティ、消防署が相互に連携し、防災訓練・授業参観、引き渡し訓練を合同で実施した事例である。

学校をきっかけとして幅広い世代が参加し、地域がつながりコミュニティが活性化できる１つの形である。

# ■　防災組織計画

## 第１章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

### １．神戸市

①　防災会議に関する事務
②　防災に関する組織の整備
③　防災に関する訓練の実施
④　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
⑤　防災に関する施設及び設備の整備、点検
⑥　災害応急対策
　ア　消防・水防その他の応急措置
　イ　避難の指示または誘導
　ウ　情報の収集、伝達及び被害調査
　エ　被災者に対する救助及び救護措置
　オ　緊急道路及び緊急輸送の確保
　カ　災害時における応急教育
　キ　災害時における保健衛生
　ク　その他災害の発生の防御、または拡大の防止措置
⑦　災害復旧事業
⑧　防災に関する調査研究の実施
⑨　関係防災機関との連絡、総合調整

### ２．指定地方行政機関

#### (1) 近畿財務局神戸財務事務所

①　地方公共団体に対する災害融資
②　災害時における金融機関に対する緊急措置の指示、調整
③　国有財産の無償貸付等
④　災害査定立会

#### (2) 近畿農政局（兵庫県拠点）

①　土地改良機械の緊急貸付け
②　農業関係被害情報の収集報告
③　農作物等の病害虫防除の指導
④　食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん

**(3) 神戸運輸監理部**

① 災害時における所管事業に関する情報の収集及び提供
② 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請
③ 特に必要があると認められる場合の輸送命令

**(4) 神戸運輸監理部兵庫陸運部**

① 災害時における所管事業に関する情報の収集及び提供
② 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送･迂回輸送等実施のための調整
③ 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請

**(5) 近畿地方整備局**

① 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
② 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること
③ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
④ 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路通行の確保に関すること
⑤ 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること
⑥ 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
⑦ 港湾における災害対策の技術指導
⑧ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること（堺泉北港堺２区基幹的広域防災拠点との連携含む）
⑨ 海上の流出油に対する防除処置
⑩ 災害時の障害物除去等による海上緊急輸送路の確保
⑪ 港湾、海岸保全施設の応急復旧工法の指導
⑫ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

**(6) 第五管区海上保安本部神戸海上保安部**

① 避難の援助、勧告並びに警報等の伝達
② 海難の救助及び危険物等の海上流出に関する保安措置
③ 人員及び救援物資の緊急海上輸送
④ 海上交通の安全確保及び海上治安の維持

**(7) 神戸地方気象台**

① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

**(8) 近畿総合通信局**

① 電波の監理並びに有線電気通信の監理
② 非常通信訓練の計画及びその実施指導

③　非常通信協議会の育成・指導
④　防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導
⑤　非常時における重要通信の確保
⑥　災害対策用移動通信機器等の貸出し
⑦　情報伝達手段の多様化・多重化の促進

**３．自衛隊　（陸上自衛隊中部方面特科連隊、海上自衛隊阪神基地隊、自衛隊兵庫地方協力本部）**

県、市との連絡調整及び県、市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

**４．関西広域連合**

①　大規模広域災害時の広域的対応指針の提示
②　応援・受援の調整
③　災害情報の共有、情報の発信
④　災害に備えるための事業の企画・実施

**５．兵庫県**

①　兵庫県防災会議に関する事務
②　防災対策の組織の整備
③　防災施設の整備
④　防災のための教育、訓練
⑤　防災に必要な資機材等の備蓄、整備
⑥　水防その他の応急措置
⑦　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
⑧　被災者の救出、救護等の措置
⑨　避難の指示及び避難所の開設の指示
⑩　災害時における保健衛生についての指示
⑪　被災児童、生徒の応急教育
⑫　災害時における交通規制
⑬　災害復旧の実施
⑭　市町及び指定地方公共機関の防災事務または業務の実施についての総合調整

**６．兵庫県警察**

①　被害実態の把握
②　被災者の救出救助
③　危険箇所の実態把握及び警戒
④　気象情報等の収集及び伝達
⑤　危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導
⑥　行方不明者の捜索及び遺体の見分
⑦　被災地等における交通の安全と円滑の確保

⑧　被災地等における犯罪の予防検挙
⑨　地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
⑩　関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

## ７．指定公共機関

### (1) 西日本旅客鉄道株式会社（近畿統括本部兵庫支社）

①　鉄道施設の防災管理
②　災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
③　災害時における県、市町村の鉄道通信施設の利用に関する協力
④　被災鉄道施設の復旧

### (2) ＮＴＴ西日本株式会社（兵庫支店）

①　電気通信設備の整備と防災管理
②　電気通信の疎通確保と設備の応急対策
③　災害時における非常緊急通信
④　被災電気通信設備の災害復旧

### (3) 株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）

①　電気通信設備の整備と防災管理
②　電気通信の疎通確保と設備の応急対策
③　災害時における非常緊急通信
④　被災電気通信設備の災害復旧

### (4) ＮＴＴドコモビジネス株式会社

①　電気通信設備の整備と防災管理
②　電気通信の疎通確保と設備の応急対策
③　災害時における非常緊急通信
④　被災電気通信設備の災害復旧

### (5) ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）

①　電気通信設備の整備と防災管理
②　電気通信の疎通確保と設備の応急対策
③　災害時における非常緊急通信
④　被災電気通信設備の災害復旧

### (6) ソフトバンク株式会社

①　電気通信設備の整備と防災管理
②　電気通信の疎通確保と設備の応急対策
③　災害時における非常緊急通信
④　被災電気通信設備の災害復旧

**(7) 楽天モバイル株式会社**

① 電気通信設備の整備と防災管理
② 電気通信の疎通確保と設備の応急対策
③ 災害時における非常緊急通信
④ 被災電気通信設備の災害復旧

**(8) 日本赤十字社(兵庫県支部)**

① 災害時における医療、助産等救護の実施
② 赤十字奉仕団の避難所に対する奉仕及び義援金の募集、救援物資の輸送・配分等の協力
③ 日赤医療施設の保全

**(9) 日本放送協会(神戸放送局)**

① 予警報、災害情報等の放送
② 避難所等への受信機の貸与
③ 被災放送施設の復旧

**(10) 西日本高速道路株式会社（関西支社神戸高速道路事務所)**

所管する道路の防災管理と復旧

**(11) 阪神高速道路株式会社(管理本部 神戸管理・保全部)**

所管する道路の防災管理と復旧

**(12) 本州四国連絡高速道路株式会社(神戸管理センター)**

所管する道路の防災管理と復旧

**(13) 日本通運株式会社(神戸支店)**

災害時おける救助物資、避難者等の緊急輸送の協力

**(14) 関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社**

① 電力供給施設の整備と防災管理
② 電力供給施設の応急対策
③ 被災電力供給施設の復旧

**(15) 大阪ガスネットワーク株式会社(兵庫事業部)**

① ガス施設の防災管理
② 災害時における保安措置
③ 被災ガス施設の復旧

## ８．指定地方公共機関及びその他の機関

### (1) 株式会社ラジオ関西

①　災害対策本部から依頼する事項の広報
②　災害情報の放送

### (2) 株式会社サンテレビジョン

①　災害対策本部から依頼する事項の広報
②　災害情報の放送

### (3) 神戸市道路公社

所管する道路の防災管理と復旧

### (4) 各地方輸送機関

①　施設の防災管理、復旧
②　災害時における緊急陸上輸送

### (5) 神戸市医師会

①　災害時における医療救護の実施
②　傷病者の収容並びに看護

### (6) 特定非営利活動法人エフエムわいわい

①　災害対策本部が依頼する事項の広報
②　災害情報の放送

# 第２章　神戸市防災会議組織

## １．神戸市防災会議組織構成

会　　長　　神戸市長
副 会 長　　神戸市副市長　　３名
委　　員　　64 名
幹　　事　　71 名

### (1) 指定地方行政機関の職員

| 機　　関　　名 | 委　　員 | 幹　　事 |
|---|---|---|
| 近畿財務局神戸財務事務所 | 所長 | 総務課長 |
| 近畿農政局（兵庫県拠点） | 地方参事官 | 総括農政推進官 |
| 兵庫森林管理署 | 署長 | 地域統括森林官 |
| 神戸運輸監理部 | 総務企画部長 | 安全防災・危機管理調整官 |
| | | 企画調整官 |
| 近畿地方整備局 | 局長 | 総括防災調整官 |
| | | 港湾空港部事業継続計画官 |
| 第五管区海上保安本部神戸海上保安部 | 部長 | 警備救難課長 |
| 神戸地方気象台 | 台長 | 防災管理官 |
| 近畿総合通信局 | 局長 | 総務課長 |

### (2) 兵庫県知事の部内の職員

| 機　　関　　名 | 委　　員 | 幹　　事 |
|---|---|---|
| 兵庫県 | 神戸県民センター長 | 県民躍動室長 |
| | | 神戸土木事務所長 |
| | | 神戸農林振興事務所<br>神戸土地改良センター所長 |
| | | 神戸農林振興事務所<br>六甲治山事務所長 |

### (3) 兵庫県警察の警察官

| 機　　関　　名 | 委　　員 | 幹　　事 |
|---|---|---|
| 兵庫県警察本部 | 神戸市警察部長 | 警察部庶務課長 |
| | | 警備部災害対策課長 |

### (4) 市長の部内の職員

| 機　　関　　名 | 委　　員 | 幹　　事 |
|---|---|---|
| 神戸市 | 危機管理監兼局長 | |
| | 危機管理副局長 | 防災専門官，課長（６） |
| | 建設局長 | 副局長、森林・防災部長 |
| | | 会計室長 |
| | | 企画調整局長 |
| | | 地域協働局長 |
| | | 行財政局長 |
| | | 文化スポーツ局長 |
| | | 福祉局長 |
| | | 健康局長 |
| | | こども家庭局長 |
| | | 環境局長 |
| | | 経済観光局長 |
| | | 都市局長 |
| | | 建築住宅局長 |
| | | 港湾局長 |
| | | 各区長（10） |
| | | 水道局長 |
| | | 交通局長 |

### (5) 教育長

| 機　　関　　名 | 委　　員 | 幹　　事 |
|---|---|---|
| 神戸市 | 教育長 | 教育委員会事務局長<br>兼教育次長 |

### (6) 消防長及び消防団長

| 機　　関　　名 | 委　　員 | 幹　　事 |
|---|---|---|
| 神戸市 | 消防局長 | 総務部長 |
| | | 警防部長 |
| 神戸市消防協会 | 会長 | 消防団支援課長 |

### (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

| 機　　関　　名 | 委　　員 | 幹　　事 |
|---|---|---|
| 西日本旅客鉄道株式会社兵庫支社 | 兵庫支社長 | 副支社長 |
| ＮＴＴ西日本株式会社兵庫支店 | 設備部長 | （設備部）災害対策室次長 |
| 日本赤十字社兵庫県支部 | 事務局長 | 救護課長 |
| 日本放送協会神戸放送局 | 局長 | コンテンツセンター長 |
| 西日本高速道路株式会社関西支社<br>神戸高速道路事務所 | 所長 | 統括課長 |
| 阪神高速道路株式会社　管理本部<br>神戸管理・保全部 | 部長 | 総務課担当課長 |
| 本州四国連絡高速道路株式会社<br>神戸管理センター | 所長 | 計画課長 |
| 日本通運株式会社神戸支店 | 支店長 | 業務推進課長 |
| 関西電力送配電株式会社神戸本部 | 本部長 | 担当部長 |
| 神戸電鉄株式会社鉄道事業本部 | 技術部長 | 施設課長 |
| 大阪ガスネットワーク株式会社 | 兵庫事業部長 | 緊急保安チームマネジャー |
| 一般社団法人兵庫県トラック協会 | 会長 | 常務理事 |
| 株式会社ラジオ関西 | 総務局長 | 報道制作部長 |

### (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

| 機　　関　　名 | 委　　員 | 幹　　事 |
|---|---|---|
| 神戸大学都市安全研究センター | センター長 | ―― |
| 竹の台地区防災・防犯福祉コミュニティ | 会長 | ―― |
| 神戸市社会福祉協議会 | 理事長 | ―― |
| 婦人防災安全委員 | 参与 | ―― |

### (9) その他市長が必要と認める者

| 機　　関　　名 | 委　　員 | 幹　　事 |
|---|---|---|
| 株式会社神戸新聞社 | 論説委員 | 論説委員 |
| 陸上自衛隊中部方面特科連隊 | 隊長 | 第３科長 |
| 一般社団法人神戸市医師会 | 会長 | 副会長 |
| 市民委員 | 市民委員（２） | |
| 神戸市教育委員会 | 教育次長 | |

### (10) 条例・要綱

・神戸市防災会議条例

・神戸市防災会議運営要綱

# 第３章　防災に関する組織

## ３－１　災害対策（警戒）本部設置までの流れ

本市域において災害が発生又は発生する恐れがある場合、市民の安全確保を迅速かつ確実に行うための防災体制の早期確立を行うため、下記の手順に従い、防災指令の発令及び災害対策（警戒）本部を設置する。

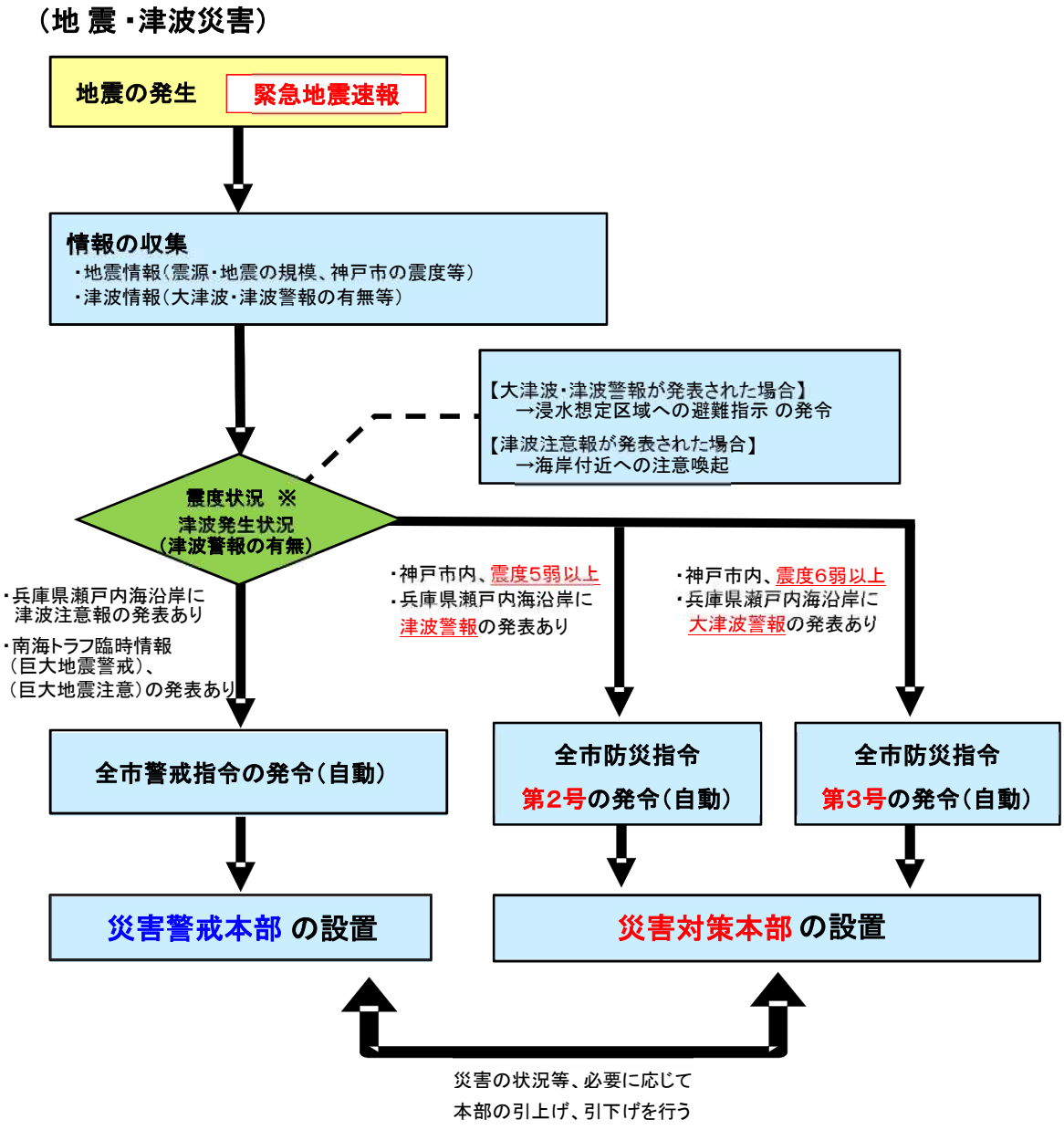


※　震度4未満の場合でも、地震等による災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、
その程度に応じて防災指令を発令し、災害対策（警戒）本部を設置する

図 3-1-1　災害対策本部等の設置までの流れ（地震・津波）

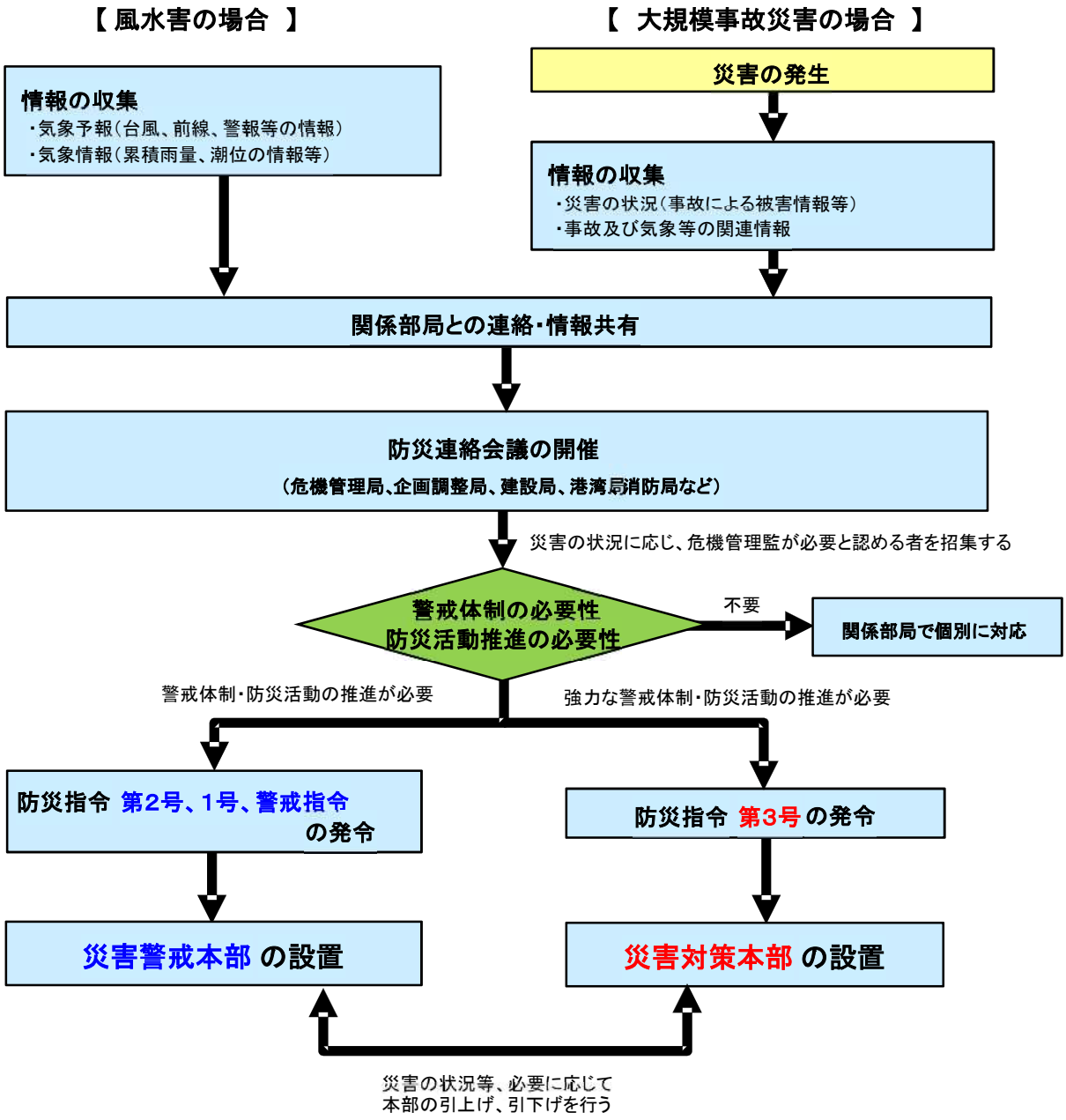


図 3-1-2　災害対策本部等の設置までの流れ（風水害・大規模事故災害）

## ３－２　市長及び副市長の出動体制

市長・副市長は、災害の発生、又は発生するおそれがあり、災害対策本部を設置する場合は、オペレーションセンター（危機管理センター２Ｆ）に出動する。また、災害警戒本部が設置される場合においても、災害の状況に応じて出動する。

なお、災害の影響により交通機関に支障が出るような非常時は、最寄りの消防署へ出動し、消防署から緊急自動車で市庁舎へ出動する。なお、道路状況等により、自動車による出動が困難な場合は、消防ヘリコプターによる出動も考慮する。

表3-2-1　市長・副市長出動先消防署

| | 出動先消防署 | ヘリ搭乗場所 |
|---|---|---|
| 市　　長 | － | － |
| 今西副市長 | 垂水消防署　TEL 786－0119 | シスメックス |
| 小松副市長 | － | － |
| 黒田副市長 | 東灘消防署　TEL 843－0119 | 王子スタジアム陸上競技場 |

※王子公園工事期間中は灘丸山公園を搭乗場所とする。

## ３－３　職員配備計画

### １．防災指令

#### (1) 防災指令の発令及び解除

**①　発令**

市長は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合には、発生した災害の規模、又は予想される災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制を取るため、職員に対し、防災指令を発令する。また、必要に応じ、市長に代行して危機管理監が行うことができる。

**②　解除**

市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなったと認める時は、防災指令を解除する。また、必要に応じ、市長に代行して危機管理監が行うことができる。

#### (2) 防災連絡会議

危機管理監は、防災指令の発令及び解除並びに気象情報、被害状況等の収集、伝達等について協議するため、必要に応じて防災連絡会議を開催する。

防災連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

・企画調整局広報戦略部部長（報道担当）
・危機管理局（副局長、防災専門官、課長（６））
・建設局（副局長（総務事務取扱）、防災課長）
・港湾局（海岸防災課長、海岸防災課課長（防災担当））
・消防局（警防部警防課長、警防部司令課長、警防部司令課課長（司令第1～3係長事務取扱））
・その他危機管理監が必要と認める者

### (3) 対象職員

対象職員は、本市に常時勤務する職員及び市長が定めるその他の職員とする。

### (4) 防災指令の種類、発令基準等

防災指令の種類と発令基準については、下表のとおりとする。

表3-3-1　防災指令の種類と発令基準

| 種類 | 発令基準 | 配備につくべき職員 | 活動内容 |
|---|---|---|---|
| 連絡員待機指令 | ・気象、地震または津波に関する情報が発表され、災害に備える必要があるとき<br>・その他、市長が必要と認めたとき | 局等の長があらかじめ定め、又は必要があると認める場合にその都度定める職員(以下「指定職員」という。) | 防災のための警戒及び情報の収集、伝達 |
| 警戒指令 | ・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき。<br>・南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）または南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。<br>・レベル３氾濫警報、レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報、レベル３高潮警報のいずれかが発表されることが見込まれ、災害に備える必要があるとき。<br>・その他、市長が必要と認めたとき。 | 指定職員 | 防災のための警戒及び情報の収集、伝達 |
| 防災指令第１号 | ・レベル３氾濫警報、レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報、レベル３高潮警報のいずれかが発表されることが見込まれ、または発表され、高齢者等避難の発令が必要なとき<br>・その他、市長が必要と認めたとき。 | 指定職員 | 予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急処置 |
| 防災指令第２号 | ・本市の区域内で震度５弱もしくは震度５強の地震が発生したとき。<br>・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき。<br>・レベル４氾濫危険警報、レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報のいずれかが発表されることが見込まれ、または発表され、避難指示の発令が必要なとき。<br>・その他、市長が必要と認めたとき。 | 指定職員 | 予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急措置 |
| 防災指令第３号 | ・本市の区域内で震度６弱以上の地震が発生したとき。<br>・兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表されたとき。<br>・レベル５氾濫特別警報、レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５高潮特別警報のいずれかが発表されることが見込まれ、または発表され、緊急安全確保の発令が必要なとき。<br>・その他、市長が必要と認めたとき。 | 全職員 | 予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急処置 |

### ⑸ 防災指令発令の様式

**①　全職員に適用する場合**

・「全市防災指令第〇号」と発令する。

・「全市警戒指令」と発令する。

**②　該当区及び全局室の職員に適用する場合**

・「〇〇区防災指令第〇号」と発令する。

・「〇〇区警戒指令」と発令する。

・「〇〇連絡員待機指令」と発令する。

**③　そのつど指定する局室区の職員のみに適用する場合**

・「〇〇局（または室・区）防災指令第〇号（個別発令）」と発令する。

・「〇〇局（または室・区）警戒指令（個別発令）」と発令する。

・「〇〇局（または室・区）連絡員待機指令（個別発令）」と発令する。

### ⑹ 防災指令の伝達

防災指令が発令された場合、予め定められた伝達系統、連絡責任者等を活用して、職員に防災指令の内容を迅速かつ正確に伝達する。

但し、神戸市域で震度５弱以上の地震が発生した場合又は兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合又は南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）のいずれかが発表された場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、職員はテレビ、ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、直ちに定められた場所に出動する。

**①　各局室区における連絡責任者**

総務担当課長（港湾局については海岸防災課課長（防災担当））とする。ただし、時間外の場合は別に各部が定める時間外連絡責任者とする。

**②　伝達の方法**

防災指令の各局室区への伝達は、危機管理局が職員参集メール、防災行政無線、自動通報装置（時間外のみ）、庁内放送などの方法により迅速かつ正確に行う。

各局室区における連絡責任者は、防災指令の伝達を受けた時は、所属長及び所属全職員に対し、できる限り迅速にかつ正確に伝達する。

勤務時間外における市長等幹部職員への連絡は、危機管理局から自宅等へ行う。なお、連絡手段は、一般加入電話・携帯電話等とする。

## ２．初動期における職員の配備

連絡員待機指令、警戒指令、防災指令第１号、２号の職員の配備は、各局室区で別に定め、防災指令第３号の職員の配備は、以下のとおりとする。

ただし、職員の安全のため津波からの避難に配慮する。

### (1) 勤務時間内における配備体制

各部長及び区本部長は、予め定めた防災組織計画に基づき、全職員を配備する。配備についた職員は班長の命令に従い、防災活動を実施する。

### (2) 勤務時間外における配備体制

各部長及び区本部長は、勤務時間外の職員動員体制のもと、職員の出動状況に応じ、予め定めた防災組織計画にかかわらず、順次必要な班編成を行い、防災活動に従事させる。

勤務時間外の職員動員体制については、「３．勤務時間外の職員動員計画」を参照のこと。

### (3) 風水害時における緊急避難場所への職員配備

風水害による防災指令第１号・第２号発令時には、予め局室と区役所を結びつけるカウンターパート方式により緊急避難場所の運営職員として各局室の職員を区へ配備する。

## ３．勤務時間外の職員動員計画

### (1) 勤務時間外の動員の原則

【地震・津波時】

本市に所属する全ての職員は、本市内で以下の地震等が発生した場合は、職員動員の電話等連絡網による伝達は行われないので、テレビやラジオ等で情報を確認の後、防災指令の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに予め指定された場所へ出動する。

・震度６弱以上の地震(本市内に設置されている震度計が一つでも震度６弱以上を記録した場合)が発生した時、又は兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された時は、全市防災指令第３号が発令されたものとして、全職員が出動する。

・震度５（強・弱）の地震(本市内に設置されている震度計が一つでも震度５（強・弱）を記録した場合)が発生した時、又は兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された時は、全市防災指令第２号が発令されたものとして、予め指定された職員が出動する。

この際、市役所や職場に登庁するかどうかの電話による問い合わせをしてはならない。

・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された時、又は南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒)、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）のいずれかが発表された時は、全市警戒指令が発令されたものとして、予め指定された職員が出動する。

【風水害時】

風水害等により激甚な災害が発生し、全市防災指令第３号が発令された場合、対象職員は、原則として自らが所属する職場に出動する。

交通機関の途絶や災害の状況により、所属する職場へ移動することが困難な場合には、居住地に近い区役所、事業所等へ出動する。ただし、災害発生時の動員計画において所属動員職員として指名されている者は、自らの所属へ出動する。

また、災害の状況により、防災指令伝達の際に、あわせて出動場所を指定した場合は、その指令場所に出動する。

### (2) 動員の区分

各局室区長は、以下の区分により事前に所属職員の住所地等を勘案して、出動場所を指定し、その任務分担を明らかにし、職員へ周知を図る。

津波の恐れがある場合は、浸水被害が想定される地域周辺に職員を重点的に配置する必要があるため、津波の恐れのある場合とそれ以外の場合について定める。

なお、津波の恐れのある場合の出動場所の指定にあたっては、津波来襲予想時間と動員場所までの参集時間を考慮するとともに、参集、活動時における職員の津波に対する安全確保に配慮する。

また、以下の動員区分による職員名簿、出動場所、役割分担等は、各局室区防災組織計画に定める。

**①　所属動員**

各部長及び区本部長は、発災直後に市本部情報連絡室、各部及び各区本部の緊急対応、情報連絡及び初動対応機能の立ち上げに最低限必要な職員を確保するため、以下の計画により所属職員を事前指名し、発震時には自動的にそれぞれの勤務場所へ出動させる。

所属動員職員は、可能な限り所属機関に近い場所に居住する職員を指名する。

ア　課長相当以上の職員

イ　区本部に直近動員によって出勤した職員の指揮者として活動することができる職員

ウ　防災対策上欠くことができない次の業務を担当する職員

・情報連絡要員
・災害対策本部及び区本部要員
・関係機関等連絡要員
・避難対策要員
・業務上、警戒監視及び緊急措置を行う必要がある職員
・特殊業務を担当する者等、防災対策上所属長が必要と認めた職員

**②　指定動員**

市長、各部長及び区本部長は、防災活動要員の適正配置のため必要がある時は、予め指名した職員を各部局又は他部局内の指定した場所へ出動させる。

なお、指定動員職員は、「応援管理職」、「市長・副市長指定職員」、「職員待機宿舎の入居者」に分けられる。借上宿舎への入居者のうち防災活動要員については、災害対策本部及び区本部の立ち上げ等の要員として位置づけ、指定動員職員とする。

**③　直近動員**

所属動員、指定動員以外の職員は、直近動員とし、交通機関が途絶しているか否かに関わらず、住所地を勘案して事前に指定された区役所に出動する。事前指定にあたり、各区の人員のバランス調整を行い、各区への動員職員数が均等化するように指定するため、必ずしも住所地の区役所に職員が指定されるとは限らない。また、被害の状況に応じて、区間における職員の再配置を行う。

また、直近動員職員の組織化を図るため、各区は事前に各部からの名簿に基づいて班編成を行い、班長、副班長を指名し、各職員に周知を図る。

**(3) 動員時の留意事項**

出動の際、職員は以下の要領で行動を開始する。

**①　出動時の服装、携行品**

出動時には防災活動に支障のない安全な服装とする。また、職員は速やかに出動するため、手袋、タオル、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等必要な用具を入れたリュックサックを平常時から準備しておく。

**②　出動途上の緊急措置**

職員は、出動途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、最寄りの消防機関または警察機関へ通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を取る。

**③　出動形態**

公共交通機関が途絶している場合は、原則として車の使用は避け、徒歩、自転車、オートバイ等により出動する。

**④　被害状況等の報告**

職員は、出動途上に被害状況や災害状況等の情報収集を行い、出動場所の指揮者へ報告する。

指揮者は、重要な被害情報について、その内容を危機管理システムに入力する。危機管理システムが使用できない場合は、電話又は電子メールにより災害対策本部に報告する。

被害状況の把握が必要な部局は、予め特定した施設、箇所等の被害状況について情報収集を行った後に出動する職員を定めておく。

**(4) 配備に対する市職員の心構え**

①　市職員は、予め定められた災害時における配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておく。

②　市職員は、災害が発生する恐れがある時は、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者等への電話照会等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、防災指令の発令等を知るように努める。

③　市職員は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れが強いときは、防災指令その他配備命令がない場合であっても、状況によっては、所属長と連絡をとって進んでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断ですみやかに部署に参集し防災活動に従事する。

## ４．職員配備状況の報告

各部長及び区本部長は、職員の動員、配備状況について、原則、定期的（本部より指示する時間ごとに、指示がない場合は 30 分ごと）に災害対策本部長に報告する。

①　各部局の報告責任者：各部局の時間外連絡責任者である課長

②　報告先：危機管理局（災害対策本部設置後においては、本部）

③　報告の方法：危機管理システムへの出動職員入力

ただし、危機管理システムが使用できない場合は、電話又はＦＡＸにより報告する。

## ５．応急対応期における職員の配備

行財政部は、災害の規模、内容に応じて、適切な職員を再配備する。

## ３－４　災害対策（警戒）本部等の設置

### １．対策本部の種類と設置基準

#### (1) 災害警戒本部

危機管理部長（危機管理局長）または副部長（危機管理局副局長）は、神戸市域で災害が発生又は発生する恐れがある場合において、防災活動を推進する必要があると認める時に、神戸市災害警戒本部を設置する。その際、状況に応じて、区長又は総務部長が必要と認めた場合に区災害警戒本部を設置する。

なお、災害警戒本部は、災害対策本部に準じた初動対応を行う。

地震・津波及び風水害における設置基準を表 3-4-1 に示す。

#### (2) 災害対策本部

市長は、神戸市域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生した場合等において、強力に防災活動を推進する必要があると認める時に、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、神戸市災害対策本部を設置する。対策本部には、各局室区から構成される各部及び区災害対策本部が設置される。

地震・津波及び風水害における設置基準を表 3-4-1 に示す。

表 3-4-1　地震・津波及び風水害における対策本部等の設置基準

| 対策本部等の設置 | 風水害 | 地震・津波 |
|---|---|---|
| 災害警戒本部<br>区災害警戒本部※ | ・今後の連絡を緊密にする必要があるとき、災害が発生するおそれがあるとき（発生の時期、災害の規模等の予測が困難なときを含む）又は小規模な災害が発生したとき | ・神戸市域で震度４の地震が発生した場合<br>・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合<br>・南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 |
| 災害対策本部<br>区災害対策本部※ | ・大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき | ・神戸市域で震度５弱以上の地震が発生した場合<br>・兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合<br>・上記以外で、大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。 |

※ 区長又は総務部長が必要と認めた場合に、区災害警戒本部を設置する。

※ 区長は、災害対策本部が設置された時、あるいは災害対策本部が設置されない場合においても、区長が必要と認めた時は、区災害対策本部を設置する。

※ 原子力等事故災害における対策本部等の設置基準は、「大規模事故災害対策編　第６章　原子力等事故災害６－１　災害時の活動体制の確立」に示す。

なお、防災指令の発令基準については、「３－３ 職員配備計画」を参照のこと。

また、本計画において、区本部(長)の表記については、区災害対策本部(長)又は区災害警戒本部(長)を指す。

### (3) 事故警戒本部

危機管理部長または副部長は、事故や火災の発生により、災害が発生する恐れがあり、消防部など担当部局の取組みだけではなく、複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整など警戒体制を必要とすると判断した場合、神戸市事故警戒本部を設置する。

なお、突発的な事故等が発生し、即時に応急対応が必要な場合は、警戒本部は設置せず、直接、事故対策本部を設置する。

### (4) 事故対策本部

市長は、事故や火災の発生により、重大な災害が発生もしくは発生する恐れがあり、消防部など担当部局の取組みだけではなく、複数の部局にわたって救助・救急、医療、広報など総合的な応急活動を行う必要があると判断した場合、神戸市事故対策本部を設置する。

### (5) 現地災害（事故）対策本部

市長は、被災地及び事故現場での応急対応や関係機関との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に現地災害(事故)対策本部を設置する(災害対策基本法第23条の２第５項)。

### (6) 北神区役所

北神区役所における各本部の設置や運営などについては、各区と同様とする。

## ２．災害警戒本部、区災害警戒本部の組織及び運営

### (1) 災害警戒本部

#### ①　組織

神戸市災害警戒本部の組織は下図のとおりとする。また、災害警戒本部の庶務は、危機管理部が行う。本部長代行は、必要に応じて構成メンバーから互選する。

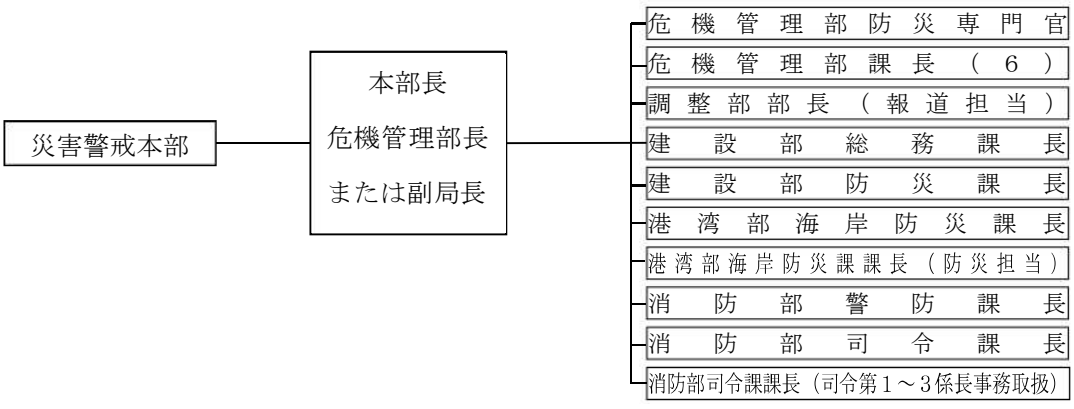


図3-4-1　災害警戒本部組織図

#### ②　設置場所

オペレーションセンター（市役所４号館（危機管理センター）２階）に設置する。

#### ③　災害警戒本部設置の通知

危機管理部長または副部長は、災害警戒本部を設置した時は、原則として直ちにその旨を県知事、報道機関及び関係機関に通知する。

**④ 災害情報等の連絡**

危機管理部長または副部長は、災害情報等の概況を市長・副市長に伝達する。

**⑤ 災害警戒本部の閉鎖**

危機管理部長または副部長は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断した時は、災害警戒本部を閉鎖する。閉鎖の通知は、災害対策本部と同様とする。

### (2) 区災害警戒本部

区長又は総務部長が必要と認めた時は、災害警戒本部の設置の有無に関わらず、区災害警戒本部を設置する。

**① 組織**

区災害警戒本部の組織は下図を基本とする。なお、各区災害警戒本部の組織の詳細については、別途、各区の防災組織計画に定めるものとする。※

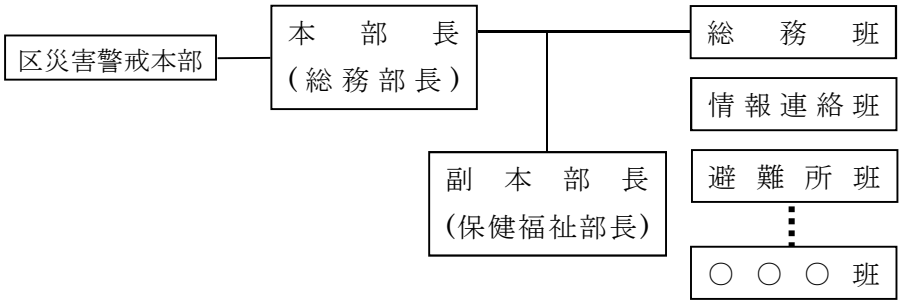


※区長が出動した場合、本部長は区長に移行するものとし、総務部長及び保健福祉部長は、副本部長として、本部長を補佐する。

図3-4-2　区災害警戒本部組織図（例）

**② 設置場所**

区災害警戒本部は、各区役所内に設置する。

**③ 区災害警戒本部設置の報告**

区災害警戒本部長は、区災害警戒本部を設置した時は、直ちにその旨を災害警戒本部に報告する。

**④ 災害情報等の連絡**

区災害警戒本部長は、災害情報、避難所情報等について定期的に災害警戒本部へ連絡する。

**⑤ 区災害警戒本部の閉鎖**

区災害警戒本部長は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断した時は、区災害警戒本部を閉鎖し、災害警戒本部にその旨を報告する。

## ３．災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織、運営の方法については、神戸市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。

さらに、防災活動の基本方針やその他重要な事項を協議決定するため、本部員会議を災害対策

本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するとともに、区に区災害対策本部を設置し、災害対策本部の各部と緊密な連絡を図り、それぞれの区域内における災害の実態に即した応急対策を実施する。

また、複合災害（総則第６章で想定した２以上の災害が同時又は連続して発生する事象）の発生に備え、各編で定める二次災害の防止に取り組むとともに、複合災害が発生した場合は、人員や資機材などの災害対応資源のより効率的な活用が求められることをふまえ、応急対策の重点の変化等に対応しつつ、各編で定める各災害の応急対応計画に準じて対応できるよう、柔軟な組織体制の構築及び調整に留意する。

(1) 災害対策本部の組織

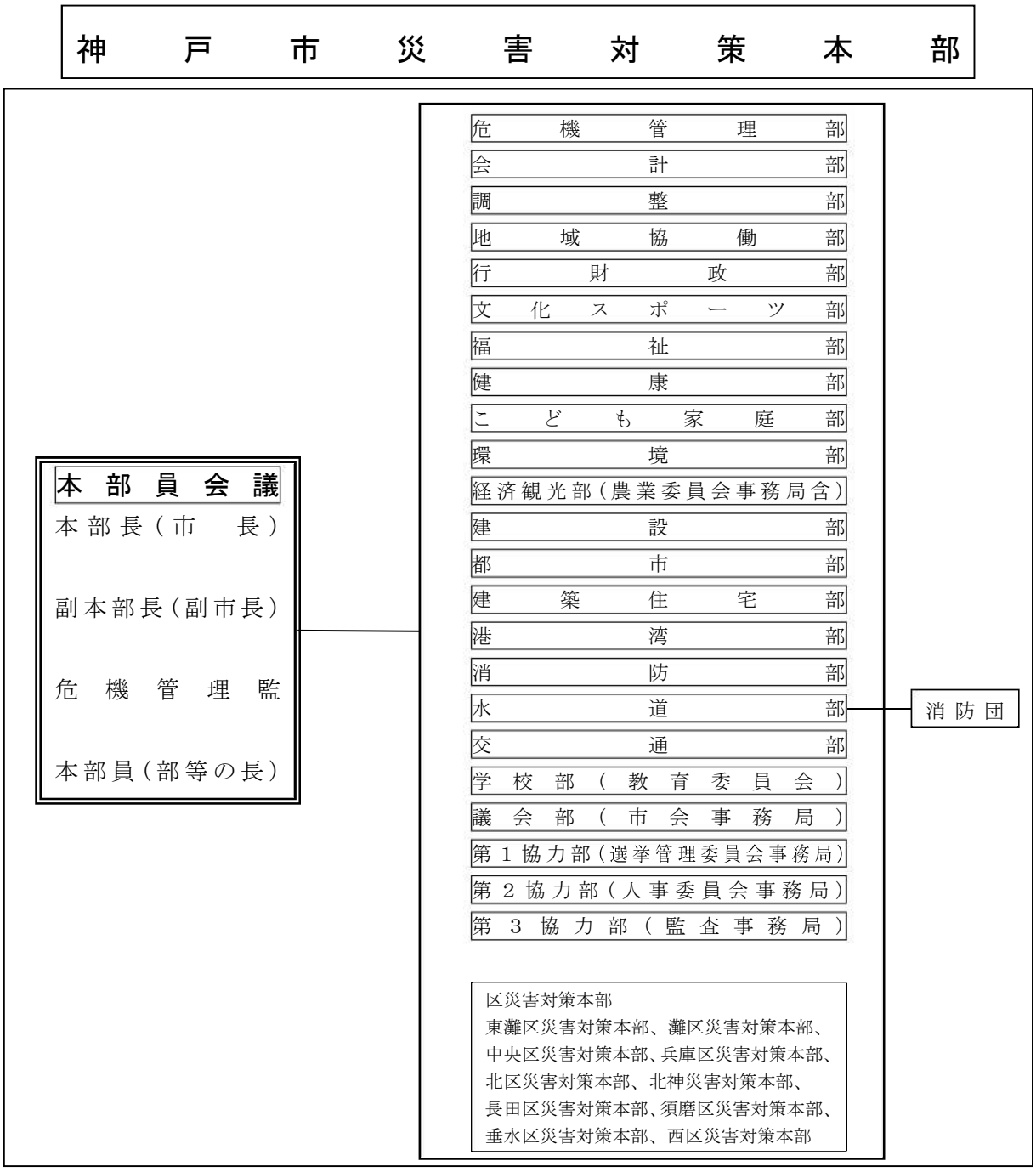


図 3-4-3　災害対策本部組織図

### (2) 本部員会議

災害対策本部の最高意思決定機関として本部員会議を設置し、本部長、副本部長及び本部員全員をもって構成する。本部員会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。但し、本部長が必要と認める時は、本部長、副本部長及び関係本部員で組織する関係本部員会議を開催する。

① 開催場所：市役所４号館（危機管理センター）１階本部員会議室

② 庶務担当：危機管理部

### (3) 各部および区本部の設置

市災害対策本部が設置される場合、各局室からなる各部および区本部を設置する。各部および区本部の長となる者及びその事務分掌は表 3-4-2 と「(4) 区災害対策本部の設置」以下のとおりである。

なお、各部および区本部の災害時の組織及び対応計画は、各部および区本部で毎年作成する防災組織計画で定める。

表3-4-2 各部の事務分掌一覧

| 部の名称<br>(部長となる者)<br>【部となる局】 | 事　　務　　分　　掌 |
|---|---|
| 危機管理部<br>(危機管理局長)<br>【危機管理局】 | 1. 本部の設置及び閉鎖に関すること<br>2. 本部員会議及び関係本部員会議に関すること<br>3. 防災指令その他本部長命令の下達に関すること<br>4. 本部の庶務に関すること<br>5. 各部との連絡調整に関すること<br>6. 予警報等に関すること<br>7. 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること<br>8. 兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること<br>9. 各種協定（他部に関するものを除く）に関すること<br>10. 災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること<br>11. 災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること<br>12. その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること |
| 会計部<br>(会計室長)<br>【会計室】 | 1. 防災・復旧活動の応援に関すること<br>2. 義援金の受入れに関すること |
| 調整部<br>(企画調整局長)<br>【企画調整局】 | 1. 国、県等との連絡調整に関すること<br>2. 市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること<br>3. 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関すること<br>4. 本部長及び副本部長の秘書に関すること<br>5. 本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること<br>6. 災害に関する写真、映像等による記録に関すること<br>7. 災害時の広聴に関すること<br>8. 災害時の相談に関すること<br>9. 複数の部に関連する事案の調整に関すること |

| 部の名称<br>(部長となる者)<br>【部となる局】 | 事　　務　　分　　掌 |
|---|---|
| 地域協働部<br>(地域協働局長)<br>【地域協働局】 | 1.区災害対策本部との連絡調整に関すること<br>2.男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）<br>3.生活必需物資の安定供給の確保その他消費生活に関すること<br>4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること<br>5.災害時の専門相談に関すること |
| 行財政部<br>(行財政局長)<br>【行財政局】 | 1.職員の動員・配備に関すること<br>2.本部事務局の協力に関すること<br>3.災害予算に関すること<br>4.災害応急工事の契約に関すること<br>5.物資車両等の調達・確保に関すること<br>6.被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること<br>7.空地管理システムに関すること<br>8.部及び区災害対策本部での確保の不可能、または困難な機械器具の調達、確保に関すること |
| 文化スポーツ部<br>(文化スポーツ局長)<br>【文化スポーツ局】 | 1.文化スポーツ施設の防災及び復旧に関すること |
| 福祉部<br>(福祉局長)<br>【福祉局】 | 1.社会福祉施設等の被害状況の把握に関すること<br>2.神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例に関すること<br>3.被災者に対する県市見舞金に関すること<br>4.義援金の配分に関すること(義援金募集委員会含む)<br>5.被災者生活再建支援金に関すること<br>6.行方不明者の捜索、遺体の収容、安置、処置に関すること<br>7.災害時要援護者対策(高齢者、障害者等)に関すること<br>8.応急仮設住宅入居者の地域での見守り活動に関すること<br>9.災害ボランティアに関すること(他部に関するものを除く) |
| 健康部<br>(健康局長)<br>【健康局】 | 1.医療機関等の被害状況の把握に関すること<br>2.災害救助法に基づく医療助産に関すること<br>3.救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産の調整に関すること<br>4.被災地の防疫活動の実施に関すること<br>5.遺体の埋・火葬に関すること<br>6.死亡獣畜の処理(衛生措置、埋却場所の指定)に関すること<br>7.災害時要援護者対策(難病者等)に関すること<br>8.災害ボランティアに関すること（他部に関するものを除く） |
| こども家庭部<br>(こども家庭局長)<br>【こども家庭局】 | 1.青少年電話相談に関すること<br>2.災害時要援護者対策(乳幼児等)に関すること<br>3.女性のためのDV相談に関すること |
| 環境部<br>(環境局長)<br>【環境局】 | 1.一般廃棄物の収集、処理、処分に関すること<br>2.災害廃棄物の撤去、処理、処分に関すること<br>3.死亡獣畜(犬・猫)の収集、処理に関すること<br>4.河川等の環境整備に関すること<br>5.環境保全対策に関すること |

| 部の名称<br>(部長となる者)<br>【部となる局】 | 事　　務　　分　　掌 |
|---|---|
| 経済観光部<br>(経済観光局長)<br>【経済観光局】 | 1. 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること<br>2. 被災者等への食料の確保・給与に関すること<br>3. 農林水産業施設の防災及び復旧に関すること<br>4. 農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること<br>5. 農産物、家畜等の災害対策に関すること<br>6. 救援物資に関すること<br>7. 国際関係に関する連絡及び調整に関すること |
| 建設部<br>(建設局長)<br>【建設局】 | 1. 河川、道路、橋梁、公園、市有林、山麓、宅地等の防災及び復旧に関すること<br>2. 水防計画の実施についての連絡・調整に関すること<br>3. 災害救助法に基づく障害物の除去に関すること<br>4. 下水道、排水施設等の防災及び復旧に関すること<br>5. ライフライン復旧連絡部会に関すること<br>6. 緊急輸送路の確保に関すること |
| 都市部<br>(都市局長)<br>【都市局】 | 1. 内陸・臨海部施設の防災及び復旧に関すること |
| 建築住宅部<br>(建築住宅局長)<br>【建築住宅局】 | 1. 応急仮設住宅に関すること<br>2. 住宅の応急修理に関すること<br>3. 災害復興住宅資金の融資に関すること<br>4. 災害公営住宅に関すること<br>5. 住宅その他の建築物の防災及び復旧の指導に関すること<br>6. 市有建物の復旧に関すること<br>7. 災害ボランティア(住宅関係)に関すること<br>8. 応急危険度判定に関すること<br>9. 防災・復旧活動の応援に関すること |
| 港湾部<br>(港湾局)<br>【港湾局】 | 1. 港湾施設の防災及び復旧に関すること<br>2. 防潮堤その他の海岸保全施設の防災及び復旧に関すること<br>3. 海上輸送の確保に関すること |
| 消防部<br>(消防局長)<br>【消防局】 | 1. 災害に関する諸情報(予警報等、被害状況、応急対策の実施状況等)の速報及び連絡に関すること<br>2. 避難の指示等及び避難者の誘導に関すること<br>3. 被災者の救出・救助・救急に関すること<br>4. 消防活動及び水防活動に関すること<br>5. り災証明(火災によるもの)に関すること<br>6. 航空輸送の確保に関すること |
| 水道部<br>(水道局長)<br>【水道局】 | 1. 給水区域への給水の確保に関すること<br>2. 飲料水の供給に関すること |
| 交通部<br>(交通局長)<br>【交通局】 | 1. 市営交通機関の運行の確保に関すること |
| 学校部<br>(教育長)<br>【教育委員会】 | 1. 児童・生徒等の保護及び応急教育に関すること<br>2. 教育施設の防災及び復旧に関すること<br>3. 災害救助法に基づく学用品の給与に関すること |

| 部の名称<br>(部長となる者)<br>【部となる局】 | 事　　務　　分　　掌 |
|---|---|
| 議　会　部<br>(市会事務局長)<br>【市会事務局】 | 1. 災害に対する議会活動に関すること |
| 第１協力部<br>(選挙管理委員会事務局長)<br>【選挙管理委員会事務局】 | 1. 防災・復旧活動の応援に関すること |
| 第２協力部<br>(人事委員会事務局長)<br>【人事委員会事務局】 | 1. 防災・復旧活動の応援に関すること |
| 第３協力部<br>(監査事務局長)<br>【監査事務局】 | 1. 防災・復旧活動の応援に関すること |
| 各部及び本部共通事務 | 1. 各部となる局等の所管事項で防災に関すること<br>2. 各部の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関すること<br>3. 他部の応援に関すること |

### (4) 区災害対策本部の設置

区長は、災害対策本部が設置された時、あるいは災害対策本部が設置されない場合においても、区長が必要と認めた時は、区災害対策本部を設置する。

区災害対策本部は、各区役所内に設置する。

区役所の被災等、区役所内に設置できない場合は、区域内の消防署(または区民センター)に設置する。

#### ① 区災害対策本部の事務分掌

区災害対策本部の事務分掌は以下のとおりである。なお、区災害対策本部の災害時の組織及び対応計画は、毎年作成する防災組織計画で定める。

表3-4-3　区災害対策本部の事務分掌一覧

| 部の名称<br>(部長となる者)<br>【部となる局】 | 事　　務　　分　　掌 |
|---|---|
| 区災害対策本部<br>(区長)<br>【区役所】 | 1. 区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること<br>2. 区内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること<br>3. 区内の被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関すること<br>4. 区内の被害状況の調査に関すること<br>5. 避難所の指定、開閉及び管理運営に関すること<br>6. 避難者の収容に関すること（自主避難者への対応を含む）<br>7. 応急仮設住宅等の入居受付に関すること<br>8. 食品の配給に関すること<br>9. 救援物資等の配布に関すること<br>10. 行方不明者の捜索、遺体の収容、安置及び処置に関すること<br>11. 生活福祉資金等の融資受付に関すること<br>12. 義援金品の受入れ及び配給に関すること<br>13. 被災者生活再建支援金に関すること<br>14. 罹災証明(火災によるものを除く)等の災害に関する諸証明の発行に関すること<br>15. 災害に関する広報広聴に関すること<br>16. その他区における災害救助の実施に関すること<br>17. 災害ボランティアの連絡・調整に関すること<br>18. 災害救助法に基づく医療助産の実施に関すること<br>19. 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産の実施に関すること<br>20. 被災地の保健活動の実施に関すること<br>21. 災害時要援護者対策(高齢者、障害者、難病者等)の実施に関すること |

#### ② 区災害対策本部設置の通知

区長は、区災害対策本部を設置した時は、速やかに市災害対策本部に通知する。

#### ③ 防災連絡調整会議

区災害対策本部長は、区の区域に係る災害予防、及び災害応急対策の総合調整と実施を図るため、定期的に防災連絡調整会議を開く。

防災連絡調整会議の構成メンバーは、区災害対策本部長、総務部長、保健福祉部長、環境部

事業所長、建設部建設事務所長、消防署長、水道部水道管理事務所長及び区災害対策本部長が指名する者とする。

区災害対策本部長は、防災連絡調整会議の協議結果により、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、構成メンバーの長に対し必要な指示を出すことができる。

防災連絡調整会議の組織等については、「神戸市区行政の総合調整に関する規則」(防災DB 共防災組織 資料3-4-3)第11条(組織)及び第15条(遵守義務等)の規定を準用する。

なお、災害直後に編成される災害時初動対応チームと防災連絡調整会議は、密接な連絡をとりながら応急対策等を実施していく。

**④　区災害対策本部の組織及び運営**

各区は、防災組織計画を策定し、区災害対策本部の組織及び運営を定める。

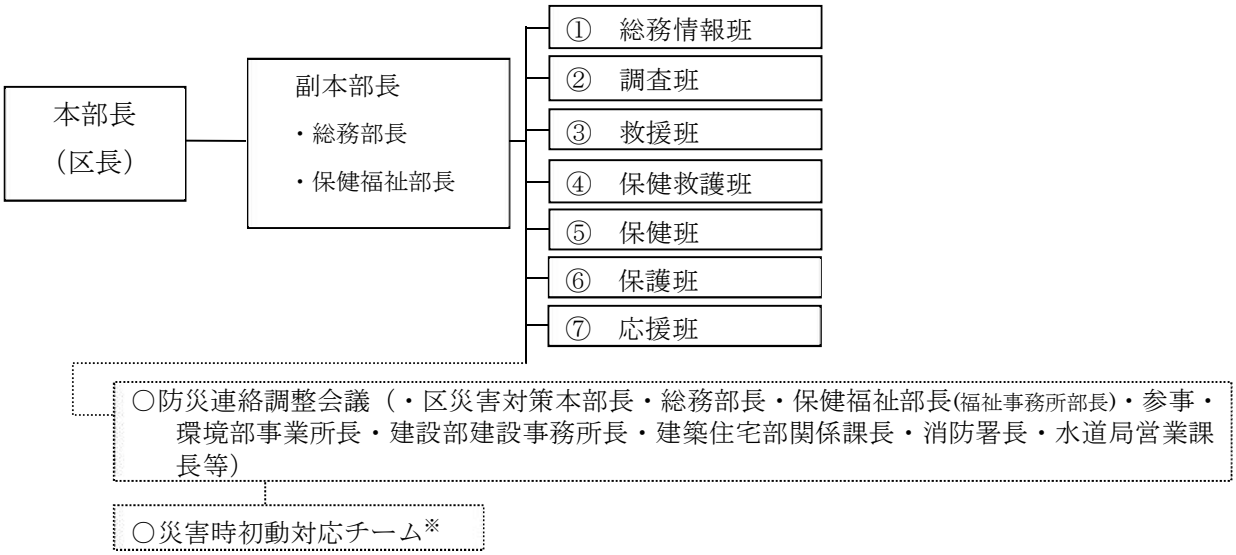


※災害時初動対応チームに関しては、地震・津波対策編　１章 防災活動計画
1-2 初動活動計画を参照のこと。

図3-4-4　区災害対策本部の組織(例)

その他業務に応じて、区災害対策本部長の判断で物資運送班、倒壊家屋班、り災証明・義援金班、県市見舞金班等を随時設ける。

**(5) 班の設置**

部及び区災害対策本部に、その事務を分掌させるための班(消防部においては班及び隊、以下同じ)を置く。

部(危機管理部を除く)及び区災害対策本部には必ず情報連絡班を置くほか、班の設置について必要な事項は部長及び区災害対策本部長の定めるところによる。

**①　総務情報班の所掌事務**

部又は区災害対策本部の所掌事項に関する被害状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報の収集及び危機管理部その他関係部との連絡に関する事務を処理する。そのため各部は、市本部設置後は、情報連絡室に班員を派遣する。

**②　総務情報班の班長の職責**

部又は区災害対策本部の連絡責任者として部又は区災害対策本部に常駐し、災害に関する情報の収集及び連絡にあたるものとし、やむを得ず常駐することができないときは、あらかじめ定める職員にこれを代行させなければならない。

**(6) 職務・権限の代行**

災害対策本部の本部長には市長があたることとし、市長不在時は神戸市長職務代理順序規則の定める順位により副市長が代行する。

市長、副市長ともに不在時の代行順位は、危機管理監を第１順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順により、本部員が代行する。

**(7) 災害対策本部情報連絡室の設置場所**

災害対策本部情報連絡室をオペレーションセンター（市役所４号館（危機管理センター）２階）に設置する。

なお、市役所４号館（危機管理センター）が被災等により使用不可能と判断される時は、消防学校や職員待機宿舎などで使用可能な場所に設置する。

**(8) 本部設置の通知**

市長は、災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を以下に通知する。

①　各局室区
②　県知事（神戸県民センター県民交流室総務防災課）
③　県警本部長（警備部災害対策課）
④　報道機関

市長は、必要があると認めた時は、次の関係機関にも通知する。

①　隣接市町長
②　自衛隊各部隊(陸上自衛隊中部方面特科連隊､海上自衛隊阪神基地隊､自衛隊兵庫地方協力本部)の長
③　指定公共機関又は指定地方公共機関の長又は代表者

**(9) 本部表示の掲出**

危機管理部長または副部長は、市災害対策本部が設置された場合、オペレーションセンター前に「神戸市災害対策本部」看板(危機管理部に保管　防災 DB 共防災組織 資料 3-4-2 参照)を掲出する。

**(10) 本部の閉鎖**

本部長は、災害が発生する恐れがなくなったと認めた時、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた時など、本部を設置する必要がないと認めた時は、市災害対策本部を閉鎖する。閉鎖の通知は、「(8)本部設置の通知」に準じて行うものとする。

## ４．事故警戒本部の組織及び運営

事故警戒本部の本部長は危機管理部長または副部長とし、本部員は危機管理部長または副部長が関係部の長と協議のうえ、指名する。

また、詳細な規定は各事故等災害対策の中で定めるとともに、災害対策本部の関係規定を準用する。

## ５．事故対策本部の組織及び運営

事故対策本部の本部長は市長、副本部長は本部構成部局所管の副市長とし、本部員は危機管理監及び市長が関係部の長を指名する。

また、詳細な規定は各事故等災害対策の中で定めるとともに、災害対策本部の関係規定を準用する。

併せて、事故発生場所およびその周辺の区長は、必要に応じて区事故対策本部を設置する。

なお、各部局の災害時の組織及び対応計画は、各部局で毎年作成する防災組織計画で定める。

## ６．各本部機能の補完

市長又は危機管理部長または副部長は、大規模災害等で各本部機能の設置場所に不足が生じるとき、中央区文化センター（多目的ルーム・貸し会議室等）を使用する。

# ■　予防計画

本章では、市民・事業者に関連する事項などを中心に、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の教訓や様々な想定を踏まえ、予見しうる災害に対して、発生を未然に防ぎ、被害の拡大を抑制するための予防対策について定める。

個別の計画については、下記のような構成となっている。

| | |
|---|---|
| 迅速に対応できる体制を整える | 第１章　防災・減災の基本的な取組み |
| | 第２章　情報収集・伝達・広報体制の整備 |
| | 第３章　広域連携・応援体制の整備 |
| 市民の命を守り、被害を抑える | 第４章　救急医療体制の整備 |
| | 第５章　市民・事業者の自主防災活動の支援 |
| | 第６章　避難計画 |
| | 第７章　救援・救護に関する整備 |
| 被災者の安全を確保し、生活を維持･支援する | 第８章　帰宅困難者対策 |
| | 第９章　備蓄・供給体制の整備 |
| | 第10章　ライフライン機関の施設の強化 |
| | 第11章　交通規制・緊急輸送に関する整備 |
| | 第12章　ボランティア活動の体制整備 |
| | 第13章　被災者生活の安定・再建に関する事前対策 |

# 第１章　防災・減災の基本的な取組み

本章では、防災体制の強化や地域防災力を高めるための取組み、防災意識を高めるための取組みなど、防災・減災の基本的な取組みに関する事項について定める。

【　構　成　】

１－１　防災体制を強化するための取組み

１－２　地域防災力を高めるための取組み

１－３　防災意識を高めるための取組み

## 1－1　防災体制を強化するための取組み

本市では、様々な災害に迅速かつ的確に対応するため、災害に強い安全都市づくりの構築や危機管理体制の強化、業務継続に係る体制整備など、防災体制を強化するための取組みを進める。

### 1．災害に強い安全都市基盤の構築

#### (1) 災害に強い多核ネットワーク都市の形成

神戸の有する地域特性を生かしながら、自然環境と調和し、人口や都市機能の均衡がとれた災害に強い都市空間の形成を図る。

このため、市街地では健全な土地利用を誘導し、市街化調整区域ではみどりの聖域の整備、人と自然の交流ゾーンの整備を進めるとともに、神戸の地盤、地域特性を踏まえ、自然を生かした水とみどりのネットワークづくりに取り組む。

さらに、港湾も生かした広域的な交通ネットワークを形成し、既成市街地域、西神・北神地域、海上都市地域が相互に連携する多核ネットワーク都市を形成し、災害に強い都市構造を構築する。

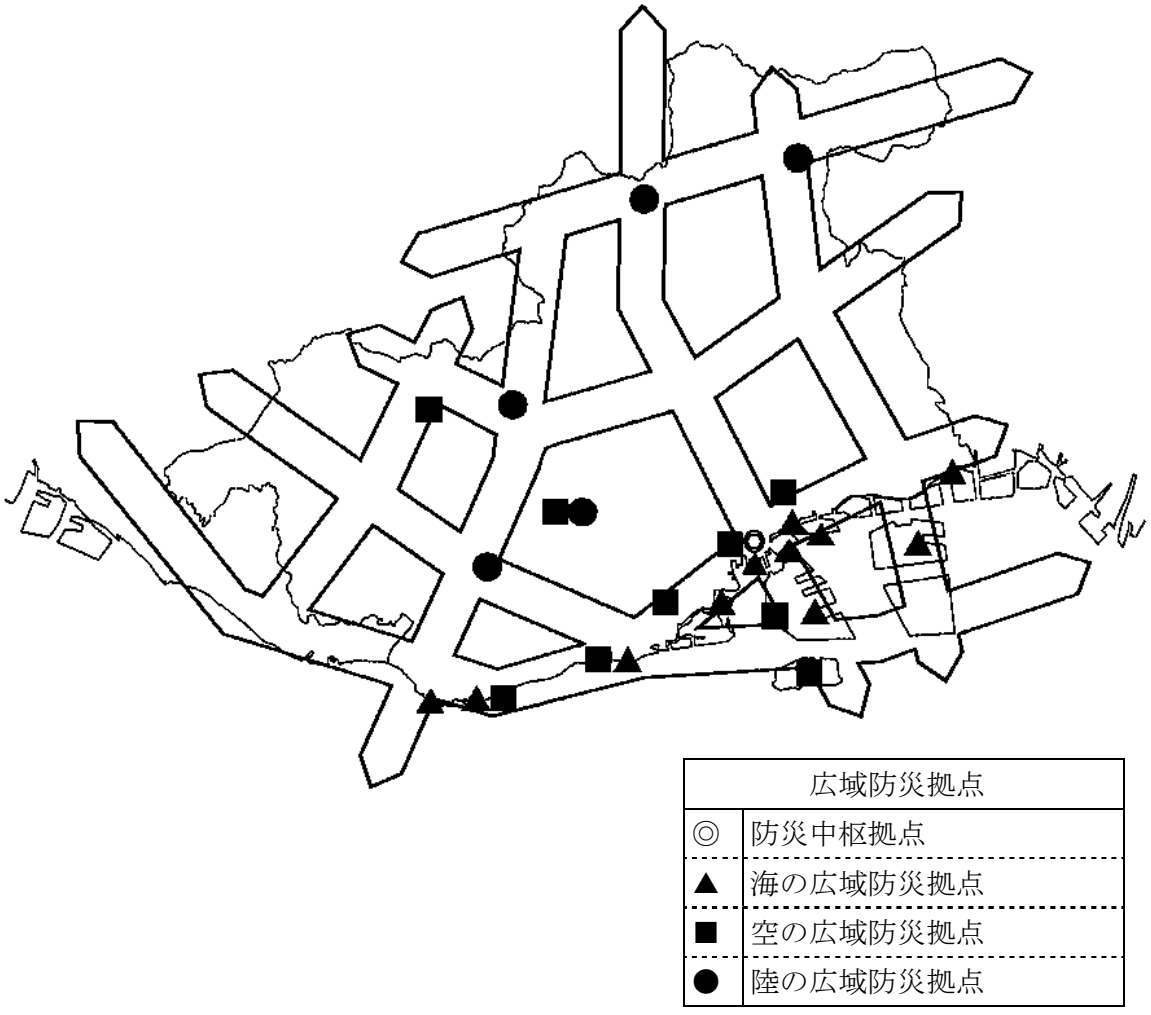


図 1-1-1　多核ネットワーク都市のイメージ（神戸市復興計画より）

## (2) 防災拠点の整備

災害時には、避難者を収容する場所や災害対策活動を展開するための拠点及びこれを支援する施設や空間が必要となる。さらに、大規模広域災害の場合は、市外からの救援物資等を受け入れ、集積・配送・一時保管する機能が必要となる。

このため、これらの機能を有する防災拠点を地域特性や機能に応じて適正に配置し、的確に運用することで、被害の極小化を図る。あわせて、市の災害対策の中枢として市役所を中心とする防災中枢拠点の強化を図るとともに、広域的な連携に対応できるよう神戸の特性を生かした陸・海・空の広域防災拠点を整備している。

また、市民の生活圏域を考慮して、小学校区を基本とした地域防災拠点づくりを進めるとともに、各区役所を中心とする防災支援拠点の機能強化にも取り組む。

表 1-1-1 広域防災拠点一覧

| | 広域防災拠点名称 | 輸送 | 活動 | 位置 |
|---|---|---|---|---|
| 陸の防災拠点 | 王子公園※ | ○ | ○ | 灘区 |
| | なぎさ公園(東部臨海部緑地) | | ○ | 中央区 |
| | 御崎公園 | ○ | ○ | 兵庫区 |
| | 総合運動公園 | ○ | ○ | 須磨区 |
| | 北神戸田園スポーツ公園 | ○ | ○ | 北区 |
| | しあわせの村 | ○ | ○ | 北区 |
| | 神戸青少年公園 | | ○ | 北区 |
| | マリンピア神戸・アジュール舞子 | | ○ | 垂水区 |
| | 垂水健康公園 | | ○ | 垂水区 |
| | 農業公園 | | ○ | 西区 |
| | 神戸複合産業団地 | | ○ | 西区 |
| | 高塚公園 | | ○ | 西区 |

| | 広域防災拠点名称 | 輸送 | 活動 | 位置 |
|---|---|---|---|---|
| 海の防災拠点 | 東部工区地区 | ○ | ○ | 東灘区 |
| | 六甲アイランド地区 | ○ | ○ | 東灘区 |
| | 摩耶ふ頭地区 | ○ | ○ | 灘区 |
| | 新港東ふ頭地区 | ○ | ○ | 中央区 |
| | ポートアイランド地区 | ○ | ○ | 中央区 |
| | 兵庫ふ頭地区 | ○ | ○ | 兵庫区 |
| 空の防災拠点 | 神戸空港 | ○ | ○ | 中央区 |

※輸送：広域緊急輸送拠点（一覧に記載のほか、広域緊急輸送拠点には協定事業者の物流施設がある。）
　活動：活動拠点
※王子公園は工事のため一部使用不可

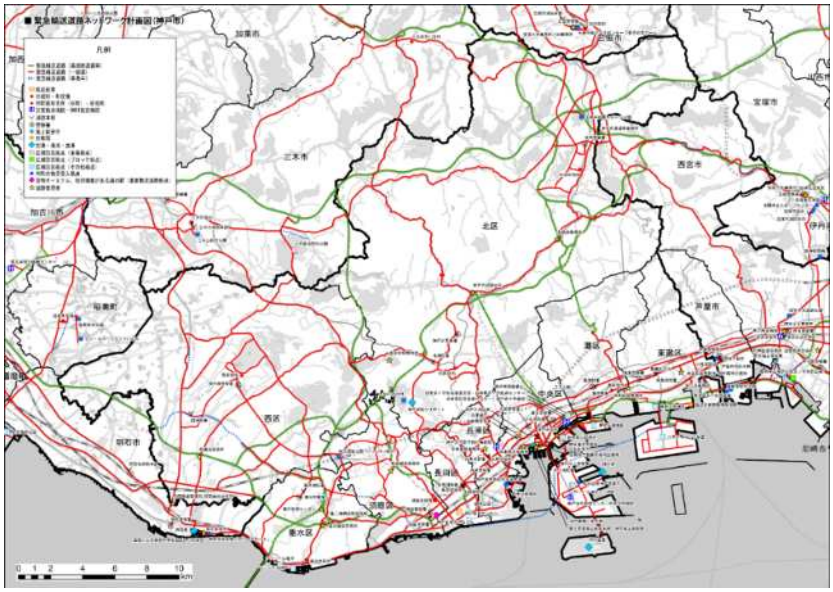

図 1-1-2　緊急輸送道路ネットワーク

## ２．危機管理体制の強化

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、発災時の初動体制を強化するため、拠点となる危機管理センターを整備するとともに、職員待機宿舎を整備するなど、災害・危機発生時の初動対応の充実・強化を図っている。

また、危機管理システムや防災行政無線を整備し、市民や関係機関等へ情報提供を迅速かつ効率的に行える各種システムを構築している。

**【危機管理センターの整備】**

市が一体的な危機管理対応を行う中枢拠点としてあらゆる危機に対応できるよう、新たに「神戸市危機管理センター」を整備。

位　　置：中央区江戸町

概　　要：１階は本部員会議室、防災展示室・研修室（プレスセンター)、２階は危機管理局（オペレーションセンター)、３～５階は消防局（４階は消防管制室)、６階～８階は建設局として利用。

供用開始：平成 24 年度

## ３．神戸市業務継続マネジメント（ＢＣＭ）

大規模な災害が発生した場合、本市は、本計画等に基づいた災害応急対応活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う一方で、行政自身が被災し行政機能が低下した状況下でも継続しなければならない経常業務がある。これら災害対応や優先度の高い経常業務等を適切に継続できる体制を整備するため、「災害時業務継続・受援計画」（地震・津波対策編　応急対応計画　第１章　防災活動計画　１－３　業務継続計画）を策定している。

また、業務継続及び受援体制を継続的に改善していくため、全庁的な取り組みとして訓練や検証を実施し、ＰＤＣＡサイクルに基づく業務継続力の向上を図ることで業務継続マネジメント（ＢＣＭ）を実現する。

## １－２　地域防災力を高めるための取組み

大規模な災害が発生した場合、地域の自主的な防災活動が様々な場面で必要となるが、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、既存の地域コミュニティの活用や充実などを図り、地域の防災力を高める取り組みを推進する。

### １．地域のコミュニティを活用した地域防災力の強化

阪神･淡路大震災では､日常の様々なまちづくり活動によって育まれた住民相互のつながりが、地域住民による初期消火、救出・救護、避難誘導などの応急活動を可能とした。

本市では、日頃の地域のつながりを活かし、自治会や婦人会などの既存の組織を中心として構成した自主防災組織である「防災福祉コミュニティ」を結成しており、地域の防災力の強化を図っている。

防災福祉コミュニティの防災活動は、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、発災時の応急活動など幅広く、地域住民の参画・連携が重要となる。そのため、多くの住民や地域事業者が積極的に防災福祉コミュニティの活動に参加できるための取り組みや環境整備を推進するとともに、日頃から自治会、婦人会、ＰＴＡ、老人クラブ、子供会等の活動を支援するなど、地域での総合的な安全で安心なまちづくりの構築を目指す。

### ２．防災訓練や人材育成などの更なる充実

地域では、毎年、防災福祉コミュニティを中心とした防災訓練を継続的に実施しているが、地域がより一体となって協力できる関係を築くためにも、事業者や児童、保護者、要配慮者など、幅広い世代や様々な立場の人が参加できる訓練や地域間での連携を図るための合同訓練などを実施し、地域の連携をさらに強化する。

また、市民安全推進員や市民防災リーダー、統括防災リーダーを育成し、市民救命士や救急インストラクターの養成に努め、自主防災組織などの担い手を育てる。

## １－３　防災意識を高めるための取組み

防災・減災の取組みを進める上で、住民の防災意識を高めることが非常に重要であり、様々なツールや取り組みを通じて、防災意識の向上を図る。

また、東日本大震災の事例からも分かるように、地道な防災教育や教訓の伝承が将来起こりうる災害への備えとして有効であり、阪神・淡路大震災など過去の災害経験から得た教訓を次世代や他の地域へ発信・継承していく。

### １．災害に関する情報提供と防災意識の啓発

本市では、地震や津波、土砂災害、洪水などの自然災害に関する知識や情報収集手段、ハザード、避難所などの防災情報、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を周知し、理解を深めてもらうために、様々なツールを活用した情報の発信を進める。

合せて、出前トーク、こうべまちづくり学校、防災意識調査などの取り組みを通じて、市民の防災意識が向上するための取組みを推進する。

### ２.「生きる力」を育む防災教育の推進

神戸市では、阪神・淡路大震災後、多くの学校が防災教育をテーマとした総合学習の実施や被災地支援や交流などを通じて、様々な防災教育が展開されている。平成 25 年には、新たな神戸の防災教育検討委員会により「神戸発「生きる力」を育む防災教育の推進」として、これまでの防災教育の成果と課題の検証や東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育の方針についてとりまとめられており、防災教育カリキュラムや防災マニュアルの見直しなどを推進する。

### ３．教訓の発信・継承

阪神・淡路大震災や東日本大震災の課題と教訓を風化させることなく、将来起こりうる災害への備えとして、震災を経験していない世代や地域へ発信・継承していくことが非常に重要である。

発信・継承の方法は様々あるが、本市では、人、行事、施設による教訓の発信・継承を進めている。

#### ⑴ 人による継承・発信

語り部の派遣、防災福祉コミュニティの取組みなどの国内外への発信、職員震災バンクの整備、震災関連文書の保存と発信など、人を通じた震災教訓の発信を推進している。

#### ⑵ 行事による継承・発信

１月 17 日を市民防災の日とし、「阪神・淡路大震災 1.17 のつどい」などの様々な行事、「シェイクアウト訓練」、「地域防災シンポジウム」、「ルミナリエ神戸」など、市民、ボランティア、ＮＰＯ、事業者、行政等が協働した行事による震災教訓の発信を推進している。

#### ⑶ 施設による継承・発信

市内の公園、街角、学校などへの震災モニュメントの設置、「人と防災未来センター」の設立、神戸震災復興記念公園（みなとのもり公園）の整備、などの施設整備等による震災教訓の発信を推進している。

# 第２章　情報収集・伝達・広報体制の整備

本章では、災害対応を行う上で最も重要となる情報ネットワークや情報収集伝達システム等の情報収集・伝達・広報に関する事項について定める。

【　構　成　】

２－１ 情報ネットワークの構築

２－２ 情報収集伝達システム

２－３ 広報関係の応援協定

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 企画調整局 | ・広報関係の応援協定に関すること |
| 危機管理局 | ・情報収集伝達システムに関すること<br>・オペレーションセンターの管理、運営に関すること<br>・防災行政無線・防災携帯の整備・運用に関すること<br>・広報関係の応援協定に関すること |
| 消防局 | ・情報収集伝達システムに関すること |

## ２－１　情報ネットワークの構築

### １．災害情報全体ネットワーク

関係部局・関係機関との情報共有、住民への情報提供を迅速かつ確実に行うため、ホットラインや無線・衛星システムなどを利用した情報ネットワークを構築している。

災害情報ネットワークの全体構成を以下に示す。

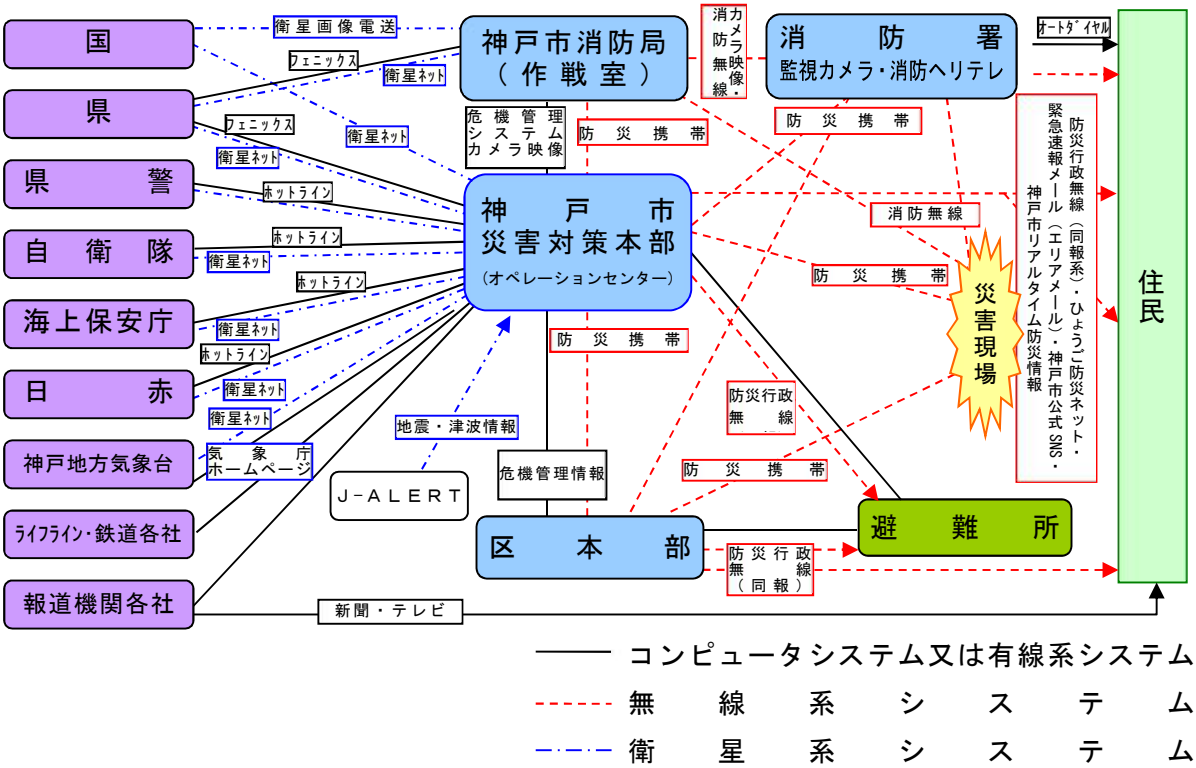


図2-1-1　神戸市災害情報全体ネットワーク構成図

## ２－２　情報収集伝達システム

### １．システム整備の基本方針

災害対応には、緊急時、初動期、応急対応、復旧・復興と時間の流れに沿って様々な情報ニーズが生まれる。これらの情報を迅速に収集、共有化し、的確な処理を実施していかなければならない。このため、地理情報システム（ＧＩＳ）や被害情報、防災関連情報等のデータベースを保有する使いやすいコンピュータシステムが有用である。

災害時には、電話回線が途絶、輻輳するなど有線系の情報収集・伝達が停滞する恐れがあることから、有線系の高度化、無線系・衛星系システムの充実など防災通信システムの多重化は重要である。

映像情報も、リアルタイムの情報収集手段として大いに役立つ。

以上の観点から、オペレーションセンターや消防局等においては、次の情報収集伝達処理システムを整備している。

なお、非常通信体制の整備等にあたっては、近畿非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

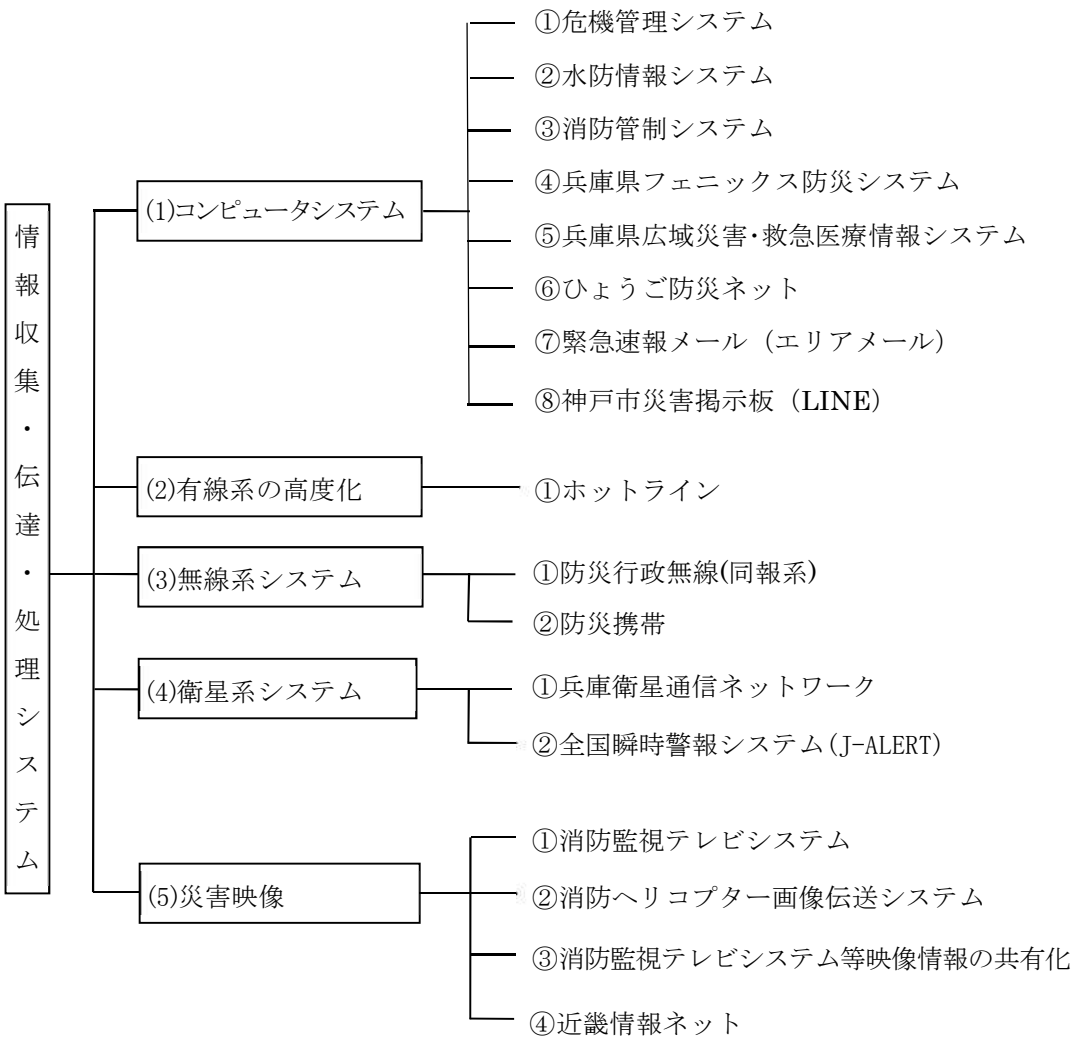


市有通信施設一覧については、防災 DB 共予防 資料 2-2-3 を参照のこと。

## ２．各システムの内容

### ⑴ コンピュータシステム

#### ①　危機管理システム

発災直後から初動対応期、応急対応期までの災害対応を情報面から支援することを目的として構築された総合的なシステムである。

ア　システムの構成

（ｱ）サーバ（４号館危機管理センター内９階）及びデータセンター内のクラウドサーバ

（ｲ）クライアント

神戸市役所イントラネットに接続されているパソコン及びシステム専用パソコン

イ　システムの主な機能

（ｱ）情報共有機能

災害警戒本部及び災害対策本部においてホワイトボードで列記している、防災指令、気象注意報警報等、被害、避難指示等、避難所開設等、道路交通状況を、市全体で共有できる機能。

（ｲ）判断支援機能

気象情報等の情報を収集・分析し、避難指示等の発令対象地区の表示化を行い、情報共有を図るとともに、避難指示などの発令判断の支援を行う機能。

（ｳ）一括情報発信機能

市民に対し情報伝達（高齢者等避難、避難指示など）を行う場合、ひょうご防災ネットやヤフー防災等の各種媒体に対し一括して迅速かつ的確に情報発信する機能。

#### ②　水防情報システム（FISKO）

風水害に対する予防･応急対応を行うため、市内に設置された雨量計や水位計などの観測データを収集し、水防活動を支援する情報の把握・配信を行うシステムである。

また、気象庁の気象情報に加え、国土交通省及び兵庫県の降雨観測システム及び消防局とも相互に連携し、各種観測データを収集・活用している。令和７年度からはインターネット版に移行し、様々な場所から内容を照会できる。

#### ③　消防管制システム

火災・救急等の119番通報の受付及び各署への指令等、消防管制業務を中心とする防災情報通信システムである。

#### ④　兵庫県フェニックス防災システム

兵庫県の防災情報システムで、オペレーションセンター及び消防局管制室に端末機各１台が設置されており、気象情報等の取得や県への災害情報報告に活用している。

なお、本システムはLアラートと連携しているため、本システムを用いて避難指示等の災害情報を迅速に市民に伝達している。

#### ⑤　兵庫県広域災害・救急医療情報システム

兵庫県災害医療センター内災害救急医療情報指令センターが医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する。

#### ⑥　ひょうご防災ネット

気象警報、地震情報、避難指示などの緊急情報を電子メール・アプリで配信するサービスで

ある。

**⑦　緊急速報メール（エリアメール）**

気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や地方公共団体が配信する地震・台風などの自然災害に対する警戒情報、避難指示などの緊急情報を、特定エリアにおけるサービスに対応した携帯電話等に発信する。

**⑧　神戸市災害掲示板（LINE）**

市民がLINEを通じて投稿した災害情報を、AIが整理して地図上に表示することで、災害情報を行政と市民で共有するシステムである。

### (2) 有線系の高度化

**①　ホットライン**

災害時の電話回線の輻輳に対応するため、オペレーションセンターと、次に示す防災関係機関とをホットラインで接続している。

ア　兵庫県警察
イ　日本赤十字社兵庫県支部
ウ　陸上自衛隊中部方面特科連隊
エ　神戸海上保安部
オ　海上自衛隊阪神基地隊

### (3) 無線系システム

**①　防災行政無線（同報系）**

ア　同報系の役割等

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、市民等への緊急連絡を迅速かつ的確に行うため、オペレーションセンター等から防災行政無線同報系を使って必要な場所、施設、組織等に設置した受信機に放送を行う。

イ　主な機器(現状)

(ｱ) 操作卓等

a　操作卓―オペレーションセンター　無線操作室
b　副操作卓―消防局管制室
c　地区放送用電話機―防災携帯

(ｲ) 受信機

a　屋外型拡声子局(スピーカー型)
海岸部、屋外の緊急避難場所、駅前広場等に設置(防災 DB 共予防 資料 2-2-4)

b　戸別受信機(ラジオ型)
市関係機関、緊急避難場所、山麓部の一部の住民宅、消防団・防災コミュニティ等の自主防災関係者宅、海岸部の集客施設、浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設等に設置

ウ　放送する情報内容(防災DB 共予防 資料2-2-5)

(ｱ) 避難情報等　　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の放送

(ｲ) 地震・津波情報　緊急地震速報等の地震情報や津波警報等の放送
(ｳ) 緊急情報　大災害時の火災の延焼情報やガス漏れ情報等の緊急情報の放送
(ｴ) 安心情報　災害発生後の人心の安定のための情報等の放送
(ｵ) 救援・救護情報　災害発生時の救援物資の配付や生活関連情報、医療に関する情報等の放送
(ｶ) 指示・連絡情報　防災関係職員・防災関係機関等への指示・連絡のための情報の放送
(ｷ) その他防災情報　上記以外で発災時に必要な防災関係情報の放送
(ｸ) 防災訓練放送　防災訓練の際に必要な情報の放送
(ｹ) 試験放送　防災行政無線同報系設備保守等に必要な試験放送

**② 防災携帯**

主に地震災害発生直後（一般電話回線が輻輳していると考えられる半日～１日程度の間）における以下の通信手段（防災行政無線における移動系の代替措置）として、災害時優先の携帯電話を使用する。

また、通信回線の不足時に備えて、近畿総合通信局への通信機器の貸与要請等、多様な通信手段の確保に努めるものとする。

- 作業現地間の通信
- 作業現地と対応拠点間の通信
- 対応拠点間の通信

### (4) 衛星系システム

**① 兵庫衛星通信ネットワーク**

衛星通信により、兵庫県内や他都市の行政機関・防災関係機関等と防災電話及び防災ファックスで通信することができる。

また、消防監視カメラまたはヘリコプターカメラで撮影した災害情報についても兵庫衛星通信ネットワークを介し、総務省消防庁、政令指定都市等の消防機関にリアルタイムで伝送する。

**② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）**

気象庁から送信される気象関係情報や内閣官房から送信される国民保護関係情報を、人工衛星を利用して受信する。

このデータに基づき、防災行政無線（戸別受信機を含む）により、緊急地震速報、津波警報や大規模テロ情報等を自動的に放送する。

### (5) 災害映像

**① 消防監視テレビシステム**

災害状況を生映像で把握するため、市域内の次の６箇所に監視カメラを設置している。

表2-2-1　監視カメラ設置場所

| 場　所 | 災　害　監　視　区　域 |
|---|---|
| ワールドビル | 六甲山南側の東灘区から須磨区 |
| 鉢伏中継所 | 長田区、須磨区(北須磨地区を含む)、垂水区及び西区南部地区 |
| 畑山中継所 | 北区有馬町、道場町、藤原台及びその周辺 |
| 鈴蘭中継所 | 北区鈴蘭台地区（人口密集地） |

| | |
|---|---|
| 雌岡中継所 | 垂水区（北部地区）及び西区 |
| 摩耶中継所 | 六甲山南側の東灘区から須磨区 |

**②　消防ヘリコプター画像伝送システム**

災害状況を上空から生映像で把握するため、消防局ヘリコプターにテレビカメラを設置している。

畑山中継所と鉢伏中継所に、自動追尾型受信装置を設置している。また、災害現場用に、可搬型受信装置を配備している。

**③　消防監視テレビシステム等映像情報の共有化**

消防監視カメラ及び消防ヘリコプター画像伝送システムの映像を４号館（危機管理センター）２階オペレーションセンター及び１階本部員会議室の大型映像装置に取り込むことで、災害映像を消防局とオペレーションセンター等で共有化する。

**④　近畿情報ネット**

近畿地方整備局が提供する監視カメラ等の映像が一部閲覧可能である。

## ３．オペレーションセンターについて

オペレーションセンターは、防災指令発令時や災害対策本部設置時に情報連絡室となる。設置場所は市役所４号館（危機管理センター）２階（約 250 ㎡）で、防災情報の中枢として次の機能を有する。

### (1) 災害時の情報通信機能

防災行政無線・防災携帯や兵庫衛星通信ネットワーク、ホットライン等の情報通信設備が備えられており、電話回線が途絶・輻輳した場合でも情報を収集・伝達できる機能を有している。

### (2) 情報収集機能

地震・津波情報や気象情報、職員等が収集する初動期の概要情報、各部を通じて収集される被害速報等災害に関する情報が情報連絡室に集められる。

また、危機管理システムにより、報告された情報の集約ができる。

### (3) 情報共有化機能

収集された情報は、各部の連絡員を通じて全市的に共有化される。また、危機管理システムによりシステム的に情報を共有化できる。

**(4) 災害対策本部としての意思決定支援・指令機能**

収集された情報は、情報連絡室で分析・整理のうえ、本部員会議等に提供され、防災対策の判断材料とされる。また、本部員会議等で決定された事項が各部に指令・伝達される。

**(5) 調整機能**

各部間で対策等についての調整を行うとともに、警察、自衛隊等防災関係機関の連絡員も待機しており、各機関との防災活動の整合を図る。

なお、ドローン等の無人航空機を飛行する際は、「災害時における機能的なドローン利活用に関する庁内ガイドライン」により県航空運用調整チームと調整を図る。

**(6) 市民等への情報伝達機能**

防災行政無線同報系を使って、津波情報や避難指示等の緊急情報を市民等に伝達する。

## ２－３　広報関係の応援協定

市民に対する災害時等の緊急情報の伝達に関する応援協定については、以下のとおりである。

### １．放送機関との協定

#### (1) 災害時における放送要請に関する協定（各テレビ・ラジオ放送機関）（防災 DB 協防災関連 資料 2-1～3）

災害時の放送要請は、災害対策基本法に基づき、緊急を要する場合で、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のために特に放送を必要とする時に、県知事を通じて行う。ただし、やむを得ない場合は市長からも行う。

県知事と放送協定を締結している地元放送局は、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送である。

また、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ、読売テレビ、ラジオ大阪（平成８年６月 14 日）、ＦＭ８０２(FM COCOLO)(平成８年７月 18 日)とも放送協定を締結している。

**①　緊急放送要請内容**

津波・余震・危険施設での災害時に発令される避難指示等の避難情報

**②　対象**

災害発生予想地域の市民

#### (2) 災害時等の緊急放送に関する協定（ケーブルテレビ）（防災 DB 協防災関連 資料 2-4）

災害時等の緊急放送について、災害対策基本法に基づき、地震・風水害などの自然災害またその他の緊急事態発生時に市民に対して緊急情報の伝達が必要な場合に、本市が株式会社ジェイコムウエストに要請し、緊急放送を実施する。

#### (3) 防災行政無線の再送信にかかる覚書（ケーブルテレビ）（防災 DB 協防災関連 資料 2-5）

株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス端末に対して、本市の防災行政無線の放送を再送信し、防災行政無線と同様の情報を伝達する。

### ２．インターネット関連の協定

#### (1) 災害に係る情報発信等に関する協定（インターネット）（防災 DB 協防災関連 資料 2-6）

災害時における神戸市が運営するＨＰのアクセス負荷の軽減や緊急情報・ライフライン・救援物資等に関する情報の掲載、平時からの防災情報の掲載などについて、ヤフー株式会社と応援協定を締結している。

# 第３章　広域連携・応援体制の整備

本章では、大規模災害が発生し、現有の災害対応能力を越える災害規模であると判断した場合に、他の地方公共団体及び自衛隊等災害関係機関に対し、職員の派遣や食料・資機材等の支援を要請するための体制整備について定める。

また、他都市で発生した大規模災害への支援体制についても合わせて定める。

【　構　成　】

## ３－１　災害支援

## ３－２　災害受援

## ３－３　災害応援の仕組み

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 危機管理局 | ・災害支援・受援に係る連絡及び調整に関すること<br>・災害時業務継続・受援計画に関すること<br>・他都市との応援協力に関すること<br>・災害に関する相互応援協定等の締結・改廃の合議に関すること |
| 福祉局 | ・21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書に関すること<br>・その他防災応援機関との応援協定に関すること |
| 健康局 | ・21 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書に関すること<br>・その他防災応援機関との応援協定に関すること |
| 経済観光局 | ・食料・物資等の供給に係る応援協定に関すること |
| 建設局 | ・下水道事業に関する災害時の相互応援・協力に関すること |
| 消防局 | ・緊急消防援助隊の派遣要請に関すること<br>・五都市消防相互応援協定に関すること<br>・兵庫県広域消防相互応援協定に関すること<br>・隣接市町との消防相互応援協定に関すること<br>・大規模特殊災害時における広域空港消防応援協定に関すること<br>・大規模災害消防応援実施計画に関すること<br>・船舶における消防活動等に関する業務協定に関すること<br>・その他防災応援機関との応援協定に関すること |
| 水道局 | ・19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書に関すること |

## ３－１　災害支援

阪神・淡路大震災に際しては、国内外の多くの地域や自治体等から多大な支援を受けた。その温かい支援へ感謝するとともに、国内外において甚大な人的・物的被害を与える震災や風水害等の災害が発生した際には、当時の経験と教訓を生かした積極的な支援を行うことは神戸市の使命である。その支援のための手続きを以下に示す。災害時の応援については、様々な仕組みが定められており、それらを考慮しながら、適切な支援を進めていく。

### (1) 支援の内容

以下のとおりとする。

①見舞状の送付、見舞金の寄贈、②情報提供、③救援物資の送付、④職員の応援、
⑤地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣、⑥相談による支援、⑦その他の支援

### (2) 先遣職員の派遣

危機管理監は、被災地の災害状況を把握する必要があるときは、被災地に危機管理局又は他の関係局室区の職員を緊急に派遣する。なお、被災地への先遣職員の派遣は、総務省の応急対策職員派遣制度を基本とする。

**（派遣基準）**

① 日本付近において震度６弱以上の地震が発生し、かつ、大きな被害発生が予測される場合
② 風水害等により大きな被害発生が予測される場合

**（活動内容）**

①　現地での被災状況の把握
②　現地被災自治体の災害対策本部等連絡窓口の確認
③　災害支援メニューの被災自治体への提供及び現地での支援ニーズの把握
④　現地までの交通状況の調査、現地支援活動拠点の選定

### (3) 支援の検討・決定

危機管理監は、救援物資の送付、職員の応援、地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣のいずれかを含む支援の必要があると認める時は、関係局との調整又は災害支援検討会議を経て、速やかに支援内容案を作成する。市長は、危機管理監が作成した案をもとに、支援内容を決定する。

支援の検討にあたっては、報道機関や先遣職員等の情報を参考に、① 被災自治体等からの支援要請の内容、② 被災の程度、③ 被災地までの距離、④ 被災自治体と神戸市との関係（応援協定の有無等）等を考慮する。

なお、広域応援の内容が長期・大規模になる等、全市的な支援体制が必要と判断される場合は、市長を本部長とする神戸市広域応援対策本部（組織形態・運用等は神戸市災害対策本部の規定を準用）を設置する。

【災害支援検討会議メンバー】

企画調整局（広報戦略部部長（報道担当））、危機管理局（危機管理監兼局長、危機管理副局長、防災専門官、課長（６））、地域協働局（区役所課長）、行財政局（人事課長、財務課長）、福祉局（政策課長）、健康局（政策課長）、環境局（環境企画課長）、経済観光局（経済政策課

長)、建設局（副局長（総務事務取扱))、都市局（総務課長)、建築住宅局（政策課長)、消防局（総務課長)、水道局（経営企画課長）

※危機管理監は、必要に応じメンバーを追加することができる。

### (4) 救援物資の送付

経済観光局等は支援の決定に基づき、被災地のニーズに応じた救援物資を速やかに送付する。その際、被災地の状況及び神戸市内の備蓄状況に応じて、流通からの調達により送付するか、災害用備蓄を活用するか選択する。

### (5) 職員の応援

職員の応援にあたっては、原則として、神戸市が支援に関する宿泊先の確保、食料の調達、経費支出等を行う自己完結型とする。

応援職員は、被災自治体の災害対策本部と協議のうえ、被災自治体の意向に沿った支援を行う。

職員の選定にあたっては、災害の特性等を考慮した選定に努める。

大規模な災害において相当数の応援職員を派遣した場合には、応援職員を支援するために、現地の活動拠点に連絡室を設置し、危機管理局若しくは他の局室区の職員を常駐させる。

応援職員等は、定期的に各局室区総務担当課又は危機管理局に現地活動の状況を報告する。報告を受けた各局室区総務担当課は、支援活動状況報告の写しを危機管理局に送付する。

### (6) 地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣

地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣（いわゆる長期派遣）を求められた場合は、可能な限り被災自治体の意向を踏まえ、その内容を決定する。

### (7) 広報

報道発表については、危機管理局又は支援を実施する各局室区が、支援決定後速やかに行う。ただし、全市の支援状況を総括して発表する場合は、危機管理局が取りまとめて行う。

### (8) 海外への支援

国外の災害については、被害が大きな被災国に対し、一定の要件に応じて見舞状の送付、見舞金の寄贈、救援物資の送付、職員の派遣を行う。

## ３－２　災害受援

### １．災害時業務継続・受援計画（防災 DB 共予防 資料 3-2-1）

広域応援部隊の受入れについては、「災害時業務継続・受援計画」に基づき態勢を整備する。ただし、各担当部で個別に広域応援を要請した場合は、この限りでない。

#### (1) 計画の目的

「災害時業務継続・受援計画」は、阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側及び支援側として得た経験と教訓をもとに、支援を要する業務や受入れ体制などを事前にかつ具体的に定め、予め「受援シート兼応援要請シート」をＢＯＳＳシステムに登録しておくことで、大規模災害時に、市自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限活かすことを目的としている。

#### (2) 計画の発動時期

「市内で震度６弱以上の地震発生」の場合には、「災害時業務継続・受援計画」を自動的に発動することとし、市内の被害規模や対応状況から、災害対策本部長が必要と認めたときにも発動する。

#### (3) 応援受入本部

「災害時業務継続・受援計画」の発動時は、各部・区本部内での再配置だけでは職員数が不足し、対応が困難となることが予想されるため、災害対策本部情報連絡室内（市役所４号館２階オペレーションセンター）に応援受入の総合的窓口として「応援受入本部」を設置し、応援要請の受付、外部からの問い合わせ対応、要請部署への応援派遣などを一元的に管理する。

応援受入本部の主な役割は以下のとおりである。

①　他の行政機関や民間企業、ボランティア等からの連絡を最初に受ける総合的な窓口
②　応援団体の「現地支援本部」との連絡調整
③　定期的な全体調整会議の開催（関係部署）
④　各部・区本部からの応援要請に基づく調整（危機管理部・行財政部）
⑤　宿舎・野営地など各部・区本部間における資源の調整（危機管理部・行財政部）
⑥　応援に対するニーズの情報提供、情報発信（危機管理部・調整部）

※上記③～⑥については災害対策本部と連携して実施する

#### (4) 各種様式シート

応援受入本部、各部・区本部間の調整については、各種様式シート（防災 DB 共予防 資料 3-2-1）を事前にＢＯＳＳシステムに登録しておき、災害時に運用する。各種様式シートの種類と役割については以下の通りである。

**①　受援シート兼応援要請シート（様式１）**

各部・区本部で人員資源が不足する場合、各部・各区本部の総務担当課は、事前に作成していた受援対象業務の「受援シート兼応援要請シート（様式１）」について、必要人員数や現場対応環境等の修正（様式１－表）、携行品等の応援活動に必要な情報等（様式１－うら）の追記を行い、応援受入本部へ要請を行う。

**②　受援状況報告書（様式２）**

各部・区本部独自で協定運用担当課、応援制度がある場合や、応援を要請する前に自主的に応援が来た場合は、「受援状況報告書（様式２）」を用いて応援受入本部へ報告する。

**③　現況人員（応援可能人員）報告書（様式３）**

各部・区本部の総務担当課は、応援受入本部からの調査依頼に基づき、現況人員及び庁内の相互応援可能人員を調査し、「現況人員（応援可能人員）報告書（様式３）」を用いて応援受入本部に報告する。

**④　受入決定通知書（様式４）**

応援受入本部は、「現況人員（応援可能人員）報告書（様式３）」に基づき、応援配置が決定した場合には、応援受入本部は各部・区本部へ、「受入決定通知書（様式４）」を用いてその内容を通知する。

## ２．災害対応工程管理システム（ＢＯＳＳ）

### ⑴　ＢＯＳＳシステムの導入

これまで、災害対応に関する各種計画やマニュアルが分散していることで、必要となる資料の検索が困難な状況であった。また、災害時業務継続・受援計画の実効性を確保していくためには、非常時優先業務の実施時期を整理し、各業務の関連性や進捗状況等を可視化する必要があった。

これらの課題を解決するため、各種災害想定において必要となる対応業務をベースに構築された「ＢＯＳＳシステム」を導入した。発災時にはシステム上で業務の詳細や前後関係、各種マニュアル、要受援業務、進捗状況を把握でき、各種計画を関連付けるプラットフォームとして構築している。

### ⑵　平時の運用

災害時に円滑で効率的な災害対応を実施するため、非常時優先業務、受援対象業務等についてＢＯＳＳシステムへの登録を行うとともに、ＢＯＳＳシステムを用いた訓練を行うなど、平時から災害対応への意識醸成や知識習熟に努める。

### ⑶　災害時の運用

ＢＣＰの発動に関わらず、神戸市に災害対策本部または災害警戒本部を設置した場合には、各部・区本部は、災害対応に係る業務手順等を確認するためにＢＯＳＳシステムを活用する。

## ３－３　災害応援の仕組み

### １．災害応援の基本的な考え

#### (1) 国（総務省）、関西広域連合、指定都市市長会による応援の枠組み

**①　総務省「応急対策職員派遣制度」**

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方自治体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みを定めている。（連絡担当部：危機管理局）

**②　関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱」**

大規模広域災害発生時に、関西広域連合及び構成団体が、関西圏域として円滑に応援・受援を行うことを目的に、標準的な体制や活動の内容・手順等を定めている。（連絡担当部：危機管理局）

**③　指定都市市長会「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」（防災DB 協大都市資料1）**

広域・大規模災害が発生した場合に緊急支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として被災地支援に取り組むための必要事項を定めている。（連絡担当部：危機管理局）

#### (2) 大都市との相互応援協定

市長は、災害時における円滑な協力が得られるよう、大都市との相互応援に関する協定を以下のように締結している。

**①　21大都市災害時相互応援に関する協定（防災DB 協大都市 資料2）**

１都20市は、大規模な災害が発生し、被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、20大都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう「21大都市災害時相互応援に関する協定」を締結している。（連絡担当部：危機管理局）

**②　下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（防災DB 協大都市 資料3）**

「21大都市災害時相互応援に関する協定」に定めるものの他、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し、相互に応援協力する。（連絡担当部：建設局下水道部計画課）

**③　19大都市水道局災害相互応援に関する覚書、同実施細則（防災DB 協大都市 資料4）**

水道部は、災害が発生した場合の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互協力と、その円滑な実施を図るため、平成25年3月に「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」を取り交している。（連絡担当部：水道局技術企画課）

**④　21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書（防災DB 協大都市 資料5）**

福祉部は、大規模災害が発生した場合に民生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助を行えるよう、「21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書及び実施細目」を取り交している。（連絡担当部局：福祉局政策課）

**⑤　21大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書（防災DB 協大都市 資料6）**

健康部は、大規模災害が発生した場合に衛生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助を行えるよう、「21大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書」を取り交している。（連絡担当部局：健康局政策課）

### (3) 自治体との相互応援協定（大都市協定以外）

#### ①　隣接市町との相互応援協定(防災DB 協自治体 資料1)

隣接市町である芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町、明石市と「災害時における相互応援協定)」を締結し、災害発生時に相互協力を行うこととしている。(連絡担当部　危機管理局)

※なお、従前、芦屋市、西宮市、三田市と個別に締結していた相互応援協定については、上記「災害時における相互応援協定」の発効(平成８年６月１日)に伴い、これを廃止する。

#### ②　兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定(防災DB 協自治体 資料2)

県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」を締結し、災害発生時に相互協力を行うこととしている。(連絡担当部　危機管理局)

#### ③　近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(防災DB 協自治体 資料3)

危機発生時に、被災府県独自では十分に被災者に対する応急措置が実施できない場合に、被災府県が他府県に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について相互に協定する。なお、神戸市は兵庫県を通じて応援を要請する。

また、この協定が締結されていることを前提に、「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」が定められている。(防災DB 協自治体 資料4)

#### ④　近畿地方及び隣接県等の県庁所在都市との相互応援協定(防災DB 協自治体 資料5～8)

災害時の広域応援体制を構築するため、近畿地方及びその周辺の隣接県等の県庁所在都市と相互応援協定を締結している。締結都市は、岐阜市、静岡市、洲本市、徳島市、和歌山市である。(連絡担当部：危機管理局)

#### ⑤　災害時における火葬等の相互応援に関する協定書（防災DB 協自治体 資料9～10)

災害が発生し、火葬等の十分な対応ができず、応援を要する事態に至った場合における火葬等の相互応援に関して、大阪市及び京都市と協定を締結している。(連絡担当部　健康局斎園管理課)

### (4) 消防組織にかかる応援協定

#### ①　緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は国内における大規模災害等の発生に際し、消防庁長官の出動の指示または求めにより、被災地の消防を応援するため、速やかに被災地に赴き、人命救助活動を行う。

緊急消防援助隊は、平成７年１月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を受け、平成７年６月から要綱により運用されてきたが、平成15年６月に法定化された。

これにより、消防庁長官は、地震、台風、水・火災等の非常事態、毒性物質の発散など特殊な災害に対処するため、当該災害発生市町村の属する都道府県知事の要請により、他の都道府県知事に対し、消防の応援のための措置を求め、またはそのいとまがないと認められる時は必要な措置を取ることを指示すること等ができることとなった（消防組織法第44条)。

緊急消防援助隊は、各都道府県知事又は市町村長の申請に基づき登録されており、令和５年４月時点で、全国で6,949隊の部隊が登録されている。

**②　五都市消防相互応援協定(防災DB 協消防 資料1)**

五都市間で締結していた航空消防応援だけの協定を改正し、大規模又は特殊な災害発生時に、消防全般にわたって相互に応援活動を行い、また災害の規模、状況により、要請を待つことなく応援活動できる「五都市消防相互応援協定」を締結している。(連絡担当部：消防局警防部警防課)

**③　兵庫県広域消防相互応援協定(防災DB 協消防 資料2)**

消防部は、広域大規模災害に対処するために、消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県内の市町等と昭和63年８月に「兵庫県広域消防相互応援協定」を締結し、同時に「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」を締結している。(連絡担当部：消防局警防部警防課)

**④　隣接市町との消防相互応援協定書(防災DB 協消防 資料3～10)**

消防組織法第39条の規定に基づき、神戸市または隣接市町の区域内に火災等が発生した場合に、相互の消防力を活用して応急対策活動の万全を期するため、消防相互応援協定を締結している。(連絡担当部：消防局警防部司令課) ※稲美町は加古川市に消防事務を委託している。

**⑤　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱**

地震等の大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱により、ヘリコプターによる人命救助のための活動や、これに付随する緊急搬送活動等に応援が必要な場合、消防長は知事を通じ、ヘリコプターを所有する公共団体に出動要請を行う。

**⑥　航空機消防相互応援協定(防災DB 協消防 資料11、12)**

大規模災害が発生したときは、初期段階から消防ヘリコプターによる被害情報の収集と伝達をはじめとする災害防御活動が重要となることから、市消防局は、消防組織法第39条の規定に基づき、東京消防庁及び岡山市と消防ヘリコプターの相互応援協定を締結している。

(東京:平成９年２月19日協定締結、岡山:平成10年２月24日協定締結)

**⑦　大阪湾消防艇相互応援協定(防災DB 協消防 資料13)**

大規模な災害又は特殊な災害時に、大阪湾において消防艇を所有している神戸市、大阪市、及び堺市消防局が、相互にその機能を活用して海上からの迅速な応援活動又は救援活動並びに後方支援活動を実施するため、消防組織法第39条に基づき、「大阪湾消防艇相互応援協定」を締結している。(平成８年７月18日協定締結)

**⑧　船舶における消防活動等に関する業務協定(防災DB 協消防 資料14)**

市長は、神戸海上保安部と神戸市の消防機関が、船舶消防に関する応援協定とともに、救急業務その他の救助業務についても協力体制を確立し、相互の機能を活用して海上防災活動の万全を期するため、令和２年７月に「船舶における消防活動等に関する業務協定」を締結している。(連絡担当部：消防局警防部警防課)

**⑨　大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定(防災DB 協消防 資料15)**

消防庁及び防衛省は、大規模災害に関し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、消防及び自衛隊の相互協力に関し協定している。(平成８年１月17日締結)

協定では、情報交換、連携のための調整、消防職員等の移動のための協力等について定めている。

**(5) 防災関係機関等との応援協定**

災害時の迅速な対応を図るため、市長は以下の防災関係機関等と応援協定を締結している。

＜Ａ＞救助・医療体制等に関する機関との応援協定

**①　災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市医師会との協定**
**（防災 DB 協防災関連 資料 1-1）**

災害時における医療救護の協力に関し、神戸市医師会と協定を締結している。（平成24年３月19日協定締結）

**②　災害時における応急歯科医療及び口腔ケアの協力に関する神戸市と神戸市歯科医師会との協定（防災DB 協防災関連 資料1-2）**

災害時における歯科救護活動の協力に関し、神戸市歯科医師会と協定を締結している。（平成24年10月10日協定締結）

**③　災害時における医療救護等の協力に関する協定（防災DB 協防災関連 資料1-3～5）**

災害時における医療救護の協力に関し、一般社団法人神戸市薬剤師会と「災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市薬剤師会との協定」（平成 24 年５月 21 日協定締結）、「災害時医薬品集積センター等における業務協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定」（平成 25 年３月 27 日協定締結）及び「災害時の医療救護活動における医薬品等の供給協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定」（平成 25 年３月 27 日協定締結））を締結している。

**④　災害時の医薬品集積ｾﾝﾀｰとしての一時使用に関する協定書（防災DB 協防災関連 資料1-6）**

災害時の医薬品集積センターとしての一時使用に関し、学校法人兵庫医科大学と協定を締結している。（平成 29 年３月 15 日締結）

**⑤　災害時における医療救護等の協力に関する協定（防災DB 協防災関連 資料1-7）**

災害時における医療救護の協力に関し、兵庫県看護協会と「災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と兵庫県看護協会との協定」を締結している。（平成 24 年 10 月１日協定締結）

**⑥　災害救助犬の出動に関する協定書、同実施細目（防災DB 協防災関連 資料1-8）**

大規模災害時の災害現場での検索救助体制を強化するため、消防局は日本レスキュー協会と「災害救助犬の出動に関する協定」を締結している。（平成８年７月４日締結）

**⑦　大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医薬品・医療機器等の調達に関する協定書（防災DB 協防災関連 資料1-9～12）**

大規模災害時に多量の救急資機材、医療品等を緊急に必要とする場合に、迅速かつ円滑に調達が行えるよう兵庫県医薬品卸業協会（平成 25 年９月１日締結）、兵庫県医療機器協会（平成 25 年９月１日締結）、日本産業・医療ガス協会（平成 22 年 11 月 11 日締結）、大阪衛生材料協同組合（平成９年１月 13 日締結）と協定を締結している。

**⑧　災害時における応急救護活動についての協定書（防災 DB 協防災関連 資料 1-13）**

災害時における応急救護の協力に関し、社団法人兵庫県柔道接骨師会と協定を締結している。（平成９年 11 月７日締結）

**⑨　災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 1-14）**

災害時における災害対応病院が実施する災害医療の対応等に関し、甲南医療センター、六甲病院、神戸労災病院、神鋼記念病院、川崎病院、JCHO 神戸中央病院、済生会兵庫県病院、西市民病院、神戸医療センター、神戸掖済会病院、西神戸医療センターと協定を締結している。

（令和６年４月１日締結）

**⑩　災害時における医療連携のためのＷＥＢ会議運用への協力に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 1-15）**

災害時における WEB 会議ツール「Ｚｏｏｍ」の安定的利用のための協力に関して、協定を締結している。（令和６年４月１日締結）

**＜Ｂ＞情報収集・伝達、広報等に関する機関との応援協定**

**①　災害時における放送要請に関する協定(防災 DB 協防災関連 資料 2-1～3)**

兵庫県知事は災害時における放送要請に関して、日本放送協会神戸放送局（昭和53年４月１日締結・昭和60年９月１日一部変更)、サンテレビジョン（昭和53年４月１日締結)、ラジオ関西（昭和53年４月１日締結)、兵庫エフエム放送（平成３年４月１日兵庫エフエムラジオ放送株式会社と締結)、毎日放送（平成８年６月14日)、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ（平成８年６月14日締結)、関西テレビ(平成８年６月14日締結)、読売テレビ(平成８年６月14日締結)、ラジオ大阪（平成８年６月14日締結)、ＦＭ８０２（ＦＭ ＣＯＣＯＬＯ）(平成８年７月18日締結）と協定を締結している。　「予防計画２－３　広報関係の応援協定」参照

**②　災害時等の緊急放送に関する協定書（防災 DB 協防災関連 資料 2-4）**

災害時等の緊急放送に関して、株式会社ジェイコムウエストと協定を締結している。(平成26年７月17日締結）　「予防計画２－３　広報関係の応援協定」参照

**③　防災行政無線の再送信に関する覚書（防災 DB 協防災関連 資料 2-5）**

防災行政無線の再送信に関して、株式会社ジェイコムウエストと覚書を締結している。（平成 27 年８月 26 日締結）　「予防計画２－３　広報関係の応援協定」参照

**④　災害時に係る情報発信等に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 2-6）**

災害時に係る情報発信等に関する協定に関して、ヤフー株式会社と協定を締結している。(平成 24 年９月１日締結）　「予防計画２－３　広報関係の応援協定」参照

**⑤　災害時における情報の提供に関する覚書(防災 DB 協防災関連 資料 2-7)**

大規模災害時における情報収集体制の強化を図るため、タクシー会社で組織される近畿自動車無線協会神戸分会と覚書を締結している。(平成９年３月 25 日締結)

**⑥　災害時における多言語放送に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 2-8）**

災害時における多言語放送に関して、エフエムわいわいと協定を締結している。(平成 28 年３月 30 日締結）　「予防計画２－３　広報関係の応援協定」参照

**⑦　災害時等における無人航空機の運用に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 2-9）**

災害時等における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会（平成 29 年３月 21 日締結)、株式会社日本インシーク（平成 29 年３月 21 日締結)、国土防災技術株式会社神戸支店（平成 29 年３月 21 日締結)、日本コンピューターネット株式会社（令和４年４月１日締結）と協定を締結している。

**⑧　防災推進に関する協定書（防災 DB 協防災関連 資料 2-10）**

市民備蓄を推進し、防災情報等を発信するため株式会社フェリシモと協定を締結している。（平成 29 年 12 月１日締結)

**⑨　防災啓発推進に関する協定書（防災 DB 協防災関連 資料 2-11）**

市民や事業者等に対し、日常的に取り組める防災について啓発するため、ＮＰＯ法人プラス・

アーツと協定を締結している。（平成 30 年３月７日締結）

**⑩　災害時の避難施設に係る情報の提供に関する協定（防災 DB 協防災関連　資料 2-12）**

災害時の避難施設に係る情報提供等の業務に関し、株式会社バカンと協定を締結している。（令和４年３月 24 日締結）

**＜Ｃ＞輸送・物資供給等に関する機関との応援協定**

**①　災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定(防災 DB 協防災関連 資料 3-1～2)**

災害時の応急対策に必要な貨物車両の供給を円滑に行うため、赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合(平成 11 年７月１日締結)一般社団法人兵庫県トラック協会(平成 27 年 12 月４日締結)と協定を締結している。

**②　災害時における支援協力に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 3-3）**

大規模災害時に緊急通行車両への優先的給油、避難所における石油類燃料の優先的供給などを行うため、兵庫県石油商業組合との間に協定を締結している。（平成 25 年４月１日締結）

**③　災害時における食料品等の供給協力、安定供給等に関する協定(防災 DB 協防災関連 資料 3-4～3-25)**

災害時における食料品等の供給協力、安定供給等に関して、NPO 法人コメリ災害対策センター（平成 28 年３月 29 日締結）、ナフコ（平成 30 年３月 30 日締結）、生活協同組合コープこうべ（平成 31 年４月１日締結）、調達食糧・物資指定業者（平成 10 年９月１日締結）、コカ・コーラ（平成 18 年３月９日締結）、ダイドードリンコ（平成 22 年３月 21 日締結）伊藤園（平成 19 年１月 17 日締結）、兵庫六甲農業協同組合（平成 12 年４月１日締結）、ファミリーマート（平成 25 年９月５日締結）、ローソン（平成 26 年３月 10 日締結）、スターフェスティバル（平成 28 年１月７日締結）、コストコホールセールジャパン（平成 30 年 12 月 25 日締結）、合同会社西友（令和２年１月 10 日）、株式会社万代（令和２年１月 10 日）、株式会社ファーストリテイリング（令和３年４月 28 日）、コーナン商事株式会社（令和３年 11 月 11 日）、株式会社ほっかほっか亭総本部（令和３年 11 月 18 日）、株式会社カインズ（令和４年２月９日）、イケア・ジャパン株式会社（令和６年８月 19 日）、一般社団法人フードトラック駆けつけ隊（令和７年２月４日）、キッチンカー事業者（令和７年２月４日）、中央卸売市場等と協定を締結している。　「予防計画　９－２　食料の備蓄・供給体制」参照

**④　災害時における簡易ベッド等の供給に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 3-28～29）**

災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者の避難所生活による健康被害を防止するためセッツカートン株式会社（平成 26 年３月 20 日締結）、ＷＡＱ株式会社・古河産業株式会社（令和（令和７年２月 14 日）と簡易ベッド等の供給に関する協定を締結している。

**⑤　災害時における畳の提供等に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 3-30）**

災害時に避難所等に優先的に畳を提供するため、「５日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会」と畳の提供等に関する協定を締結している。(平成 26 年１月 14 日締結)

**⑥　災害時のテント等の供給に関する協定書　（防災 DB 協防災関連 資料 3-31）**

災害時にテント等を防災拠点に供給するため、太陽工業株式会社と協定を締結している。（令和５年２月 10 日締結）

**⑦　災害時における輸送業務に関する協定　（防災 DB 協防災関連 資料 3-32）**

大規模災害時に災害時要援護者や物資などの輸送業務等を行うため、一般社団法人兵庫県タ

クシー協会との間に協定を締結している。（平成 26 年７月１日締結）

**⑧　災害時における船舶による輸送等に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 3-33～34）**

災害時における船舶による輸送等に関して、神戸旅客船協会（平成 20 年 11 月 1 日締結）、社団法人日本外航客船協会（平成 20 年 12 月 1 日締結）と協定を締結している。　「予防計画１１－５　海上輸送の確保に関する整備」参照

**⑨　災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書（防災 DB 協防災関連 資料 3-35～39）**

災害時に物資を迅速かつ円滑に避難所等に供給するため佐川急便（平成 30 年５月 31 日締結）、日本通運株式会社（令和４年 11 月 14 日締結）、福山通運株式会社（令和５年 10 月１日）及び一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク・株式会社上組（令和５年７月５日）、アート引越センター株式会社（令和６年９月 20 日）と締結している。

**⑩　災害時等におけるトイレ凝固剤の提供に関する協定書（防災 DB 協防災関連 資料 3-40）**

災害発生時における避難所等に対するトイレ用凝固剤供給に関して、スターライト販売株式会社（平成 30 年４月 19 日締結）と締結している。

**⑪　災害時における物資集積拠点等の協力に関する協定書（防災 DB 協防災関連 資料 3-41）**

災害時における物資集積拠点の運営に関して、株式会社ミラク（令和２年７月３日締結）と締結している。

**⑫　感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定（防災 DB 協防災関連資料 3-42～3-45）**

感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関して、白鶴酒造株式会社（令和２年 11 月 24 日締結)、菊正宗酒造株式会社（令和２年 11 月 24 日締結)、櫻正宗株式会社（令和２年 11 月 24 日締結)、サイバーエイド有限会社（令和２年 11 月 24 日締結）と締結している。

**⑬　災害時における環境衛生関係物資の供給等に関する協定書（防災 DB 協防災関連資料 3-46）**

必要な環境衛生関係物資の供給等に関して、大日本除虫菊株式会社（令和４年 11 月 22 日締結）と協定を締結する。

**⑭　災害時における生活物資の供給等に関する協定書（防災 DB 協防災関連資料 3-42）**

災害時に乾電池等の生活物資を避難所等に供給するためパナソニックホールディングス株式会社（令和５年８月 24 日締結）、トラスコ中山・サクマ商事株式会社（令和７年８月 18 日締結）と協定を締結している。

**＜Ｄ＞その他災害対応等に関する機関との応援協定**

「防災 DB　協定関連資料（4）その他災害対応等に関する機関との応援協定」を参照のこと

# 第４章　救急医療体制の整備

本章では、災害発生に伴う、けが人や病人に対して、迅速かつ的確に対応するための災害時の救急医療の体制整備について定める。

なお、災害時医療体制は、広域的な体制が必要となることから、県の計画との整合性を図る。

【　構　成　】

## ４－１　兵庫県域における災害救急医療システムの整備

## ４－２　医薬品・医療資機材の備蓄

## ４－３　災害時医療体制の整備

## ４－４　災害時救急医療の研修・教育、市民等の災害時応急手当等

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 健康局 | ・災害時救急搬送及び救急受入れに係る各医療機関との調整に関すること<br>・医薬品・医療資機材の備蓄、調達に関すること<br>・災害時医療体制の整備に関すること |
| 消防局 | ・災害時消防救急活動に係る研修・教育に関すること<br>・市民の災害時等の応急手当の取得に関すること |
| 教育委員会 | ・災害時救急医療に係る防災教育の推進に関すること |

## ４－１　兵庫県域における災害救急医療システムの整備

県が整備する多数の負傷者等に対する救急医療や避難所等における医療対策を想定した災害救急医療システムにあわせ、本市は本市域の災害医療体制を整備する。

### １．災害救急医療情報システムの整備

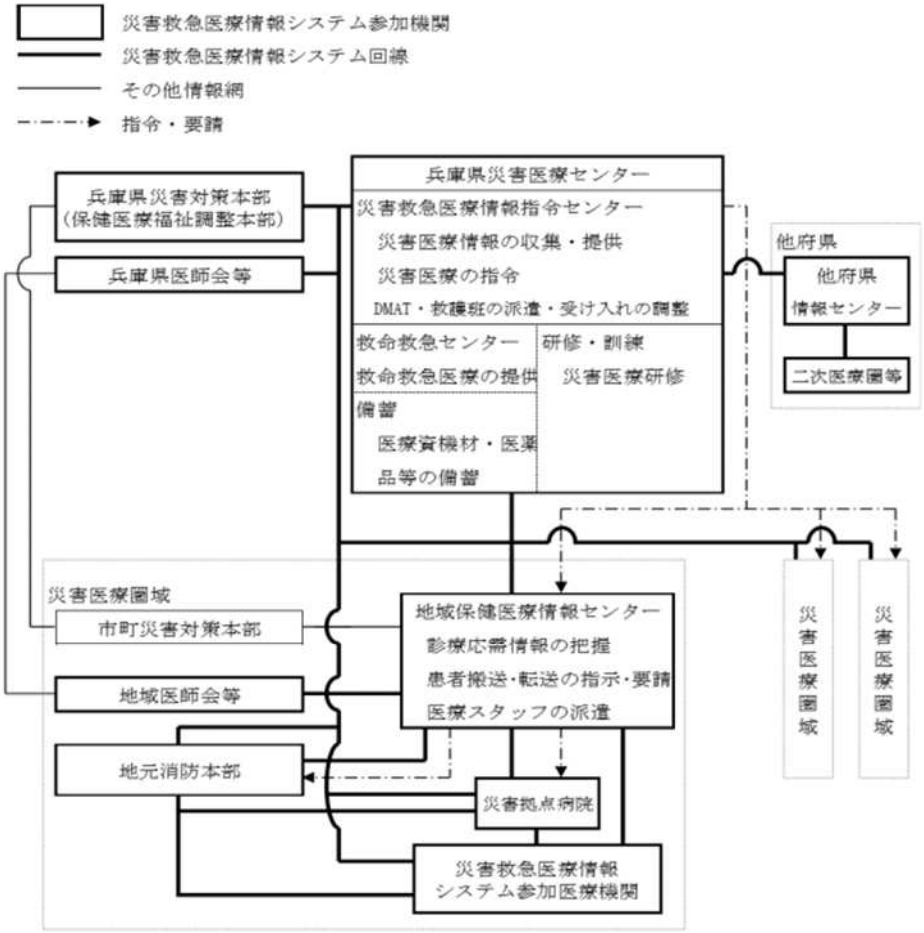


図 4-1-1　災害救急医療システム概念図

#### (1) 情報センターの整備

県は、保健医療福祉調整本部を立ち上げると共に、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを、兵庫県災害医療センター内に整備する。

本市は、県との連携のため、地域保健医療情報センターとしての機能を有する市保健医療調整本部を立ち上げ、保健医療対策会議を開催する。

#### (2) 災害医療情報ネットワークの形成

県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、災害救急医療情報システム等を活用し、

一次・二次救急医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成する。

本市は、市保健医療調整本部を情報連携の拠点とし、衛星通信回線等を用いて、各区及び関係機関との連絡体制を構築する。

### ２．救急搬送システムの整備

県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、災害救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、ＳＣＵ(航空搬送拠点臨時医療施設)、災害派遣用車両（ＤＭＡＴカー）の整備促進等に努める。

本市は、各区における救護所及び災害対応病院をはじめとする救急医療機関間での円滑な搬送先の選定及び搬送手段の確保に努めるとともに、災害救急医療情報システム等を活用した訓練を実施する。

### ３．災害救急医療システムの充実

県は、災害救急医療システムの充実を、兵庫県災害医療センターの整備にあわせて行う。

また、災害医療対応を行う圏域設定については、県民局又は県民センターに災害対策地方本部が設定されて県民局等の単位で災害対応を行うことから、県民局・県民センターと一致する圏域で災害医療圏域を設定する。

本市は、迅速な初動対応のため、災害発生時の医療体制について定める地域災害救急医療マニュアルを整備する。また、災害対応の基本圏域は行政区単位とし、災害規模に応じて隣接区同士で連携するための災害時医療圏域（東部・中部・西部・北部の４エリア）を設定する。

### ４．災害拠点病院及び災害対応病院の整備

県及び災害拠点病院（県下 10 の災害医療圏域に 20 病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進する。

本市は、災害対応病院を全区に配置（市内 11 病院を指定）し、災害対応能力向上及び機能維持のために必要な支援を行う。

## ４－２　医薬品・医療資機材の備蓄

### １．医薬品・医療資機材の備蓄

健康局は、災害発生初期（３日間程度）の診療機能を維持するための医療救護活動に必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）及び医療資材（以下「医薬品等」という。）を確保するため、中央・北・西区役所で備蓄し、定期的に点検を行い、更新・補充に努める。また、災害対応病院においても災害発生初期の診療等のための医薬品等を備蓄し、その他各医療機関にも備蓄を奨励する。

## ４－３　災害時医療体制の整備

健康局は、災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、患者搬送の流れ、医薬品の備蓄、医療機関相互の応援体制等について、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等と調整し、地域災害救急医療マニュアルに定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。

消防局は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、メディカルコントロール協議会、医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

## ４－４　災害時救急医療の研修・教育、市民等の災害時応急手当等

### １．災害時救急医療の研修・教育

健康局は、災害対応病院をはじめとする市内医療機関に属する医師、看護師等の災害時救急医療の研修、教育を実施する。

### ２．応急手当習得体制の構築及び市民指導

消防局は、災害発生時における救命率の向上を目的として、地域住民が心肺蘇生法等の応急手当を自主的に実施できる体制を構築する。そのため、消防団及び防災福祉コミュニティ等を対象に、応急手当の指導・普及を担う救急インストラクターを養成し、市民救命士の要請など応急手当の普及啓発を図る。さらに、市内事業所に対しても応急手当の指導を実施し、災害時における自主救急体制の整備を推進する。

### ３．学校教育への組入

教育委員会は、防災教育の中に、災害時救急医療に関する内容を位置づけ、各学校園が取り組めるよう、防災教育の推進を図る。

# 第５章　市民・事業者の自主防災活動の支援

本章では、市民・事業者の自主防災活動を促進するため、地域防災の中心となる防災福祉コミュニティをはじめとした自主防災組織の技術的指導及びそれらの活動支援体制に関する事項について定める。

【　構　成　】

## ５－１　防災福祉コミュニティの役割と支援

## ５－２　災害時の関係団体等との連携

## ５－３　地区防災計画

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 危機管理局 | ・地区防災計画の地域防災計画への位置付け等に関すること |
| 福祉局 | ・防災福祉コミュニティの育成・活動指導に関すること<br>・赤十字奉仕団、その他民間の共助協力組織に関すること |
| 消防局 | ・市民、企業の防災活動指導に関すること<br>・婦人防災安全委員の活動指導に関すること<br>・防災福祉コミュニティの育成・活動指導に関すること<br>・自主防災資機材等の整備に関すること |
| 区 | ・防災福祉コミュニティの育成・活動指導に関すること<br>・赤十字奉仕団、その他民間の共助協力組織に関すること |

## ５－１　防災福祉コミュニティの役割と支援

### １．防災福祉コミュニティの定義

防災福祉コミュニティとは、市民、事業者及び市の協働により、地域福祉活動と地域防災活動との密接な連携を図りつつ、これらの活動に積極的に取り組むコミュニティをいう。

※　防災福祉コミュニティ結成地区（防災 DB 共予防 資料 5-1-1）

### ２．防災福祉コミュニティの構成員

① 防災福祉コミュニティは、概ね小学校区を活動圏域とする本部組織及びその下にあって災害対応の基本単位として活動するブロック組織から成る。

② 本部組織は、自治会、町内会等の住民自治組織(以下、「自治会等」という)、婦人会、民生委員児童委員、消防団、子ども会、老人クラブ、青年会、ＰＴＡ、公園管理会、医療機関、社会福祉施設、ボランティア団体、事業者等の幅広い市民団体で構成される、ふれあいまちづくり協議会、その他地域組織のうち、防災福祉コミュニティづくりに意欲のある組織とする。

③ 本部組織には基本的に、所属ブロック相互応援等の災害防御活動の調整を行う本部班、地域及び広域の災害情報の収集と伝達を行う情報班、炊き出し等の給食給水及び救援物資の配分等を行う給食給水班、避難所の自主的な運営を行う避難所運営班等の活動班を置く。

④ ブロック組織は、自治会等、商店街、事業所群その他の組織とする。ブロック組織には基本的に、地域の災害情報の収集と伝達を行う情報班、初期消火を行う消火班、けが人・病人等の救出救護を行う救出救護班、避難誘導活動と人員の把握を行う避難誘導班、炊き出し等の給食給水を行う給食給水班等の活動班を置く。

### ３．防災福祉コミュニティの活動

防災福祉コミュニティは、ブロック組織を統括する組織として、平常時には所属ブロック組織間の連絡調整、地域防災活動と地域福祉活動との連携等を目的としたネットワークづくり等の活動を行うとともに、大規模災害時にはブロック組織の災害対応活動を支援するための活動を行う。

ブロック組織は、平常時には防災意識の啓発、防災知識の普及、防災資機材の管理、防災訓練等の活動を行うとともに、災害発生時には災害情報の収集及び伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等の災害対応活動を行う。

消防局は、防災資機材を、住民選択制により防災福祉コミュニティに整備し、防災資機材の管理は、防災福祉コミュニティが行う。

また、各活動において女性の参画促進に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画意識をもって取り組む。

### ４．地域防災活動のリーダーの育成

市は、防災福祉コミュニティから推薦された市民を対象に、防災講習及び防災訓練を実施し、災害対応活動に関する知識、技能、責任感及び実行力を有する次のリーダーを育成する。その際、女性の参画促進に努める。

#### ⑴ 統括防災リーダー

災害発生時に、防災福祉コミュニティとして組織的な活動を実施するために地域全体をまとめるリーダー。

#### ⑵ 市民防災リーダー

平常時における防災訓練の指導や災害発生時に地域住民の先頭に立って防災活動を実施するリーダー。

### ５．消防係員地区担当制度

防災福祉コミュニティの組織づくり及び防災活動への支援を地域に密着して行うため、消防署職員に担当地区を割り当てる消防係員地区担当制度を実施する。

消防係員地区担当制度は、消防団との緊密な連携のもとに運用する。

### ６．消防団員の役割

消防団員は、平常時には、その専門的防災知識及び技能を発揮し、防災福祉コミュニティの防災活動において指導的な役割を果たすものとする。

消防団員は、所属する分団又は班の担当地区内で災害が発生した場合、防災福祉コミュニティの防災組織と連携し、住民等とともに防災活動に従事するが、所属する分団又は班の担当地区内で災害が発生していない場合にあっては、消防団本部の指揮のもと、防災活動に従事する。

平成 13 年度からは女性消防団員の採用も行っている。

※神戸市消防団条例抜粋(防災 DB 共予防 資料 5-1-2)

### ７．事業者との連携

防災福祉コミュニティは、事業者が地域社会の一員として、地域防災活動において果たす役割を十分認識し、災害発生時には地域住民と一体となって災害防御活動を行うよう、平常時から地域の防災訓練等への参加、その所有もしくは管理する防災資機材の提供及び施設開放等により、積極的に地域へ貢献するよう働きかける。

#### ⑴ 明親校区防災福祉コミュニティと地域内事業所との大規模災害時における地域協力についての覚書

震災直後における消火、救助活動、負傷者への手当てや被災住民への救援については地域ぐるみでの活動が不可欠であることから、兵庫区の明親校区防災福祉コミュニティと地域内事業所との間で、「大規模災害時における地域協力についての覚書」を締結している。

**①　締結者等**

| | |
|---|---|
| 甲 | 明親校区防災福祉コミュニティ　委員長 |
| 乙 | 明親校区防災福祉コミュニティ内企業グループ　代表事業所　富士通テン株式会社<br>医療法人一輝会　荻原みさき病院　切戸町 6-26<br>川崎重工業株式会社兵庫工場　和田山通 2 丁目 1-18<br>富士通テン株式会社　御所通 1 丁目 2-28<br>松村石油株式会社神戸工場　明和通 2 丁目 2-31 |

**②　地域協力の内容**

災害防御活動の支援、防災資機材の提供、体育館・風呂場等の施設開放、給水等の支援活動

**⑵　玉津地区、伊川谷地区の８校区の防災福祉コミュニティと地域内事業所との大規模災害時における相互協力についての覚書**

大規模災害に対応するため、また、平常時は防災福祉コミュニティと事業所が防災対応力を強化するため、西区玉津地区、伊川谷地区、それぞれ４校区の防災福祉コミュニティと事業所との間で、「大規模災害時相互協力に関する覚書」を締結している。

**①　締結者等**

| | |
|---|---|
| 甲 | 枝吉校区ふれあいのまちづくり協議会（防災安全部会）<br>高津橋ふれあいのまちづくり協議会<br>玉津ふれあいのまちづくり協議会（玉津防災福祉コミュニティ）<br>出合ふれあいのまちづくり協議会（出合防災福祉コミュニティ）<br>有瀬地区防災福祉コミュニティ、伊川谷地区防災福祉コミュニティ<br>太山寺地区防災福祉コミュニティ、長坂防災福祉コミュニティ |
| 乙 | 雪印乳業株式会社神戸工場　※現在は、雪印メグミルク株式会社神戸工場 |

**②　地域協力の内容**

| | |
|---|---|
| 乙→甲 | 災害時における自衛消防隊の災害防御応援、一時救護所の設置並びに軽傷者への応急手当ての実施、トラック等運搬車による機材及び軽傷者の搬送、飲料水及び工業用水の提供、保有防災資機材の提供等、福祉的活動 |
| 甲→乙 | 大規模災害時において、乙施設並びに従業員が多大な被害を受けた場合、従業員に対して一時避難所の提供、軽傷者に対する応急手当ての実施、火災時の飛び火警戒等、被害の拡大並びに二次災害防止を目的とした活動 |

## ５－２　災害時の関係団体等との連携

災害応急対策の実施に当たり必要な場合は、赤十字奉仕団（婦人会）、その他民間の団体または個人の協力を依頼する。これら関係団体等における災害対応においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画意識をもって取り組む。

### １．赤十字奉仕団

**⑴　設置目的**

赤十字の人道・博愛の精神に基づいて、明るい社会を築くため奉仕することを目的として、自主的に設置されている。

**(2) 実施業務**

災害時において、炊き出し、避難住民の避難誘導、避難先の掲示、避難所における諸活動、義援金の募集、救援物資（見舞品を含む）の輸送・配分等を行う。

**(3) 要請方法**

日本赤十字社兵庫県支部地区長である区長は、必要があると認める時は、所要人員、場所、期間、業務内容等を示して、区奉仕団委員長に出動を要請する。

### ２．民生委員児童委員

**(1) 設置目的**

社会福祉の向上を図るため、関係行政機関の協力者及び地域福祉活動の推進者として、厚生労働大臣が委嘱する。

**(2) 実施業務**

要援護者の安否確認、要援護者の実態調査、見舞金・義援金の配分協力などを行う。

**(3) 要請方法**

区本部保健福祉部（福祉事務所）は、被害状況に応じ、地区会長を通じて担当地区民生委員児童委員に活動を要請する。また、担当地域区内の要援護者の安否については、災害発生と同時に区本部保健福祉部（福祉事務所）に報告する。

### ３．婦人防災安全委員

婦人安全防災委員は、コミュニティ防災意識の核として発足したもので、市民の都市災害に対する自主的な防災意識の高揚を図るとともに、一般家庭における防災安全体制づくりを推進することにより市民生活の安全性を高めるため、市民に対し委嘱している。

主な活動は次のとおりである。

① 都市災害危険に関する消防機関のモニター及び提案
② 防災に関する講習会、見学会等への参加
③ 消防機関の実施する調査への回答
④ 自主防災活動への参加
⑤ 各地域内グループ活動での防災意識の普及

### ４．神戸市民救急ボランティア

**(1) 登録者**

応急手当普及員の資格を有し、神戸市民救急ボランティアとして活動できる地域に居住または勤務若しくは通学する市民等。

**(2) 災害時の活動**

神戸市内において大規模な災害等により多数の傷病者が発生し、現場応援が必要な場合に、消防局長の要請により出動する。

**(3)　平常時の活動**

市民救命士講習会等の指導や神戸市が行う防災訓練等への参加を行う。

## ５－３　地区防災計画

### １．地区防災計画の目的

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）が、自発的に行う防災活動に関する計画として、本市地域防災計画に規定することができるもので、地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とを連携させ、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

地区防災計画には、過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討し、活動主体の目的やレベルに合わせ、地域の特性に応じた項目、内容を計画に盛り込むことが重要である。

### ２．基本方針

本市は阪神・淡路大震災の経験により、自主防災組織として防災福祉コミュニティが結成され、「地域津波防災計画」の作成や「地域おたすけガイド」の作成、これらを活かした訓練等への取り組みを通じて地域防災力の向上に取り組むなど、既に地域コミュニティによる様々な防災活動が展開されている。

本市では、次の２点を目的として地区防災計画制度を活用する。従来の防災福祉コミュニティの活動を尊重し、地区防災計画として地域防災計画に規定し、全市的な防災力の向上を目指す。

①　これまでの地域レベルでの防災活動の取り組みをさらに伸ばすこと
②　市と地域の防災活動の連携をより一層進めていくこと

### ３．地区防災計画に定める事項

災害対策基本法では、地区の特性に応じて自由な内容で防災計画を作成することが可能となっていることから、計画に盛り込む内容は地区居住者等が主体的に検討するものとする。

【盛り込む内容（例）】

計画の名称、活動範囲、活動主体、活動の基本方針と目標、長期的な活動予定
地区の災害想定、防災マップの作成、災害時の初動対応、避難計画、活動計画、
日頃からの備え、防災訓練、地区居住者等の相互支援（災害時要援護者支援）、
避難所等の開設・運営、他団体や近隣の地域・行政等との連携　等

### ４．地域防災計画への位置づけ

本市では次の２つの方法で運用する。具体的な運用方法については「神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱」及び「神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第２条に規定する地区防災計画の運用に関する事務処理要領」に基づき実施する。(防災 DB 共予防 資料 5-3-1-1、5-3-1-2)

※地区防災計画一覧（防災 DB 共予防 資料 5-3-2）

### (1) 災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づく地区防災計画の規定

#### ① 対象となる計画

防災福祉コミュニティが主体となり作成する計画を対象とする。

#### ② 運用体制

防災福祉コミュニティは、作成した計画が地区防災計画に規定されることに対する同意書を添えて、市へ計画を提出する。市はこれらの書類を受領後、地域防災計画へ規定する。

### (2) 災害対策基本法第 42 条の 2 地区居住者等による地区防災計画の提案

#### ① 対象となる計画

防災福祉コミュニティ以外の団体が主体となり作成する計画を対象とする。

#### ② 運用体制

計画提案の代表者は、当該地区の居住者であることを証明する書類（住民票、法人の登記事項証明書等）、及び計画素案を市へ提出する。市は地区居住者等から提案があった場合、地域防災計画に定める必要があるか審査し、審査結果を計画提案の代表者宛に通知する。

## ５．実践と検証

### (1) 地区防災計画に基づく防災活動の実施

地区居住者等は、本計画に基づく防災活動を実施する。

市は、当該地区の防災活動の更なる推進のために、アドバイスや訓練指導、各種情報の提供等を継続的に実施するなど、地区居住者等の防災活動を支援する。

### (2) 計画の見直し

地区居住者等は、地域防災計画の修正があったときや、訓練結果や日頃の防災活動を踏まえて、地区防災計画の見直しに努めることとする。

**【防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド（災害初動対応計画書）】**

防災福祉コミュニティは、消防署及び各区の支援のもと、地域の特性に応じた、様々な災害に対する地域の防災対応力の強化を目的に、小学校区単位を基本に、「防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド（災害初動対応計画書）」を作成している。

この地域おたすけガイドは、防災福祉コミュニティを中心とした地域住民などが主体となって作成しており、計画に定める事項については、ワークショップなどにより、地域の特性や地域の活動レベルにあった計画内容を設定する。

設定例）①活動方針、②地域の防災体制、③避難・救助活動、④地域のハザード、⑤災害時要援護者に関すること、⑥避難所の開設に関すること、⑦訓練に関すること　など

なお、計画に基づいた訓練などを通じ、地域の実情、特性に見合った計画とするための見直しを適宜行い、より良い計画とする。

また、消防局、各区を中心に、地域おたすけガイドの計画の支援及び連携を図り、地域防災力の一層の向上を図る。

# 第６章　避難計画

本章では、災害時において迅速かつ的確な避難を実施するため、避難場所等の指定および避難計画に関する事項を定める。

【　構　成　】

６－１　避難行動

６－２　緊急避難場所および避難所の指定

６－３　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

６－４　土砂災害における避難計画

６－５　洪水浸水想定区域等における避難計画

６－６　高潮浸水想定区域等における避難計画

６－７　津波浸水想定区域等における避難計画

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 危機管理局 | ・緊急避難場所（大火）の指定に関すること<br>・避難指示等の発令に伴う関係部局への準備要請及び要求に関すること<br>・津波浸水想定区域等における津波避難に関すること<br>・土砂災害の避難行動の考え方に関すること<br>・高潮浸水想定区域等における避難に関すること |
| 福祉局 | ・福祉避難所の指定に関すること |
| 建設局 | ・土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域に関すること |
| 港湾局 | ・高潮浸水想定区域に関すること |
| 区 | ・緊急避難場所の指定に関すること<br>・避難所の指定に関すること |
| 消防局 | ・高齢者等避難、避難指示に関すること<br>・土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域における避難計画に関すること |
| 各部局 | ・各緊急避難場所・避難所として利用する所管施設の整備に関すること |

## ６－１　避難行動

### １．避難行動における基本的な考え方

災害種別によって、避難行動や避難先が異なるため、災害ごとの避難行動を定める。

避難は、生命の安全確保を第一とした緊急的な避難（１次避難）と、自宅等の被災により帰れない場合に避難生活を送るための避難（２次避難）の段階避難方式とする。

１次避難の避難先として緊急避難場所など、２次避難の避難先として避難所などがある。

なお、市域の様々な地理・地形条件を踏まえ、避難先までの避難路は指定せず、安全な避難路を任意に選ぶ自由避難方式とする。

### ２．地震発生時の避難行動

地震発生時の避難行動を図 6-1-1 のとおり定める。

#### (1) 地震発生時の安全確保

地震発生時は、落下物や家具などの転倒などから身を守る行動をとる。地震動が納まった後は、火の始末や避難路の確保などの安全確保を行う。

#### (2) 情報収集

地震発生後、気象庁から発表される地震・津波情報や行政機関からの避難情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、インターネット、携帯端末など、複数の手段で収集する。

特に、津波の有無により、取るべき避難行動が変わるため、大津波警報又は津波警報の情報に注意する。

#### (3) 津波からの１次避難

津波からの避難は、地盤の高いエリア（津波浸水想定区域外）へ速やかに移動する水平避難を基本とする。

ただし、逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者等が津波到達時間までに水平避難ができない場合は、近隣の堅牢な建物の３階以上に移動し、緊急的に津波から身を守る垂直避難も有効な手段である。

なお、津波からの避難は、徒歩を原則とする。

**①　水平避難**

水平避難は、津波浸水想定区域外へ速やかに避難するが、その後、津波警報等解除までの避難先として、緊急避難場所（津波）がある。この緊急避難場所（津波）は、公園やグラウンドなどの広い屋外空間とし、広い公園、小中学校のグラウンドなどとする。

**②　垂直避難**

垂直避難は、堅牢な建物の３階以上を基本とする。この垂直避難先として、地域津波防災計画等で地域が指定した津波緊急待避所がある。

#### (4) 地震に対する１次避難

余震や地震による火災に留意し、建物の倒壊や落下物などの影響の少ない近所の公園・広場や学校のグラウンドへ避難し、自宅周辺の状況を確認する。（地震発生直後の一時的な避難場所として公園・広場や学校のグラウンド等の屋外空間を原則的に位置づける。）

市街地で大規模な火災などが発生又は発生する恐れがある場合は、緊急避難場所（大火）に避難する。

#### (5) 安全確認後の行動（帰宅及び２次避難）

気象警報の解除、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の解除、火災等の鎮静などにより、地域や自宅付近の安全が確認された場合は、自宅へ帰宅する。

自宅が地震や津波で被災して帰宅出来ない場合は、避難所や知人宅等へ２次避難する。

### (6) 地震の連続発生への警戒

同規模の地震が数時間から数日間の時間差をおいて連続して発生する可能性があることを想定し、気象庁から発表される地震・津波情報や行政機関からの避難情報に注意し、緊急時に備えて警戒する。

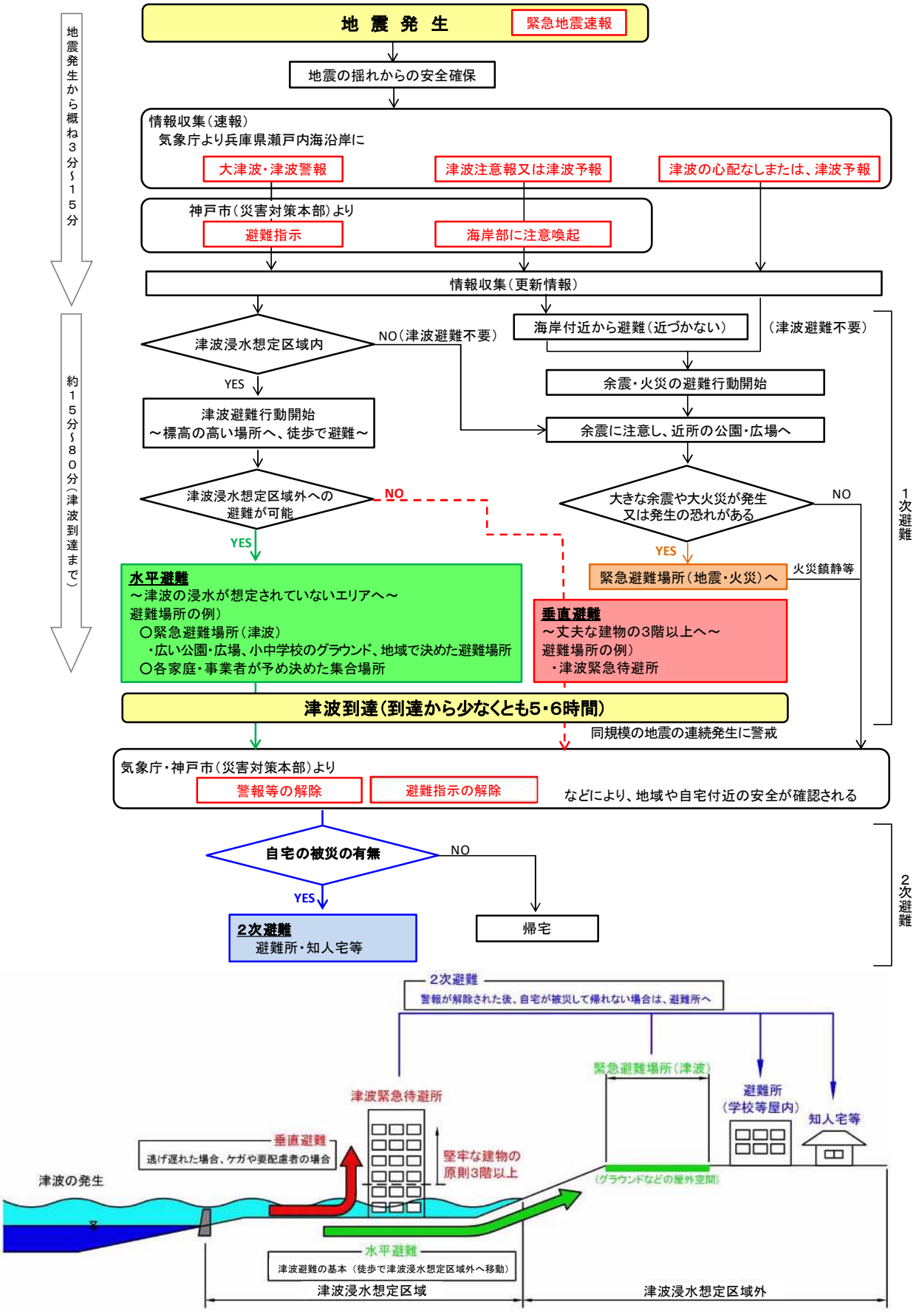


図 6-1-1　避難行動フロー（地震・津波）

## ３．風水害時の避難行動

風水害時の避難行動を図 6-1-2 のとおり定める。

### (1) 風水害への警戒

風水害は、台風や前線の影響によるものが多いため、日頃から気象情報などに注意し、台風の接近や前線の停滞が予想される場合は、気象庁の発表する台風予想や警報等に注意するとともに、屋内外の防災、避難時の携行品の確認・準備などを事前に行い、緊急時に備えて警戒する。

### (2) 避難の判断

風水害においては、急激に雨脚が強まったり、周辺の降雨がなくても上流域の降雨の影響で河川の氾濫等が発生する恐れがあるため、余裕をもった事前の避難行動が重要である。

気象庁から発表される気象警報やキキクル（危険度分布）などの情報、行政機関からの避難情報などを、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、インターネット、携帯端末など、複数の手段で収集し、避難の必要があるか、各自で判断する。

なお、要配慮者など、避難に時間を要する者は、高齢者等避難等の発令とともに、自主的に避難行動を開始する必要がある。

### (3) 風水害からの１次避難

既に安全性の高い建物に居る場合などは、浸水や土砂の流入の恐れのない建物内の安全な場所や上層階への待避やその場にとどまることによる屋内安全確保を行う。

なお、緊急避難場所等への移動が困難な場合や屋外へ出るとかえって危険な場合は、上層階等の屋内の少しでも安全な場所や近くの堅牢な建物など、今いる場所より相対的に安全な場所へ緊急的に移動することにより安全を確保する。

**【補足】**

風水害の１次避難先である緊急避難場所（洪水、土砂災害）においては、避難時には大雨、暴風を伴うことから、基本的に屋内空間を位置づけるため、小中学校の屋内などの避難生活を送るための避難所と兼ねている箇所が多い。

### (4) 安全確認後の行動（帰宅及び２次避難）

気象警報の解除、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の解除などにより、地域や自宅付近の安全が確認された場合は、自宅へ帰宅する。

自宅が被災して帰れない場合は、避難所や知人宅等へ２次避難する。

## ４．避難行動の考え方についての住民への周知

本市は、災害に応じた避難行動の基本及び災害種別ごとに指定する緊急避難場所、避難所の役割とその違いについて、「くらしの防災ガイド」やホームページ等を通じて、市民に広く周知する。

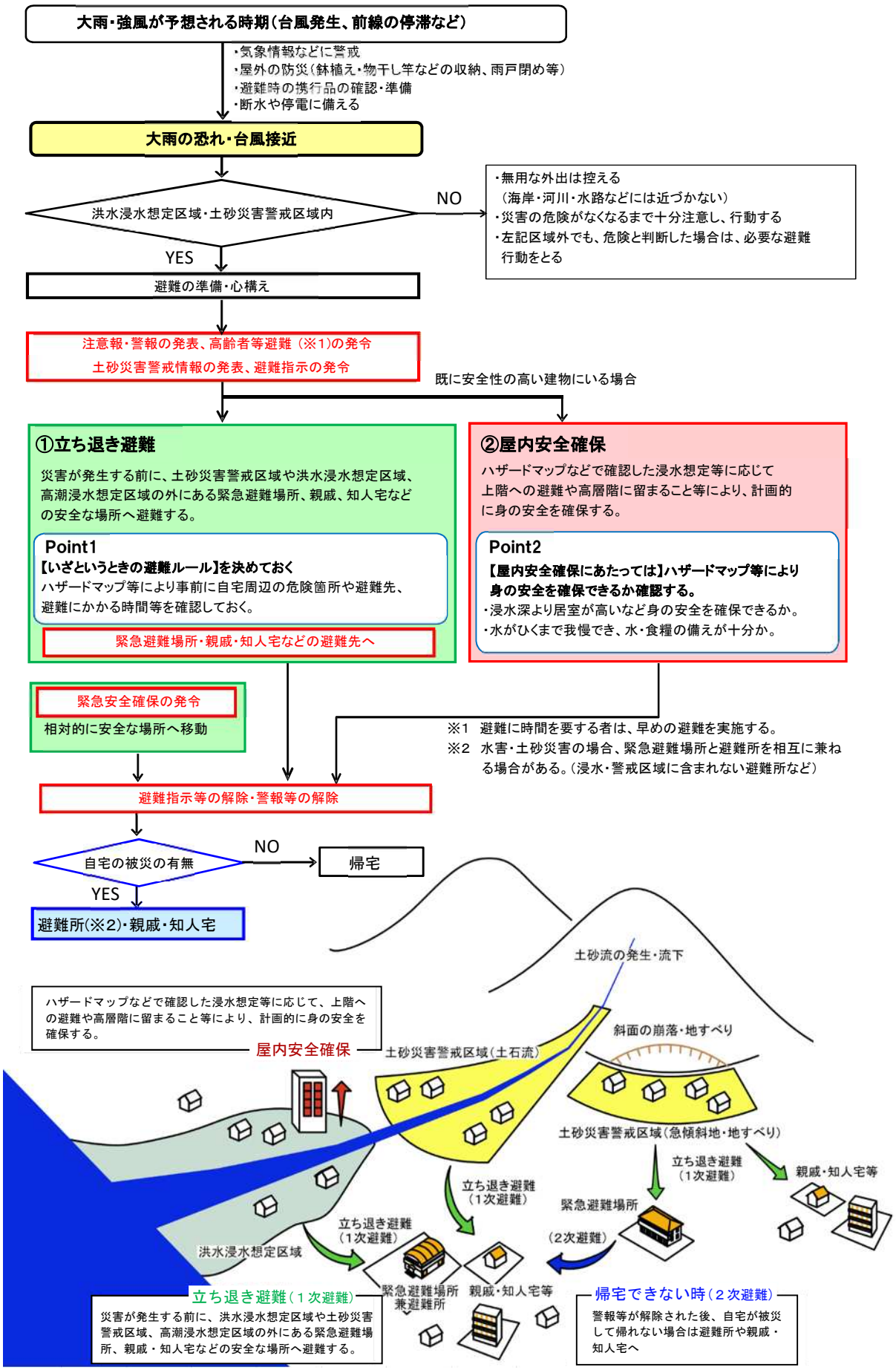


図 6-1-2　避難行動フロー（風水害）

## ６－２　緊急避難場所および避難所の指定

### １．緊急避難場所（指定緊急避難場所）

緊急避難場所とは、災害が発生又は発生する恐れがある場合に、その被害から生命の安全確保を第一に、緊急的に避難する場所である。

緊急避難場所は、地震、津波、洪水、土砂災害、大火といった災害種別ごとに安全性を確保できる場所を指定し、基本的には、浸水想定区域又は警戒区域等のエリア外の場所とする。（地域の状況や地形条件によっては、この限りではない）

災害ごとの指定については、以下のとおりである。

#### (1) 緊急避難場所（大火）

**①　緊急避難場所（大火）の指定**

緊急避難場所（大火）は、大規模地震などにより発生する市街地の大規模な火災の煙や熱から生命、身体を守るために必要な規模及び構造を有する屋外空間を指定する。(防災DB 共予防 資料6-2-1)

緊急避難場所（大火）は、収容すべき避難者に見合った有効避難面積（周辺の市街地大火の輻射熱に対して避難者の生命、身体の安全が確保される空地の部分のうち、水面、傾斜地その他避難者の収容に適切でない場所を除いた部分の面積）を有するものとする。

なお、災害の状況によっては、避難所の空間として位置づけることもある。

**②　指定基準**

緊急避難場所（大火）の選定基準は、以下のとおりとする。

・原則として、公園や学校などのまとまった公共空地
・10 ヘクタール以上の空き地または 10 ヘクタール未満で耐火建築物などの輻射熱を遮断する効果のあるもので囲まれた安全な場所
・避難距離は概ね２㎞以内
・避難人口１人当り面積は１㎡以上

#### (2) 緊急避難場所（津波）

**①　緊急避難場所（津波）の指定**

緊急避難場所（津波）は、津波浸水想定区域外の一定の広さを有した屋外空間を基本として指定する。(防災DB 共予防 資料6-2-1)

なお、逃げ遅れた場合や怪我人や要配慮者などが津波到達時間までに水平避難ができない場合の緊急的な避難場所として、堅牢な建物の３階以上を津波緊急待避所に指定する。

**②　指定基準**

指定する場所・施設の条件については、以下のとおりである。

ア 津波浸水想定区域外の指定

・広い公園・広場
・小学校・中学校のグラウンド
・地域津波防災計画で指定した避難場所

イ 津波浸水想定区域内（津波緊急待避所）の指定 ※

・堅牢な建物（新耐震基準で設計された鉄筋コンクリート及び鉄骨コンクリート構造）

・原則３階以上の階層（想定される浸水深以上の高さが十分確保できる場合はこの限りではない）

※津波緊急待避所の指定にあたっては、外階段やスロープの有無、使用可能な（開放）時間帯、進入口・進入路などに留意して指定する。

### (3) 緊急避難場所（洪水）

緊急避難場所（洪水）は、水防法に基づき指定されている浸水想定区域外の屋内空間を基本とする。(防災 DB 共予防 資料 6-2-2)

なお、区域外の緊急避難場所までの距離が非常に長くなったり、緊急時の立ち退き避難が困難となる可能性が高い地域においては、利用上の注意事項を示した上で、区域内の堅牢な建物を緊急避難場所として指定する。この場合、建物の上階など、想定しうる災害に対して、安全な場所を確保する。

### (4) 緊急避難場所（土砂災害）

緊急避難場所（土砂災害）は、土砂災害防止法に基づき指定されている土砂災害警戒区域外の屋内空間を基本とする。(防災 DB 共予防 資料 6-2-2)

なお、区域外の緊急避難場所までの距離が非常に長くなったり、緊急時の立ち退き避難が困難となる可能性が高い地域においては、利用上の注意事項を示した上で、区域内の堅牢な建物を緊急避難場所として指定する。この場合、建物の上階など、想定しうる災害に対して、安全な場所を確保する。

## ２．避難所（指定避難所）

避難所とは、災害発生後、その災害の危険性がなくなったのち、自宅などが被災した場合などに避難生活を送る場所である。避難生活を送る場所であるため、屋内空間を基本とする。

また、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とし、避難所での生活が困難な者を受け入れる施設として、福祉避難所がある。

なお、洪水、土砂災害といった屋内避難が必要な災害事象の場合は、緊急避難場所と避難所を相互に兼ねることができる。

### (1) 避難所の指定

避難所は、小中学校、公共施設等の屋内空間を指定する。(防災 DB 共予防 資料 6-2-2)

災害発生後、その災害の危険性がなくなったのち、自宅などが被災した場合などに避難生活を送る場所として利用する。

ただし、必要に応じて公園等の屋外空間であっても、天幕等の設営によって避難所として位置づける場合もある。

### (2) 避難圏域

各避難所の避難圏域は、それぞれの小学校の校区を基準として設定し、圏域内避難者数や危険物等の避難障害、地域団体の区域と校区の不整合等により圏域の適性を欠く場合は、適宜修正する。

一般の避難所では、高齢者、障害者、病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所に配慮するとともに、一般の避難所での避難生活が困難な者については、必要に応じて社会福祉施設、地域福祉センター等の福祉避難所へ移送する。

### (3) 福祉避難所

福祉避難所は、社会福祉施設、地域福祉センター、宿泊施設等を指定する。(防災 DB 共予防資料 6-2-3)

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を受け入れる。

また、災害時に要援護者の初動受け入れを行う基幹福祉避難所としての機能を果たす「要援護者支援センター」として、市内 21 箇所の特別養護老人ホームを指定し、災害初動期における要援護者の受け入れや生活相談支援を行う。

なお、福祉避難所で人員の不足が生じた場合に対応できるように、兵庫県災害福祉広域支援ネットワークの構築事業と協調して、人員の供給体制を検討する。

表6-2-1　緊急避難場所及び避難所の位置付けと指定方針（神戸市）

| 名称<br>(災対法) | 名称<br>(神戸市) | | 指定方針 | 指定する施設等 |
|---|---|---|---|---|
| 指定緊急避難場所(各種) | 緊急避難場所 | (大火) | 大規模地震などにより発生する市街地の大規模な火災の煙や熱から生命、身体を守るために必要な規模及び構造を有する屋外空間を指定 | ・広い公園・広場<br>・小学校・中学校のグラウンド |
| | | (洪水) | 水防法に基づき指定されている浸水想定区域外の屋内空間を基本として指定 | ・一定の空間を有した屋内施設(学校、公共・民間施設等) |
| | | (土砂災害) | 土砂災害防止法に基づき指定されている土砂災害警戒区域外の屋内空間を基本として指定 | ・一定の空間を有した屋内施設(学校、公共・民間施設等) |
| | | (津波) | 津波浸水想定区域外の一定の広さを有した屋外空間を基本として指定 | ・広い公園・広場<br>・小学校・中学校のグラウンド<br>・地域津波防災計画で指定した避難場所 |
| 津波緊急待避所 | | | 逃げ遅れた場合やけが人や要配慮者などが津波到達時間までに水平避難ができない場合の緊急的な避難場所として、堅牢な建物の３階以上を指定 | ・堅牢な建物（新耐震基準で設計された RC 及び SRC 構造）<br>・原則３階以上の階層 |
| 指定避難所 | 避難所 | | 避難生活が出来る一定の広さを有した屋内空間を指定<br>（災害発生後、その災害の危険性がなくなったのち、自宅などが被災した場合などに避難生活を送る場所として利用する施設） | ・一定の空間を有した屋内施設(学校、公共・民間施設等) |
| | | 福祉避難所 | 要配慮者の避難生活が出来る一定の広さを有した屋内空間を指定 | ・地域福祉センター、社会福祉施設、宿泊施設等 |

### ３．避難所等表示板の整備

これらの緊急避難場所及び避難所は災害の種別毎に定めていることから、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用した表示板を設置し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、外国人への配慮として、多言語表記としている。

図6-2-1　避難所等表示板

## ６－３　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

### １．高齢者等避難

高齢者等避難は、避難指示、緊急安全確保の発令に先立ち、災害リスクのある危険な場所等にいる要配慮者に対して避難を呼びかけるものである。

高齢者等避難の発令後に災害の危険性が去った場合には、高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。

#### (1) 高齢者等避難の意味合い

高齢者等避難の意味合いは次のとおりである。

- ・避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児がいる方、またその避難を支援する方等）に対して避難の開始を促すための情報
- ・一般の人々に対しても必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的な避難を判断するための情報
- ・土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報
- ・自発的に避難を行う者を緊急避難場所に受け入れ始める目安となる情報
  （その発令に合わせて緊急避難場所の開設の準備を行う）

#### (2) 高齢者等避難の発令権者

災害対策基本法第 56 条に基づく高齢者等避難の発令・解除は、同法第 60 条に基づく避難指示に準じ、本部長（市長）が行う。もしくは、補助執行機関としての危機管理監並びに消防部長又は消防署長が、本部長（市長）名で行う。

### ２．避難指示

避難指示は、災害リスクのある区域等にいる居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、危険な場所から全員避難するよう指示するものである。

#### (1) 避難指示の意味合い

避難指示は、災害リスクのある区域にいる方が、危険な場所から全員避難すべきことを伝える情報である。避難指示に従わなかった者に対しての直接強制権や罰則規定はない。

区本部は避難所の開設について、時機を失しないよう早期開設のための体制を整えておく。

#### (2) 避難指示の発令権者

災害対策基本法第 60 条に基づき、避難指示の発令、解除は、本部長（市長）が行う。もしくは、補助執行機関としての危機管理監並びに消防部長又は消防署長が、本部長（市長）名で行う。

なお、危機管理部は、台風の接近や大雨などにより、災害が広域にわたって発生することが予想される場合は、関係部に避難指示等の発令に伴う対応の準備の要請及び要求をすることができる。

避難指示を発令する時は、可能な限り警察署及び防災関係機関の協力を得て実施する。

また、指定地方行政機関の長又は兵庫県知事に対し、避難指示等の発令に関する助言を求め

ることも考慮する。

| 発令権者 | 災害の種類 | 実施要件 | 根拠法 |
|---|---|---|---|
| 本部長(市長)<br>(指示) | 災害全般 | 生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき | 災害対策基本法第 60 条 |
| 水防管理者(市長)<br>(指示) | 洪水、高潮 | 著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法第 29 条 |
| 知事又はその命を受けた職員(指示) | 洪水、高潮<br>地すべり | 著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法第 29 条<br>地すべり等防止法第 25 条 |
| 警察官(指示)(命令) | 災害全般 | ・市長等がその措置を行ういとまがない時、あるいは市長から要求があったとき(指示)<br>・特に急を要する場合(命令) | 災害対策基本法第 61 条<br>警察官職務執行法第４条 |
| 海上保安官(指示) | 災害全般 | 市長等がその措置を行ういとまがない時、あるいは市長から要請があったとき | 災害対策基本法第 61 条 |
| 自衛官(指示) | 災害全般 | 危険な事態が発生した場合で特に急を要する場合 | 自衛隊法第 94 条 |

*平成７年の災害対策基本法の改正により、「都道府県知事による避難の指示等の代行」(第 60 条)が追加された。
災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都道府県知事が、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

### ３．緊急安全確保

緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、居住者等が立ち退き避難をすることがかえって危険であると考えられる場合に、高所への移動や近傍の堅固な建物への退避等緊急に安全を確保するための措置を指示するものである。

#### (1) 緊急安全確保の意味合い

災害が発生している、又はまさに発生しようとしている状況において、命を守るための行動をとるように指示する情報である。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

#### (2) 緊急安全確保の発令権者

「２．（２）避難指示の発令権者」を参照すること。

### ４．高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の運用

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の運用等については、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」各編の避難体制の項を参照すること。

## ６－４　土砂災害における避難計画

### １．土砂災害警戒区域等の避難計画

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」において、土砂災害警戒区域では、警戒避難体制に関する事項を定めることとされている。すべての土砂災害警戒区域（未指定区域を含む）に対する警戒避難体制に関する事項について、以下のとおり定める。

#### (1) 警戒時の情報収集及び住民への伝達

警戒時の情報収集及び住民への伝達については、「風水害対策編 応急対応計画 第１章 警戒体制及び防災活動計画 １－１」の項による。

#### (2) 避難計画（避難行動及び避難場所、避難経路）

本市における土砂災害に関する避難計画（避難行動及び避難場所、避難経路）については、「６－１ 避難行動及び避難場所」及び「６－２ 緊急避難場所及び避難所の指定」の項による。

なお、各区域における個別の避難計画（避難行動及び避難場所、避難経路）については、市民自らが自宅周辺の土砂災害警戒区域等の危険な箇所及び緊急避難場所（土砂災害）などの避難先を確認し、避難のタイミングや安全な避難先、避難路の選定等の避難計画を作成するものとし、作成のために必要な情報は、広報紙などにより周知を図る。

#### (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に係る避難訓練については、全市防災訓練や防災福祉コミュニティを中心とした地域での訓練などにより実施する。

#### (4) 要配慮者の利用する施設の把握

福祉局、健康局、こども家庭局及び教育委員会事務局は、災害時の要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、平時より土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設の名称および所在地を把握しておく。(防災 DB 風応急 資料 5-3-1)

#### (5) 救助

土砂災害が発生した場合の救助活動については、「風水害対策編 応急対応計画 第４章 救助・救急医療体制 ４－１」の項による。

#### (6) 土砂災害に関する情報の住民への周知

##### ①　土砂災害警戒区域の周知

建設局は、「くらしの防災ガイド」に土砂災害に関する啓発記事及び土砂災害警戒区域等を表示した「土砂災害・水害ハザードマップ」を掲載し、市民に広く情報を発信する。

さらに、土砂災害警戒区域等の情報を随時入手できるようにホームページ等で配信する。

消防署は、消防パトロールを通じて災害危険箇所の実態の把握に努めるとともに、チラシ等を用いて避難時の注意等について住民に周知する。

### ②　避難場所、避難路等の周知

危機管理局は、市民（地域）自らが土砂災害警戒区域等の危険箇所を詳細に確認し、緊急避難場所（土砂災害）等の避難先及び避難経路を検討できる土砂災害を対象とした説明会の開催やホームページでの避難マップ作成支援などにより、土砂災害に対する警戒および適切な避難を促進する。

## ２．土砂災害特別警戒区域の避難計画

消防署は、兵庫県が指定した「土砂災害特別警戒区域」の住民に対して、情報の伝達と迅速な避難がスムーズに行える体制を確保するために、該当する地区ごとに避難計画を作成する。

避難計画は、該当する地区を管轄する消防署が作成する。

避難計画書には、避難場所、対象世帯、連絡方法等を明記し、毎年定期的に現地調査を行い、見直しを行う。

## ３．要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

要配慮者利用施設（防災 DB 風応急 資料 5-3-1）の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。また、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。

危機管理局、福祉局、健康局、こども家庭局、消防局及び教育委員会事務局は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な助言をすること。

## ６－５　洪水浸水想定区域等における避難計画

### １．洪水浸水想定区域等に関する啓発・情報発信

建設局は、「くらしの防災ガイド」に水害に関する啓発記事を掲載するほか、「土砂災害・水害ハザードマップ」の中で、浸水した場合に想定される水深を図示する。(避難情報の発令が従来通り計画規模降雨による洪水浸水想定区域を対象とし、その後、状況に応じて順次拡大が検討されることから、計画規模降雨による洪水浸水想定区域を基本とする。)

また、これらの情報をホームページ等でも配信し、市民に広く情報を発信する。

その他、市内 30 ヶ所に河川モニタリングカメラを設置し、河川の映像を随時入手できるようにホームページ等で配信する。

消防署は、消防パトロールを通じて災害危険箇所の実態の把握に努めるとともに、チラシ等を用いて避難時の注意等について住民に周知する。

### ２．避難計画の作成

消防署は、迅速な情報の伝達と避難を円滑に行う体制を確保するため、洪水浸水想定区域のうち特に早期避難の必要があると判断した地区について、地区ごとに避難計画を作成する。

避難計画は、該当箇所を管轄する消防署が作成する。避難計画書には、避難場所、対象地区、連絡方法等を明記し、毎年定期的に現地調査を行い、見直しを行う。

### ３．要配慮者の利用する施設の把握

福祉局、健康局、こども家庭局及び教育委員会事務局は、災害時の要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、平時より洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設の名称及び所在地を把握しておく。(防災 DB 風応急 資料 5-4-1-1)

### ４．要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

要配慮者利用施設（防災DB 風応急 資料5-4-1-1に記載）の所有者又は管理者は、水防法の規程に基づき、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

危機管理局、福祉局、健康局、こども家庭局、消防局及び教育委員会事務局は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な助言をすること。

なお、想定最大規模の洪水浸水想定区域外における避難施設の一覧（名称・所在地）は（防災DB 共予防 資料 6-5-1）のとおりとする。

## ６－６　高潮浸水想定区域等における避難計画

### １．高潮浸水想定区域等に関する啓発・情報発信

港湾局は、神戸市情報マップ（高潮ハザードマップ）の中で、想定最大の高潮が発生した時の浸水想定区域等の浸水深及び浸水継続時間を図示し、避難所等の必要な情報を神戸市情報マップに掲載する。

また、神戸港防災ポータルサイトにおいて、潮位データや神戸港内の堤外地に設置したモニタリングカメラの映像を公表し、市民に高潮に関する情報を周知する。

### ２．避難計画の作成

高潮に関する避難計画（避難行動及び避難場所、避難経路）については、「６－１　避難行動」の項及び高潮浸水想定区域外における避難施設の一覧（名称・所在地）（防災 DB 共予防 資料 6-6-1）による。

なお、各区域における個別の避難計画（避難行動及び避難場所、避難経路）については、市民自らが自宅周辺の避難先を確認し、避難のタイミングや安全な避難先、避難路の選定等の避難計画を作成するものとし、作成のために必要な情報は神戸市情報マップに掲載する。

### ３．要配慮者の利用する施設の把握

福祉局、健康局、こども家庭局及び教育委員会事務局は、災害時の要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、平時より高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を把握しておく。（防災 DB 風応急 資料 5-4-1-2）

### ４．要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

要配慮者利用施設（防災 DB 風応急 資料 5-4-1-2）の所有者又は管理者は、水防法の規程に基づき、当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

危機管理局、福祉局、健康局、こども家庭局、消防局及び教育委員会事務局は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な助言をすること。

## ６－７　津波浸水想定区域等における避難計画

兵庫県は、平成 26 年２月にレベル２（Ｍ９クラス）の南海トラフ地震による津波の浸水想定として「南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図」を公表しており、本市では、この浸水想定を基に地域の避難計画を検討する。

### １．地域津波防災計画

津波は、発生時期が予測できないため事前対応が難しく、また地震発生後、即時対応が迫られるなど、行政による対応が制約される。津波被害を最小限にとどめるためには、地域住民や事業者等の日頃からの津波防災への取り組みが重要である。

市では、津波浸水想定区域を中心に津波による浸水の可能性が高く、津波時に速やかな対応が必要な地域を対象に、地域住民が主体となって津波防災・減災について検討する地域津波防災計画の策定を支援し、市内 18 地区で策定が完了している。

この地域津波防災計画では、地域の状況・特性を踏まえ、ワークショップやまち歩きを通じて、地震津波の基礎知識、津波時の情報収集・伝達、避難、災害時要援護者の支援、日頃からの備え、地域での取り組みなどを検討する。

これらの検討結果をもとに、津波安全マップの作成・配布や津波からの避難を誘導するための表示板の設置、津波緊急待避所の選定・指定などを行っている。

消防署、区役所が中心となり、地域津波防災計画に基づいた防災訓練などを実施し、地域住民の津波への意識向上を図るとともに、地域の津波防災力の向上に努める。なお、防災福祉コミュニティの合同訓練などを通じて、地域間の連携など考慮した取り組みも実施する。

#### (1) 津波安全マップの記載事項例

地域で検討した情報や地図を冊子にとりまとめ、地域の全戸に配布し地域で共有する。

- 地震津波の基礎知識、浸水想定
- 津波時の情報収集、避難行動
- 地域、家族との連絡体制・集合場所
- 日頃からの備え(非常持ち出し、備蓄、家庭内防災等)
- 地域の津波ハザードマップ
  （避難対象エリア、避難先・ルート、注意事項等）

図 6-6-1　津波防災マップ（魚崎地区）

### (2) 津波表示板の作成例

地域で選定した避難ルートを中心に避難誘導のための表示板や津波への警戒を促す表示板を設置。(津波避難の方向と地域で決めた避難場所の表示。外国人への配慮として多国語表記とした地域もある。)

図 6-6-2　津波表示板（誘導表示）

図 6-6-3 津波表示板の設置状況

### (3) 津波緊急待避所の表示例

津波緊急待避所は、逃げ遅れた人や要配慮者のために、津波から緊急的に避難する次善の策とする施設で、地域で選定・指定を行っている。

図 6-6-4 津波緊急待避所表示板

## ２．都心部における津波避難

来街者や就業者の人口が多い都心部（三宮、元町、神戸エリア）における津波避難は、津波浸水想定区域外への水平避難のみで対応すると、避難路の混雑や混乱などが発生し、かえって危険な場合も想定される。

都心部の津波避難行動については、「神戸市都心部における津波避難行動・誘導指針」に基づき、水平避難と垂直避難の併用など、都心部内の事業者や団体の協力を得ながら検討を進める。

## ３．地震の連続発生に関する啓発

複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることや、地震の連続発生により生じる危険等について住民に広く周知する。

# 第７章　救援・救護に関する整備

本章では、災害時に必要となる要援護者等の救援、救護に関する平時の取り組み及び対策等について定める。

【　構　成　】

７－１　災害時要援護者の支援に向けた平常時からの取組み

７－２　高齢者・障害者対策

７－３　災害対策要員の確保計画

７－４　災害用機械器具の確保計画

７－５　災害時空地管理システム

７－６　学校施設における防災に関する体制整備

７－７　避難所における仮設トイレの整備

７－８　避難所における防災資機材の整備

７－９　被災ペット動物救護対策

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 危機管理局 | ・災害時要援護者の支援に向けた平常時からの取組みに関すること※<br>・県、神戸運輸監理部（兵庫陸運部含む）等を通じて行う機械器具の確保に関すること |
| 行財政局 | ・市登録業者からの作業員等の確保に関すること<br>・物資車両等の調達・確保に関すること<br>・部及び区本部で確保の不可能、または困難な機械器具の調達、確保に関すること<br>・災害時空地管理システムに関すること |
| 福祉局 | ・応急仮設住宅入居者の地域での見守り活動に関すること |
| 健康局 | ・被災ペット動物救護対策に関すること |
| 環境局 | ・仮設トイレの整備に関すること |
| 建設局 | ・公共下水道接続型に関すること |
| 建築住宅局 | ・高齢者・障害者向地域型仮設住宅の提供に関すること |
| 消防部 | ・高齢者、障害者の安全確保に関すること |
| 教育委員会 | ・学校施設における防災体制整備に関すること |

※災害時要援護者の支援に関する詳細な対応部局は７－１の項を参照

## ７－１　災害時要援護者の支援に向けた平常時からの取組み

### １．災害時要援護者支援のための体制づくりの推進に関すること

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例（以下「要援護者条例」という。）に基づき、危機管理局、企画調整局、地域協働局、福祉局、健康局、こども家庭局、各区及び消防局は連携して、地域の助けあい（共助）を基本として、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための支援体制づくりを普及啓発する。

以下の取り組みを含め、より具体的な運用は要援護者条例に基づく「神戸市災害時要援護者支援ガイドライン」による。

#### (1) 要援護者支援団体の定義

要援護者条例第２条に定められている防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会等の要援護者の支援活動に取り組む地域団体をいう。

#### (2) 要援護者支援団体の活動

| 時　期 | 活動内容 |
|---|---|
| 平常時 | 日常での声がけ、防災訓練参加への働きかけ、要援護者の所在把握、支援計画の策定 など |
| 災害時 | 安否確認、避難誘導、避難生活の支援 など |

#### (3) 事業の推進体制

平常時の要援護者支援活動にかかる市の推進体制及び役割分担は以下のとおりである。要援護者の支援に当たり、複数部署の調整が必要となる場合等は、会議を開催し連携して対応する。

| 対応業務 | 対応部局 |
|---|---|
| 制度全般 | 危機管理局、福祉局 |
| 地域への働きかけ、支援団体の窓口 | 区、消防署 |
| 災害時要援護者リスト作成 | 福祉局、健康局 |
| 支援団体の運用支援（取り組み方法の決定、登録票・名簿作成、台帳提供、協定書締結、地域での会合出席など） | 区、福祉局、健康局 |
| 個人情報管理に関する報告・検査 | 福祉局、（区） |
| 支援団体に対する個人情報管理に関する研修 | 福祉局、区、（企画調整局）<br>（危機管理局） |
| 支援団体への専門家の派遣支援 | 福祉局、区 |
| 防災訓練の支援 | 消防署、区 |
| 情報伝達体制の整備 | 危機管理局、企画調整局、福祉局、健康局<br>こども家庭局、区、消防局 |
| 難病者等の関連 | 健康局 |
| 乳幼児・妊産婦等の関連 | こども家庭局 |
| 外国人の関連 | 経済観光局、地域協働局 |
| ＮＰＯの関連 | 地域協働局 |

## ２．要援護者支援団体への情報提供

### ⑴ 災害時要援護者リストの整備

福祉局では、災害時に要援護者の迅速な避難支援と安否確認を行うため、高齢者・障害者等の要介護度や手帳等の情報を福祉情報システムから抽出することにより、災害時要援護者リストを作成・保管し、年２回更新する。（防災 DB 共予防 資料 7-1-1）

災害時要援護者リストは平常時には行政内部で共有し、神戸市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、災害発生時で、同条例第９条第１項第３号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合（避難指示、高齢者等避難発令時等）は、災害時要援護者リストを防災福祉コミュニティ、民生委員児童委員、消防団等、実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。

**＜名簿に掲載する者の範囲＞**

・要介護度３以上の者
・身体障害者手帳１・２級の所持者
・療育手帳Ａの所持者
・65 歳以上の者１人で構成する世帯の世帯主
・75 歳以上の者２人以上で構成する世帯の世帯主及び世帯員

### ⑵ 平常時の情報提供

各区及び福祉局、健康局は、要援護者支援団体の活動を支援するため、災害時要援護者リスト及び要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるもの等の中から、個人情報に関する協定を締結した団体に対して、要援護者の同意を得て情報を収集し、要援護者台帳として整理し、情報を提供する。

※要援護者からの同意取得について、要援護者条例第７条第４項に、不同意の意思表示がない者は同意と推定する規定あり。

## ３．要援護者支援団体への支援

福祉局、各区及び消防局は、連携して、要援護者支援団体の活動を支援するため、次の施策を実施する。

①要援護者からの同意取得、②講師や専門家の派遣、③登録呼びかけにかかる経費の負担、④防災福祉コミュニティの活動支援、⑤ふれあいのまちづくり協議会の活動支援など

## ４．個別避難計画の作成

福祉局は、関係部局と連携し、災害対策基本法に定める個別避難計画について、支援が必要な要援護者を対象に、本人の同意を得て作成する。

作成に当たり、高齢者・障害者等の要介護度や手帳等の情報について、災害時要援護者リスト

の他、要援護者本人・家族・関係者等から情報を入手する。

### (1) 優先度の高い要援護者の範囲

・重症心身障害児者
・24 時間人工呼吸器装着患者
・ハザードエリア（土砂災害警戒区域等）に居住している要介護５の方

優先度の高い要援護者に対しては、関係機関と連携しながら、令和８年度末までの作成を目標とする。

その他、ハザードエリア居住者を中心に、要援護者台帳の提供等を通して、要援護者本人や地域でも自主的に作成を進める。

### (2) 避難支援等関係者

福祉局及び関係部局は、作成した個別避難計画について、要援護者の同意を得て、防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員児童委員協議会、地域自立支援協議会等の要援護者の支援活動に取り組む地域団体（避難支援等関係者）へ提供する。

### (3) 更新の考え方

要援護者の心身の状況等の変化や居住地のハザード情報が変更された場合等において、本人・家族からの申し出、あるいは地域における支援活動を契機として適宜更新を行う。

## ５．避難支援等関係者の安全確保

災害時の活動に当たっては、避難支援等関係者は、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることを周知するなど安全確保に十分に配慮する。

## ６．情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

### (1) 要援護者台帳

#### ①　協定の締結等

各区及び福祉局は、要援護者支援団体への情報提供に当たっては、要援護者支援団体との間で、要援護者条例第９条に基づき、名簿管理者を定めること、管理にあたり安全対策を講じることなど個人情報の取扱いに関する事項について協定を定める。

#### ②　報告・検査

福祉局及び各区は、必要があると認められるときは、要援護者条例に基づき、要援護者支援団体から個人情報の管理に関して報告を求め、提供した個人情報の管理の状況を検査する。

### (2) 個別避難計画

福祉局は、関係部局と連携し、提供先に対して、情報を取扱う者を限定するなど、管理にあたり安全対策を講じるよう説明する。

## ７－２　高齢者・障害者対策

### １．高齢者・障害者の安全のための施策

消防局では、地震等の緊急時に高齢者、障害者等の安全、安心を確保するため、次の施策を展開している。

#### ⑴ ハード面の施策

① ケアライン 119 の利用登録募集　②ＦＡＸによる通報受信（ＦＡＸ119）　③インターネット機能を利用した通報受信（ＮＥＴ119）

#### ⑵ ソフト面の施策

① 防火知識の普及・指導（避難対策・防炎製品等の指導、防火講習会の実施、防火資料の配布）、② 安心カード・安心シートの交付、③ 市民救命士の普及（市民救急体制の充実）、④ 家庭内事故防止の指導（救急講習会等）、⑤ 防災福祉コミュニティの育成

### ２．高齢者・障害者向地域型仮設住宅の提供及び見守り活動の推進

身体的・精神的に虚弱な状態にある等の理由により避難所等での生活が困難と認められる高齢者、障害者等及びその家族に対し、高齢者・障害者向地域型仮設住宅を提供する。

高齢者・障害者向地域型仮設住宅は、特に高齢者や障害者等、ハンディキャップのある人にとって生活上の支障がない住宅とする。

高齢者・障害者向地域型仮設住宅には生活支援員を配置し、入居者の生活相談や見守り、区本部保健福祉部（福祉事務所）等関係機関との連絡調整を行うとともに、在宅福祉サービス提供のための連絡調整をする等入居者の生活を支援する。

また、区本部は、各区民生委員児童委員協議会及び各区社会福祉協議会等と協力、連携して、応急仮設住宅団地等での見守り活動を推進する。

#### ⑴ 入居者確認及びニーズ把握

区本部は、応急仮設住宅入居者の入居状況の把握に努める。

保健師及び民生委員児童委員は、応急仮設住宅全戸を訪問し、高齢者、障害者等の生活状況や生活支援の必要性の把握調査を行う。

#### ⑵ 連絡体制の整備

応急仮設住宅からの通報等に対応するため、消防署、区本部保健福祉部（福祉事務所）、保健所等による緊急時の連絡体制を整備する。

#### ⑶ 安否確認活動の推進

各区社会福祉協議会は、仮設住宅における安否確認活動を早期に展開するため、民生委員児童委員や関係機関の協力を得て、友愛訪問活動を推進する。

#### ⑷ 要援護者の生活支援の実施

保健師及びホームヘルパー等は、応急仮設住宅における高齢者や障害者などに対し、生活状況の把握や生活支援のための訪問活動を行う。

### ⑸ 住民相互の助け合い

応急仮設住宅団地でのコミュニティ育成を図るため、応急仮設住宅自治会の結成を支援するとともに、必要に応じて集会所の整備を検討する。

## ７－３　災害対策要員の確保計画

災害発生後に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、緊急時においても必要な人員を確保できるよう、関連する業者との協力体制を構築する。

### １．作業員の確保

活動要員が不足し、または特殊作業のための労力が必要な時は、応援協定等を締結している市登録業者へ依頼し、作業員を確保する。

### ２．災害時における応急対策業務に関する基本協定

災害時に応急対策業務を円滑に実施するため、防災 DB　協防災関連　(4)その他災害対応等に関する機関との応援協定に示す団体と協定を締結している。

### ３．協定締結団体以外の市登録業者名簿（個々の業者名については契約監理課まで）

| 市登録業者 | 住　　所 | 電話番号（ＦＡＸ） |
|---|---|---|
| (社)兵庫県建設業協会 | 西区美賀多台１丁目１－２ 兵庫建設会館内 | 997-2300（997-2307） |
| 神戸市建機リース業協力会 | 中央区相生町２丁目２－７ ツルビル２階 | 361-2481（361-2487） |

## ７－４　災害用機械器具の確保計画

災害応急対策を実施するために必要な車両、船艇その他の機械器具を確保するための計画を定める。

### １．機械器具の確保方法

災害の発生が予想される場合は、その規模に応じ必要と思われる保有機械器具を使用可能状態にしておくとともに、不足すると考えられる場合は、業者に必要な機械器具の準備を依頼する等の措置を取っておく。

また、必要な機械器具については、事前に各業者あるいは業界、団体等と協定を締結する等により確保しておく。

応急対策の実施にあたっては、保有機械器具の効果的な活用を図るものとするが、不足が生じた場合は、直ちに次のような方法によってその確保を図るものとする。

・業者から借り上げる。

・県、神戸運輸監理部等関係機関に調達、提供を依頼する。

また、神戸市域外からの災害用機械器具確保計画を策定しておく。

### ２．機械器具市保有状況

#### (1) 保有車両一覧表及び輸送協力機関

防災 DB 共予防 資料 7-4-1、7-4-2 に示す。

#### (2)　船艇一覧表

| 所　属 | 種　類 | 隻　数 |
|---|---|---|
| 消防部 | 消防艇 | 2 |
| 港湾部 | 港務艇 | 2 |
| 合　　計 | | 4 |

#### (3) 航空機　：　ヘリコプター(消防部)　　２機

## ７－５　災害時空地管理システム

### １．災害時空地管理システムの目的

地震発生直後から、防災関係機関やライフライン各社による災害応急対策や復旧活動が実施され、その際復旧資機材置場や駐車場等の空地需要が一斉に発生する。また、現存する空地は、避難空間や応急仮設住宅の建設用地、さらに瓦礫やゴミの集積地として活用され、空地の利用目的や需要が時系列に変化していく。

災害時空地管理システムは、災害後多目的に利用される限られた現存空地をコントロールし、利用者の需要を調整しながら、現存空地を時系列に合理的に活用を図り、復旧・復興活動の迅速化に資することを目的とする。

### ２．災害時空地管理システムの構築

行財政部は、災害時に効率的な空地利用が行えるように、平常時より現存空地情報を管理する。

### ３．災害時空地管理システムの内容

#### (1) 現存空地情報の収集

用地所管部局・防災関係機関等と調整の上、災害時に必要となる概ね 1,000 ㎡以上の市有地及び公有地を把握する。可能な限り企業等が有する民有地情報も把握する。

#### (2) 災害発生時の利用可能な空地情報の収集、調整

災害発生時点の現存する空地（市有地及び公有地、民有地）に関する情報を把握し、空地台帳を作成する。把握した利用可能な空地については、利用ニーズを基に、空地活用の調整を行う。

## ７－６　学校施設における防災に関する体制整備

### １．学校災害対応マニュアル

校長及び園長（以下、「校長等」という。）は、当該施設の立地条件や建物の耐震性等を考慮し、予め災害時の「学校(園)災害対応マニュアル」を策定する。

この計画に基づき、児童生徒等の避難訓練、災害の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図り、教育委員会、警察署、消防署及び保護者等との協力体制を確立する。

### ２．避難所の体制

避難所に指定されている校長等は、予め策定された「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、区役所や防災福祉コミュニティなどと連携して防災訓練を行うなど、平時からの準備を整えておく。

## ７－７　避難所における仮設トイレの整備

大規模災害の発災時には、水道、下水道、電気の供給途絶等に伴い、トイレの通常利用が困難となる中、避難所等において災害時トイレ環境を確保することにより、避難者の健康被害や衛生環境の悪化を防ぐことが必要となる。そのため、災害時トイレを避難所や福祉避難所に整備するとともに、トイレを利用しやすい環境の確保に取り組むことにより、感染症の蔓延や健康障害の未然防止を図る。

また、避難所等における災害時トイレの利用・運用方法については、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」［平成 28 年４月（令和６年 12 月改定）内閣府］を参考に、避難所運営に携わる関係者に対して平時より啓発・訓練支援等を実施する。

あわせて、市民に対し、携帯トイレ等の災害時トイレの備蓄に取り組むよう啓発を行い、避難所避難者数を減らす取り組みを並行して進める。

### １．避難所における災害時トイレの整備

#### (1) 仮設トイレの現在の備蓄量

災害発生後の初動対応として、阪神・淡路大震災以降、初動対応として計 800 基（250 人あたり１基）を備蓄し（防災 DB 共予防 資料 9-3-1)、後続対応としての流通備蓄・広域応援を含め 2,000 基（100 人あたり１基）を整備してきた。

**令和７年３月末時点**

| 備蓄数 | | | | 流通備蓄 |
|---|---|---|---|---|
| | 公共下水道接続型 | し尿凝固型 | くみ取り型 | 広域応援 |
| 800基 | 290基 | 510基 | 0基 | 1,200基 |

#### (2) 災害時トイレの整備の基本的な考え方

設置場所は、し尿収集が容易で視覚障害者の使用を考慮した、塀や壁際等安全な場所とする。

当面は、南海トラフ巨大地震への対応の緊急性を考慮し、その避難者数に対応できる量の整備を進める。なお、南海トラフ巨大地震への対応として、災害発生後１週間に必要な凝固剤 155 万回分を備蓄する。（流通備蓄を含む）

#### (3) 災害時トイレ種別と整備の考え方

避難所における災害時トイレの対応は、施設の安全の確保を前提として、施設内トイレの利用（上下水道の復旧状況により凝固剤や生活用水を併用）を基本とし、実情に応じて仮設トイレ（凝固剤型・公共下水道接続型）を補完的に併用することを基本とする。

凝固剤や仮設トイレについては避難所において備蓄しておくことを基本とし、施設管理者は備蓄に協力するものとする。それにも関わらず施設での備蓄スペースが不足する場合は、備蓄拠点及び配送体制の確保に努めるものとする。

そのほか、凝固剤の調達等を目的とした協定の締結など確実性の高い調達方法を検討する。

#### (4) 生活用水の確保

災害時トイレの利用にあたって必要となる雨水貯留槽や耐震性プール、災害用井戸など生活用水の確保に努めるとともに、未整備の施設においてはプール水やポンプの活用等を想定する。

### ⑸ 安全・安心な災害時トイレ環境への配慮

避難者が安全・安心にトイレを利用するため、施設トイレの洋式化に努めるとともに、トイレの基数の男女比は原則１：３とし、安全性とプライバシーに配慮するなど女性・子ども等へ配慮する。洋式便器を基本とし、一定数は車いすや介助者が入れる空間を確保するなど高齢者・障害者への配慮を考慮する。

また、感染症予防の観点から消毒液、清掃用具等の衛生用品の確保を行う。

### ２．避難所における災害時トイレの平時からの協働の運営体制づくり

災害時トイレの設置や利用、維持管理方法などをまとめたマニュアルのひな形を作成し、区・施設管理者・防災福祉コミュニティ等に配布する。学校等の避難所の施設管理者においては、当該施設に整備されている災害時トイレや生活用水の水源について、平時から把握するとともに、災害時に利用するトイレを決めておく。また、防災福祉コミュニティ等の地域団体が実施する防災訓練の一つとして、災害時トイレの設置運営訓練に取り組むことができるよう、関係部局が連携して支援する。

### ３．福祉避難所における災害時トイレの整備

福祉避難所（社会福祉施設等）においては、施設管理者等と連携し、要配慮者に配慮したポータブルトイレの備蓄など災害トイレの整備に努める。

### ４．公園における災害時トイレの整備

阪神・淡路大震災以降、公園等に公共下水道接続型マンホールを整備してきた。(20 公園 137 ブース)

災害時の自主的な運営・活用や日常の維持管理の体制が整った公園では、避難所等の災害時トイレを補完する災害時仮設トイレとして活用する。

また、大規模な公園の整備等を行う場合には、周囲の状況を踏まえながら、災害時仮設トイレの整備を検討する。

### ５．神戸市トイレカーの整備

避難所等における良好な生活環境を確保するため、トイレカーを整備した。トイレカーはフェーズフリーな使用を考慮し、平時には里山事業などイベント等で有効活用する。

また、災害時には国が実施する災害対応車両検索システム（D－TRACE）登録により、迅速な被災地支援の実現を行う。

### ６．市民に対する災害時トイレの備蓄の啓発

大規模な災害が発生しても自宅が居住可能である場合、できるだけ自宅で居住を継続していただくよう、水や食料、物資に加えて、携帯トイレの備蓄を行うよう、関係部局がそれぞれの立場から啓発を行う。

## ７－８　避難所における防災資機材の整備

避難所での長期のエネルギー途絶や女性、要配慮者への配慮のため、各種防災資機材を避難所となる施設などに整備する。

**（整備内容）**

・カセットボンベ式発電機、蓄電池、投光器、リヤカー、更衣用テント、間仕切り、簡易ベッド

※内容は施設により異なる

## ７－９　被災ペット動物救護対策

健康局は関係機関、関係団体と締結した協定（「災害時における動物救護活動に関する協定書」（平成 24 年１月 17 日協定締結、令和６年４月１日に内容等改定のうえ再締結））及び「災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定」（令和４年３月 24 日協定締結））に基づき、災害時に放浪する犬猫等のペット動物の救護活動の支援や、保護されたペット動物への救援物資や獣医療の提供等を行う。（防災 DB 協防災関連 資料 4-32、4-33）

# 第８章　帰宅困難者対策

帰宅困難者の発生は、駅前などに多くの人が集中することによる群衆なだれ、帰宅途上の建物火災や建物倒壊による負傷など、帰宅困難者が直接被る被害だけでなく、主要道路の混雑や路上にあふれる人々により、被災者の救助・救急や消火など災害応急活動が妨げられるといった二次被害の拡大が懸念される。

本章では、都心部を中心に発生すると予想される帰宅困難者対策への取り組みについて定める。

なお、帰宅困難者対策については、平成 26 年 3 月に策定した「神戸市帰宅困難者対策基本指針」に基づき、取り組みを推進する。

【　構　成　】

## ８－１　帰宅困難者の定義

## ８－２　帰宅困難者対策の取組み

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 危機管理局 | ・帰宅困難者対策の連絡・調整に関すること<br>・帰宅支援ステーションに関すること<br>・食料等の備蓄体制の検討・調整に関すること |
| 区 | ・帰宅困難者一時滞在施設の協定に関すること（中央区）<br>・帰宅困難者の誘導・案内に関すること |
| 各局室 | ・各所管の施設における利用者保護及び一時滞在施設としての活用に関すること |

## ８－１　帰宅困難者の定義

本計画における帰宅困難者とは、地震、台風、集中豪雨などの大規模災害の発生時、あらゆる交通機関がマヒして通常の方法では自宅へ帰宅できなくなる者を指す。「神戸市帰宅困難者対策基本指針」において、神戸市中央区における帰宅困難者数を、次のとおり推計している。

（平　日）

平日の神戸市中央区では、帰宅困難者として約 20 万人（うち三宮 14.5 万人）、そのうち徒歩帰宅不可能者（滞留者）が約 8 万人（同 5.8 万人）、その中でも行き場のない人が約 1.8 万人（同 1.4 万人）と想定されます。

**【平日】中央区における帰宅困難者数とその内訳**

<table>
<tr><td colspan="4">帰宅困難者数　20.0 万人(14.5 万人)〈ピーク 14 時台〉</td></tr>
<tr><td colspan="4">徒歩帰宅不可能者<br>8.0 万人(5.8 万人)</td><td rowspan="3">徒歩帰宅可能者<br>12.0 万人<br>(8.7 万人)</td></tr>
<tr><td>買い物等<br>自由目的</td><td>業務関連<br>〈屋外〉</td><td>業務関連<br>〈屋内〉</td><td>企業ビル等内<br>〈就業者･学生〉</td></tr>
<tr><td>1.3 万人<br>(1.0 万人)</td><td>0.5 万人<br>(0.4 万人)</td><td>0.5 万人<br>(0.4 万人)</td><td>5.7 万人<br>(4.0 万人)</td></tr>
<tr><td colspan="2">行き場のない人<br>〈買い物等･業務〉</td><td colspan="2">屋内滞留者<br>〈就業･業務･学生〉</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">1.8 万人(1.4 万人)</td><td colspan="2">6.2 万人(4.4 万人)</td></tr>
<tr><td>必要面積</td><td colspan="3">約 2.9 万㎡<br>(約 2.2 万㎡)</td><td>(　　) 内は三宮駅における数字</td></tr>
</table>

※業務を目的とする帰宅困難者の屋外:屋内の割合を1:1 として算出。

（休　日）

休日の神戸市中央区では、帰宅困難者として約 13.3 万人（うち三宮 9.6 万人）、そのうち徒歩帰宅不可能者（滞留者）が約 5.7 万人（同 4.1 万人）、その中でも行き場のない人が約 4.6 万人（同 3.2 万人）と想定されます。

**【休日】中央区における帰宅困難者数とその内訳**

<table>
<tr><td colspan="4">帰宅困難者数　13.3 万人(9.6 万人)〈ピーク 14 時台〉</td></tr>
<tr><td colspan="4">徒歩帰宅不可能者<br>5.7 万人(4.1 万人)</td><td rowspan="3">徒歩帰宅可能者<br>7.6 万人<br>(5.6 万人)</td></tr>
<tr><td>買い物等<br>自由目的</td><td>業務関連<br>(屋外)</td><td>業務関連<br>(屋内)</td><td>企業ビル等内<br>(就業者･学生)</td></tr>
<tr><td>4.5 万人<br>(3.1 万人)</td><td>0.1 万人<br>(0.1 万人)</td><td>0.1 万人<br>(0.1 万人)</td><td>0.9 万人<br>(0.7 万人)</td></tr>
<tr><td colspan="2">行き場のない人<br>〈買い物等･業務〉</td><td colspan="2">屋内滞留者<br>〈就業･業務･学生〉</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4.6 万人(3.2 万人)</td><td colspan="2">1.0 万人(0.8 万人)</td></tr>
<tr><td>必要面積</td><td colspan="3">約 7.4 万㎡<br>(約 5.2 万㎡)</td><td>(　　) 内は三宮駅における数字</td></tr>
</table>

※業務を目的とする帰宅困難者の屋外:屋内の割合を1:1 として算出。

## ８－２　帰宅困難者対策の取組み

帰宅困難者対策に係る取り組みの方向性を示した「神戸市帰宅困難者対策基本指針」に基づき、「一斉帰宅の抑制」「一時滞在施設の確保」「帰宅支援」の三本柱により対策を進めている。

### １．一斉帰宅の抑制

帰宅困難者対策では、企業の従業員や、公共交通機関、商業施設の利用者等の屋内滞留者をその場に留めておくことで、行き場のない人をできるだけ減らすことが重要となる。

そのため、市は「一斉帰宅の抑制」の事前周知に努める。

事業者等は「一斉帰宅の抑制」を徹底するため、安全な場所からむやみに移動せず、危険を避ける（自らを守る）ことを従業員等に周知し、施設内待機に必要な３日分程度の食料等の備蓄を推進する。

### ２．一時滞在施設の確保

市は、市役所を含めた市有施設について、防災拠点としての機能維持や住民の避難所としての役割などを考慮しながら、一時滞在施設としての活用を図る。

さらに、民間の商業・業務施設等に対し、事業者の社会的責任として、施設を非常時における一時滞在施設として開放してもらうよう働きかける。

#### (1) 一時滞在施設一覧

下記施設を一時滞在施設として確保している。

・神戸国際会館こくさいホール（株式会社 神戸国際会館　防災 DB 協防災関連 資料 4-51）
・神戸文化ホール
・神戸サンボーホール（株式会社ユニオンアルファ　防災 DB 協防災関連 資料 4-52）
・神戸セントモルガン教会（株式会社タガヤ　神戸セントモルガン教会　防災 DB 協防災関連 資料 4-53）
・神戸三宮シアター・エートー（株式会社 PLACE　防災 DB 協防災関連　資料 4-54）
・神戸市教育会館（一般財団法人神戸市教育会館　防災 DB 協防災関連　資料 4-55）
・松岡ビル（松岡不動産株式会社　防災 DB 協防災関連 資料 4-56）
・神戸女子大学教育センター（学校法人行吉学園　防災 DB 協防災関連 資料 4-58）
・三宮研修センター（大成観光開発有限会社　防災 DB 協防災関連 資料 4-59）
・兵庫教育会館(ラッセホール)（一般財団法人兵庫県教育会館　防災 DB 協防災関連 資料 4-60）
・スペースアルファ三宮（株式会社都商事、パーソルラーニング株式会社　防災 DB 協防災関連 資料 4-61）
・ひょうご共済会館（兵庫県市町村職員共済組合　防災 DB 協防災関連 資料 4-62）
・兵庫池田文化会館（創価学会　防災 DB 協防災関連 資料 4-63）
・神戸ポートピアホテル（株式会社神戸ポートピアホテル　防災 DB 協防災関連 資料 4-65）
・三宮中央通り地下通路
・ひょうご女性交流館（兵庫県 防災 DB 協防災関連 資料 4-66）
・兵庫県民会館（兵庫県 防災 DB 協防災関連 資料 4-66）

・のじぎく会館（兵庫県 防災 DB 協防災関連 資料 4-66）
・中央労働センター（兵庫県　防災 DB　協防災関連 資料 4-66）
・ホテルオークラ神戸（株式会社ホテルオークラ神戸　防災 DB 協防災関連 資料 4-67）
・デザイン・クリエイティブセンター神戸（KIITO）（デザイン・クリエイティブセンター神戸共同事業体　防災 DB 協防災関連 資料 4-68）
・中央区文化センター（防災 DB 協防災関連 資料 4-69）
・兵庫県私学会館（防災 DB 協防災関連 資料 4-70）
・北野ノスタ（株式会社神戸北野スイーツ＆カフェ）
・コンフォートホテル ERA 神戸三宮（株式会社グリーンズ）
・GLION ARENA KOBE（株式会社 One Bright KOBE）
・神戸須磨シーワールド（防災 DB 協防災関連 資料 4-96）
・エスタシオン・デ・神戸（株式会社平安　防災 DB 協防災関連 資料 4-110）
・春日野平安祭典会館（株式会社平安　防災 DB 協防災関連 資料 4-110）
・平安祭典神戸会館（株式会社平安　防災 DB 協防災関連 資料 4-110）

### (2) 帰宅困難者のための備蓄対応

帰宅困難者のための備蓄（保存水、保存食、アルミックシート等）に関して、備蓄数量、項目、場所等を、指定施設と検討を進める。

### (3) 迅速かつ正確な情報提供

市は、公共交通事業者や企業等と協力し、帰宅困難者を Web 上で一時滞在施設へ案内する、帰宅困難者支援システムの広報を実施するとともに、デジタルサイネージ等(電子看板)を活用した帰宅困難者に対する適切な誘導体制を整備・充実させる。

## ３．帰宅支援

### (1) 搬送支援

市は、市バスや、兵庫県バス協会加盟事業者を活用した行政による搬送支援を実施する等、市と民間事業者との連携等による代替輸送手段の確保体制（３日以内程度）の構築を進める。

### (2) 帰宅困難者支援ステーションにおける支援

神戸市を含む関西２府６県４政令市が、関西広域連合を通じてコンビニエンスストア・外食事業者等と締結した「災害時における帰宅困難者に対する支援協定」に基づき、関西域に店舗を有するコンビニエンスストア・外食事業者、ドラッグストア 28 社の各店舗は「災害時帰宅支援ステーション」として、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、道路情報の提供等の帰宅支援サービスを実施する。

また、令和２年７月には『神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱』を策定し、神戸市独自でも、４社（オーユージェイ株式会社月の湯舟、株式会社ミラク、株式会社神戸酒心館、六甲バター株式会社神戸工場）の協力を得て、「災害時帰宅支援ステーション」を指定している。

＜締結法人　令和７．８．１時点＞

株式会社セブンーイレブン・ジャパン
株式会社ローソン
株式会社ファミリーマート
ミニストップ株式会社
山崎製パン株式会社
株式会社ポプラ
株式会社吉野家
株式会社ストロベリーコーンズ
株式会社イデアプラス
株式会社壱番屋
株式会社スギ薬局
株式会社ダスキン（ミスタードーナツ）
株式会社ユタカファーマシー
株式会社モスフードサービス
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ
ロイヤルホールディングス株式会社
サトフードサービス株式会社
ワタミ株式会社
株式会社第一興商
味の民芸フードサービス株式会社
サガミレストランツ株式会社
株式会社オートバックスセブン
損害保険ジャパン株式会社
AIR オートクラブ
ケアパートナー株式会社
株式会社ドトールコーヒー
株式会社ホスピタリティオペレーション
株式会社リンガーハット

**神戸都心・臨海地域における取り組みについて**

神戸都心・臨海地域において、鉄道事業者や集客施設等の民間事業者等で構成される「神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策協議会」を平成 26 年１月に設置し、令和７年４月１日には同協議会を「神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策委員会」に名称変更して、帰宅困難者対応のための方策の検討や、地域で連携した帰宅困難者対策訓練の実施などに取り組んでいる。

同委員会では、帰宅困難者の保護や避難誘導、地域事業者の連携等のソフト対策について示した「神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策計画」を策定している。

引き続き、協議会を中心として地域事業者や、行政機関が連携した、帰宅困難者対応訓練を行っており、対策の実効性を高める取り組みを行なっており、今後も継続して取り組んでいくこととしている。

【委員会として目指すべき姿】

○災害の発生により、鉄道等の公共交通機関の運行が停止した場合にも、帰宅困難者の発生による神戸都心・臨海地域の混乱を最小限に抑え、地域を訪れていた様々な方々が安全に退避するとともに、早期に地域を混乱のない状態にする。

○災害の発生後に、神戸都心・臨海地域において、主要道路の混雑や路上に人々があふれることを極力抑え、災害対応（例：救急活動等）が妨げられるなどの、二次被害を発生させない。

○大規模災害の発災に備え、地域の事業所及び行政機関が連携して、神戸都心・臨海地域の帰宅困難者対応等について活発に議論を交わす場や互いに学ぶ場等を設けるとともに、継続的な訓練を行うことで、帰宅困難者対策のあり方について検証を行い、「共助」による帰宅困難者対策の改善を続ける。

（「神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策計画」からの抜粋）

今後進めていく都心・三宮の再整備に合わせ、民間も含めた防災力の高い都市整備を誘導・推進するため、都市再生特別措置法に基づきハード・ソフト両面の施策を含めた総合的な計画として「神戸都心・臨海地域都市再生安全確保計画」を平成 29 年３月に策定した。当計画には、三宮駅周辺における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針や都市再生安全確保施設の整備及び管理に関する事項などを記載するとともに、「神戸都心・臨海地域帰宅困難者対策計画」をソフト面の詳細計画と位置付けている。

引き続き、計画の充実を図るとともに、滞在空間の確保や情報伝達、避難に関するルールなどハード・ソフト両面の施策を、官民連携により推進する。

# 第９章　備蓄・供給体制の整備

大規模災害が発生した場合、自宅の被災やライフラインの途絶により発災直後から、避難所等での避難生活が行われるため、飲料水、食料、物資の迅速な供給が必要である。そのため、平成 29 年７月に神戸市災害時物資円滑供給検討会（有識者、流通・配送・物流・海運事業者及び関係行政機関で構成）を設立し、訓練や協議を通じて、協力事業者との連携体制強化に努めている。

また、社会情勢の変化や多様化する災害に応じた備蓄物資のあり方を検討し、神戸市における備蓄整備体制を構築することを目的として、令和５年７月に神戸市備蓄物資整備検討会設置要綱を策定している。

本章では、これらの備蓄・供給体制に関する事項について定める。

なお、物資の備蓄状況については、令和７年７月の国の防災基本計画の修正に伴い、新物資システム（B-PLo）の登録数量を基に、年に１回、広く市民に公表する。

**【　構　成　】**

９－１　飲料水・生活用水の備蓄・供給体制

９－２　食料の備蓄・供給体制

９－３　物資の備蓄・供給体制

９－４　災害時要援護者用物資の備蓄・供給体制

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 行財政局 | ・災害復旧活動に従事する神戸市職員の備蓄に関すること |
| 福祉局 | ・災害時要援護者用物資の備蓄・供給に関すること |
| 経済観光局 | ・食料の備蓄・供給に関すること<br>・食料・物資確保に関する協定 |
| 区 | ・食料・物資の備蓄に関すること |
| 消防局 | ・消防職員の備蓄に関すること |
| 水道局 | ・水道水の備蓄・確保に関すること |

## ９－１　飲料水・生活用水の備蓄・供給体制

### １．応急給水目標水量

水道部は、災害時応急給水目標水量を以下のように定め、必要な整備を推進する。
ただし、災害の規模により最善の応急給水を行う。

表 9-1-1 災害時における応急給水目標水量

| 地震発生からの日数 | 目標水量 |
|---|---|
| ① 地震発生～３日 | ３ リットル／人・日 |
| ② ～10 日 | 20 リットル／人・日 |
| ③ ～21 日 | 100 リットル／人・日 |
| ④ ～28 日 | 被災前給水量 |

### ２．防災総合拠点の飲料水備蓄（各所管局）

市役所、区役所、消防署等において、救助要員用の１日間分の飲料水を備蓄する。

### ３．地域防災拠点での飲料水等の確保（各所管局）

①　小・中学校の給水設備等の耐震化を図る。

②　雨水貯留槽の設置、小・中学校のプールの耐震化、耐震性貯水槽の設置、災害時市民開放井戸制度等により災害時の飲料水、生活用水等を確保する。（浄水装置の導入や組立式貯水槽等の活用も検討する）

### ４．災害時市民開放井戸登録制度（健康局）

民間所有井戸について、災害発生時にトイレ、風呂、洗濯等の生活用水として市民に開放できる井戸を「災害時市民開放井戸」として登録する。

### ５．貯水機能のある災害時給水拠点の整備（水道局）

配水池や耐震性貯水槽など市内 62 箇所の貯水機能のある災害時給水拠点（防災 DB 共予防資料 9-1-1、9-1-2）において、必要最小限の飲料水（１人１日３L×７日分）を災害直後に確保する。

## ６．公園内の耐震性貯水槽の設置（建設局・水道局）

| 公園名 | 住所 | 貯水量 | 整備時期 |
|---|---|---|---|
| ＊シティヒル東緑地 | 東灘区向洋町中２丁目 | 600 ㎥ | ７年度 |
| 川井公園 | 東灘区魚崎北町２丁目 | 500 ㎥ | ８年度 |
| 石屋川公園 | 灘区記田町１丁目 | 200 ㎥ | 〃 |
| 海浜公園 | 須磨区若宮町１丁目 | 200 ㎥ | 〃 |
| 磯上公園 | 中央区八幡通２丁目 | 300 ㎥ | ９年度 |
| なぎさ公園 | 中央区脇浜海岸通１丁目 | 500 ㎥ | 12年度 |
| ＊御崎公園 | 兵庫区御崎町１丁目 | 500 ㎥ | 14年度 |
| ＊井吹思い出広場 | 西区井吹台北町 | 500 ㎥ | 16年度 |
| ＊持子公園 | 西区持子１丁目 | 300 ㎥ | 18年度 |
| ＊竹の台公園 | 西区竹の台３丁目 | 600 ㎥ | 20年度 |
| ＊ポートアイランド中公園 | 中央区港島中町１丁目 | 400 ㎥ | 21年度 |
| ＊六甲山記念碑台駐車場 | 灘区六甲山町字北六甲 | 40 ㎥ | 22年度 |
| ＊池上中央公園 | 西区池上２丁目 | 100 ㎥ | 23年度 |
| ＊宮下公園 | 西区宮下２丁目 | 200 ㎥ | 25年度 |

なお、上記公園及び貯水機能のある災害時給水拠点では市民主体で応急給水活動ができるように整備を行っており、防災福祉コミュニティなどへの応急給水資材保管庫等の鍵渡しや応急給水訓練を行っている。

＊ 貯水機能のある災害時給水拠点（防災 DB 共予防 資料 9-1-1）に含まれている。

## ７．災害時等における消防用水の確保に関する協定書（防災 DB 協防災関連 資料 4-27）

大規模な災害が発生し、消火のための水の供給、飲料水以外の生活用水の確保が必要な場合、市が大阪広域生コンクリート協同組合連合会に対し、協力を要請する。

## ９－２　食料の備蓄・供給体制

### １．食料供給の対象者

食料供給の対象は、以下に示す者とする。

①　避難所で避難生活する者
②　住家が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
③　車中等避難所及び住家以外で避難生活する者（車中等避難者）
④　救助作業に従事する者で、給食を行う必要がある者
⑤　通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、主食の給食が受けられない者

### ２．食料の備蓄

#### (1) 備蓄の基本方針

大規模な災害（避難者 20 万人を想定）に備えて、

・市民による非常持ち出し品・非常備蓄品による「市民備蓄」
・指定業者等からの「流通備蓄」
・市内の各備蓄拠点での「現物備蓄」
・国や他の地方公共団体等からの「救援物資」

により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後３日間の食料を確保する。

このうち、「現物備蓄」については災害発生後１日目の 10 万人分及び２日目の５万人分を確保している。

**①　地域備蓄拠点**

主に避難所を中心として、災害用食料を地域ごとに分散して備蓄する。

**②　総合備蓄拠点**

地域備蓄拠点を補完するため、市内数箇所に災害用食料を集中して備蓄する。位置については、対象地域の広さ等を考慮して決定する。

**③　市役所及び区役所等**

災害対応職員用として、市役所及び区役所（北須磨支所含む）、消防署等に災害用食料を備蓄する。

#### (2) 備蓄食料の種類

長期保存可能な食品とする。（飲料水、リゾット、アルファ化米、クッキー、粉ミルク（哺乳瓶付）・アレルギー対応粉ミルク等）

#### (3) 備蓄食料の数量

概ね次のとおりとする。（防災 DB 共予防 資料 9-2-1）

①　地域備蓄拠点と総合備蓄拠点で約 15 万人分
②　市役所及び区役所等（災害対応職員用）　約 5,400 人分

### (4) 備蓄食料の管理

区役所は、毎年１月 17 日前後に各区内における備蓄食料のチェックを行い、不足・賞味期限切れ・不良品等があれば経済観光局へ発注する。それを受けて、経済観光局は、備蓄食料を更新・補充する。

## ３．食料調達に関する応援協定

### (1) 関係団体、事業者との応援協定

災害時における食料・飲料・物資に関する関係団体及び事業者との応援協定は以下のとおりである。

表 9-2-1 関係団体及び事業者との応援協定一覧

| 協定名 | 締結団体 | 締結日 | 防災 DB |
|---|---|---|---|
| 災害時における物資供給に関する協定書 | NPO 法人コメリ災害対策センター | H28.3.29 | 協防災関連<br>資料 3-4 |
| | 株式会社ナフコ | H30.3.30 | 協防災関連<br>資料 3-5 |
| | 合同会社西友 | R2.1.10 | 協防災関連<br>資料 3-6 |
| | コーナン商事株式会社 | R3.11.11 | 協防災関連<br>資料 3-10 |
| | 株式会社ほっかほっか亭総本部 | R3.11.18 | 協防災関連<br>資料 3-11 |
| | 株式会社カインズ | R4.2.9 | 協防災関連<br>資料 3-12 |
| 緊急時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書 | 生活協同組合コープこうべ | R7.3.26 | 協防災関連<br>資料 3-13 |
| 災害時における食糧･物資の安定供給等に関する協定書 | 防災 DB 協防災関連 資料 3-8 参照 | H10.9.1 | 協防災関連<br>資料 3-8 |
| | 株式会社万代 | R2.1.10 | 協防災関連<br>資料 3-7 |
| 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書 | コカ･コーラボトリング株式会社 | H18.3.9 | 協防災関連<br>資料 3-14 |
| | ダイドードリンコ株式会社 | H22.3.21 | 協防災関連<br>資料 3-15 |
| | 株式会社伊藤園 | H19.1.17 | 協防災関連<br>資料 3-16 |
| 災害時における精米等の供給に関する協定書 | 兵庫六甲農業協同組合 | H12.4.1 | 協防災関連<br>資料 3-17 |

| 協定名 | 締結団体 | 締結日 | 防災 DB |
|---|---|---|---|
| 災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書 | 株式会社ファミリーマート | H25.9.5 | 協防災関連<br>資料 3-18 |
| | 株式会社ローソン | H26.3.10 | 協防災関連<br>資料 3-19 |
| 災害時における食料品等の供給等に関する協定書 | スターフェスティバル株式会社 | H28.1.7 | 協防災関連<br>資料 3-20 |
| 災害時における物資調達に関する協定書 | コストコホールセールジャパン | H30.12.25 | 協防災関連<br>資料 3-24 |
| 災害時におけるキッチンカー事業者による炊き出し供給等にかかる配車調整等に関する協定書 | 一般社団法人フードトラック駆けつけ隊 | R7.2.4 | 協防災関連<br>資料 3-26 |
| 災害時におけるキッチンカー事業者による炊き出し供給等に関する協定書 | キッチンカー事業者 | R7.2.4 ほか | 協防災関連<br>資料 3-27 |

### (2) 中央卸売市場間の応援協定等(防災 DB 協防災関連 資料 3-21～23)

阪神・淡路大震災の経験と卸売市場法の精神に則り、災害発生後には、市民等への生鮮食料品等の安定供給という使命を果たすだけでなく、より広域的な視点に立ち、近隣市場間及び全国市場間での相互応援体制を整える必要があるという考え方に基づき、相互応援に関する協定を締結している。

〈協定締結卸売市場〉

①　近畿６都市の中央卸売市場及び尼崎市地方卸売市場

②　全国 47 都市の中央卸売市場

## ９－３　物資の備蓄・供給体制

### １．物資供給の対象者

物資供給の対象は、以下に示す者とする。

①　住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水であって、衣料・寝具その他生活上必要な最小限の家財を失った者

②　その他災害により、衣料・寝具その他生活上必要な物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

### ２．物資の備蓄

#### (1) 備蓄の基本方針

食料備蓄と同様に、市民による非常持ち出し品・非常備蓄品の準備「市民の備蓄」、災害時協定を締結している指定業者等からの「流通備蓄」、国や他の地方公共団体等からの「救援物資」を補完するものとして、市内の各備蓄拠点での「現物備蓄」により、災害発生後１日目の 10 万人分及び２日目の５万人分を確保する。

①　地域備蓄拠点　　主に避難所を中心とした地域ごとに、災害用物資を分散して備蓄する。

②　総合備蓄拠点　　地域備蓄拠点を補完するため、市内数ヵ所に災害用物資を集中して備蓄する。位置については、対象地域の広さ等を考慮して決定する。

③　市役所及び区役所　救助要員用として、市役所及び区役所（北須磨支所含む）に災害用物資を備蓄する。

#### (2) 備蓄物資の内容

毛布・敷物（サバイバルシート）・生理用品・紙おむつ（幼児用・成人用）等

#### (3) 備蓄物資の数量

概ね次のとおりとする。(防災 DB 共予防 資料 9-2-1)

①　地域備蓄拠点と総合備蓄拠点で約 15 万人分

②　市役所及び区役所等（災害対応職員用）　約 2,200 人分　（※毛布と敷物）

#### (4) 備蓄物資の管理

区役所は、毎年１月 17 日前後に各区内における地域備蓄拠点の備蓄物資のチェックを行い、不足・不良品等があれば経済観光局へ発注する。それを受けて、経済観光局は備蓄物資を更新・補充する。

## ３．物資の調達に関する要綱及び応援協定

物資の調達に関する要綱及び応援協定は以下のとおりである。

表 9-3-1 物資の調達に関する要綱および協定一覧

| 協定名 | 締結団体 | 締結日 | 防災 DB |
|---|---|---|---|
| 災害時における物資供給に関する協定書 | NPO 法人コメリ災害対策センター | H28.3.29 | 協防災関連<br>資料 3-4 |
| | 株式会社ナフコ | H30.3.30 | 協防災関連<br>資料 3-5 |
| | 合同会社西友 | R2.1.10 | 協防災関連<br>資料 3-6 |
| | 株式会社ファーストリテイリング | R3.4.28 | 協防災関連<br>資料 3-9 |
| | コーナン商事株式会社 | R3.11.11 | 協防災関連<br>資料 3-10 |
| | 株式会社カインズ | R4.2.9 | 協防災関連<br>資料 3-12 |
| 緊急時における生活物資確保に関する協定 | 生活協同組合コープこうべ | H31.4.1 | 協防災関連<br>資料 3-13 |
| 災害時における食料・物資の<br>安定供給等に関する協定書 | 防災 DB 協防災関連 資料 3-8 参照 | H10.9.1 | 協防災関連<br>資料 3-8 |
| | 株式会社万代 | R2.1.10 | 協防災関連<br>資料 3-7 |
| 災害時における物資調達に関する協定書 | コストコホールセールジャパン | H30.12.25 | 協防災関連<br>資料 3-24 |

## ９－４　災害時要援護者用物資の備蓄・供給体制

### １．目標

福祉局、健康局は、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、災害時要援護者のための必要品を備蓄し、公正な対応ができるよう、福祉避難所等の環境整備に努める。

### ２．災害時要援護者用物資供給の対象者

避難所若しくは福祉避難所に避難した者又は住家が全焼、全壊、流出、半壊、半焼若しくは床上浸水等の被害を受け、衣服、寝具、その他生活に必要な最小限の家財を喪失若しくはき損し、日常生活を営むことが困難な者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者。

### ３．物資の内容

簡易ベッド、簡易トイレ、その他災害時要援護者が日常生活を営む上で必要となる物資。

### ４．備蓄場所

集中備蓄拠点での備蓄を基本とするが、その他備蓄可能な場所の確保に努める。
なお、基幹福祉避難所については、各施設において備蓄する。

### ５．物資の調達に関する協定

・災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 3-25）
大規模な災害が発生し、災害時要援護者のために段ボール製の簡易ベッド、シート、間仕切り、簡易トイレ等の供給が必要な場合、市がセッツカートン株式会社に対し、協力を要請する。

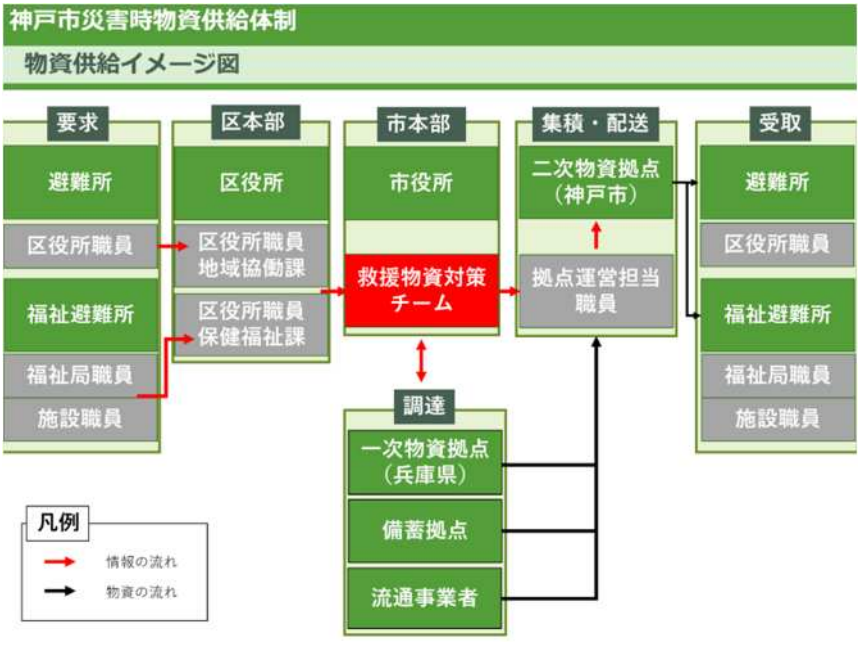

# 第１０章　ライフライン機関の施設の強化

本章では、ライフライン機関の施設強化等に関する事項を定める。

【　構　成　】

１０－１　電力施設の強化（関西電力および関西電力送配電）

１０－２　都市ガス施設の強化（大阪ガスネットワーク）

１０－３　通信施設の強化（ＮＴＴ西日本）

| 実　施　担　当　部 | 担 当 業 務 |
|---|---|
| 関西電力および関西電力送配電 | ・電力関連施設の強化に関すること |
| 大阪ガスネットワーク | ・ガス関連施設の強化に関すること |
| ＮＴＴ　西日本 | ・通信関連施設の強化に関すること |

## １０－１　電力施設の強化（関西電力および関西電力送配電）

### １．防災業務施設および設備等の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

#### (1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

①　雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備
②　潮位、波高等の観測施設および設備
③　地震動観測設備

#### (2) 通信連絡施設および設備

##### ①　通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備（通信事業者からの提供回線も含む）ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア　無線伝送設備
(ｱ) マイクロ波無線等の固定無線回線
(ｲ) 移動無線設備
(ｳ) 衛星通信設備
イ　有線伝送設備
(ｱ) 通信ケーブル
(ｲ) 電力線搬送設備
(ｳ) 通信線搬送設備、光搬送設備
ウ　交換設備（防災関係機関との直通電話を含む）
エ　ＩＰネットワーク設備
オ　通信用電源設備

##### ②　情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

#### (3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

#### (4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの

多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

### ⑸ 水防・消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

#### ①　水防関係

ア　ダム管理用観測設備
イ　ダム操作用の予備発電設備
ウ　防水壁、防水扉等の浸水対策施設
エ　排水用のポンプ設備
オ　各種舟艇および車両等のエンジン設備
カ　警報用設備

#### ②　消防関係

ア　燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
イ　化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
ウ　消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
エ　各種消火器具および消火剤
オ　火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

### ⑹ 石油等の流出による災害を防止する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

①　防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
②　油回収船
③　オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

### ⑺ その他災害復旧用施設および設備

災害拠点となる医療機関や防災関係施設のような重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を確保し、整備・点検を行う。

## ２．電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力および関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

### (1) 水害対策

#### ①　送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合には、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

#### ②　変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

### (2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

### (3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

#### ①　送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

#### ②　変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

#### ③　配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

### (4) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

#### ①　送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

**②　変電設備**

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

**③　配電設備**

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

**⑸ 雷害対策**

**①　送電設備**

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置および接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

**②　変電設備**

耐雷遮蔽および避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

**③　配電設備**

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

**⑹ 地盤沈下対策**

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

**⑺ 火災、爆発、油流出等の対策**

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

**⑻ 土砂崩れ対策**

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害に未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのＰＲを徹底する。

**⑼ 震災対策**

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">設備区分</td><td colspan="4">対策の基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">地震動</td><td colspan="2">津波</td></tr>
<tr><td>一般的な<br>地震動</td><td>高レベル<br>地震動</td><td>頻度の高い<br>津波</td><td>最大クラス<br>の津波</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区分Ⅰ</td><td>火力発電設備<br>（ＬＮＧタンク<br>油タンク）</td><td rowspan="2">個々の機能に重大な支障が生じないこと</td><td rowspan="2">人命に重大な影響を与えないこと</td><td>個々の機能に重大な支障が生じないこと</td><td>人命に重大な影響を与えないこと</td></tr>
<tr><td>ダム</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>区分Ⅱ</td><td>発電設備<br>（区分Ⅰ除く）<br>流通設備<br>電力保安通信設備<br>※</td><td>個々の機能に重大な支障が生じないこと</td><td>著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること</td><td>個々の機能に重大な支障が生じないこと</td><td>設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行うこと</td></tr>
</table>

※通信事業者から提供を受ける保安通信回線も含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。

なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

**①　地震動への対応**

ア　送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ　配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

エ　通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

**②　津波への対応**

ア　送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

イ　変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

ウ　配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

エ　通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

### ３．復旧用資機材等の確保および整備

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

#### (1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

#### (2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

#### (3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

#### (4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

#### (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

#### (6) 復旧用資機材等仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

## ４．電気事故の防止

関西電力および関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

### ⑴ 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

### ⑵ 広報活動

#### ①　電気事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア　無断昇柱、無断工事をしないこと。
イ　電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
ウ　断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
エ　浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気機器等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
オ　大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
カ　屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
キ　電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
ク　台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
ケ　その他事故防止のため留意すべき事項。

#### ②　ＰＲの方法

電気事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

#### ③　停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

## ５．他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

## ６．防災訓練

関西電力および関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## ７．防災教育

関西電力および関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

## １０－２　都市ガス施設の強化（大阪ガスネットワーク）

災害に対して、ガス施設の被害の防止や被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策として、耐震性の向上、防災システムの強化、防災体制等の整備に努める。

### １．ガス施設の耐震性向上（ガス導管）（防災 DB 共予防 資料 10-3-1）

ガス導管は、ガス事業法、並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づいて設計、施工しており、高圧導管はすべて溶接鋼管を使用し、また中圧導管については、溶接鋼管のほか、耐震性にすぐれた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用している（施工時の作業管理及び検査に十分な注意を払っている）。低圧導管については、新設及び、入れ替え時に、ポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管または鋼管を使用している。

### ２．防災システムの強化

#### (1) 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーションに地震計を設置しており、この情報は、無線により本社に集約されるようになっている。

#### (2) 保安用通信設備

① 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区事業本部、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。なお、通信に用いる無線塔は、十分な耐震強度を有している。

② 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、緊急時の通信確保のためのポータブル衛星通信施設を６ヶ所配備している。

③ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロール可能にすることとする。

#### (3) 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話は、本社を含めて各府県の事業所に設置されており、有線不通時にも社内の通信連絡はもちろん、各地域の災害対策機関との通信も確保されている。

#### (4) 導管網ブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。

スーパーブロック単位にガスの供給を一時的に停止する場合には、本社から無線による遠隔操作ができるシステムになっている。

#### (5) マイコンメーターの設置

家庭用マイコンメーターについては、平成８年度末にほぼ全てのご家庭に設置を完了した。大地震発生時は、メーターで自動的にガスを遮断して、顧客設備の安全を確保する。

## ３．防災体制の整備

### ⑴ 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握し定期的に見直しをしている。

### ⑵ 教育訓練

地震発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行い、年１回全社規模での訓練を実施している。

## １０－３　通信施設の強化（ＮＴＴ西日本）

### １．災害予防施設

#### (1) 建物設備

建物は、耐震・耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

#### (2) 電力施設

① 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
② 電力用各種装置の災害対策の整備、充実

#### (3) 通信設備

① とう道（共同溝を含む）網の拡充
② 通信ケーブルの地中化の推進
③ 地下埋設物等注意標識板の整備・充実
④ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の２ルート化を推進
⑤ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化
⑥ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

### ２．地震対策

#### (1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準を満足するよう設計している。また、診断及び補強も実施する。

#### (2) 所内設備

**① 機械設備**

建物に設備している交換機、伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎の梁、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないよう固定し耐震補強を実施している。

**② 電力設備**

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から成る。

これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現について検討を行う。

#### (3) 所外設備（地下埋設物設置状況(防災 DB 共予防 資料 10-3-1)）

架空ケーブルが家屋倒壊や火災により損傷を受けたのに対し、地下ケーブルはそれらを免れ数倍以上の信頼性の高さが確認できたため、都市部の需要の多い所から計画的に地中化を推進する。

### ３．災害対策用機材

災害対策用機材として、通信途絶防止用無線網の整備を図るとともに、災害対策用機器の整備・充実を図る。

①　通信途絶防止用無線網の整備…可搬型無線機 (TZ－403D)、可搬型ディジタル無線方式 (11P-150M)

②　災害対策用機器の整備・充実

ア　応急復旧ケーブル

イ　非常用可搬形ディジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

ウ　移動電源車、可搬型発動発電機

エ　排水ポンプ

### ４．防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

①　演習の種類 …　ア 災害対策情報伝達演習　イ 災害対策復旧演習　ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

②　演習方法　…　ア 広域規模における復旧シミュレーション　イ 事務所単位での、かけつけ・情報伝達演習　ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

# 第１１章　交通規制・緊急輸送に関する整備

本章では、緊急時に必要な交通規制及び緊急輸送の確保に関する整備について定める。

【　構　成　】

## １１－１　交通規制に関する整備

## １１－２　緊急輸送道路ネットワークの整備

## １１－３　緊急道路啓開に関する整備

## １１－４　ヘリコプターの活用に関する整備

## １１－５　海上輸送の確保に関する整備

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 経済観光局 | ・緊急輸送拠点に関すること |
| 建設局 | ・緊急輸送道路ネットワークの整備に関すること<br>・緊急道路啓開に関する協定 |
| 港湾局 | ・ヘリコプターの活用に関すること<br>・海上輸送に関する協定 |
| 兵庫県警察 | ・交通規制に関すること |

## １１－１　交通規制に関する整備

### １．交通規制資機材の整備

標示及び交通規制資機材については、各警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊等に常備し、不時の災害等に対応できるよう整備を図る。

### ２．交通管制システム等の整備

#### (1) 交通情報収集装置(監視用テレビ)の整備

幹線道路の主要交差点における交通流監視用テレビカメラの整備を図る。

#### (2) 交通情報提供装置(交通情報板等)の整備

主要幹線道路等における整備を図る。

#### (3) 自動起動型信号機電源付加装置の整備

主要信号交差点における自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。

#### (4) 信号制御システムの整備

交通規制に伴う交通の円滑化を図るため、集中制御信号機の整備を図る。

#### (5) 交通誘導の実施等応援対策業務に係る警備業者の運用

災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者との緊密な連携により、警備員の交通誘導業務の適正かつ効果的な運用を図る。

## １１－２　緊急輸送道路ネットワークの整備

### １．緊急輸送道路の指定

震災直後から緊急輸送を行う４つの活動（①緊急物資の輸送活動、②救助・救急・医療・消火活動、③災害対策組織の活動、④道路の点検・規制・啓開活動）を想定し、必要な路線を緊急輸送道路ネットワークとして指定する。(防災 DB 共予防 資料 11-2-1)

### ２．緊急輸送拠点

#### (1) 広域緊急輸送拠点の指定

他都市や調達先企業から搬入される救援物資等は、輸送経路に応じて以下の広域緊急輸送拠点で受け入れる。なお、海上及び航空から受け入れた救援物資等は、集積・配送拠点に集約した後に避難所等へ配送する。

表 11-2-1 広域緊急輸送拠点

| | 広域緊急輸送拠点名称 | 位 置 |
|---|---|---|
| 陸上輸送の受入拠点<br>（集積・配送拠点） | 協定事業者の物流施設※ | ― |
| | 王子公園※ | 灘 区 |
| | 御崎公園 | 兵 庫 区 |
| | 総合運動公園 | 須 磨 区 |
| | 北神戸田園スポーツ公園 | 北 区 |
| | しあわせの村 | 北 区 |
| 海上輸送の受入拠点 | 東部工区地区 | 東 灘 区 |
| | 六甲アイランド地区 | 東 灘 区 |
| | 摩耶ふ頭地区 | 灘 区 |
| | 新港東ふ頭地区 | 中 央 区 |
| | ポートアイランド地区 | 中 央 区 |
| | 兵庫ふ頭地区 | 兵 庫 区 |
| 航空輸送の受入拠点 | 神戸空港 | 中 央 区 |

**※　協定は防災 DB 協防災関連 資料 3-31、3-32 を参照**

**※　王子公園は工事のため一部使用不可**

#### (2) 地域緊急輸送拠点の指定

各区独自の物資需要に対応し、区内での円滑な物資の流通を図るため、区ごとに地域緊急輸送拠点(防災支援拠点を活用)を設ける。

#### (3) 代替緊急輸送拠点の指定

経済観光局は、被害状況により上記の緊急輸送拠点が使用できない場合は、災害時空地管理情報システムから、速やかに代替緊急輸送拠点を指定し、輸送機能を確保する。

## １１－３　緊急道路啓開に関する整備

### １．道路啓開用資機材の整備

建設部及び消防部は、道路啓開に必要な資機材を確保するため、事前に神戸市建設協力会等の協力を得て、その状況を把握する。なお、必要に応じて自衛隊等から資機材の支援を受ける。

### ２．災害時等における相互協力に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 4-5～7）

災害時等における道路の応急対策及び復旧業務に関し、相互協力に必要な事項を定めた協定を西日本高速道路株式会社関西支社及び阪神高速道路株式会社、神戸市道路公社と締結している。

### ３．災害時における災害応急対策業務に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 4-8、4-9）

大規模災害時において、災害対策基本法に基づく車両の移動等を協力して実施するため、必要な事項を定めた協定を一般社団法人日本自動車連盟兵庫支部及び兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合と締結している。

## １１－４　ヘリコプターの活用に関する整備

### １．活動拠点と離着陸場の選定基準及び指定

災害時にヘリコプターを有効に活用するため、神戸市航空機動隊及び他都市からの応援航空隊等の活動拠点と、ヘリコプター離着陸場の選定基準を以下のように定め、その候補となる離着陸場を決定する。なお、この候補地は毎年見直しを行い、災害時空地管理システム・データベースを更新する。

**(1) 離着陸場（ヘリポート）**

**①　神戸空港**

神戸消防ヘリコプターの活動拠点の基地である。緊急時に応援航空隊の受け入れが可能である。

**②　飛行場外離着陸場**

神戸消防ヘリコプターが離着陸場として国土交通大臣の使用許可を得ており、平常時でも離着陸可能な場所である。

**③　臨時離着陸場**

平常時は使用不可だが、緊急時に離着陸する場所として使用する場所である。国土交通大臣の使用許可は得ていない。

※航空法抜粋

**（離着陸の場所）**

第 79 条　航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあっては飛行場以外の場所において、水上にあっては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

**（飛行の禁止区域）**

第 80 条　航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

**（最低安全高度）**

第 81 条　航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

**（捜索又は救助のための特例）**

第 81 条の２　前３条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行う航行については、適用しない。

### (2) ヘリポートの管理者

| 名称 | 所在地 | 管理者 |
|---|---|---|
| 神戸空港 | 中央区神戸空港1番 | 関西エアポート株式会社 |

### (3) 災害直後の情報収集活動拠点

航空機動隊基地：神戸空港

その他、神戸空港、市外の大阪国際空港、八尾空港、兵庫県広域防災センター（三木市）も使用する。

### (4) 緊急患者の搬送、転送、及び医薬品の輸送拠点

地震後に発生する緊急患者の搬送、転送及び医薬品の輸送拠点となる市内主要医療機関を指定する際の離着陸場の選定基準は、以下のとおりとする。

・対象施設に屋上離着陸場が整備されている場合は、これを活用する。
・ヘリコプター進入に際し、障害となるものがない。
・対象施設との距離が概ね１～２㎞程度である。
・緊急車両等が通行可能なアクセス道路がある。
・将来にわたり管理がしやすい。
・飛散物がなく、路面の条件が良い。

### (5) 緊急物資の空路輸送拠点

緊急物資の空路輸送拠点として、神戸空港が指定されている。その他、空路輸送拠点（離着陸場）を指定する際の選定基準は、以下のとおりとする。

・ヘリコプター進入に際し、障害となるものがない。
・救援物資集積拠点との距離が概ね１～２㎞程度である。
・緊急車両等が通行可能なアクセス道路がある。
・将来にわたり管理がしやすい。
・飛散物がなく、路面の条件が良い。
・自衛隊ヘリコプター等、大型ヘリコプターの離着陸が可能な広さを有する。
・物資の積み降ろしスペースやトラックヤード等がとれる広さを有する。

### (6) 応援ヘリコプター集積・駐機拠点

他都市からの応援ヘリコプターや民間からの提供ヘリコプター及び自衛隊や海上保安庁ヘリコプターの集積・駐機拠点は、主として以下のとおりとする。

**① 広域応援・海上保安庁・民間応援ヘリコプター**

神戸空港

**② 自衛隊ヘリ**

ア 王子陸上競技場、しあわせの村

イ 神戸空港、大阪国際空港、八尾空港、兵庫県広域防災センター（三木市）

### (7) 阪神・淡路大震災時に使用した臨時離着陸場

阪神・淡路大震災時には、17 カ所の臨時離着陸場を使用した。

表 11-4-1　阪神・淡路大震災に使用した臨時離着陸場

| 区 | 臨時離着陸場 | 所在地 |
|---|---|---|
| 東灘 | ①六甲アイランド(トレーラー駐車場)<br>②六甲アイランド(向洋東公園)<br>③新明和工業甲南工場<br>④赤塚山高校グランド | 向洋町西２丁目<br>向洋町中２丁目<br>青木１丁目<br>住吉山手７丁目 |
| 灘 | ⑤王子陸上競技場 | 王子町２丁目 |
| 中央 | ⑥神戸ヘリポート<br>⑦メリケンパーク<br>⑧東遊園地 | 港島中町８丁目<br>波止場町<br>加納町６丁目 |
| 兵庫 | ⑨御崎公園中央競技場 | 御崎町 |
| 北 | ⑩神戸消防ヘリポート<br>⑪兵庫県消防学校<br>⑫しあわせの村グランド | ひよどり北町３丁目<br>山田町下谷上字中一里山<br>山田町下谷上字中一里山 |
| 長田 | ⑬西代市民グランド | 蓮池町１丁目 |
| 須磨 | ⑭須磨海浜公園グランド<br>⑮神戸市総合運動公園駐車場 | 若宮町１丁目<br>弥栄台２丁目 |
| 垂水 | ⑯平磯海浜グランド | 平磯１丁目 |
| 西 | ⑰関西青少年サナトリウム | 岩岡町西脇 836 |

## ２．ヘリコプター運用の一元管理

消防部において、様々なヘリコプター利用ニーズを取りまとめ、調整等を行い、効率的な運用ができるシステムを構築する。※各機関所有のヘリコプター諸元(防災 DB 共予防 資料 11-4-1)

## ３．臨時離着陸場等

### (1) 神戸市内の臨時離着陸場等

消防防災ヘリコプターの臨時離着陸場等として、神戸市内の 72 カ所を指定している。(防災 DB 共予防 資料 11-4-2)

### (2) 兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと臨時離着陸場(防災 DB 共予防 資料 11-4-3)

### (3) 大阪府下の災害拠点病院と直近臨時ヘリポート(防災 DB 共予防 資料 11-4-4)

### (4) 県外その他の医療機関（三次救急医療機関、災害拠点病院）と離着陸場(防災 DB 共予防 資料 11-4-5)

### (5) ヘリコプター保有機関への支援要請及び現有ヘリコプター

「地震・津波対策編 応急対応計画 第４章 救助・救急医療体制４－２ 災害時救急医療システム」による。

## １１－５　海上輸送の確保に関する整備

### １．災害時における船舶による輸送等に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 3-29、3-30）

災害時に、被災者及び救援者等の人員の輸送業務、救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務、被災者及び救援者等の臨時宿泊施設の業務等について、神戸旅客船協会の会員船会社が可能な限り本市からの要請に協力する。

また、災害時に、被災者及び救援者等の人員の輸送業務、臨時宿泊施設の業務等について、(一社)日本外航客船協会の会員船会社が可能な限り本市からの要請に協力する。

# 第１２章　ボランティア活動の体制整備

本章では、ボランティア活動に関する研修やネットワークの運営支援などボランティアの教育・育成について定める。

**【　構　成　】**

## １２－１　ボランティアの教育・育成

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 福祉局 | ・災害ボランティア活動の行政対応に関すること |
| 神戸市社会福祉協議会 | ・平常時における福祉教育、ボランティアの振興に関すること |
| 各区社会福祉協議会 | ・平常時における福祉教育、ボランティアの振興に関すること |

## １２－１　ボランティアの教育・育成

非常時にも助け合うことのできるボランタリー精神や文化の醸成には、平常時からのボランティアに対する関心を高め、参加の機会を得られる環境整備が必要である。併せて、すでに活動しているボランティアに対しても、その主体性を尊重しつつさらなる活動の活性化に向けた支援の仕組みを整備する。

### １．次代を担う福祉人材を育む取り組み

地域の児童・生徒たちが福祉に対する関心をもち、助け合いの心をもった次代の市民福祉の担い手となれるよう、市社会福祉協議会が主体となり、福祉体験学習等を通じて地域や施設での交流やボランティア体験をする機会を広げる。

### ２．新たなボランティアの養成と活動の活性化に向けた支援

ボランティアセンターは、平常時からボランティア入門・養成講座の実施により新規のボランティア獲得に取組むとともに、ひろく市民がボランティア活動を体験できる機会を開拓し、市民のボランティアに対する関心を高める機会づくりを行う。

加えて、既存のボランティアに対しても情報提供・研修を通じた資質向上や活動の活性化を図り、ボランティア相互の交流・協力を深め、それぞれの主体性を活かしたネットワークを構築できるよう支援する。

また、消防局等防災関係機関は、ボランティア団体を対象として、災害時にも活動目的が達成できるよう、災害時の初動活動に必要な知識の習得や訓練の機会を提供するなど支援をする。

### ３．ボランティア情報システムの運用

複数区にまたがる広域災害の発生に備え、「ボランティア情報システム」により市ボランティア情報センターと各区ボランティアセンターとの間で情報ネットワークを構築する。

ボランティア情報システムは平常時にはコーディネートの支援に活用し、災害時においては、各区災害ボランティアセンターへの区を越えたボランティア調整のためのシステムとして運用する。

# 第１３章　被災者生活の安定・再建に関する事前対策

本章では、罹災証明書の発行や被災者生活再建システムなどの被災者生活安定・再建に関する事前対策について定める。

【　構　成　】

１３－１　罹災証明書の発行に関する事前準備

１３－２　被災者生活再建支援システムの導入

１３－３　被災者支援の仕組みの整備

| 実施担当部 | 担当業務 |
|---|---|
| 危機管理局 | ・被災者生活再建支援システムに関すること<br>・被災者支援の仕組みの検討・調整に関すること |
| 地域協働局 | ・罹災証明に関すること |
| 行財政局 | ・被害家屋の判定基準及び被害家屋調査に関すること |
| 消防局 | ・罹災証明（火災によるもの）に関すること |
| 区 | ・罹災証明書の発行に関すること |

## １３－１　罹災証明書の発行に関する事前準備

罹災証明書は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、一時的な救済を目的に、区長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものである。

罹災証明書発行に関する事務は、大規模災害の場合、調査物件が非常に多くなり、事後処理等が膨大になるため、以下のとおり事前の準備・体制の整備を行う。

### １．家屋被害認定士の養成

罹災証明書発行又は被害家屋認定調査において指導的立場となる者を養成するため、兵庫県の実施する家屋被害認定士研修に計画的に参加する。

### ２．判定基準等の研修

行財政部は、市職員に対し、家屋被害認定士等により、調査方法や判定基準等の研修を実施し、被害家屋調査に関する知識の普及を図る。

### ３．　被害家屋調査員の登録

市職員（家屋評価補助員、税務部職員、罹災証明書受付発行担当職員等）及び建築士等のボランティアを事前登録しておく。

### ４．他都市の協力体制の確立

災害発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

### ５．調査携帯物品等の備蓄

固定資産税企画課に、傾斜計（さげふり）、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

## １３－２　被災者生活再建支援システムの導入

災害発生時には、被災者の生活再建を支援する各種施策を実施する必要があるが、その具体的な内容や規模を決定する基になるのは、罹災の程度であることから、その程度を証明する罹災証明書には、客観性と公平性が求められる。

一方、平成 25 年６月の災害対策基本法の改正により、遅滞なく、罹災証明書を発行することが義務付けられるとともに、被災者の被害情報などを一元的に管理する被災者台帳を整備することが明記されるなど、迅速性や効率性も求められることとなった。

これらの課題に対応し、迅速かつ公正な支援施策を実施するために、罹災証明書の発行と併せて、被災者台帳の管理機能を兼ね備えたクラウドシステム（被災者生活再建支援システム）及び、モバイルを用いた家屋被害調査システムを導入している。

## １３－３　被災者支援の仕組みの整備

被災者がいち早く生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備や制度の周知等に努める。